

「中央区こども計画(第三期中央区子ども・子育て支援事業計画)」の策定について

- ☞ 「第二期中央区子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度をもって終了することから、中央区子ども・子育て会議において計画に盛り込むべき内容についての協議・検討及びパブリックコメントの結果を踏まえ、最終案としてとりまとめた。

1 策定の趣旨

上位計画である「中央区基本計画2023」や他の関連計画との整合性を図るとともに、本区の子ども・若者や子育て家庭が抱えるさまざまな課題や社会環境の変化、国や東京都の動向等を踏まえ、「中央区こども計画（第三期中央区子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、子ども・子育て支援施策を計画的・総合的に推進していく。

2 計画の概要

○計画の名称

中央区こども計画（第三期中央区子ども・子育て支援事業計画）

○計画の期間

令和7年度から令和11年度まで（5年間）

○基本理念

「子どもも育む人も誰もが笑顔輝き、自分らしく成長できるまち 中央区」

○計画策定の視点

- ◇すべての子どもの健やかな成長と、ウェルビーイングの向上 ◇誰一人取り残されることのない、切れ目ない包括的支援
- ◇中央区らしい、子どもまんなかまちづくりを進める

3 中間のまとめからの主な変更点

- ・子どものライフステージ別の重点事業一覧を追加
- ・幼児期の教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を、最新状況を踏まえ修正
- ・新年度予算編成を踏まえた内容の修正

「中央区こども計画(第三期中央区子ども・子育て支援事業計画)」の策定について

4 パブリックコメントの実施結果

※詳細は別紙のとおり

実施期間 令和6年12月16日(月)～令和7年1月7日(火)

意見件数 129件 (小学生以下6件、中学生0件、高校生世代0件、一般123件)

31人 (小学生以下4人、中学生0人、高校生世代0人、一般27人)

5 計画(案)

別添のとおり

【プレス発表】なし 【議会対応】全議員送付

「(仮称) 中央区こども計画（第三期中央区子ども・子育て支援事業計画）」 中間のまとめに対するパブリック・コメントの実施結果について

1 実施期間

令和6年12月16日（月）から令和7年1月7日（火）まで

2 実施方法

（1）周知方法

- ① 区のおしらせ ちゅうおう（12月15日号）への掲載
- ② 区ホームページへの掲載
- ③ 区SNS（X（旧Twitter）、LINE、Facebook）への掲載
- ④ チラシの配布（（2）②の冊子設置場所、保育所、区立幼稚園等）
- ⑤ 学校・保護者間連絡アプリ（totoru）を通じて区立小・中学校保護者へチラシを配信
- ⑥ 学習用タブレット内のL-Gateにリンクを設置

（2）中間のまとめの公表方法

中間のまとめ及び子ども向けに作成した計画の簡易版を以下のとおり公表した。

- ① 区ホームページへの掲載

- ② 閲覧用の冊子の設置

＜設置場所＞

子育て支援課、まごころステーション、情報公開コーナー、各特別出張所、各図書館、中央区保健所・各保健センター、子ども家庭支援センター「きらら中央」・各分室、各児童館、各あかちゃん天国、子ども発達支援センターゆりのき、教育センター、男女平等センター「ブーケ21」

（3）意見の提出方法

子育て支援課窓口へ持参、郵便、ファクシミリ、電子メール及び区ホームページからの入力

3 意見の提出件数及び提出人数

提出件数 129件（小学生以下6件、中学生0件、高校生世代0件、一般123件）

提出人数 31人（小学生以下4人、中学生0人、高校生世代0人、一般27人）

4 意見に対する対応

- | | |
|-------------------------------|-----|
| ○ 計画に反映するもの | 8件 |
| ○ 計画に盛り込まれているもの、事業として実施しているもの | 23件 |
| □ 意見として伺うもの（今後の事業の参考とすべきもの） | 34件 |
| △ その他 | 64件 |

(仮称) 中央区こども計画（第三期中央区子ども・子育て支援事業計画） 中間のまとめについてのご意見の概要と区の考え方

【取り扱い】

- ◎：計画に反映するもの
- ：計画に盛り込まれているもの、事業として実施しているものの、実施予定のもの
- ：意見として伺うもの（今後の事業の参考とすべきもの）
- △：その他

No.	区分	該当箇所	ご意見の概要	取り扱い	区の考え方
1	一般	計画全体	全体として、本当に様々な事業を検討し、実行いただき大変感謝している。 一方で、一度実行し始めて止められなくなっているものはないか。事業のメリット・デメリットをしっかりと見定め、効果が低ければ一度終了してみるのも一つではないか。割ける人的資源には限りがあるため、際限なく増え続けることはできないと考える。	○	計画の進捗状況の管理として、PDCAサイクルのもと、子ども・子育て会議において事業の進捗管理と評価を行い、事業の継続・拡充、見直しを図ることで、実効性を確保してまいります。
2	一般		計画に予算の記載がないため、中央区の本気度が分からない。無限に予算を費やせるわけではないので、概算額を提示してほしい。	□	本計画は、こども基本法に基づく「自治体こども計画」として、本区の子ども・子育て支援施策の総合的な方向性を示しています。 ご意見の予算額の計画書への記載については、計画期間の5年間と/orの精度の高い数値を算出することは困難ではあります、PDCAサイクルのもと、子ども・子育て会議において事業の進捗管理と評価を行い、事業の継続・拡充、見直しを図ることで、効率的で質の高い行政サービスを提供してまいります。
3	一般		方向性1～5の全般に言えるが、相談支援の充実や居場所づくり等は多様なニーズや課題のあるこのご時世ではもはや時代遅れを感じる。一人ひとりのニーズに沿った施策が求められる時代であり、プッシュ型の施策の割合をもっと増やす必要がある。 そのためには、庁内の各課の横の繋ぎを強化し、各課のデータを活用した既存事業の高度化や業務効率化、住民サービス向上の施策に繋げていく必要がある。	□	中央区基本計画では、区政運営の柱と区の主な取組として、持続可能な行政財政運営のため、デジタルを活用したBPR（業務改革、Business Process Re-engineering の略称）を積極的に進め、区民ニーズに応じた利便性の向上と質の高い行政サービスの提供を行ふとともに、業務の効率化を徹底するとしています。
4	一般	P3 第1章 (3) 中央区の動向	「中央区の動向」に、こども家庭センターの設置について明記してほしい	△	こども家庭センターは令和7年4月に設置予定であり、P87「方向性2 基本施策1 子育てに関する相談・情報提供の充実」に重点事業として掲載しています。そのため、これまでの取組を記載している「中央区の動向」への記載はいたしません。
5	一般	P6 第1章 2 計画の位置付け	計画の位置付けについて、「若者も対象に含めて」と記載があるが、その指す範囲が不明確である。今後の本計画の対象範囲という重要な点なので、計画内に定義してほしい。	△	「若者」の説明を巻末資料編の用語解説に記載する予定です。
6	一般	P7 第1章 3 計画の期間	「子ども・若者を取り巻く社会状況の変化などにより、必要に応じて中間の見直しを実施する」と記載があるが、原則は、中間の見直しを行うと考える。 表中の令和9年に中間見直しを実施するよう記載してほしい。	△	本計画については、記載のとおり必要に応じて中間見直しを実施するため、ご意見のように表中の令和9年に実施するという記載はいたしません。
7	一般	P10 第1章 (4) パブリックコメントの実施	今回のパブリックコメントについて、子どもからどのような意見があったか記載してほしい。また、子どもからのパブリックコメントが少なかった場合は、なぜ、少なかったのか、どのように集めればよいか、次に活かせる検討も、合わせてしてほしい。	○	今回新たな取組として、子ども向けに計画の簡易版を作成し、パブリックコメントを実施した結果、小学生以下の4名の方から意見をいただきました。 本資料にご意見を提出いただいた方の区分を記載していますので、ご確認ください。
8	一般		今回のパブリックコメント結果の概要を掲載するにあたっては、対象の年代などの属性情報ごとの回答数も掲載してほしい（特に子ども・若者世代からどの程度回答があったのか等）。 当事者の意見がどの程度寄せられているのかを計画に示すことは、今後の意見聴取の手法のあり方にとつて重要な検討材料と考える。	○	本計画は、ページ数も限られていることから、ニーズ調査等の結果については一部抜粋して掲載しており、の中でも必要な内容について前回調査との経年比較を掲載しています。調査結果の詳細については、調査報告書をご覧ください。 【URL(令和5年度中央区子育て支援に関するニーズ調査、ひとり親家庭実態調査の実施結果について)】 https://www.city.chuo.lg.jp/a0020/kosodate/kosodate/keikaku/kosodateshien-chosahokokusho.html
9	一般	P39～42 第2章 3 保護者へのアンケート結果	前後比較によってどういったニーズ変化があるのかについて把握でき、そこから現状の課題や今後必要な施策が導かれるため、前回の調査結果も掲載してほしい。	△	

No.	区分	該当箇所	ご意見の概要	取扱い	区の考え方
10	一般	P53 第2章 (2) 地域子ども子育て支援事業の実績 ①主な施設の概要	プレディプラス事業について、今後設置される予定の各学校内学童クラブについては記載しても良いのではないか。	△	P49「(2) 地域子ども・子育て支援事業の「△主な施設一覧」」には、子ども・子育て支援策の現状として、令和6年10月1日現在の実績を掲載しています。
11	一般	P53 第2章 (2) 地域子ども子育て支援事業の実績 3) 1学童クラブ	表下の※2について、「民間学童」は前ページの「民設民営学童クラブ」でしょうか。説明もなぜ入所者数にこの児童を含めないのか、わからなかつたので文面の見直しを検討してほしい。	◎	ご意見のP53表下の※2、「公設学童」を「公設学童クラブ」に、「民間学童」を「民設民営学童クラブ」に修正します。 入所者数の記載については、表下に記載のとおり、公設学童クラブを希望しても入れていない児童を待機者としており、民設民営学童クラブに通いながら待機している児童は入所者ではなく待機者として扱うため、入所者数と待機者数に重複が生じないようにしています。
12	一般	P60 第2章 5 施策の推進に向けた課題 (4) 子ども・子育て家庭と地域がつながるための支援	「子ども・子育て家庭と地域をつないでいく」ことが理想ではあるが、実態としてファミリー・サポート・センターなどの事業が十分に機能していない中でやや非現実的な議論のように感じる。 まずは必要なニーズを把握した上で、それに対して必要なサービスを提供することを目指してほしい。	△	本計画では、これまでの実績や保護者へのニーズ調査等を踏まえ、「第4章方向性ごとの取組内容」で方向性毎の取組の方向性を示すとともに、「第5章子ども・子育て支援事業計画」において、ファミリー・サポート・センター事業をはじめとした子ども・子育て支援事業における量の見込みと、確保方策を定めています。
13	一般	P61 第3章 1 計画の基本理念	基本理念について、大変良い理念だと思う。 ぜひ、理念にあるように、子どもを育むひとには、さらにその子育てへの思いが深まるように、子どもを育んでいないひとにも、子育てを見守る思いが深まるように、それぞれの取り組みがなされるようお願いしたい。	○	基本理念及び計画に掲げる各取組を推進し、中央区らしい子どもまんなか社会の実現を目指してまいります。
14	一般	P68 第4章 方向性 1 KPIについて	KPIにある「困っていることや悩んでいることがあるときに話を聞いてくれる人がいる子どもの割合」について、こども大綱の中での数値目標よりも低い数値が設定されている。 中央区の目標値もこども大綱に合わせて、それが実現できるよう施策を進めてほしい。	△	参考として記載しているこども大綱の指標では、「「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合」であり、目標数値は97.1%となっています。 今回本区が実施した調査は、「困っていることや悩んでいることがあるときに話を聞いてくれる人がいる子どもの割合」で、調査結果は小学生調査であれば、「いる」が78.9%、「いない」が3.4%、「誰にも話さない、話したくない」が16.0%、「その他」が1.7%となっています。 設問が若干異なること、「いない」、「誰にも話さない、話したくない」と答える方が一定数おり、こども大綱の指標と目標値を合わせることはできませんが、本計画における数値目標達成に向けた取組の推進により、こども大綱における数値目標の実現を目指してまいります。
15	一般		いざというときに子どもたちが相談先を知っているかどうか、相談できるかが極めて重要である。 各種相談の窓口の認知度を定期的に子どもたちに調査し、その数値を事業KPIに加えてほしい。	□	今回実施した調査では、相談窓口の認知度については調査していないため、次回調査の際の参考とさせていただきます。
16	一般		子どもの権利に関して啓蒙が必要である。 子ども自身だけでなく、教育委員会や子ども家庭福祉に関する部署の区の職員、教員、保育士、学童職員など子どもに関わる専門職、ボランティアさんの子どもの権利条約の理解の徹底をしてほしい。	○	本計画に記載のとおり、「子どもの権利」が保障され、子どもたちが地域で安心して自分らしく過ごせるよう、子どもの育ちに関わる地域社会全体（区職員、関係機関等も含む）に対し、さまざまな機会を捉えて人権に関する普及・啓発を行い、子どもの権利の理解の促進を図ってまいります。
17	一般	P69～71 第4章 方向性 1 基本施策 1 子どもの権利の意識の醸成と理解の促進	子どもの権利条約記載部分に、子どもアドボカシーの概念を入れることや、子どもの意見表明支援において、子どもアドボカシーを進める視点の記載の充実を、子どもアドボカシーの用語も用いて記載してほしい。	△	P71「コラム」に記載の「子どもの権利条約」は、公益財団法人日本ユニセフ協会を出典としているため、文章の変更はいたしません。
18	一般		子どもの権利条約、東京都こども基本条例にのつとり、中央区のこども条例を策定し、子どもの権利を保証してほしい。	△	子どもの権利条約の精神にのつとり制定されたこども基本法に基づき、本計画を策定しています。また、東京都こども基本条例において子どもの最善の利益を最優先に、それぞれの役割に応じて取り組むべき様々な施策を位置づけていることから、本区が現時点で区独自に条例を制定する予定はありません。
19	一般	P72～74 第4章 方向性 1 基本施策 2 子どもに対する相談体制の充実	子どもオンブズマン制度を創設し、子どもが自分たちのことを責任をもって考えて決めることが大事である。また、本当に子どもの権利を守ろうと思うなら、人権救済窓口や人権監視機関が必須である。	△	子どもオンブズマン制度は、子どもの権利の侵害に関する相談及び救済に第三者的機関が公正かつ中立な立場で取り組むことを目的としており、本区では、いじめや虐待などの権利侵害に対する子どもの相談先として、こども家庭支援センター及び教育センターを設置しています。 引き続き、子どもが権利の主体として認識するよう、学校における主権者教育や子どもの権利に関するリーフレットの作成など、子どもの権利の意識の醸成を図ってまいります。 また、子どもたちが気軽に相談できる環境づくりと周知を図るとともに、子どもにかかる多様な施設・機関、地域関係者が連携し、地域における子どもへの見守りを一層推進してまいります。

No.	区分	該当箇所	ご意見の概要	取扱い	区の考え方
20	一般	P72~74 第4章 方向性1 基本施策2 子どもに対する相談体制の充実	子ども相談フォームについては、あくまで公立の中学校のタブレット端末経由での相談である。 私立に通う小中学生、高校生以上が相談できる場も同様に提供されるべきです。また、アカウント認証なしに匿名で相談できる場についてもあるべきです。	○	私立を含む子どもの相談場所として、子ども家庭支援センターや教育センターでの相談のほか、東京都こども・子育てお悩み相談室において、それぞれの悩みに応じた相談窓口を掲載しています。 なお、本区では、令和6年度より匿名での相談が可能な「ブーケ21」SNS相談（チャット相談）を実施しており、小中学生、高校生以上の相談にも応じています。
21	一般	P75~78 第4章 方向性1 基本施策3 子どもの地域・社会への参加・参画の機会の充実	体を動かす体験をするには、月に1万円以上する習い事に通わせなければ実現できないため、小学校の体育館やプールでの子ども向けの水泳教室や運動教室を充実させてほしい。	△	現在、子どもの健康増進及び体力向上を図り、またスポーツを始めるきっかけとなるよう様々なスポーツ教室を実施していますが、限られた施設を利用して実施しているため、実施回数の増については対応できません。
22	一般		参画に関して、子どもの権利条約の意見表明する権利、参加する権利が書かれていないので明記し、学校や子どもに関する事について意見を表明する機会を作ってほしい。	○	子どもの権利条約の意見を表明する権利、参加する権利を含む4つの原則については、P71「コラム」で紹介しています。 また、今回実施した子どもを対象としたパブリックコメントや、子ども・若者を対象としたアンケート調査の実施など、子どもが意見を表明することができる機会を引き続き設けてまいります。
23	一般		既存の関連の施策を並べた印象しかない。 他自治体の例を参考に、子ども若者自身がイベント等を企画・実施するような取組も行っていくべきと考える。	□	本計画に記載のとおり、子どもがさまざまな地域活動や社会活動への参加・参画のきっかけとなる機会を提供するとともに、子ども・若者向けアンケート調査の実施や会議体への若者の登用等により、子ども・若者が区政に参画できる機会を確保してまいります。
24	一般	P79~80 第4章 方向性1 基本施策4 教育内容の充実	3つの重点事業（個性や能力を伸ばす教育の推進、豊かな心・温かな人間関係を育む教育の推進、健康新体づくりの推進）について、現況と最終年度の枠に数字が入っておらず、これらの施策がうまく行ったのかどうかの判断ができない。 他の項目にならない、何らかの数値目標を設定してほしい。	△	教育の効果は、子どもの成長を包括的に考える必要があります。 ご意見いただいた3つの重点事業には、教育に係る多様な要素が含まれており、目標について件数や割合などの定量的な数値を設定するのはなじまないと考えております。
25	一般		英語教育について、小学校では文法は教えずにニュアンスだけで教えているのが現状で、英語塾に通う子とは差がある。公教育でどこまで英語教育を行うか疑問がある。	△	学習指導要領に基づき、小学校ではコミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育み、中学校では、文法などの働きについて学習します。 引き続き、発達の段階に応じて、外国語を通じて言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に向けた取組を充実させてまいります。
26	一般		他の自治体ではもっと多くの体験ができる機会がある。個人では限界があり、東京にいると中々体験の機会が少ないので増やしてほしい。	○	子どもたちが、豊かな人間性や自立心を育むため、引き続き、区のイベントや教育活動等を通じて体験活動や文化活動等の自己実現の場と体験機会を提供してまいります。
27	一般	P81~83 第4章 方向性1 基本施策5 自己実現の場と体験機会の提供	中学生職場体験について、とても良い取り組みなので全小学校でも実施してほしい。	△	職場体験は社会の一員としての自覚を促し、望ましい社会性や勤労観・職業観を育成することを目的として行われており、小学校では、校外学習や地域巡りなどの学習を通して、様々な職業についての理解を深めています。 引き続き校外における学習等の取組を推進し、キャリア教育を充実させてまいります。
28	一般		中央区は、幼い頃から海外旅行に行く家庭も多い。海外旅行に行かない家庭が貧困であるとは思わないが、行かない家庭の子どもたちが劣等感を感じず、一律に海外経験ができるよう、中学生の修学旅行を海外にするなど検討してほしい。	△	修学旅行は、中学校3年間の学習の集大成として、総合的な学習の時間等の学習内容をより充実したものにすることを目的としております。 そのため、行き先については各校の修学旅行の目的に応じて決定しています。
29	一般		ドーム型プラネタリウム「タイムドーム明石」の持つ臨場感や教育的価値を考えると、遊休資産となっているこの状況は非常に惜しいと感じている。 未就学児を含む子どもと保護者向けプログラムを充実させ、地域住民が気軽に利用できる環境を整えるなど、ぜひタイムドーム明石の再開を検討してほしい。	△	旧郷土天文館「タイムドーム明石」のプラネタリウム施設は、小学校第3・4学年の全児童を対象とした教育センター教室で学習投影に活用しています。 本の森ちゅううおう開設にあたり、プラネタリウム一般投影を含む社会教育事業を整理し、指定管理者に事業を引き継いだ経緯があり、現在一般的な方向けには本の森ちゅううおうでミニプラネタリウムや星空観覧会を実施しています。 ドーム型施設については、人員配置や経費の都合上、小学生を対象とした学習投影に特化しているところです。
30	一般		明石町の郷土資料館跡を利用して、プラネタリウムのある小規模な科学館を整備し、教育センターとも連携して、子どもに科学体験の場を提供してほしい。	△	郷土天文館があったスペースには、令和5年9月から教育センターが移転しており、プラネタリウム施設は小学校第3・4学年の全児童を対象とした教育センター教室で学習投影に活用しています。 子どもたちの科学に対する興味・関心を醸成することは非常に大切であると考えており、教育委員会では教育センターにおいて科学教室や早稲田大学と連携した科学実験教室等を開催しています。ご提案の施設整備は難しい状況ですが、今後とも事業を充実させてまいります。

No.	区分	該当箇所	ご意見の概要	取扱い	区の考え方
31	一般	P81～83 第4章 方向性1 基本施策5 自己実現の場と体験機会の提供	様々な体験が重要であることは理解するが、何をするでもなくはっとすることのできる居場所も不可欠なので、若者のための施設も検討してほしい。 晴海図書館にTeen&Youthエリアが設けられたように、既存の施設の一角を活用というやり方もあると考える。	□	例として挙げられた施設のように、引き続きさまざまな機会を捉え、ニーズを踏まえながら各地域における若者の居場所の確保に努めてまいります。
32	一般	P85～89 第4章 方向性2 基本施策1 子育てに関する相談・情報提供の充実	小学校からの連絡でしか情報を受け取らないので、区が何をしているか分かりづらい。 様々なサポートが区にはあると思うので、その時々にあった情報がほしい。	○	地域や子育ての必要な情報を入手できるよう、区のおしらせやホームページ、SNS、こどもすぐすくナビ、子育てガイドブックなどの多様な媒体・手段を活用し、情報発信してまいります。
33	一般		区の支援やイベント情報になかなか気づけないことが多々あったので、情報発信を強化してほしい。	○	
34	一般		乳児家庭全戸訪問事業について、現況と最終年度目標の前後比較ができない。重要なのは訪問率と把握率なので、その目標値を設定すべきである。	◎	乳児家庭全戸訪問事業における訪問率は、本区での訪問実施率であり、里帰り等により他自治体へ訪問を依頼した場合は訪問率に含まれません。そのため、最終年度における里帰り出産数等を予測することは困難であるため、訪問率の目標を設定することはできません。 把握率については、100%を維持することは重要であることから、事業の最終年度目標にその旨を追記いたします。
35	一般	P90～95 第4章 方向性2 基本施策2 妊娠期から出産・子育て期の切れ目ない伴走型支援	子ども家庭センターの設置について、重要なのは施設の数ではなく、必要となる方がいざというときに支援につながることができることなので、施設の認知度を把握してほしい。	△	本事業は、誰もが安心して妊娠出産・子育てできる環境を整えるための相談支援体制の強化を目的としたものであり、施設の認知度を把握する予定はありません。
36	一般		ふくしの総合相談窓口について、重要なのは施設の数ではなく、必要となる方がいざというときに支援につながることができることなので、施設の認知度を把握してほしい。	□	ふくしの総合相談窓口については、令和6年4月に開設した京橋地域をはじめ、月島・日本橋の各地域に順次開設することで、身近な地域で相談できる体制づくりを進めています。 引き続き、福祉に関する困りごとを抱えた方が気軽に相談ができ、必要な支援につながることができるよう周知を進め、認知度の向上に努めてまいります。
37	一般		出産・子育て応援事業について、重要なのは対象者との程度つながることができたかなので、その数値を設定すべきである。	△	里帰り等により他自治体の訪問を受けた方も給付の対象者になりますが、No.34の回答のとおり里帰り出産数等の予測は難しく、また、区の面談・訪問後に転出する方や他自治体での面談・訪問を受けた後に転入する方などがいるため、正確な対象者数を把握することは困難であり、数値目標を設定することはできません。
38	一般	P90～95 第4章 方向性2 基本施策2 妊娠期から出産・子育て期の切れ目ない伴走型支援	バースデーサポートについて、重要なのは対象者との程度つながることができたかなので、その数値を設定すべきである。	△	ギフト申請時のアンケートの回答内容を確認した上で、区が必要と判断した対象者に面談等を実施していますが、区が関わるべき対象者の数を予測することは困難なため、数値を設定することはできません。
39	一般		妊婦健康診査について、重要なのは対象者全体に対してどの程度受診者がいるかなので、その数値を設定すべきである。	△	妊婦健康診査の対象者については、妊娠届後に区外転出する方や、妊婦健康診査受診後に区内転入する方などがいるため、正確な対象者数を把握することは困難であり、数値目標を設定する予定はありません。 なお、P176「4（11）妊婦健康診査」において、量の見込みとその確保策を記載しています。
40	一般		「子ども子育て応援ネットワーク」について、現況と最終年度目標の前後比較ができないので、数値設定がされるべきである。	△	本事業は、子ども家庭センターの役割・業務として充実していきます。最終年度における支援対象者数を予測することは困難なため、数値設定を行うことではできません。
41	一般	P90～95 第4章 方向性2 基本施策2 妊娠期から出産・子育て期の切れ目ない伴走型支援	産後ケア事業について、他の自治体に比べて同じ施設を利用するにも金額が高く、使いにくく感じた。産後鬱を防ぐためにも利用しやすくてほしい。	□	産後ケア事業の現在の利用者負担額の設定は、各施設が設定する利用金額の概ね3割を下回る負担額での設定を行っており、適切な設定額であると考えております。 引き続き、国や他自治体の動向、区民のニーズを注視しながら、対象施設の拡大やサービス形態の追加等を検討し、利用しやすい環境を整備してまいります。

No.	区分	該当箇所	ご意見の概要	取扱い	区の考え方
42	一般	P90~95 第4章 方向性2 基本施策2 妊娠期から出産・子育て期の切れ目ない伴走型支援	インフルエンザの予防接種の補助について、現状子どもには2,000円の補助があるが、75歳以上の高齢者は無料なので、子どもも無料で接種が受けられるようにしてほしい。 また、子どもの同居家族が感染した場合のリスクを低減するため、同居家族への接種補助も行ってほしい。	□	本区では予防接種法に基づき、小児の定期予防接種のほか、65歳以上の方等を対象とした季節性インフルエンザの定期予防接種などの各種定期予防接種を実施しています。 また、法定接種以外の予防接種費用を助成対象とする場合は、国や東京都の方針、感染症の流行状況と区民の健康への影響、ワクチン接種の効果や副反応の有無、自費で接種する際の区民の負担などを総合的に検討し、実施の可否を決定しており、令和6年度からは子育て世帯の負担軽減を図ることを目的に、子どもの季節性インフルエンザ任意予防接種に係る費用の一部助成を行っています。 接種費用の全額助成や同居家族への接種助成については、現時点での予定はございませんが、引き続き国及び東京都の方針・情報、感染症の流行状況などの傾向を見ながら、助成対象者及び助成金額について検討してまいります。
43	小学生以下		江戸バスについて、都営バス同様に小学生も無料か半額にしてほしい。	△	江戸バスの運賃は既存のバス路線の運賃などを踏まえ、多くの方に低料金で利用していただけるように100円と設定したため、小学生の方の運賃につきましても同様に一律100円としています。 今後とも子どもにも大人にも身近で利便性の高い公共交通となるように努めてまいります。
44	一般		プレコンセプションケアについて、中央区は少子化の現状ではないが、いつかその状況が訪れるときがあるので、子どもたちに今のうちから重要性を伝えてほしい。	□	プレコンセプションケアの周知は、区民の健康増進や充実した生活の実現のために重要であると認識しているため、その実施方法や対象・時期等について、引き続き検討してまいります。
45	小学生以下	P96~100 第4章 方向性2 基本施策3 教育・保育環境の整備	小学校児童数の増加に伴い、クラス数も増えたため、専門の教室が減るなど、学年合同などで行う活動がやりにくくなりました。また、休み時間に多くの人数で校庭や屋上で遊ぶことが危険という理由から、校庭や屋上で遊ぶことができる日数がとても減っている。順番が来ても、とても狭い。 人数に対して学校が狭すぎるので、もっと広い学校にしてほしい。	□	本区では児童や生徒の数が増加していることから、教室の不足が生じないよう、余教室や多目的室について普通教室への改修を行っています。 都心区である本区では、敷地や建物の規模が限られていることから、改築等の機会をとらえ校庭のほかにも運動スペースを作ることや、可能な限り遊ぶことができる場所を確保できるように努めています。
46	一般		0歳から2歳の幼児について、保育所に預ける場合は1人あたり数百万円単位の公費負担があるが、自宅保育をする家庭にはそれに代わる公費支援がなく、支援の切れ目が生じている。令和8年からこども誰でも通園が実施されると、さらに通園する家庭と自宅保育する家庭への支援の格差が広がる。 自宅保育をしている家庭にも同程度(月数万円単位)の切れ目のない支援をしてほしい。	△	保育所は、保護者の就労などの理由により保育を必要とする乳幼児を預かり、保護者に代わり保育することを目的としており、在宅で保育をされている方で一時的に保育が必要な場合は、一時預かり保育事業を利用いただけます。 子育て世帯への経済的支援については、妊娠の方へタクシー利用券を贈呈し、出産後には区内共通買物・食事券を贈呈する出産支援事業をはじめ、対象児童を中学生から高校生世代まで拡大して実施している子ども医療費助成など、区独自として子育て世帯への支援の充実を図っております。 今後も、就労の有無にかかわらず安心して子育てができる環境の整備に努めてまいります。
47	一般		年々、外国人の児童・生徒が増えている。「国際特別支援学校」のような制度を設け、外国籍の子どもが日本文化等を学ぶことで、社会の秩序が守られるようお願いしたい。また、民間の教育機関に委託してもよいと考える。	△	外国人の児童・生徒については、日本語教育に適応できるよう語学指導員を配置しています。本区においては、人口増加が続いていることから、普通教室や小学校の確保が課題となっていることから、現時点で「国際特別支援学校」のような学校の設置予定はありません。 今後も、語学指導員の配置に加えICT機器の活用などを推進し、より一層学校現場と連携して外国籍等の児童・生徒の学校生活を支援してまいります。
48	一般	P101~105 第4章 方向性2 基本施策4 教育・保育の質の向上	学習用タブレットは授業での利用頻度が低いにも関わらず、充電のために毎日ランドセルに入れて通学している。 児童・生徒の負担軽減のため、学校内に充電ポートの設置もしくは学校に置いて帰れるようお願いしたい。	△	タブレットは学習効果を高める重要なツールであり、区ではタブレットを家庭に持ち帰る目的として、授業の予習・復習や、ドリルソフトを活用して児童・生徒個々の学習課題の解消などに加え、充電することをお願いしております。 この取組は、学校と連携して行っており、今後も家庭へタブレットを持ち帰る意義をご理解いただけるよう努めてまいります。
49	一般		保育園巡回支援・指導検査について、単純な巡回した数では施設数が変動することから良し悪しが把握できない。たとえば「N年 or Nヶ月に1度は巡回」といった何らかの基準を基に巡回対象や頻度を設定されないと考えられるので、その前後比較ができるような形式に修正してほしい。	△	巡回支援・指導検査は、決められた回数ではなく、各園の状況によって調整しています。職員の配置状況、経験年数、保育の状態、在園児数、前回の巡回結果などを考慮して、臨機応変な支援体制を構築し、保育の安全性の確保と質の向上を図ってまいります。

No.	区分	該当箇所	ご意見の概要	取扱い	区の考え方
50	一般		保幼小の連携について、現況と最終年度目標の前後比較ができない。現状の回数で足りているのかどうかという判断があって、その上で増やすべきか同数で維持すべきなのか等の数値設定がされるべきである。	△	保幼小の連携は、保育園・幼稚園から小学校への円滑な接続を図ることを目的としており、各連絡会の内容を充実させ、就学前教育から義務教育にいたる学びの連続性を確保しています。 また、連絡会の内容については、子どもの学びに係る多様な要素が含まれており、件数や割合などの目標の定量的な数値を設定するのはなじまないと考えております。
51	一般	P106~110 第4章 方向性2 基本施策5 多様な子育て支援サービスの提供	一時預かり保育のオンライン予約が新たに導入されたが、必要不可欠なサービスであり、実現されたことに感謝したい。	○	引き続きサービスの向上に努めてまいります。
52	一般		一時預かり保育の実施場所が限られているため、ハードルが高い。少しずつ実施場所を増やしていくってほしい。	□	子ども家庭支援センターの各分室や公私連携認定こども園等に、保育需要に応えられるよう一時預かり保育の受け入れ施設を整備し、実施しています。 今後も保育実績や施設改修等の機会を捉え、区民サービスの向上に努めてまいります。
53	一般		一時預かり保育の利用料金一時間800円を値下げしてほしい。 令和8年度にこども誰でも通園制度が実施されることも期待するが、一時預かり保育の実施園を拡大し、利用をより積極的に促してほしい。	△	使用料は多角的に適正と判断しており、変更の予定はありません。 一時預かり保育は子ども家庭支援センターの各分室や公私連携認定こども園等で実施しており、保育需要に応える量的整備をしています。 引き続き、保育実績や施設改修等の機会を捉え区民サービスの向上に努めてまいります。
54	一般		ファミリー・サポート・センター事業について、依頼会員数が記載されていない。 また、現状においては十分にサービスを提供できていないという課題がある中で、この最終年度目標の記載では、今後の方向性が見えない。本事業を立て直すならば、何らかの対策とその数値目標があるべきであり、ないならばそのニーズをどこで埋めるのかという施策が記載されるべきである。	◎	重点事業の現況には、サービスの確保方策を記載しているため、依頼会員数を記載していません。 最終年度目標に、数値目標として、提供会員数、活動件数の数値を記載しました。
55	一般		ファミリー・サポート・センター事業について、親の通院・健診へ一緒にいくなどサービスの拡充をお願いしたい。 提供会員の担い手不足に対しては、ペイをあげることやシルバー人材センターの利用、民間委託による運用も考えられる。	△	親の通院や健診等には提供会員宅での預かりを主軸に活動しています。提供会員増に向け取組を進めており、活動謝礼の変更や民間委託等は考えておりません。
56	一般		東京都のベビーシッター制度の方が、ファミリー・サポート・センター事業より空いている人を探すのも依頼するのも楽であり、啓蒙活動しても利用者は増えないのではないかと感じている。 ベビーシッターの交通費は実費であり、都内在住のシッターは空いてないことが多い。ファミリー・サポート・センター事業で提供会員の方がベビーシッター制度に移行すれば、利用者としては近所の方に気軽に頼れて良いと思う。また、類似した事業が乱立して分かりにくいのも改善してほしい。	△	多様な子育て支援ニーズに応えられるよう、一時預かり保育などの施設型保育に加え、令和3年度からはベビーシッター利用支援事業を実施し居宅型保育サービスの選択肢を増やしました。 ファミリー・サポート・センター事業は、コロナ禍を経て活動実績が減少していますが、潜在会員を活用したり活動しやすい素地を整えたりすることで、地域での子育ての支え合いを推進してまいります。
57	一般		病児・病後児保育の実施施設が少ない。	□	病児・病後児保育施設については、セーフティネットとして機能するよう、受け入れ施設を整備しています。 引き続き、多様な保育ニーズに応える保育枠・体制を確保してまいります。
58	一般		病児・病後児保育の利用者の条件には、保護者の就労条件はないという認識だが、現在、同事業の利用にあたり保護者の就労条件が付けられたのか確認したい。	△	病児・病後児保育については、保護者の就労等で家庭看護が困難なときのセーフティネットとして、事業を実施しています。 就労していないことが本事業の利用を阻むものではありません。
59	一般		子どもショートステイについて、利用理由に「育児疲れ」を追加し対象を広げてほしい。 理由を聞くことなく、受け入れを実施している自治体もある。また、区でもショートステイを独自で実施し、利用枠を増加させてほしい。	△	保護者の疾病等で家庭養育が困難なときのセーフティネットとして事業を実施しており、利用条件の変更は考えておりません。
60	一般		ベビーシッター利用支援事業の使用年齢を小学生まで引き上げてほしい。	△	小学生については、学童クラブやプレディなどの放課後児童対策を推進していることから、ベビーシッター利用支援事業の対象年齢の引き上げは考えていません。
61	一般		緊急一時保育援助について、未就学児だけでなく、就学児も利用できないか、枠の拡大の検討をお願いしたい。	△	保護者の疾病等で日中保育が困難なときのセーフティネットとして事業を実施しており、対象児の変更是考えていません。 小学生の放課後の居場所としては、プレディや児童館等を整備しています。

No.	区分	該当箇所	ご意見の概要	取扱い	区の考え方
62	一般	P111～115 第4章 方向性2 基本施策6 子どもの居場所づくり	ほっとできる居場所に関する子どもへのアンケートについて、単数回答であれば「①自分の家」を選択する人が多くを占める結果になるのは明らかなので、今後実施する場合は、複数選択にすべきである。	△	本調査では、東京都が平成28年度に実施した「子供の生活実態調査」の結果と比較するため、同調査を参考に、単数回答として設問を設定して実施しました。
63	一般		KPI「学童クラブ待機者数」の目標値「0人（2029年4月1日）」について、5年後ではなく、2～3年後に目標を実現できるよう工夫してほしい。プレディプラス（学校内学童クラブ）を数年かかりで展開していく認識なので、展開後に何人程度かという記載が良いのではないか。	○	P84「【目標達成の目安となる指標（KPI）】」は、計画最終年度の目標値を設定したものです。P165、166に事業の量の見込みと確保方策を年度ごとに記載しています。
64	一般		学童を増やしてほしい	○	P165、166「学童クラブ【量の見込みと確保方策】」に記載のとおり、引き続き区立小学校内への学童クラブの設置や児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業を実施する民間学童クラブの誘致を推進してまいります。
65	一般		放課後等デイサービスの利用を希望しているが、空きがなく、児童館の学童クラブも利用予定である。デイサービスの事業者から「送迎待ちの際に学校（プレディ）で待っていてほしい」と言われた。 中央区では「学童クラブとプレディの併用はできない」ということであり、今後、学校内に学童クラブが設置され、こういった問題は解消していくと思うが、事情がある場合には、両方利用できるよう検討をお願いしたい。	□	放課後等デイサービスについて、今後も利用ニーズの増加が見込まれることを踏まえ、令和6年度より新たに開設する事業所への補助を行い、区内参入の促進に取り組んでいます。 学童クラブとプレディの併用については、学童クラブは利用の必要性の高い方が入会しているという点に鑑み、併用可とする予定はありません。放課後等デイサービス事業所にご相談いただき、現行のルールに則った利用をお願いします。
66	一般		特認校に通う子どもの放課後の居場所を確保する場合、学校から外に出てプレディ実施校に移動するか、高額な民間学童を利用するかの選択になる。 学校から外へ出ることへの不安もあるため、校内で放課後を過ごせるよう、特認校へのプレディや学童の早急な設置をお願いしたい。	◎	プレディ未設置の小学校の内、城東、阪本、常盤小学校において児童の活動場所の確保に一定の目処が立つことから、令和8年4月の開設を目指して必要な調整や開設準備を進めていくため、P167「(3)②放課後子ども教室（子どもの居場所「プレディ」）」の【確保方策】に反映します。 なお、泰明小学校についても、引き続き実施場所の確保に向けた検討を行ってまいります。
67	一般		今年度からプレディの運営会社が変更になり、プレディプラス事業が開始されたが、先生が全員入れ替えとなり、プレディ内の秩序が守られていなかったり、子どもの数が多くて、子どもは嫌がって行きたがらなくなったり。 今は子どもの人数が減ったと聞いているが、子どもたちが行かなくなつて人数がちょうどよくなっているのではないかと思う。学童クラブと一緒にすることは行政の都合であり、先生の入れ替えも含め、もっと利用者と保護者の意見を聞いた上でプレディプラスを実施してほしかった。	□	プレディプラスの事業者は児童館との連携を図るため、導入に合わせて近隣の児童館を運営している事業者に委託しています。 実施にあたっては、参加している児童の意見や学校、地域関係団体と協議しながら進めてまいります。
68	一般	P111～115 第4章 方向性2 基本施策6 子どもの居場所づくり	「プレディ」について、小学校内の体育館や図書館等の既存の設備を有効活用し、子どもの特性に合わせた放課後の過ごし方ができるとさらに良くなると考える。	□	各小学校内の設備や空き教室等については、これまで学校と相談しながら活用してきたところです。 引き続き、学校と協議・連携しながら活動場所の確保を図ってまいります。
69	一般		中央区は学童やプレディに通う児童への公費支援は1人あたり数十万円相当の予算で行つてが、学童などに通わない児童への支援は一切ない。 学童などに通わない児童に対しても月数万円単位の教育バウチャーを支給し、全ての子どもの放課後の居場所づくりを支援してほしい。	△	学童クラブは自宅で適切な保護育成を受けられない児童を対象としていますが、プレディは区内のすべての小学生がご利用いただける施設です。 また、子育て世帯への経済的支援については、対象児童を中学生から高校生世代まで拡大して実施している子ども医療費助成など、区独自として子育て世帯への支援の充実を図っております。 習い事や塾の利用は、自由な選択に基づくものであり、現在、公費支援を行う考えはありませんが、引き続き子どもの安全安心な放課後の居場所づくりに努めてまいります。
70	一般		児童館の運営時間の格差を無くして中高生以上の利用に向けた内容の充実をしてほしい。	△	児童館では、限られた空間の中で利用者が安全に活動できるスペースを確保するとともに、ニーズに合った活動ができるよう、施設の広さや設備に応じて特色のある運営を行っています。 中高生世代は一般的に活動範囲が広く、その活動内容も高度であることから、各地域ごとに比較的大きなホールや音楽活動が可能なスタジオがある児童館において、中高生世代が活動できるよう、小学生以下の利用を午後5時までとした上で、午後8時まで開館しています。
71	一般		障害ある子の場合は放課後の留守番が難しく、中学生以降のメインの居場所は児童館一般利用か放課後等デイサービスのみで、遠くの他の居場所へ移動するのは、非常に負担が大きい。子どもを地域で育てる考えをえた場合、近所の児童館の一般利用が午後5時まででは放課後の地域の居場所がないので、児童館の開館時間を延長してほしい。 また、質を確保してほしい。	△	狹小な児童館では、中高生世代の活動スペースの確保が困難であり、また、中高生世代の利用ニーズをあまり見込めないことから、午後5時以降の開館はしておりません。 質の確保につきましては、引き続き提供するサービス水準の向上に努めてまいります。

No.	区分	該当箇所	ご意見の概要	取扱い	区の考え方
72	一般		現実問題として、児童館は中高生の居場所とはなっていないので、他自治体のように若者のための施設も検討してほしい。また、他の自治体ではこれらの施設を担っているのは児童福祉の担当部署ではなく青少年健全育成の担当部署が行われることが多いので、部署も横断した形での取組を期待する。	△	本区では、地域ごとに比較的大きなホールや音楽活動が可能なスタジオがある児童館を中高生世代が活動できる居場所として設けています。 また、地域のあらゆる世代が集える、にぎわいと交流、地域コミュニティの拠点として、令和5年12月に「はるみらい」を整備しました。引き続き、こうした施設の整備を検討してまいります。
73	一般		はるみらいや晴海図書館のような中高生以上も利用したいと思える機能を区内の各地域に作ってほしい。 晴海は他地域からアクセスが悪く、地域差を生まない、どこに住んでも同じ質の資源にアクセスできるようにしてほしい。	○	本計画に記載のとおり、中高生以上の若者が身近な地域における新たな交流やつながりを得られる多様な居場所が必要と認識しており、引き続き、各地域における若者の充実した居場所の確保に努めてまいります。
75	一般		小・中学生以下の子どもに限っては、公園での球技・スケートボード・自転車などをはじめとした趣味・スポーツ・運動を許可するようお願いしたい。	△	公園は子どもから高齢者まで多くの方にご利用いただいておりますので、他の利用者の迷惑となる行為は禁止しています。このため、球技・スケートボード・自転車等の利用は原則としてできません。 なお、ネットで囲まれたキャッチボール場や多目的広場を区内13公園に整備し、ボール遊びができる場所としておりますので、ボール遊びについてはこちらの利用をご検討ください。
74	一般		公園の整備について、昨今児童公園で子どもたちが大人に声をかけられたり接触があつたりで怖い思いをする事業をよく聞く。 児童遊園では枠で囲って出入口を固定し、不特定多数の人が入らないスペースで子どもが安心して遊べるように環境整備をしてほしい。	△	不特定多数の人が入らないスペースの整備については、管理人が常駐しスペースへの出入りを監視する必要があることから、困難なため、対応できません。 公園巡回警備で定期的にパトロールを実施し、状況確認及び注意喚起を行うとともに、子どもが安心して遊べるようにしてまいります。
76	一般	P111~115 第4章 方向性2 基本施策6 子どもの居場所づくり	「公園・児童遊園の整備」について、「老朽化が進んだ公園等については、地域の特性やニーズ、自然環境等に配慮しながら改修整備を行います。」と記載があるが、黎明橋公園のキャッチボール場は休日朝から夕方までバスケットボール等で小学校高学年～中学生が利用されていて、低学年は危なく利用できない。もう一方所増設するなど対応の検討をお願いしたい。 このような事例からすると、「改修整備を行います」というトーンではなく積極的な対応をお願いしたい。	△	区立公園内のキャッチボール場については、中学生以下の子どもの利用を優先するよう案内しております。小さな子どもの利用も想定されることから、譲り合っての利用を案内していきます。 なお、キャッチボール場をもう一か所増設することは、公園敷地に制約があることから、増設の予定はありません。
77	小学生以下		公園の整備について、子どもやその保護者だけが入れて、安心して遊べる公園やボールを使って遊べる場所がほしい。また、車いすのままで障害のある友達といっしょに遊べる遊具（車いすの友達も乗れるターザンロープなど）のある公園をつくってほしい。そして、小さい子が道路に出ていかないよう柵をつけるのと、小さい子の遊具もある公園をつくってほしい。	□	公園は、地域住民の方をはじめ在勤者・来街者など、幅広い利用者がいらっしゃるため、現時点で子どもとその保護者だけが利用できる公園を整備することは困難です。 インクルーシブ遊具については、近年整備した複合遊具にはその要素を含む遊具を選定しており、公園の改修や遊具の交換を行う場合には、インクルージブ遊具の設置も検討してまいります。
78	小学生以下		公園の整備について、子どもだけがあそべる公園をもっとつくってほしい。また、車いすだけをしている人と一緒に遊べるよう遊具やブランコをつくってほしい。	□	また、公園の出入口が車道に面している箇所には、公園内または車道に車止めや横断防止柵を設置しています。 小さいお子さんの遊具の利用については、保護者が同伴することにより、貼付されているステッカーに記載の年齢に限らず遊ぶことができます。
79	一般		インクルーシブ公園を設置してほしい。全ての子どもが遊びたいはずである。	□	いたいたご意見を参考にして、今後とも子どもや大人、障害の有無を問わず幅広い利用者が快適に利用できる公園づくりに努めてまいります。
80	一般		「校庭（遊び場）開放」について、「学校休業日（原則、日曜日および休日）に、（略）安全な遊び場として開放しています。」とあるが、大半の小学校で月1回～数回の開放に留まっていて、定着している遊び場にはなっていない。現状維持のトーンではなく積極的な対応をお願いしたい。	□	子どもたちの遊び場が少ない本区において、学校の校庭は貴重な広場となっており、学校休業日にはさまざまな地域活動やスポーツ活動に利用されていることから、開放する日数を増やすことは容易ではありません。 遊び場として開放するだけでなく効率的な活用方法について検討し、校庭（遊び場）開放の充実に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。
81	一般	P116 第4章 方向性3 KPIについて	新規被虐相談件数が、コロナ前から200件以上心理的虐待を中心に増加している。相談による事前予防が行き渡り、結果、この数を減らすことをKPIに入れることはできないか検討してほしい。	△	被虐件数増と相談件数増の意味合いは異なります。相談件数をKPIに設定する考えはありません。
82	一般		発達障害への支援について、具体的な支援の流れなど情報をオープンにするようお願いしたい。	○	子ども発達支援センターでは、子どもの発達に関する様々な相談をお受けし、お子様の発達状況に応じて適切な支援・療育を行っています。 また、発達障害に関する正しい知識を普及するため、講演会やリーフレットの配布を行っています。

No.	区分	該当箇所	ご意見の概要	取扱い	区の考え方
83	一般	P117~120 第4章 方向性3 基本施策1 育ちに支援を必要とする子どもへの支援	ゆりのきによる乳幼児健診における連携発達相談は、とても有効と思うが、3才児健診の際に実施していないのであれば、早期発見・介入の強化の点から実施し、対応を強化してほしい。	□	子ども発達支援センターが実施している「ゆりのき連携発達相談」では、保健所の健診時等に心理士と保健師が出向き早期発見・早期療育に努めています。 健診時以外でも区内保育所等への巡回相談を実施するなど支援の強化を図るとともにいつでも気軽に相談できる体制の整備に努めてまいります。
84	一般		ゆりのきの相談員による巡回相談について、児童館の巡回相談もとても大事なため、人員を厚くし、児童館への巡回相談も積極的に展開してほしい。	△	子ども発達支援センターでは、相談員が子どもの在籍する保育所、認定こども園等を訪問し、在園するお子様の日々の生活の様子を見極めながら発達状況についての助言を行っています。 そのため、現時点では児童館を巡回対象にする予定はありません。
85	一般		「ゆりのき」や地域の児童発達支援施設を利用しているが、作業療法士（OT）の運動療育は年中からしか受けられず、受けられても不定期であった。 また、心理士の療育も数ヶ月に1回ペースであった。さらに、希望しないと発達検査を受けられず、知能検査は就学相談まで受けられなかった。支援の必要な子どもに対して、支援者が不足しているので、支援者の増員をお願いしたい。	□	子ども発達支援センターで実施している作業療法（OT）は、運動機能等の発達を促すためには年中程度からの療育が効果的と考えています。 また、発達検査については、心理面接の中で必要に応じて実施しています。療育の回数は、利用者が公平に受けられるようにしているため制限はありますが、より多く受けられるよう創意工夫し、実施してまいります。
86	一般		民間の児童デイサービスの数が増えているが、ゆりのきとの連携が就学健診・就学後フォローのために必要と考える。 ゆりのきがハブとなって、学校、地域、民間をつなげるようにお願いしたい。	□	子ども発達支援センターでは、区内障害児通所支援事業所を対象に支援の専門性や支援技術の向上を目的とした研修を行っています。 こうした研修等を活用しながら関係団体との連携の構築を進めてまいります。
87	一般		重症心身障害児や医療的ケア児が利用できる支援施設が圧倒的に足りないため、障害児福祉計画と連携させながら、増加させてほしい。 また、知的・発達・肢体不自由児が利用できる放課後デイサービスの数を増やすしてほしい。	○	中央区障害児福祉計画において、放課後等デイサービスのさらなる需要増を見込んでおり、今後も増加が見込まれる放課後等デイサービスの利用ニーズを踏まえ、令和6年度より新たに開設する事業所への補助を行い、区内参入の促進に取り組んでいます。
88	一般		重症心身障害児や医療的ケア児が利用できる在宅レスパイトの時間数が、中央区は、上限96時間であり、上限を増やすことを、障害児福祉計画と連携させながら、検討してほしい。	○	令和6年度より、1年度における利用時間の上限を144時間に拡充しています。
89	一般		医療的ケアを希望する保育園・幼稚園・学校・学童保育等に看護師を派遣する体制の構築をお願いしたい。 派遣できるようになると、今後、医療的ケア児が、地域の学校に通う場合にも対応ができるようになると考える。	□	各施設の実情に応じて、医療的ケア児の受け入れに支障がないよう確保する体制を整えています。 引き続き、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の趣旨に則り、体制の整備に努めてまいります。
90	一般	P117~120 第4章 方向性3 基本施策1 育ちに支援を必要とする子どもへの支援	個別移動支援事業について、現在は年齢に関わらず通学における移動支援が片道30分、月間23時間と決まっている。中学生以降は住まいから学校までが遠くなり、障害の程度によってはこの時間では不足する。通学における安全確保のために、成長に伴う行動範囲の広がりに応じた移動支援の支給量の実施も加えてほしい。	○	本区では、令和4年度より成長に伴う行動範囲の広がりに対応するため、個別移動支援事業の通学にかかる利用範囲を特別支援学校、特別支援学級、小学校、中学校、高等学校、大学等へと拡大しています。 また、通学利用の時間数上限を超えての支給を希望される方については、その必要性について検討した上で支給の可否を決定していますので担当ケースワーカーにご相談ください。
91	一般		放課後等デイサービスが一杯であることから、学童クラブの障害児枠があることを周知し、学童クラブで預けられるようにしてほしい。 可能であれば、障がいのある中学生が学童のような場を利用できるようにしてほしい。	□	放課後等デイサービスについて、今後も利用ニーズの増加が見込まれることを踏まえ、令和6年度より新たに開設する事業所への補助を行い、区内参入の促進に取り組んでいます。 学童クラブの利用審査にあたっては、障害のあるお子様が小学3年生以上の場合の指數の加点のほか、同点だった場合に障害者手帳を有する児童を優先するなどの対応を行っていますが、障害児枠というものは設けておりません。 なお、障害の有無に限らず、特別な配慮が必要な児童については、個別の事情を勘案しています。
92	一般		育ちに支援が必要な子どもや障害ある児童が健やかに成長するには、通所支援、特別支援教育等で社会参加する力を培った後、地域でその力を発揮する仕組みや支援が必要ではないでしょうか。	□	本区では、ライフステージに応じて未就学児については児童発達支援、就学後については、放課後等デイサービスなどの障害児向けの福祉サービスを提供しています。 障害のある児童が地域や様々な方面で活躍できる場の更なる支援の充実に向け、障害者計画等との整合性を図りながら施策を進めてまいります。
93	小学生以下		障害がある子について、大人たちでこれがいいと勝手に決めないで意見を聞いてほしい。子どもの権利条約の、意見を表明する権利、参加する権利を大人たちが奪わないでほしい。障害者権利条約を守ってほしい。	□	子どもの権利条約や障害者権利条約を順守はもとより、障害の有無にかかわらず、計画や施策に子どもの声を反映させるよう、さまざまな意見表明の機会を設けていきます。

No.	区分	該当箇所	ご意見の概要	取扱い	区の考え方
94	一般	P117～120 第4章 方向性3 基本施策1 育ちに支援を必要とする子どもへの支援	適応教室「わくわく21」について、通室できる場所を増やしてほしい。また、希望者には訪問支援を実施することも検討してほしい。	△	適応教室「わくわく21」については、通室とオンラインによる個に応じた学習や対話支援、民間事業者を活用した学習支援のほか、さまざまな場所からつながることができるメタバースの活用を検討するなど、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりに努めています。
95	一般		引きこもりや浮きこぼれ、学校へ通えない子どものための施設や手立てについて記載してほしい。	○	不登校等の児童・生徒の個々の状況により、「学校以外の居場所づくり」、「生活や学習状況の改善」、「学校復帰に向けた支援」といった目的別・段階的に支援が行えるよう、適応教室「わくわく21」を運営しています。
96	一般		「知的発達に遅れがない自閉症児」を対象とした学級が中央区に無いため、自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の新設を要望します。	□	自閉症・情緒障害特別支援学級では、学習指導より、日常生活におけるつまづきの改善に重きを置いた「自立活動」の指導が行われます。一方で、進学等を考えた時に、各教科の指導時間を確保することも必要なため、十分に検討を重ねた上で、設置について検討します。
97	一般	P117～120 第4章 方向性3 基本施策1 育ちに支援を必要とする子どもへの支援	<インクルーシブ教育について> 特別支援学級設置校の普通級一年生に在籍する知的障害を持つ児童が、在籍クラスではついていけない授業のときに支援級で指導を受けていると聞き、素晴らしい取り組みと思った。 特別支援級が設置されている学校だけでなく、すべての学校に広げてほしい。また、知的障害と情緒障害それぞれの支援学級を作ってほしい。	△	交流及び共同学習は、経験を深め社会性を養いながら豊かな人間性を育むとともに、障害の有無にかかわらずお互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会として大変有意義です。特別支援学級をはじめ、個の障害の程度に応じて各校で対応させていただきます。 知的障害特別支援学級については、月島第三小学校（R7）、日本橋小学校（R10）に開設予定です。情緒障害特別支援学級については、今後検討していきます。
98	一般	P121～123 第4章 方向性3 基本施策2 児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援	特別支援教育の充実について、インクルーシブ教育を導入してほしい。 また、インクルーシブ教育が進んでいるかを評価するために、目標、指標、実現のための方策、客観的な質と量の評価ができるよう数値化してほしい。	△	インクルーシブ教育は、子どもの状態等を踏まえ、個別に教育的ニーズを把握し、支援の内容を検討していくものであるため、目標や指標等の数値化は難しい状況です。 共生社会の実現を目指すインクルーシブ教育の理念を踏まえつつ、交流及び共同学習を柔軟にかつ積極的に取り入れることが必要です。
99	一般		児童相談所設置も目標に、児童福祉の人材育成を行っていることは認識しており、今後しっかり議論がされ、具体的な設置に向けた動きが生まれることを期待したい。	□	相談員の確保・育成など子ども家庭支援センターの相談支援機能や都区連携の強化を図るとともに、区児相設置に向けて適地を含めた検討を続けてまいります。
100	一般		一時保護施設から、登校やオンライン授業実施の依頼が在籍校に来た場合、教育委員会は、その実現に向け柔軟な対応をとってほしい。	□	要保護児童等に対する教育機会の確保については、教育委員会としてその重要性を認識し、最大限の対応を取るよう努めています。
101	一般	P124～127 第4章 方向性3 基本施策3 子どもの貧困の解消に向けた支援	子育て支援を考える方々への講座において、子どもアドボカシーや子どもの意見表明等支援に関する内容の実施をお願いしたい。	□	子ども家庭支援センター「きらら中央」勝どき分室で実施している講座の中で、実施内容について検討してまいります。
102	一般		子どもの学習・生活支援事業について、対象を小学1～3年生まで拡充してほしい。	△	小学校高学年以降は学習面での難易度が上がり精神面での変化が見られやすいため、児童が学習意欲や自己肯定感を持てるよう支援に取り組んでいることから、現時点で小学1～3年生を対象とすることは検討しておりません。
103	一般		就学奨励の条件が公開されておらず、申請をしたが対象外の結果を受けた。条件を公開してほしい。	□	条件については、区HPで概要を公開していますが、今後、詳細の公開について検討してまいります。 また、今後は問い合わせを受けた際には申請者の状況を確認し、より丁寧な説明を心掛けてまいります。
104	一般	P128～130 第4章 方向性3 基本施策3 子どもの貧困の解消に向けた支援	ひとり親家庭が、保育園、学童保育、病児保育、ファミリーサポート、養育訪問支援事業等を優先利用できるようにしてほしい。	△	保育園の入園選考において、ひとり親家庭には加点を付与するとともに、同点の場合にも優先されるよう配慮しています。 学童クラブの利用審査においては、ひとり親家庭に対する指數の加点のほか、同点だった場合にひとり親家庭の児童を優先するなどの対応を行っています。 病児保育は、運用方法から専用枠を確保する考えはありません。 ファミリー・サポート・センター事業は利用会員と提供会員の相互援助活動のため、優先利用の考えはありません。 養育訪問支援事業はひとり親であることを含めた総合的なアセスメントに基づき利用の決定をしています。

No.	区分	該当箇所	ご意見の概要	取扱い	区の考え方
105	一般	第4章 方向性3 基本施策4 ひとり親家庭の自立支援	ひとり親・貧困に理解のある就職先を開拓・確保してほしい。	○	<p>ひとり親・生活に困窮した方の就職に向けた支援にあたっては、ハローワークやシルバーワーク中央と連携しながら、相談者の状況や希望に応じた求人の情報提供を行うなど、生活の安定に向けた支援を行っています。</p> <p>また、ひとり親で希望される方に対しては、母子・父子自立支援プログラム策定員により個々の状況、ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定しているほか、生活困窮者で希望される方に対しては、就労支援員が相談者の状況に応じた支援プランを作成するなど、きめ細やかで継続的な自立・就業支援を行っています。</p>
106	一般		ひとり親家庭相談及び女性相談、養育費確保支援事業について、最終年度目標の記載がないため前後比較ができない。数値設定がされるべきである。	△	相談件数や養育費確保支援事業の申請件数については、件数により事業の効果が把握できるものではないため、数値目標を定めていませんが、引き続き相談者の求めや悩みに対して適切な支援を行ってまいります。
107	一般	P128~130 第4章 方向性3 基本施策4 ひとり親家庭の自立支援	ひとり親だが、一定の所得があり、所得制限を超えてしまったため、すべての支援を受けられずにいる。中央区に住み続けるには一定の所得が必要であり、懸命に働くことで、所得制限を越えてしまうひとり親家庭があることを知ってほしい。	△	<p>ひとり親支援では事業の目的に応じて所得制限等の要件があるものやないものがあります。</p> <p>今後ともひとり親家庭のニーズを把握し、ひとり親家庭の福祉増進を図るための支援策を検討してまいります。</p>
108	一般		ひとり親世帯を対象に設置している区営住宅の数を増やし、優先利用できるようにしてほしい。増やせないなら、家賃補助をしてほしい。	△	<p>公営住宅を増やしていくには用地の確保が必要となります、都心に位置している本区は地価が高く、公営住宅を増設することは困難です。また、ひとり親世帯への家賃補助は、公平性の確保や継続的な実施により大きな財政負担を伴うことから、導入は考えておりません。</p> <p>なお、ひとり親世帯を含めた住宅の確保に配慮が必要な住宅確保要配慮者への入居を拒まない住宅を確保するため、令和6年度から民間の空き家・空き室を活用したセーフティネット住宅の運営事業者を募集し、その事業者に対して家賃補助等を行う制度の運用を開始しています。</p>
109	一般	P128~130 第4章 方向性3 基本施策4 ひとり親家庭の自立支援	令和6年5月に成立した民法等の一部を改正する法律（父母の離婚後等の子の養育に関する見直し/令和8年5月までに施行予定）を踏まえて、離婚後の共同養育を推進する内容を計画に加えてほしい。	△	現在、国等から法改正に係る通知や方針が示されていないため計画に反映することはできませんが、引き続き国や東京都の動向を注視してまいります。
110	一般		こども家庭庁が開始した「離婚前後親支援事業」（こ支家第198号・令和6年3月29日）を踏まえた内容を計画に加えてほしい。	○	離婚前後親支援事業の事業内容の一つである「養育費の履行確保等に資する事業」について、本区では「養育費確保支援事業」として実施しており、計画にも反映しています。
111	一般		ひとり親家庭ホームヘルプサービスを利用する場合、中央区では一時的に日常生活に支障が出ている場合という条件付きとなっており、以前住んでいた自治体の方が充実していた。日常生活に支障が出る前に支援してもらえる制度を検討してほしい。	△	<p>ひとり親家庭ホームヘルプサービスは、国や東京都の基準に準じて実施しており、対象者を就職活動や急病等のため一時的に家事等の日常生活に支障が生じているひとり親家庭としています。</p> <p>現在のところ、制度を変更することは検討していませんが、他自治体の動向や区民のニーズを注視し、引き続きひとり親家庭の生活の安定を図ってまいります。</p>
112	一般	P135~137 第4章 方向性4 基本施策1 若者が地域で力を発揮できる環境づくり	「地域・社会活動への参加・参画」の一環として、関連する審議会・委員会に子ども・若者をメンバーとして加えることを検討してほしい。 当事者として企画段階から関わることが熱量を持つ最大のきっかけになると想える。	○	本計画に記載のとおり、子ども・若者向けアンケート調査の実施や会議体への若者の登用等により、子ども・若者が区政に参画できる機会を確保するとともに、子ども・若者の視点や意見を政策等に反映してまいります。
113	一般		子ども・若者の意見の反映について、「全庁」とすると結局だれも責任を取らずやらないということになりかねない。 担当部署を設定し、府内の旗振り役の役割を担ってほしい。	○	<p>子ども・若者の意見の反映については、特定の部署のみが取り組む内容ではないため、「全庁」としています。</p> <p>また、計画の進捗状況の管理として、PDCAサイクルの中で子ども・若者の意見等を踏まえ、事業の継続・拡充・見直しを図ることとしています。</p> <p>なお、子育て施策を総合的に捉えたさらなる子育て支援の充実を推進するため、令和7年度に、「子ども施策推進室」を新たに設置する予定です。</p>
114	一般	P138~140 第4章 方向性4 基本施策2 生きづらさを抱えた若者の支援	ケアリーバー(児童養護施設や里親の元から自立する若者)の住居支援の記載をしてほしい。行き場がないことによる問題が生じている。	△	実施主体は東京都になります。 東京都の取組を注視し、都からの依頼に応じ協同していきます。
115	一般	P141~144 第4章 方向性4 基本施策3 若者がライフデザインを描くための支援	既存の関連の施策を並べた印象しかない。 課題や目的に応じて、施策を検討してほしい。	□	計画書に記載のとおり、計画の期間の中で、若者がライフイベントに係る選択ができるよう、資質・能力を身に付けるための支援を充実していきます。

No.	区分	該当箇所	ご意見の概要	取扱い	区の考え方
116	一般	P145 第4章 方向性5 KPIについて	方向性5のKPIについて、「地域住民による子ども・子育て活動に将来的に携わってもよいと思う保護者の割合」を、「地域住民による子ども・子育て活動に実際携わっている保護者の割合」としてはどうか。 実際に行動する人が増えてこそ、見える形で、地域・社会全体で子育てを育むことにつながると考える。	△	ご意見の「地域住民による子ども・子育て活動に実際携わっている保護者の割合」の割合は、就学前児童保護者では1.8%、小学生児童保護者では4.7%となっています。 数値目標として掲げるには割合が低く（回答者数が少なく）なっているため、本計画では、「将来的に携わってもよい方」、「実際に携わっている方」の両方を含め、KPIを設定しています。
117	一般	P150～152 第4章 方向性5 基本施策2 子どもを守る安全なまちづくり	子ども自転車乗り方教室について、教室を実施するだけでなく、安全に子どもが自転車の練習ができるよう、交通公園を整備してほしい。	△	区立公園内への自転車の乗り入れについては、公園利用者の安全を確保するため、区立公園条例で禁止しています。公園内は、小さな子どもから高齢者まで、様々な利用者が安心して利用できる空間である必要があることから、自転車の乗り入れを可能にする予定はありません。 自転車の練習については、安全安心に練習できる場所を提供するため、区立小学校の校庭を自転車の練習用として一時的に開放しています。
118	一般		子ども自転車乗り方教室について、練習する機会が限られている。 公園の利用ルールの変更など、公園関係の部署と連携して見直しを検討してほしい。	△	
119	一般	P153～155 第4章 方向性5 基本施策3 ワーク・ライフ・バランスの推進	子どもが学校で「アンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）」について学ぶ機会があった。大人も学べる機会の検討をお願いしたい	○	男女平等センターでは、男女共同参画の推進事業の中で、「アンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）」について、男女共同参画ニュース「Bouquet」や主催講座等の中で広く学ぶ機会を提供しています。講座のお知らせは、区のおしらせやホームページに掲載しています。 なお、男女共同参画ニュース「Bouquet」No.91でアンコンシャスバイアスを特集しています。 【URL（男女共同参画ニュース「Bouquet」No.91）】 https://www.city.chuo.lg.jp/documents/5716/20220725.pdf
120	一般	P160～162 第5章 3幼児期の教育・保育施設の量の見込みと確保方策	現在月島地域で建設中のターマンションが完成するとさらに4,500人ほど人口が増加する。 保育所・幼稚園だけでなく、小・中学校の教室のほうも、地域を分けて、量の見込みと確保方策をすべきではないかと考える。	△	本計画では、子ども・子育て支援法において定められている、保育所・幼稚園の量の見込みと確保方策を掲載しており、小学校・中学校については掲載しておりません。 なお、小・中学校については、地域の状況や通学区域ごとの児童・生徒数推計、教育環境整備に係る法制度の動向に基づき毎年検討を行い、教室等に過不足が生じないよう計画的に整備していきます。
121	一般		保育所の量の見込みについて、人口急増である月島地域で保育所が不足することが考えられるため、中央区全域で見るのはではなく、3区域で分析すべきと考える。	○	保育所等の量の見込みと確保方策については、京橋地域、日本橋地域、月島地域の3地域に分けて分析し、その結果を、令和6年度第3回中央区子ども・子育て会議で提示し、審議しました。
122	一般	P183 第6章 計画の推進	計画のPDCAサイクルを適切にまわすためには、その計画を担う人材育成が欠かせない。本計画の推進体制において、「体制づくり」と述べられて終わっており、人材育成について、記載を充実させてほしい。	△	本計画内で、保育士の資質向上、児童相談センターへの研修派遣を通じた人材育成等、多様な人材の育成について記載しています。 ご指摘箇所の記載の修正の考えはありませんが、今後も計画の進捗管理の中で、計画を担う多様な人材の育成の取組を推進してまいります。
123	一般		本計画を実施するにあたっては、庁内での連携のみならず、東京都、警察等の各関係機関との連携は、欠かせない。 「体制づくり」において、関係機関と連携することについての記載の充実をお願いしたい。	△	本計画を推進するには、例示いただいたような各関係機関等との連携は欠かせません。ご指摘の箇所では、計画の推進の基本的な考え方として、連携の必要性を記載しており、記載の修正の考えはありませんが、各取組において、関係機関等と綿密に連携しながら事業を実施してまいります。
124	一般	P184～185 第6章 目標達成の目安となる指標（KPI）一覧	KPIについて、これらの数字は定期的にアンケートを実施し、最終年度だけでなく進捗を把握してほしい。 子ども向けの調査は今回新たに実施したもので年度によっての変動も想定されるのでぜひ実施してほしい。	□	次期計画の最終年度の前年に当たる令和10年度に、計画の進捗度合を図るために、保護者向けのニーズ調査や子ども向けアンケート等の調査の実施を予定しています。 KPIや各種取組も含めた計画全体の進捗把握の方法については、引き続き検討してまいります。
125	一般	表紙	表紙の計画名の下に、計画期間の明記をしてほしい	◎	表紙に計画期間を記載することを予定しています。
126	一般		りゆぽ～と（標準服等リユース事業）について、SDGsに即した素晴らしい活動だが、取り扱いがない学校があるので、全校の標準服の取り扱いをしてほしい。	△	りゆぽ～と（標準服等リユース事業）は事業の開始に当たり、区立幼稚園・学校にアンケートを行い、参加意向のあった園校を対象として実施しています。 今後も参加希望があった園校については取扱対象とする予定です。

No.	区分	該当箇所	ご意見の概要	取扱い	区の考え方
127	一般	記載なし	りゆぽ～と(標準服等リユース事業)の譲渡会の開催場所が京華スクエアで他の地域からは遠いので、それぞれの地域で譲渡会を開催してほしい。	□	<p>りゆぽ～と(標準服等リユース事業)は京華スクエア内で譲渡準備を行っており、在庫管理システムとウェブサイトを連動させることによって、ウェブサイトでリアルタイムの在庫を確認できるようにしています。これにより、譲渡会開催中も在庫の変化を確認できます。</p> <p>在庫管理システム機器の移動が難しいことから、今後も京華スクエアでの開催を予定しておりますが、今後譲渡会の実施方法を検討する際には、ご意見を参考にさせていただきます。</p>
128	小学生以下		ハッピー買物券の販売を15歳以上に制限するのは、子どもをひとりの人間としての人権が認められていないとと思うので、是正してほしい。	△	<p>ハッピー買物券は、区内の消費を刺激することで景気回復や顧客拡大の契機を作り、区内中小小売店等の振興を図ることを目的に発行しています。</p> <p>自ら得た賃金でハッピー買物券を購入し、消費の主体を担える可能性があることを踏まえ、「16歳以上」としているため、購入対象者の年齢について変更する予定はありません。</p>
129	一般		用語解説を巻末に入れてほしい。	◎	中間のまとめ時点では資料編を掲載しておりませんでしたが、現行の計画と同様に、巻末の資料編に用語解説の掲載を予定しています。

別添

(案)

中央区こども計画

(第三期中央区子ども・子育て支援事業計画)

中央区

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の経緯	1
2 計画の位置付け	6
3 計画の期間	7
4 計画の策定体制	7
第2章 中央区の子ども・子育て、若者を取り巻く現状と課題	11
1 子ども・子育て、若者を取り巻く状況	11
2 子どもへのアンケート結果	18
3 保護者へのアンケート結果	33
4 子ども・子育て支援策の現状	45
5 施策の推進に向けた課題	59
第3章 計画の基本的考え方	61
1 計画の基本理念	61
2 計画策定の視点	62
3 計画の方向性	63
4 計画の体系	65
5 子どものライフステージ別の重点事業一覧	66
第4章 方向性ごとの取組内容	67
方向性1 子どもの成長と活動を応援します	68
方向性2 子どもが元気に明るく育つ環境をつくります	84
方向性3 特に配慮を必要とする子どもと家庭を支援します	116
方向性4 若者が成長・活躍できる環境をつくります	134
方向性5 地域・社会全体で子ども・若者を育む力を高めます	145
第5章 子ども・子育て支援事業計画	156
1 本計画で取り扱う人口推計	156
2 提供区域の設定	158
3 幼児期の教育・保育施設の量の見込みと確保方策	159
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	162

第6章 計画の推進	183
1 計画の推進体制	183
2 計画の進捗状況の管理	183
資料編	186
1 中央区子ども・子育て会議条例	186
2 用語解説	188
3 中央区子ども・子育て会議	195
4 国・東京都関連	197



中央区における子育て施策展開について～新たなステージへ～	4
こども計画とSDGs	5
「子どもの権利条約」とは	71
子どもの相談先～ひとりで悩まないで～	74
少年リーダー養成研修会	78
子育てに関する情報の発信	89
プレコンセプションケア	95
幼稚園の預かり保育の拡充・弁当給食の提供	100
保育の質の向上に向けた取組（巡回指導・支援、研修）	105
ファミリー・サポート・センター	110
小学生の放課後の子どもの居場所（学童クラブ、子どもの居場所「プレディ」）	115
子どもの学習・生活支援事業	127
ふくしの総合相談窓口	133
晴海地区の新たな公共施設	
（晴海地域交流センター、晴海区民センター、晴海西小・中学校）	137
子どもの育ちと地域社会（こどもまんなかチャート）	149
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて	155

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の経緯

(1) 社会情勢と国の動向

【少子化の現状】

わが国の出生数は、「第2次ベビーブーム」期の昭和48（1973）年の209万人をピークに減少し、平成28（2016）年には初めて100万人を割り込みました。近年では、少子化のスピードがさらに加速し、令和5（2023）年には過去最少の727,277人まで減少しています。少子化の急速な進行は、人口（特に生産年齢人口）の減少と高齢化を通じて、労働供給の減少、将来の経済や市場規模の縮小、経済成長率の低下、地域・社会の担い手の減少、現役世代の負担の増加、行政サービスの水準の低下等、結婚しない人や子どもを持たない人を含め、社会経済に多大な影響を及ぼすことが懸念されています。

【「こどもまんなか社会」の実現に向けて～「こども家庭庁」の創設、「こども基本法」の成立】

このような少子化の現状を食い止めるため、政府は令和3（2021）年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を閣議決定しました。基本方針では、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする方針と、実現のための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設する（令和5（2023）年4月発足）ことが示されました。

そして、令和4（2022）年6月には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が成立（令和5（2023）年4月1日施行）しました。同法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

【「こども大綱」、「こども未来戦略」の策定】

また、令和5（2023）年12月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」と、これまでとは次元の異なる少子化対策の実現に向けて取り組むべき政策強化の基本的方向をまとめた、「こども未来戦略～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～」を閣議決定しました。

「こども大綱」では、すべての子ども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指すとしています。

「こども未来戦略」では、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間で集中的に取り組む「加速化プラン」として、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」、「全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」、

「共働き・共育ての推進」、「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」が提示されました。具体的な施策としては、児童手当の抜本的拡充、出産等の経済的負担軽減、保育所等の1歳児及び4・5歳児の職員配置基準の改善や保育士等の待遇改善、「こども誰でも通園制度」の創設等が盛り込まれています。

【児童福祉法の一部改正】

加えて、令和6（2024）年4月には、児童虐待相談対応件数が令和4年度に21万4,843件で過去最多を更新する等、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童福祉法が一部改正されました。改正法では、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化等が示されました。

（2）東京都の動向

【「チルドレンファースト」の社会実現に向けて】

東京都では、令和元（2019）年12月、今後の都政運営の新たな指針として「『未来の東京』戦略ビジョン」を取りまとめました。ビジョンでは、2040年代の目指す姿として「子供の笑顔と子供を産み育てたい人で溢れ、家族の絆と社会が支える東京」を掲げ、令和12（2030）年に向けた戦略として、「子供の目線に立って、あらゆる負担を徹底的にサポートする」、「子供に身近な地域のまちづくりや政策を、都が徹底支援する」、「『チルドレンファースト』を社会に浸透させる」ことを掲げています。

こうした状況やこれまでの東京都の子供・子育て支援に係る取組の成果を踏まえ、令和2（2020）年3月に「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）」を策定（令和4（2022）年度中間見直し実施）しました。その後、令和3（2021）年3月には、明るい未来の東京を切り拓くための都政の新たな羅針盤となる「『未来の東京』戦略」を策定しました。

【「東京都こども基本条例」の制定、「こども未来アクション」の策定】

さらに、令和3（2021）年4月に「東京都こども基本条例」を施行しました。この条例は、「子どもの権利条約」の精神にのっとり、子供を権利の主体として尊重し、子供の最善の利益を最優先にすることを基本理念として明確化し、子供の安全安心、遊び場、居場所、学び、意見表明、参加、権利擁護等多岐にわたる子供政策の基本的な視点を一元的に規定しています。加えて、令和4（2022）年4月には、都政の政策全般を子供目線で捉え直し、政策を総合的に推進する体制を構築するため、「子供政策連携室」を設置しました。

また、令和5（2023）年度の予算方針として「チルドレンファーストの社会の実現に向けた施策の強化」を掲げ、“東京から少子化に歯止めをかける”として、「0～18歳まで所得制限なしの子ども1人当たり月5千円の支給」、「第二子の保育料無償化」等、様々な子育て支援施策を新たに展開しています。

そして、令和5（2023）年7月には、「チルドレンファーストの社会の実現に向けた子供政策強化の方針2023」を策定し、子供を取り巻く環境を踏まえた子供政策の課題と今後の政策強化の方向を示しています。令和6（2024）年2月には、子供目線で捉え直した政策の現在地と、子供

との対話を通じた継続的な政策のバージョンアップの指針となる「こども未来アクション 2024」を策定しました。

(3) 中央区の動向

【中央区の人口の推移】

中央区（以下、「本区」という。）の人口は、近年 30・40 歳代の子育て世代を中心に増加傾向にあり、令和 5（2023）年 1 月に、本区の最大人口を 70 年振りに更新する 174,074 人を記録し、令和 6（2024）年 1 月からは、晴海地区で、東京 2020 大会選手村跡地住宅の入居が開始されたことを受け、同年 4 月時点の人口は 181,845 人となっています。今後も人口増加の傾向は続き、令和 9（2027）年度内に 20 万人を突破し、令和 15（2033）年には 212,395 人に達すると想定しています。また、出生数は平成 28（2016）年から令和 3（2021）年まで 2,000 人を超える、令和 5（2023）年は 1,813 人、令和 4（2022）年の合計特殊出生率は 1.31 で、6 年連続 23 区中 1 位となっています。

【中央区における取組】

本区では、平成 27（2015）年 4 月の子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、「中央区子ども・子育て支援事業計画」を平成 27（2015）年 3 月に策定し、安心して子どもを産み育てていける環境づくり、本区にふさわしい子ども・子育て支援策を総合的に推進しています。計画期間終了となる令和 2（2020）年 3 月には、「教育・保育施設」及び「地域子ども・子育て支援事業」の需要量の見込みと確保方策を中心に見直しを行い、「第二期中央区子ども・子育て支援事業計画」を策定（令和 4（2022）年 8 月中間見直し実施）しました。

また、「中央区基本構想」（平成 29（2017）年 6 月策定）に掲げた 20 年後の将来像「輝く未来へ橋をかける一人が集まる粋なまち」の実現に向けた取組を総合的・計画的に展開していくため、令和 5（2023）年 3 月に「中央区基本計画 2023」を策定しました。なお、基本計画が示す施策の方向性は、SDGs（持続可能な開発目標）と軌を一にしており、計画に掲げる取組の推進により、持続可能なまちの実現につながることを示しています。

このような計画的な子ども・子育て支援策の着実な推進により、仕事と子育てを両立できる保育環境の整備として、平成 21（2009）年 4 月には 15 園（定員 1,505 人）であった認可保育所を令和 6（2024）年 4 月までの 15 年間で約 5 倍の 83 園（定員 6,526 人）に増設（認定こども園（長時間保育含む））し、5,021 人の定員拡大を図ったことにより、平成 29（2017）年 4 月時点で 324 人であった保育所待機児童数は、令和 4（2022）年 4 月に 0 人を達成しました。また、小学生の放課後の居場所づくりとして、令和 5（2023）年 4 月から民設民営学童クラブを誘致するとともに、令和 6（2024）年 4 月には区立小学校内に学童クラブ（学校内学童クラブ）を設置し、学童クラブ所属児童と放課後子ども教室（プレディ）所属児童が一緒に過ごすことができる「プレディプラス」事業を新たに実施する等、児童の放課後対策の拡充を図っています。

さらに令和 6（2024）年 7 月には、子ども家庭支援センター「きらら中央」を中央区保健所等複合施設 4 階に移転し、子どもと子育て家庭に対する総合的な相談・支援体制の強化や育ちの相談・サポート機能の充実を図る等、常に子どもの視点に立ち、子育て支援の各種サービスの充実や環境整備等総合的な子育て支援策を全庁的に展開しています。

コラム

中央区における子育て施策展開について～新たなステージへ～

本区では、20万都市が目前に迫るなか、年間出生数の増加や保育所待機児童数0人の達成などのこれまでの子育て施策の取組と成果、国・東京都の動向を踏まえ、今後の展開を、令和5年(2023)年8月に、「中央区における子育て施策展開について～新たなステージへ～」として整理しました。

中央区における子育て施策展開について～新たなステージへ～

国においては、本年4月にこども家庭庁が創設された。都においても、国に先駆け先導する施策が打ち出されている。
本区は、これまで子どもの視点に立ち、子育て支援の各種サービスを展開してきた。今般、国や都の動向を踏まえ、子育て支援事業を再整理するとともに、「地域全体で子育てを支える」という考え方のもと、本区における今後の子育て施策展開の整理を行った。

1 これまでの取組と成果

平成21年8月、「子育て支援対策本部」を設置し、保育所待機児童を解消するための緊急対策をはじめ、常に子どもの視点に立ち子育て支援の各種サービスの充実や環境整備など総合的な子育て支援策を全庁で積極的に展開

✓合計特殊出生率が5年連続23区1位に！	✓待機児童数0人を達成！
1.10 (平成21年)	1.37 (令和3年)
324人 (平成29年4月)	0人 (令和4年4月)

✓年間出生数は年間約2,000人に！

1,332人 (平成21年)	1,940人 (令和4年)
15園 (平成21年4月)	79園 (令和5年4月)

✓保育園は15年間で約5倍に！

2 国や東京都の動向

国

こどもまんなか社会の実現に向けて～次元が異なる少子化対策～
✓こども家庭庁の設置
✓こども未来戦略方針「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～

東京都

チルドレンファースト社会の実現
✓現行施策を含め、結婚・妊娠・出産・子育てまで切れ目がない支援
✓こども未来アクション

1

出典：中央区資料(令和5年8月)

中央区における子育て施策展開について～新たなステージへ～

3 今後の方向性

保育・教育環境のさらなる充実

子どもがのびのびと元気に活動できる環境の整備

都心区において全ての公共施設やスペースを子どもの視点で見直し有効活用します
✓教具を活用した遊び場開設の充実
✓保育所の遊び場開設及び幼稚園の未就園児の会の充実
✓公園・児童遊園の整備充実

地域での子育て力を支援します
✓子どもが積極的に参加出来る町会や地区委員会等の活動を地域行事を支援します

都心区としての新しい放課後児童対策の推進

児童に適切な遊びや生活の場を提供し、放課後に安心して過ごせる居場所を確保します
✓区立小学校における学童クラブとフレイズの一括利用
✓公園や両面館など地域の資源を活用した児童健全事業の展開

民間活力を最大限に活用し、スポーツ教室や文化活動など子どもが様々な経験ができる環境づくりを推進します

コロナ後の新たな社会を見据えた経済的負担の軽減

子どもも親も笑顔が輝き、地域で安心して子育てができるまち

～中央区子ども子育て支援事業計画 基本理念～

保護者へのサポートの充実

子どもと子育て家庭の総合相談機能・支援体制のさらなる充実を図ります
✓育ちの相談サポート機能の充実

保護者が子どもに寄り添い、成長を見守るゆとりの時間を創出します
✓申請や利用申込等既存事業のデジタル化の推進

*具体的な事業化については、この方針に基づき、子ども子育て支援事業計画の策定や予算編成の中で整理します
*緑色部分については、特に迅速かつ重点的に取り組んでいく施策を記載したもの

2

出典：中央区資料(令和5年8月)

(4) 計画策定の目的

本区では、令和2（2020）年3月に、第二期中央区子ども・子育て支援事業計画を策定し、「子どもも親も笑顔が輝き、地域で安心して子育てができるまち 中央区」を基本理念に、子ども・子育て支援策を計画的に推進してきました。

第二期計画の終了に伴い、国や東京都のこども基本法をはじめとした法や方針、第二期計画での進捗状況・実績評価等を踏まえた上で、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間で区が取り組むべき子ども・子育て支援策を示す「中央区こども計画（第三期中央区子ども・子育て支援事業計画）（以下、「本計画」という。）」を新たに策定しました。



SDGs（持続可能な開発目標）とは、持続可能でよりよい社会の実現を目指すために、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された、令和12（2030）年を達成年限とする国際目標です。SDGsには人権や経済・社会、地球環境等、さまざまな分野にまたがった17のゴールがあり、先進国を含むすべての国の共通目標となっています。

また、SDGs達成のためには、「誰一人取り残さない」包摂的な社会をつくっていくことが重要であると強調されており、国家レベルだけではなく自治体レベルでの取組が期待されています。

SDGs達成に向けた道のりは決して簡単なものではありません。そのため、私たち一人一人が自分ごととしてSDGsを捉え、何ができるかを考え、それぞれの立場で行動する姿勢が求められています。

本計画を推進することで、特に実現に近づくゴールは次のとおりです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2 計画の位置付け

(1) 法的位置付け

本計画は、子ども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」に位置付けるとともに、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村子どもの貧困の解消に向けた対策計画」、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」を内包しています。

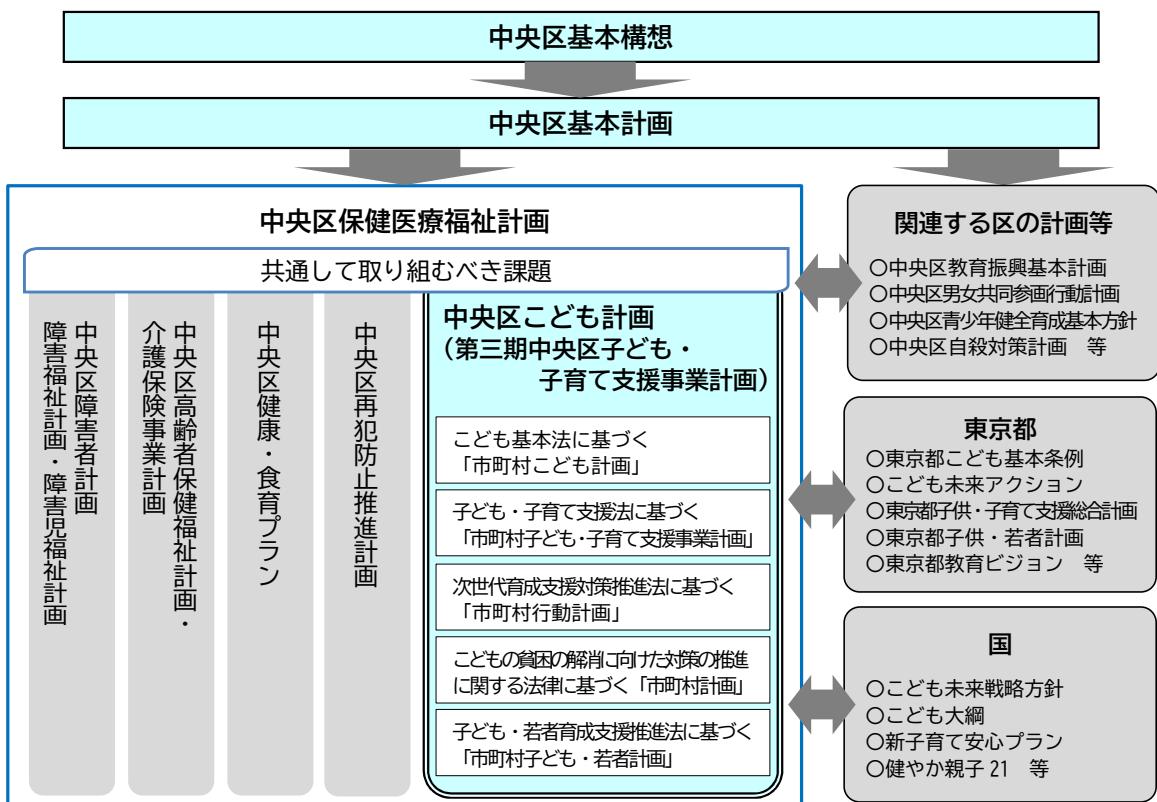
子ども基本法（市町村こども計画）	
第十条（抜粋）	
2 市町村は、子ども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、子ども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。	
5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。	

※本計画における「子ども」は、若者も対象に含めて捉えています。

(2) 中央区における計画体系

本計画は、「中央区基本構想」、「中央区基本計画」をはじめ、保健・医療・福祉の総合計画である「中央区保健医療福祉計画」の個別計画として、国・東京都・区の関連する計画等と整合性のある計画とします。

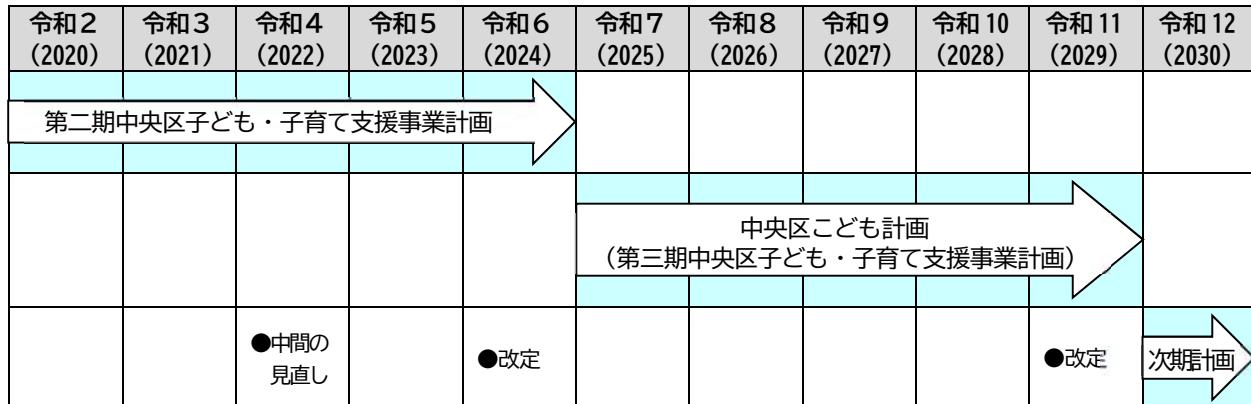
《 中央区における計画体系 》



3 計画の期間

本計画は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・若者を取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。



4 計画の策定体制

（1）中央区子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第72条第1項では、教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員を定める際や、市町村計画を策定・変更する際の合議を行う機関の設置が努力義務として定められています。

本計画の策定にあたっては、子育て当事者等の意見を反映するため、公募による区民代表や子育て支援事業者、学識経験者等の構成員からなる「中央区子ども・子育て会議」を設置し、本計画に係る審議をいただきながら検討・策定を進めました。

◎ 中央区子ども・子育て会議委員名簿は、P195 を参照

子ども・子育て支援法（市町村等における合議制の機関）
<p>第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(2) 子どもへの意見聴取

こども基本法第11条では、こども施策の策定等にあたり、子どもの意見の反映に係る必要な措置を講ずることを国や地方公共団体に対し義務付けています。

本計画の策定にあたっては、本区の子どもたちの実態把握と意見を聴取するため、以下のアンケート調査を実施し、その結果を計画策定の基礎資料として活用しました。また、計画策定時ににおける意見聴取として、子ども向けのパブリックコメントを実施しました。

こども基本法（こどもへの意見聴取）
第十一条（抜粋） 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

- ◇ (仮称) 中央区こども計画（第三期中央区子ども・子育て支援事業計画）策定に向けた子ども向けアンケート

◆ 調査目的

本区に住む小学生、中学生、高校生世代の生活の状況や放課後の居場所、子どもの権利の認知度、悩みごととその相談先等を把握し、本計画の策定の基礎資料として活用するため。

◆ 調査対象・調査方法

調査区分	調査対象	調査方法
小学生	区立小学校に通う小学6年生 429人 (京橋地域1校、日本橋地域1校、月島地域2校 計4校)	学校経由でチラシを配布し、GIGAスクール端末(タブレット)を通じて回答
中学生	中央区に居住する中学2年生 650人 (住民基本台帳から対象者を無作為に抽出)	はがき(二次元コード付き)を郵送し、インターネットで回答
高校生世代	中央区に居住する高校2年生世代 650人 (住民基本台帳から対象者を無作為に抽出)	はがき(二次元コード付き)を郵送し、インターネットで回答

◆ 調査期間

令和6（2024）年5月21日（火）～6月4日（火）

◆ 回収・回答数（率）

調査区分	発送・配布数	回収・回答数 (率)
小学生	429票	413票 (96.3%)
中学生	650票	134票 (20.6%)
高校生世代	650票	151票 (23.2%)

(3) 各種調査

本計画策定の基礎資料として活用するため、令和5（2023）年度に以下の調査を実施しました。

① 中央区子育て支援に関するニーズ調査

◆ 調査目的

「第三期中央区子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、区民の子育てニーズや確保を図るべき教育・保育施設や子育て支援事業の量の見込み等の算定の基礎となる資料を収集するため。

◆ 調査対象

調査名	調査対象
子育て支援に関するニーズ調査 (就学前児童保護者調査)	就学前児童を持つ保護者、5,262人 (調査時0～5歳人口の約50%)
子育て支援に関するニーズ調査 (小学校児童保護者調査)	小学校児童を持つ保護者、4,887人 (調査時6～11歳人口の約50%)

◆ 調査方法

郵送配布－郵送回収・インターネット回答（督促礼状1回送付）

◆ 調査期間

令和5（2023）年10月30日（月）～11月24日（金）

◆ 回収・回答数（率）

調査名	発送数	回収・回答数 (率)	内訳	
			郵送 回収数（率）	インターネット 回答数（率）
子育て支援に関するニーズ調査 (就学前児童保護者調査)	5,262票	2,384票 (45.3%)	979票 (18.6%)	1,405票 (26.7%)
子育て支援に関するニーズ調査 (小学校児童保護者調査)	4,887票	2,130票 (43.6%)	920票 (18.8%)	1,210票 (24.8%)

② ひとり親家庭実態調査

◆ 調査目的

「第三期中央区子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、区内在住のひとり親家庭の生活実態を把握し、ひとり親家庭の自立支援の推進に関する施策検討の基礎資料とするため。

◆ 調査対象

区内在住の児童育成手当受給資格者、801人（令和5（2023）年10月1日時点の受給者に対する悉皆調査。ただし、「子育て支援に関するニーズ調査」の対象者として抽出された者を除く）

◆ 調査方法

郵送配布－郵送回収・インターネット回答（督促札状1回送付）

◆ 調査期間

令和5（2023）年10月30日（月）～11月24日（金）

◆ 回収・回答数（率）

発送数	回収・回答数 (率)	内訳	
		郵送 回収数（率）	インターネット 回答数（率）
801 票	296 票 (37.0%)	145 票 (18.1%)	151 票 (18.9%)

（4）パブリックコメントの実施

計画素案がまとまった段階で、区民の皆様から広くご意見をいただきため、令和6（2024）年12月16日から令和7（2025）年1月7日にかけてパブリックコメントを実施し、計画に反映しました。実施にあたっては、子どもたちからも意見を述べやすいよう、子ども向けに計画の簡易版を用意し、子ども向けパブリックコメントも合わせて実施しました。

【パブリックコメントの実施結果】

◆ 意見の提出件数及び提出人数

提出件数 129件（小学生以下6件、中学生0件、高校生世代0件、一般123件）

提出人数 31人（小学生以下4人、中学生0人、高校生世代0人、一般27人）

◆ 意見に対する対応

- | | |
|-------------------------------|-----|
| ◎ 計画に反映するもの | 8件 |
| ○ 計画に盛り込まれているもの、事業として実施しているもの | 23件 |
| □ 意見として伺うもの（今後の事業の参考とすべきもの） | 34件 |
| △ その他 | 64件 |

第2章 中央区の子ども・子育て、若者を取り巻く現状と課題

1 子ども・子育て、若者を取り巻く現状

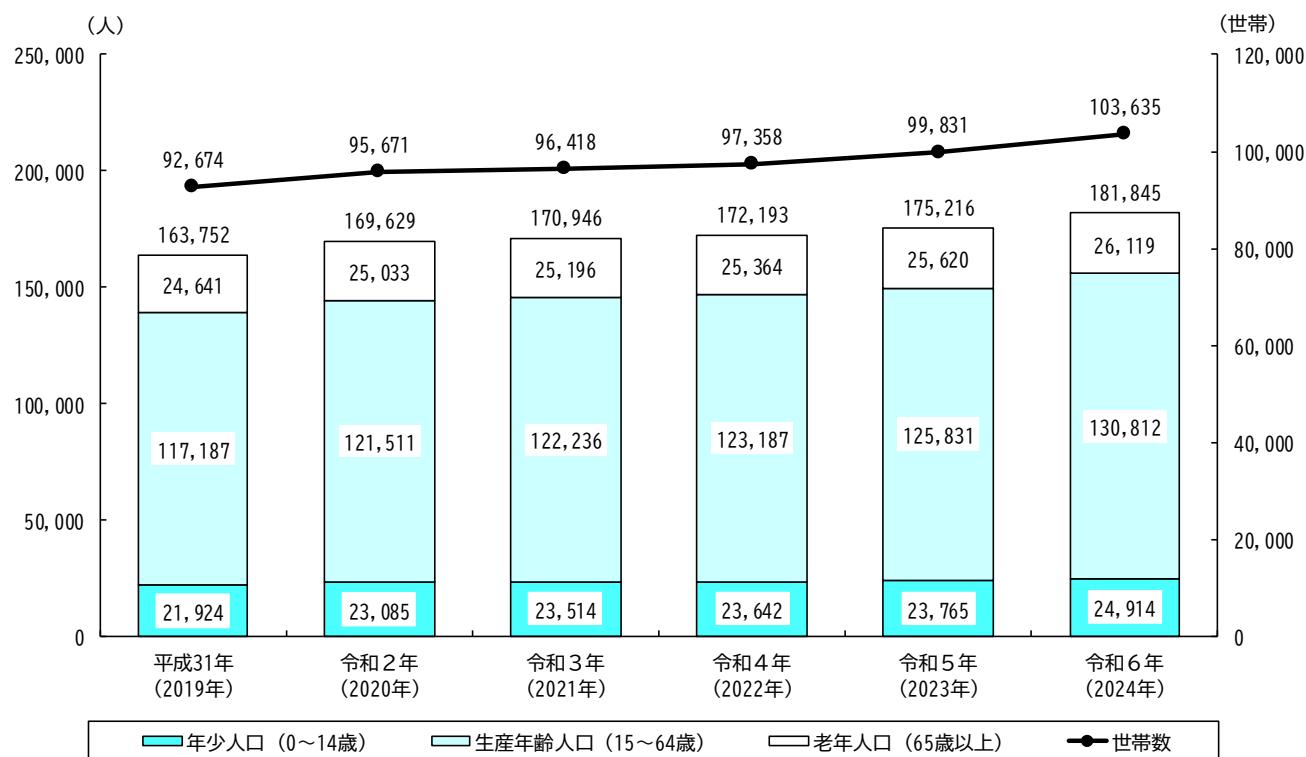
(1) 中央区の人口・世帯数の状況

① 年齢3区分別人口・世帯数の推移

本区の人口・世帯数は増加傾向にあり、総人口は、平成31（2019）年からの5年間で約11.0%増加し、令和6（2024）年4月1日現在で181,845人、世帯数は103,635世帯となっています。

年齢3区分別の人口は、どの区分も増加傾向にあり、令和6（2024）年では年少人口は24,914人、生産年齢人口は130,812人、老人人口は26,119人（高齢化率14.4%）となっています。

年齢3区分別人口・世帯数の推移

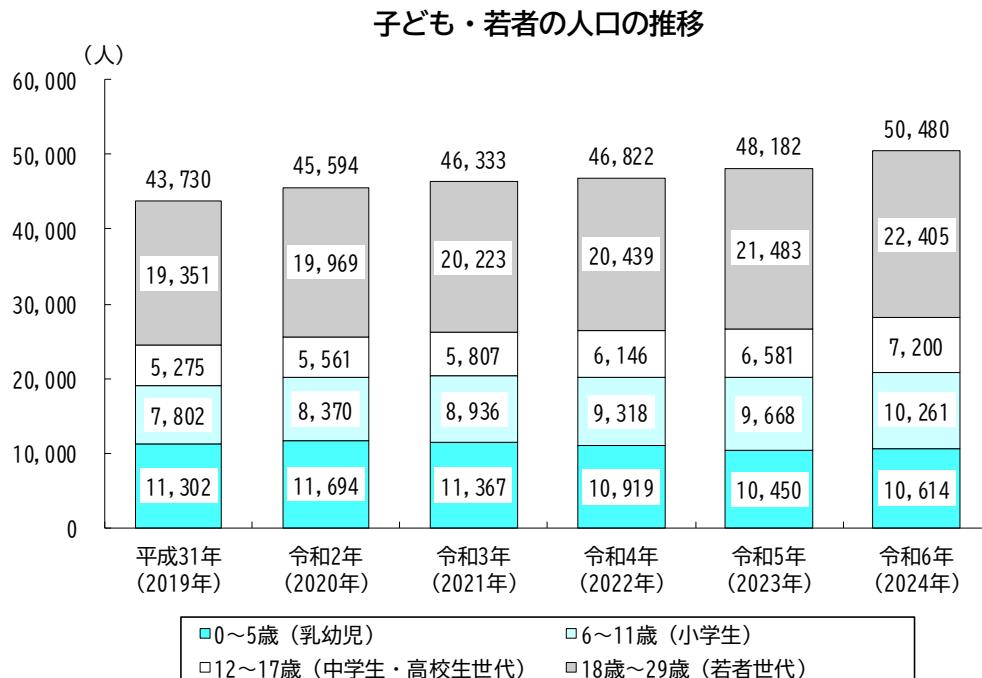


出典：中央区「住民基本台帳」各年4月1日現在

② 子ども・若者の人口の推移

0～29歳の子ども・若者の人口は増加傾向にあり、平成31（2019）年からの5年間で15.4%増加し、令和6（2024）年4月1日現在で50,480人となっています。

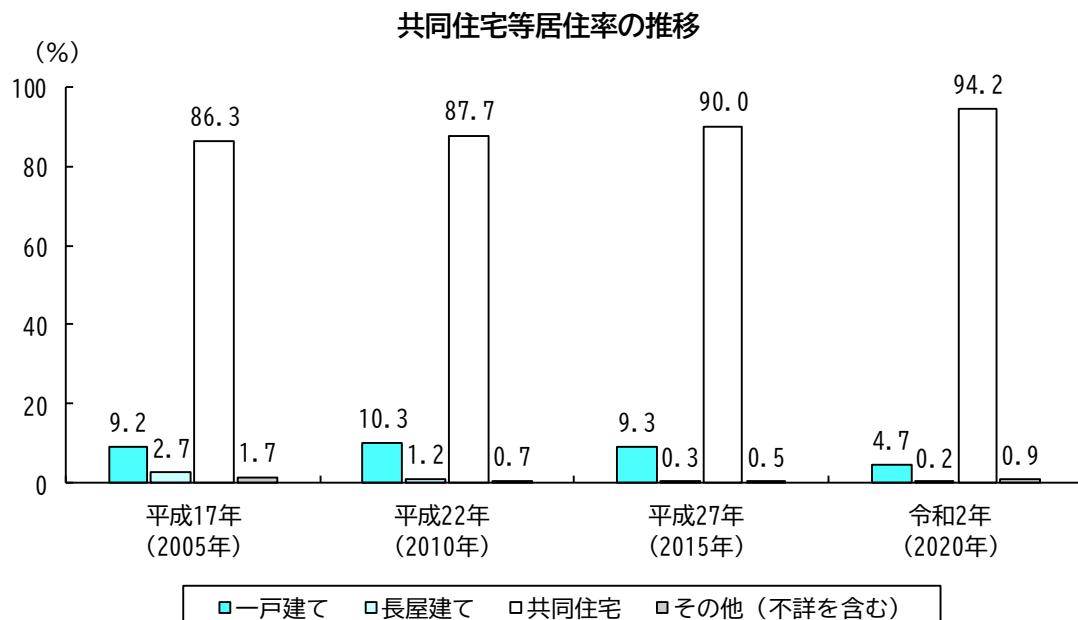
年齢別に見ると、6歳以上の人口は平成31（2019）年から一貫して増加傾向にありますが、0～5歳人口については、増加と減少を繰り返しており、平成31（2019）年と令和6（2024）年を比べると、688人減少しています。



出典：中央区「住民基本台帳」各年4月1日現在

（2）住宅の状況

本区の共同住宅に居住する区民の割合は高く、令和2（2020）年には94.2%が共同住宅に居住しています。



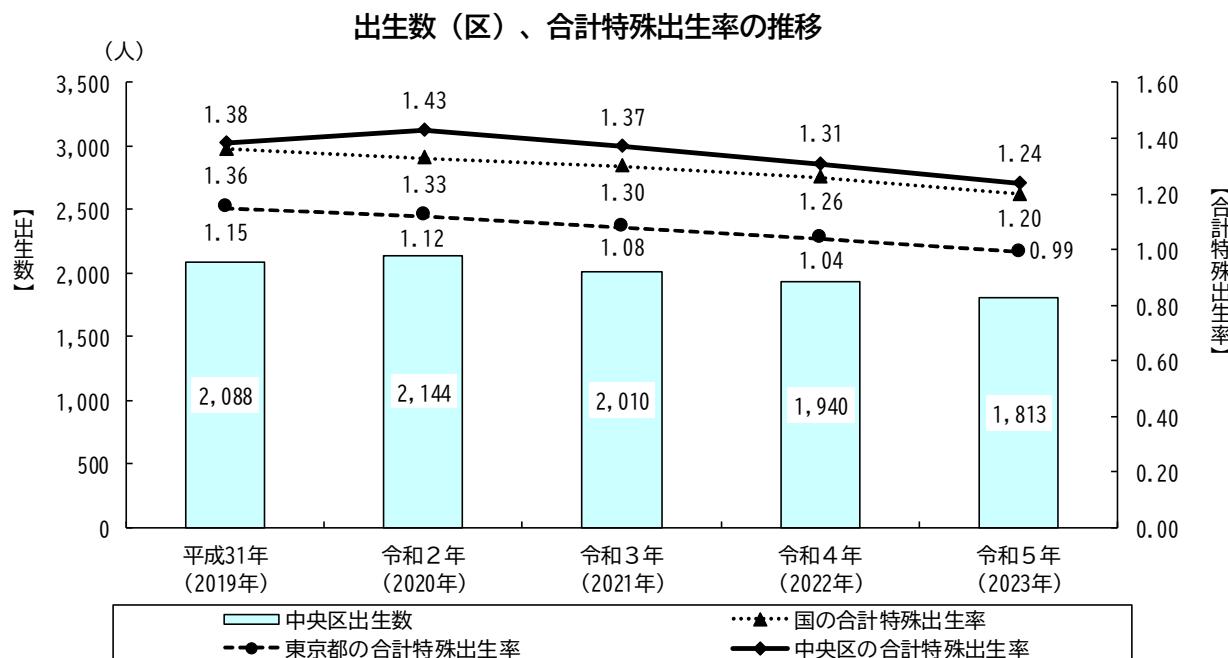
出典：総務省「国勢調査」（令和2（2022）年）

(3) 中央区の子ども・子育て家庭の状況

① 出生数、合計特殊出生率の推移

本区の年間あたりの出生数は、令和3（2021）年まで2,000人を超える、令和4（2022）年は1,940人、令和5（2023）年は1,813人となっています。

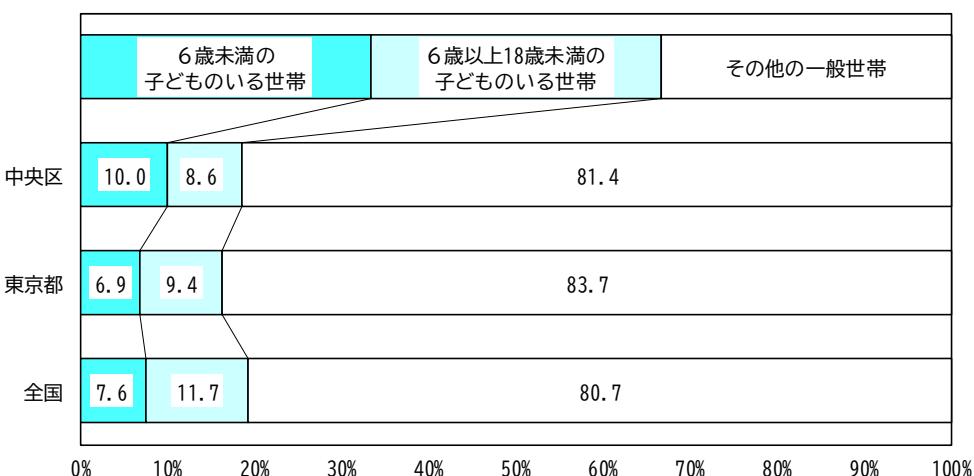
合計特殊出生率は、国、東京都の水準と比較すると、一貫して高くなっています。



② 子どものいる世帯の状況

本区の6歳未満の子どものいる世帯が全世帯に占める割合は10.0%、6歳以上18歳未満の子どものいる世帯が全世帯に占める割合は8.6%となっており、6歳未満の子どものいる世帯の割合は全国、東京都の水準を上回っています。

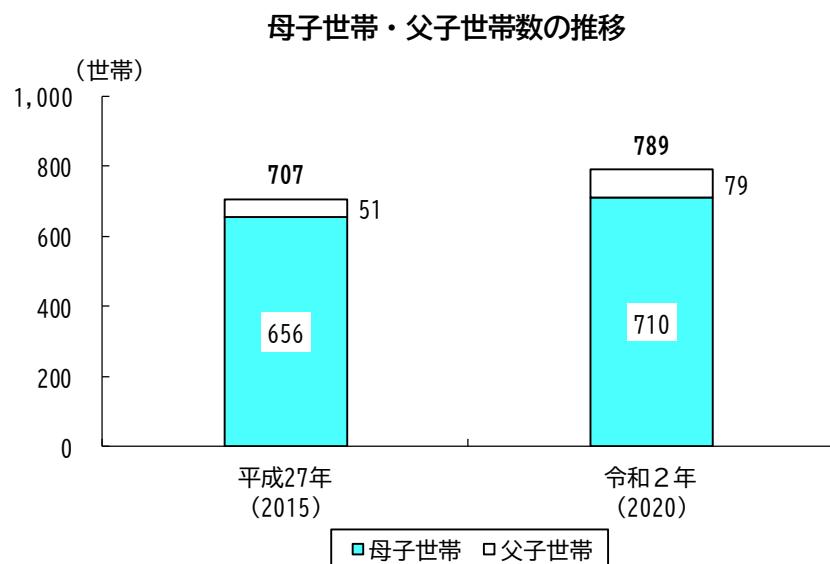
子どものいる世帯の割合（中央区・東京都・全国）



出典：総務省「国勢調査」（令和2（2020）年）

③ 母子世帯・父子世帯の推移

本区の母子世帯・父子世帯は増加しており、令和2年では母子世帯が710世帯、父子世帯が79世帯となっています。



※母子世帯：未婚、死別または離別の女親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯

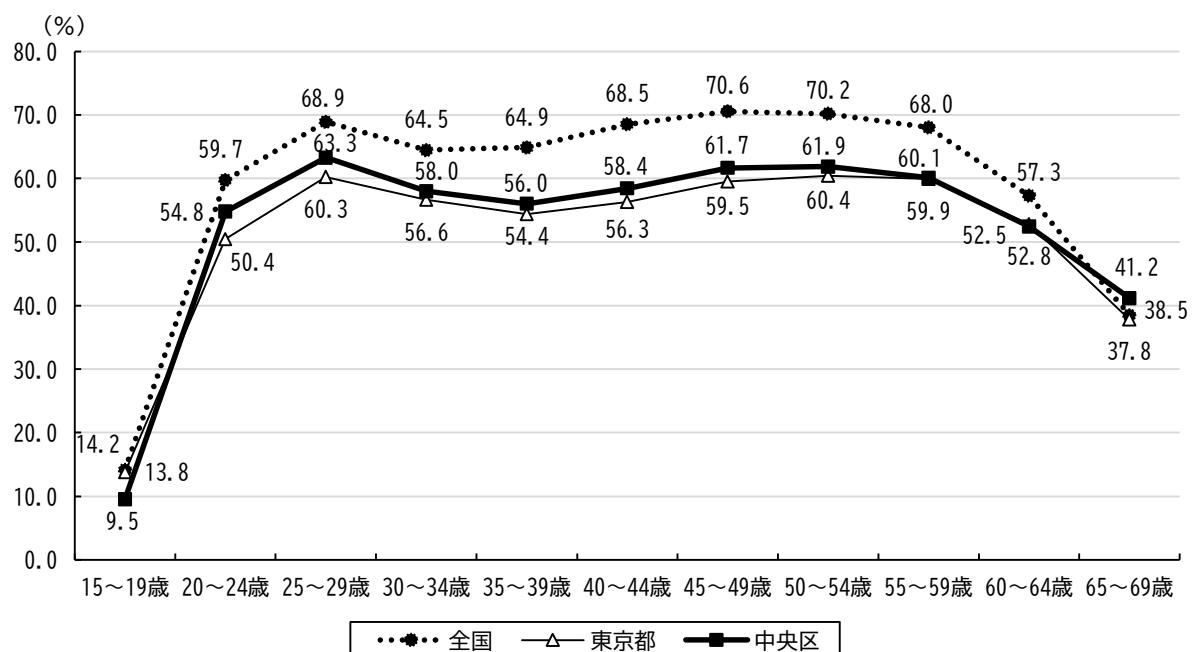
※父子世帯：未婚、死別または離別の男親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯

出典：総務省「国勢調査」（令和2（2020）年）（各年10月1日時点）

④ 女性の就業状況

本区の女性の年代別就業率は、20～50歳代で全国より低く、東京都より高くなっています。

女性の年代別就業率（令和2（2020）年）（中央区、東京都、全国）

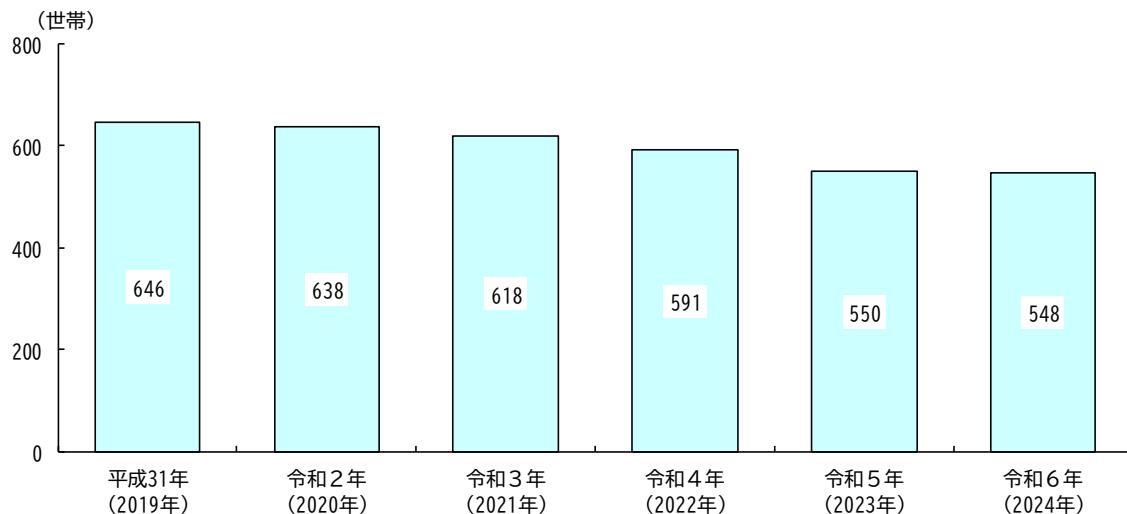


出典：総務省「国勢調査」（令和2（2020）年）

⑤ 児童扶養手当受給世帯数

本区の児童扶養手当受給世帯数は減少傾向にあり、令和6（2024）年は548世帯となっています。

児童扶養手当受給世帯数の推移



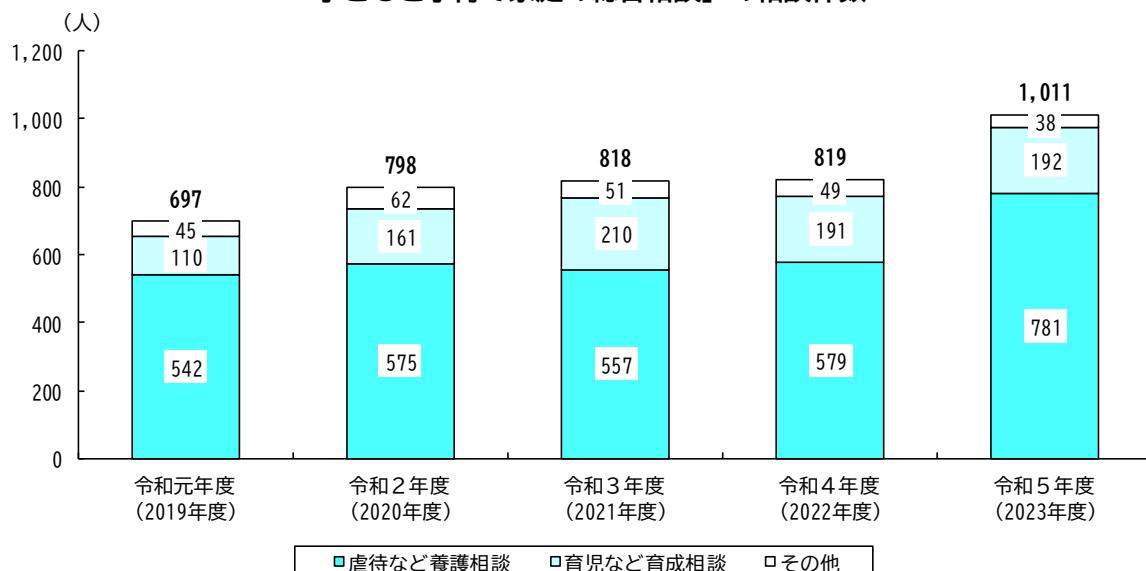
出典：中央区政年鑑（各年3月31日現在）

（4）相談の状況

① 「子どもと子育て家庭の総合相談」の相談

「子どもと子育て家庭の総合相談」は、子ども家庭支援センターにおいて18歳未満の子どもと子育て家庭に関するさまざまな相談に応じ、必要により専門機関の紹介等を行っています。相談件数は、令和2（2020）年度から令和4（2022）年度まで全体で800件前後となっていましたが、令和5（2023）年度は虐待など養護相談の件数が増え、全体で1,000件を超えています。令和5（2023）年度の1,011件のうち、虐待など養護相談が781件であり77.3%を占めています。

「子どもと子育て家庭の総合相談」の相談件数



出典：中央区資料

② 教育相談

教育センターによる教育相談は、令和2（2020）年度から令和5（2023）年度までケース件数が350件前後、延べ相談件数が3,000件前後となっています。

教育相談件数

(件)

	来所相談		電話相談
	ケース件数	延べ相談件数	相談件数
令和元年度（2019年度）	337	2,984	75
令和2年度（2020年度）	351	3,242	118
令和3年度（2021年度）	341	3,116	145
令和4年度（2022年度）	351	3,094	156
令和5年度（2023年度）	344	3,264	76

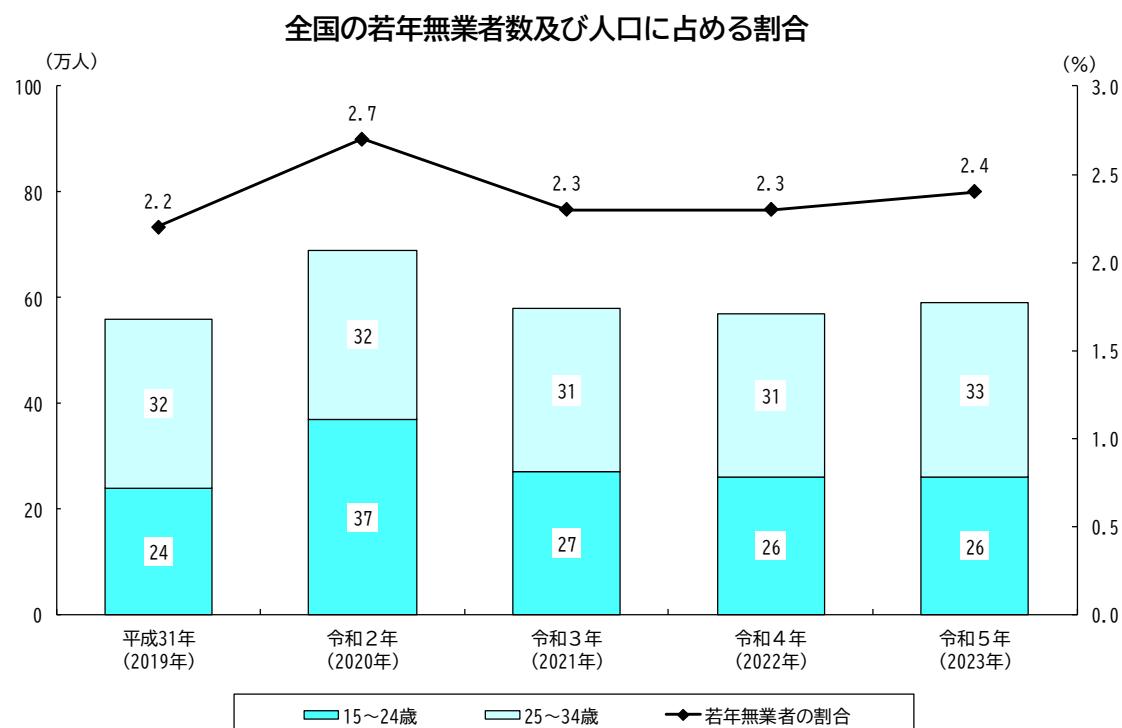
出典：中央区資料

（5）子ども・若者の状況

① 若年無業者（全国）

全国の若年無業者※数は、令和5（2023）年平均で59万人と、令和4（2022）年に比べ2万人の増加となっています。若年無業者的人口に対する割合は令和4（2022）年に比べ0.1ポイントの上昇となっており、令和5（2023）年で2.4%となっています。

※若年無業者：ここでは、15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者とした。



出典：総務省「労働力調査（基本集計） 2023年（令和5年）平均結果の概要」

② ひきこもり状態の方の割合（全国）

内閣府の「こども・若者の意識と生活に関する調査（令和4（2022）年度）」によると、15～39歳対象調査では、広義のひきこもり※の割合は2.05%となっています。なお、15～39歳を対象にした内閣府の「若者の生活に関する調査（平成28（2016）年度）」では、広義のひきこもりの割合は1.57%となっているため、その割合は上昇しています。

15～39歳のひきこもりに関する状況（内閣府調査）

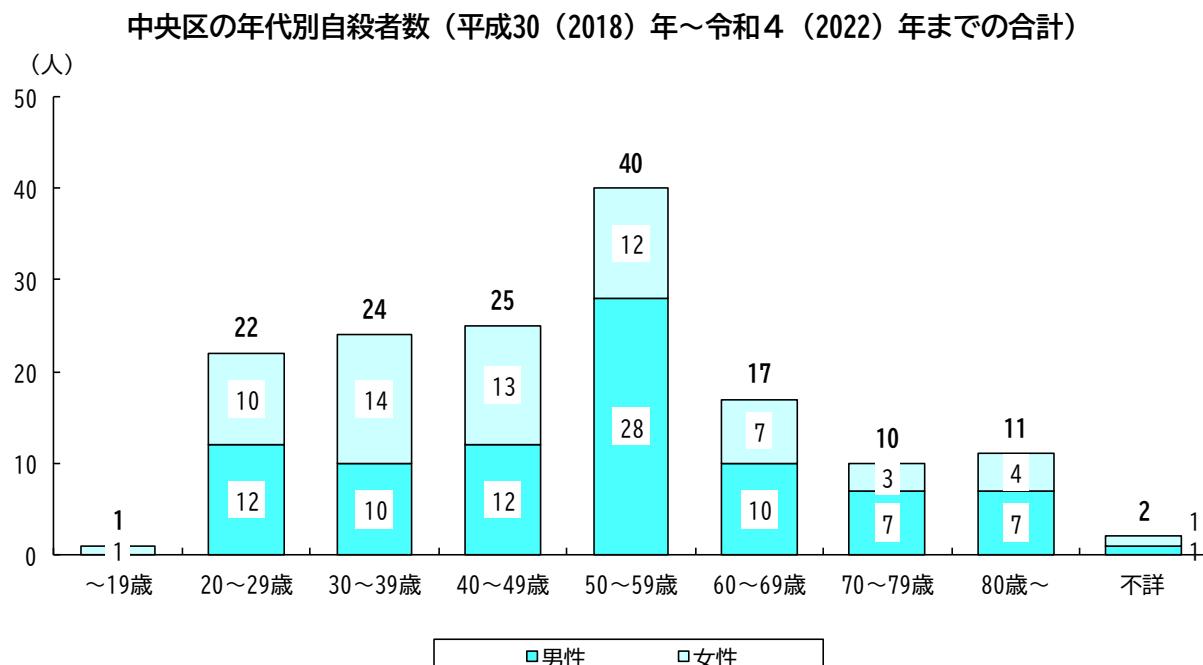
	令和4（2022）年度 こども・若者の意識と 生活に関する調査 (有効回収数7,035人)	平成28（2016）年度 若者の生活に 関する調査 (有効回収数3,115人)
①普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する	0.95% (67人)	1.06% (33人)
②普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.74% (52人)	0.35% (11人)
③自室からは出るが、家からは出ない	0.30% (21人)	0.16% (5人)
④自室からほとんど出ない	0.06% (4人)	
広義のひきこもり（※）	2.05% (144人)	1.57% (49人)

出典：内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査」（令和4（2022）年度）

※広義のひきこもり：外出状況が上記の①～④、かつ、その状況が6カ月以上続いていると回答したもの（その状況になった理由で病気、妊娠等、または就労状況で専業主婦・主夫等と回答した人、普段自宅でしていることで家事・育児等と回答したものをのぞく等）。

③ 自殺者数

本区の自殺者数（平成30（2018）年～令和4（2022）年までの合計）を年代別に見ると、29歳以下の合計は23人となっており、他の年代と比べても決して低くない状況です。



出典：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

2 子どもへのアンケート結果

(1) ふだんの生活と思い

●小学生で学校以外の勉強をしている時間が多く、高校生世代でテレビ・インターネットを毎日2時間以上見ている人が6割、体を動かしていない人は3割

◇ふだんの活動

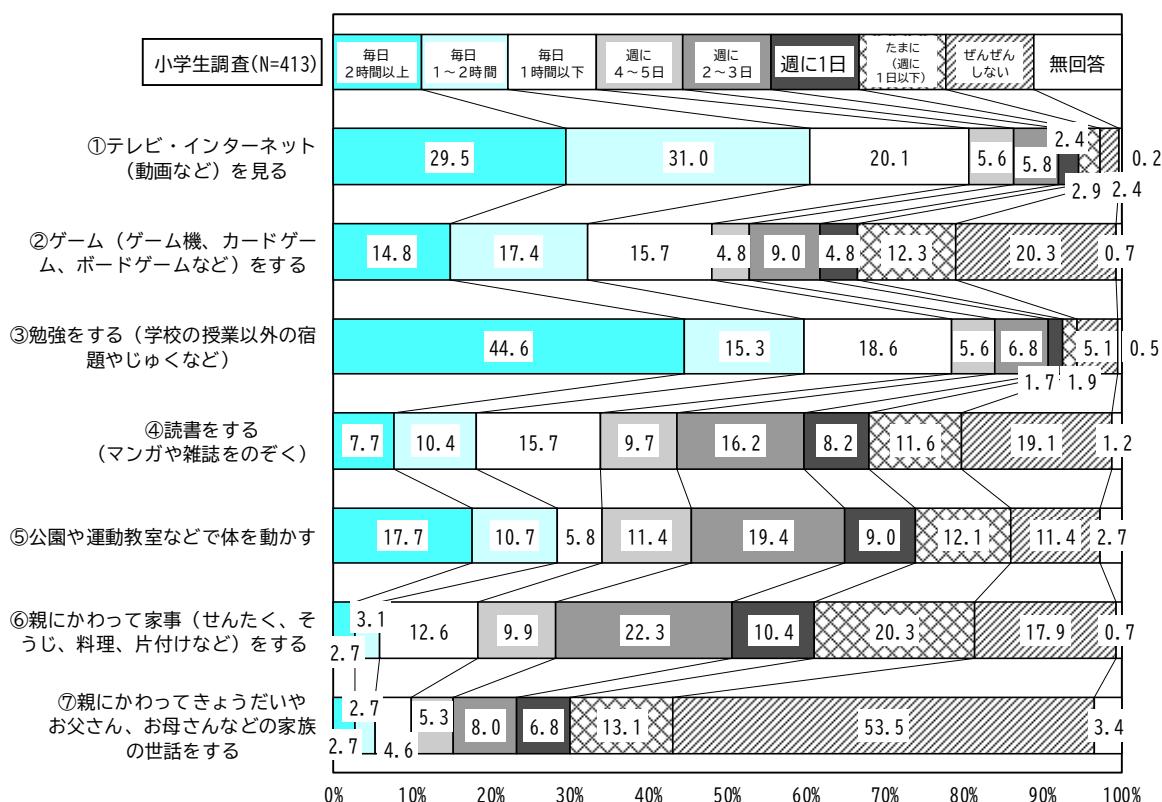
ふだんの活動について、『①テレビ・インターネット（動画など）を見る』について、「毎日2時間以上」の割合は、小学生調査では29.5%、中学生調査では47.8%、高校生世代調査では64.9%であり、年齢が高くなるにつれて割合が高くなっています。

『③勉強をする（学校の授業以外の宿題や塾など）（小学生）』、『③勉強をする（学校の授業以外の宿題や塾・予備校など）（中・高校生世代）』については、《毎日1時間以上》（「毎日2時間以上」、「毎日1～2時間」の合計）の割合は、小学生調査では59.9%、中学生調査では59.0%、高校生世代調査では56.3%となっており、いずれの調査も5割を超えています。

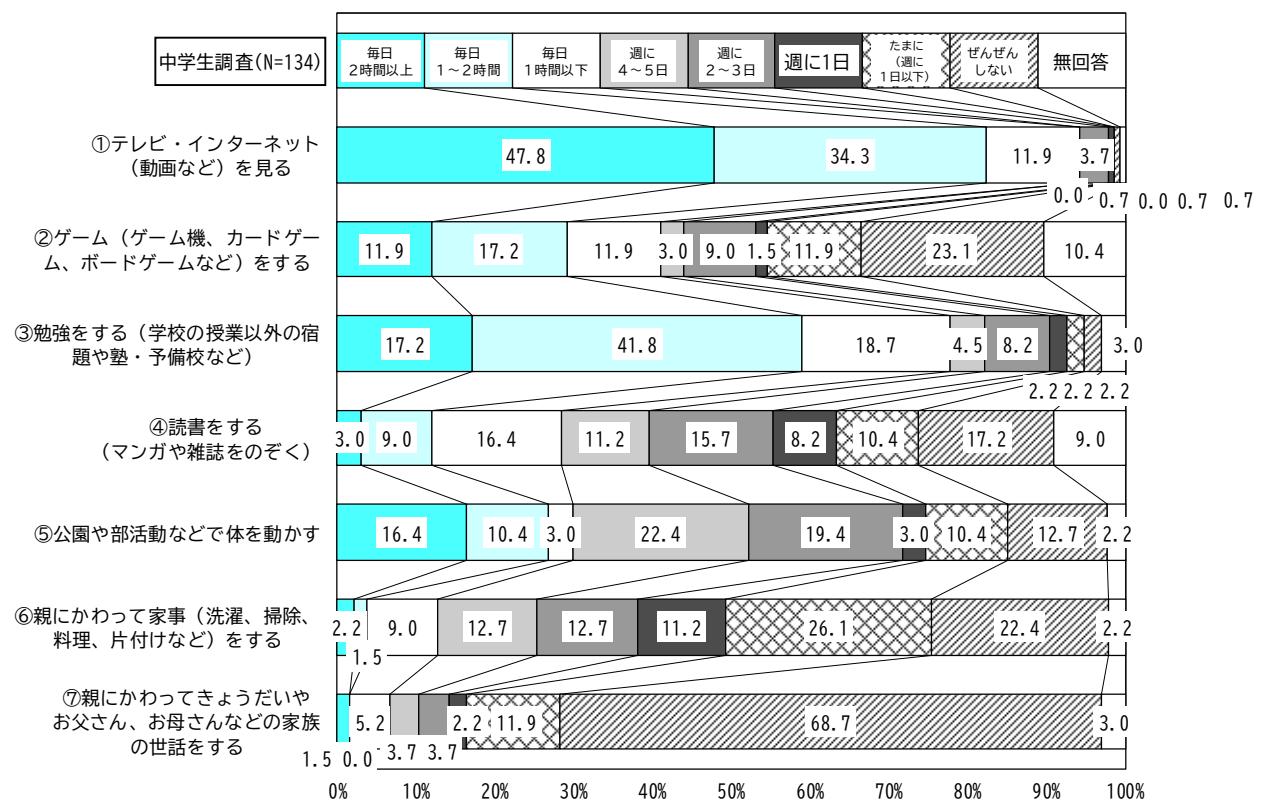
『⑤公園や運動教室などで体を動かす（小学生）』、『⑤公園や部活動などで体を動かす（中・高校生世代）』について、《週に4～5日以上》（「毎日2時間以上」、「毎日1～2時間」、「毎日1時間以下」、「週に4～5日」の合計）の割合は、小学生調査では45.6%、中学生調査では52.2%、高校生世代調査では34.3%となっています。

『⑥親にかわって家事（洗濯、掃除、料理、片付けなど）をする』について、《毎日する》（「毎日2時間以上」、「毎日1～2時間」、「毎日1時間以下」の合計）の割合は、小学生調査では18.4%、中学生調査では12.7%、高校生世代調査では16.5%となっています。

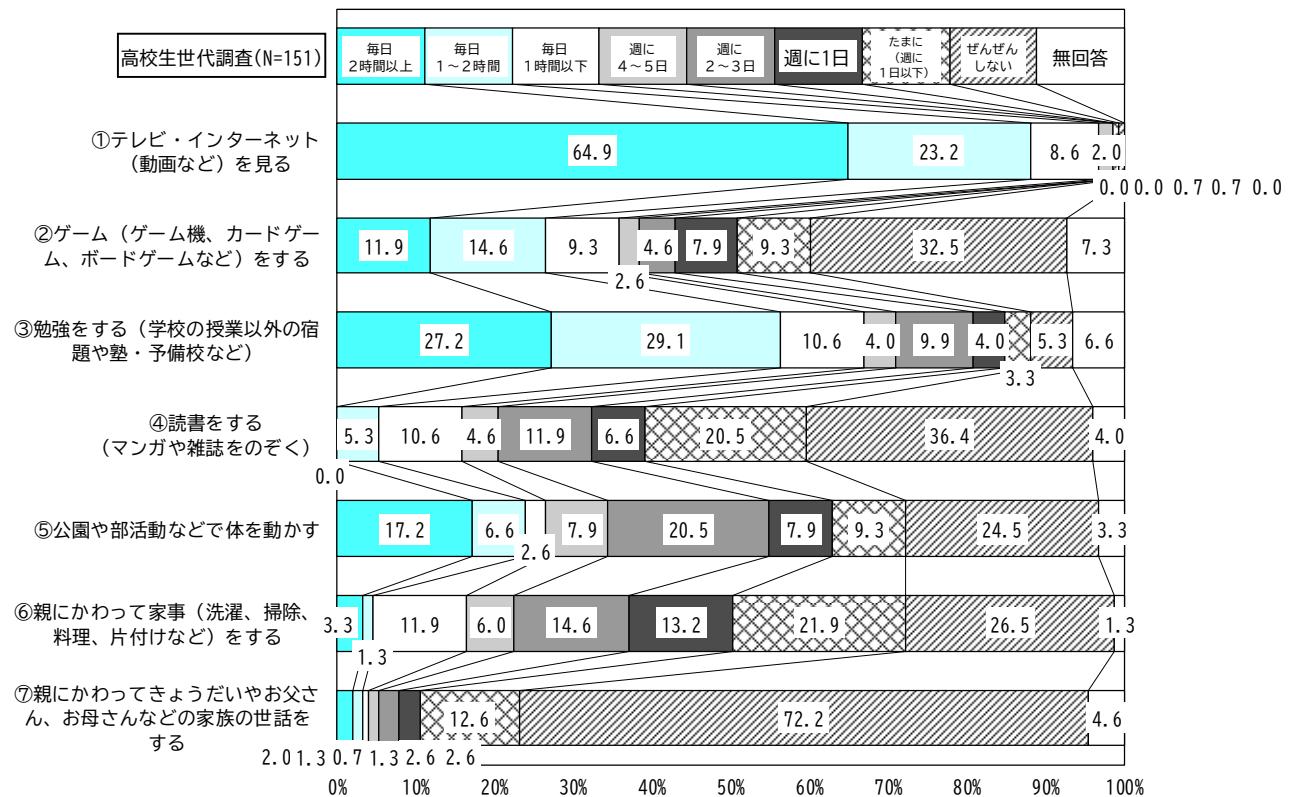
【小学生調査】



【中学生調査】



【高校生世代調査】



●自分が好きな人はいずれの調査でも6割前後、孤独やさみしさを感じる人はいずれの調査でも2~3割

◇自分への思い、家族と学校、周囲への思い

自分への思い、家族と学校、周囲への思いは、『①今の生活に満足している』について、《そう思う》（「とてもそう思う」と「そう思う」の合計）の割合は、小学生調査では86.5%、中学生調査では91.8%、高校生世代調査では78.8%と、いずれの調査も7割を超えていきます。

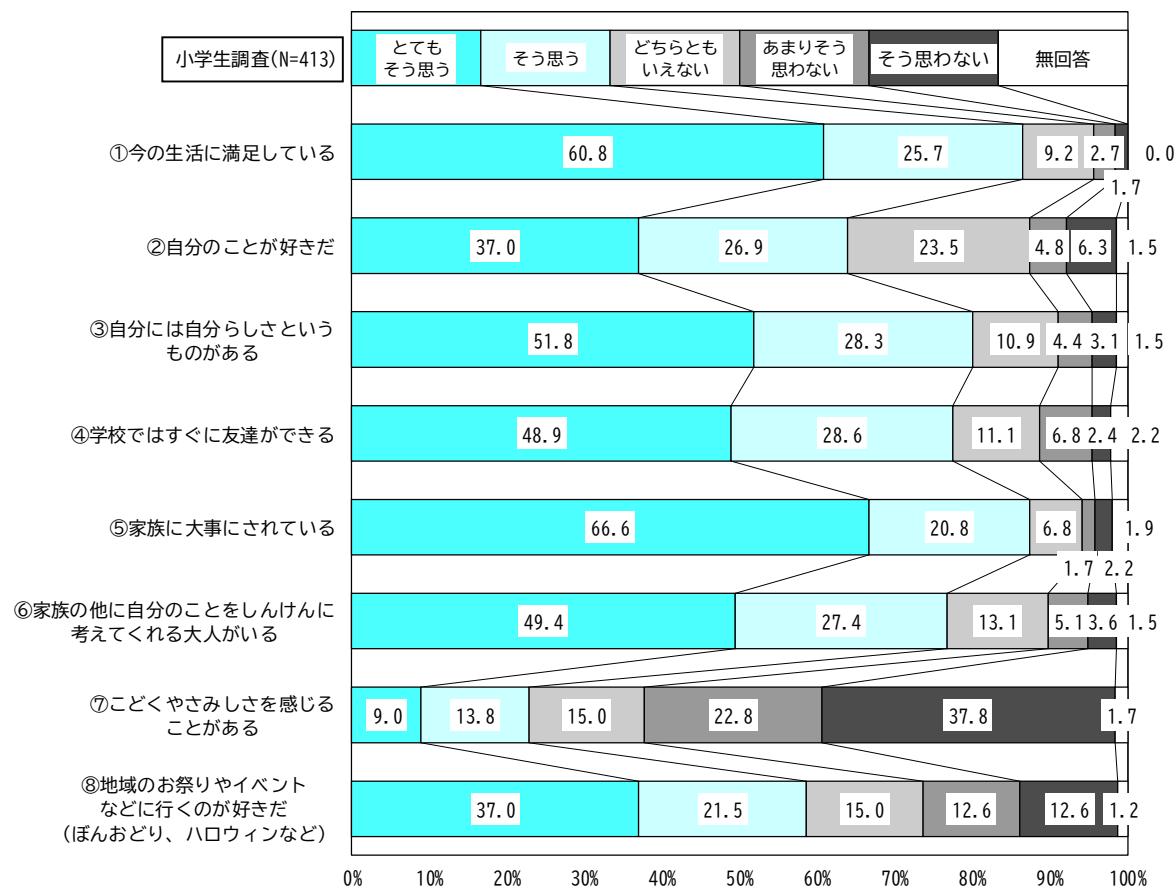
『②自分のことが好きだ』について、《そう思う》の割合は、小学生調査では63.9%、中学生調査では58.2%、高校生世代調査では62.9%となっています。

『③自分には自分らしさというものがある』について、《そう思う》の割合は、小学生調査では80.1%、中学生調査では73.9%、高校生世代調査では70.2%と、いずれの調査も7割を超えていきます。

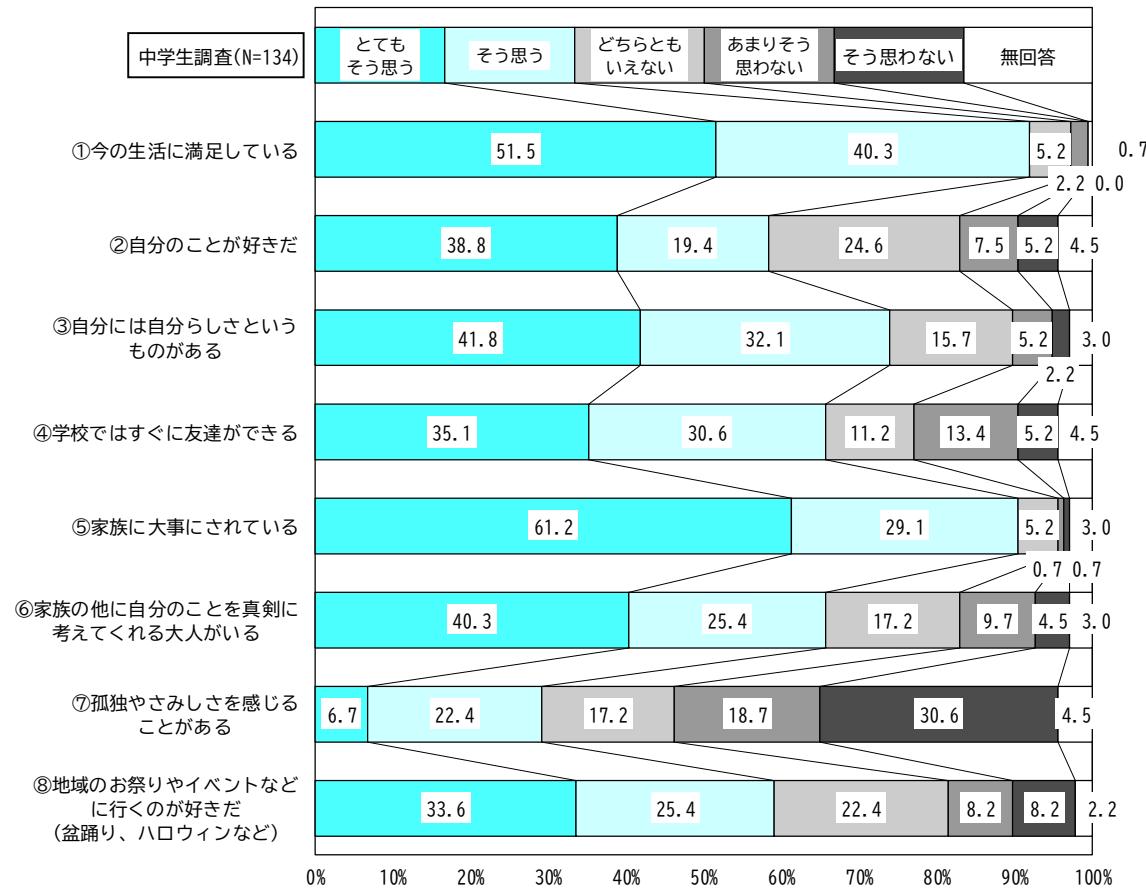
『④学校ではすぐに友達ができる』について、《そう思う》の割合は、小学生調査では77.5%、中学生調査では65.7%、高校生世代調査では64.9%と年齢が高くなるにつれて割合が低くなっています。

『⑦孤独やさみしさを感じることがある』について、《そう思う》の割合は、小学生調査では22.8%、中学生調査では29.1%、高校生世代調査では32.5%と年齢が高くなるにつれて割合が高くなっています。

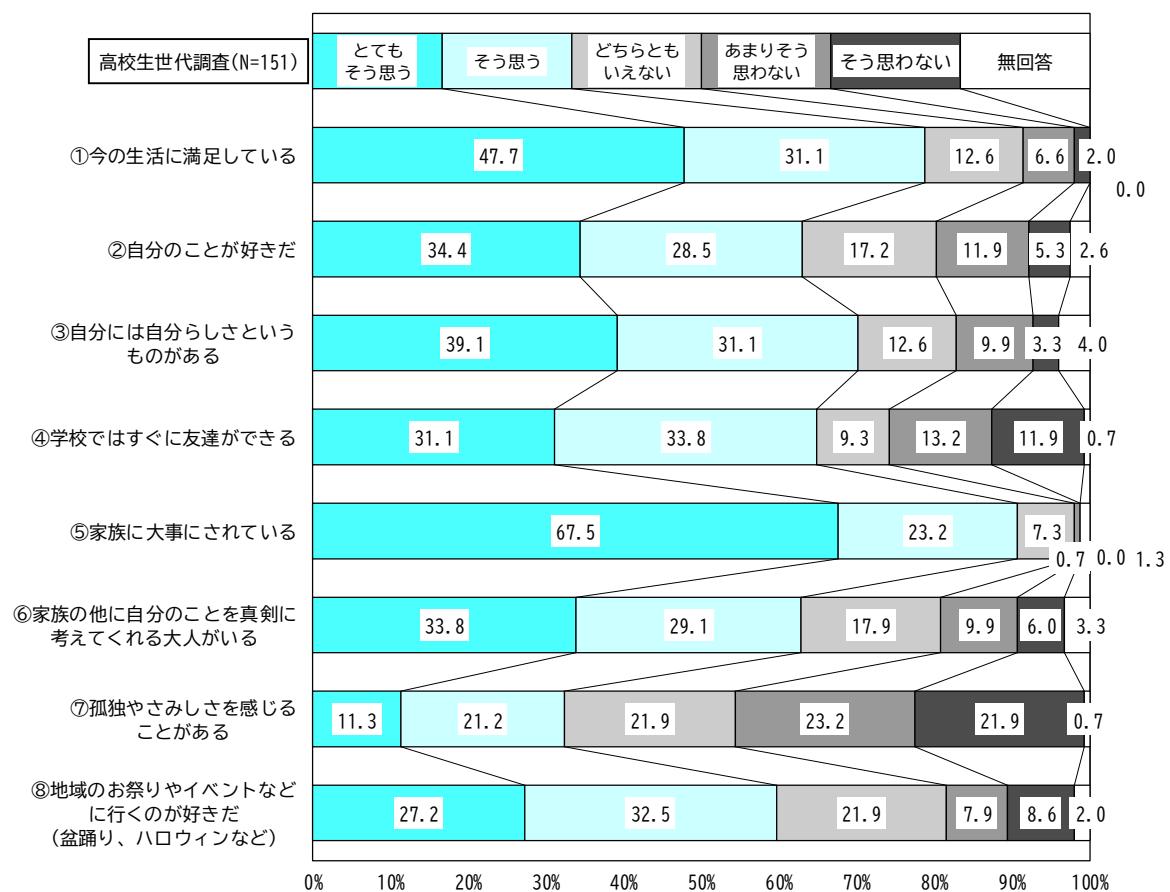
【小学生調査】



【中学生調査】



【高校生世代調査】



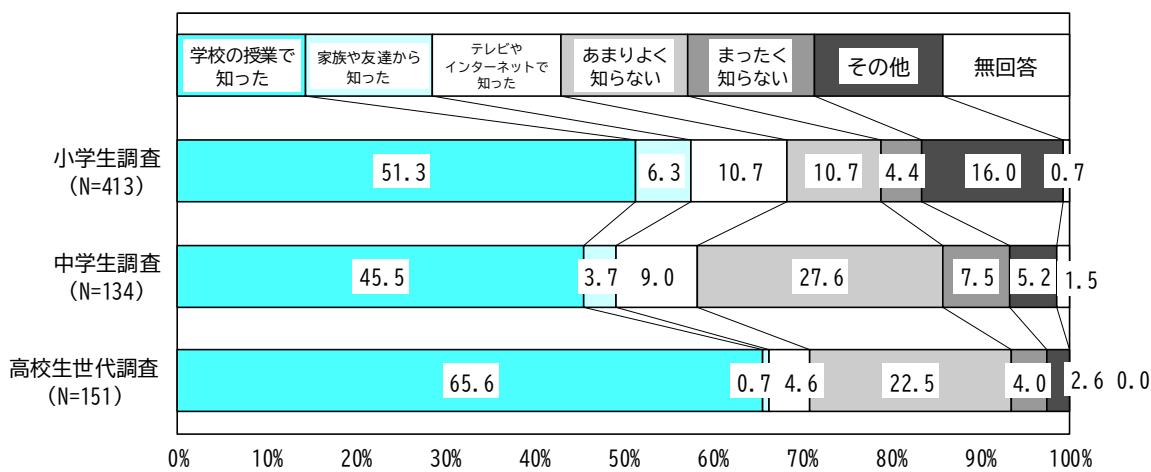
(2) 子どもの権利について

●子どもの権利について知っているのは小学生で6割台、中学生で5割台、高校生世代では7割

◇子どもの権利の認知度

子どもの権利について、《知っている》（「学校の授業で知った」、「家族や友達から知った」、「テレビやインターネットで知った」の合計）の割合が、小学生調査では 68.3%、中学生調査では 58.2%、高校生世代調査では 70.9%となっています。

【小学生調査、中学生調査、高校生世代調査】



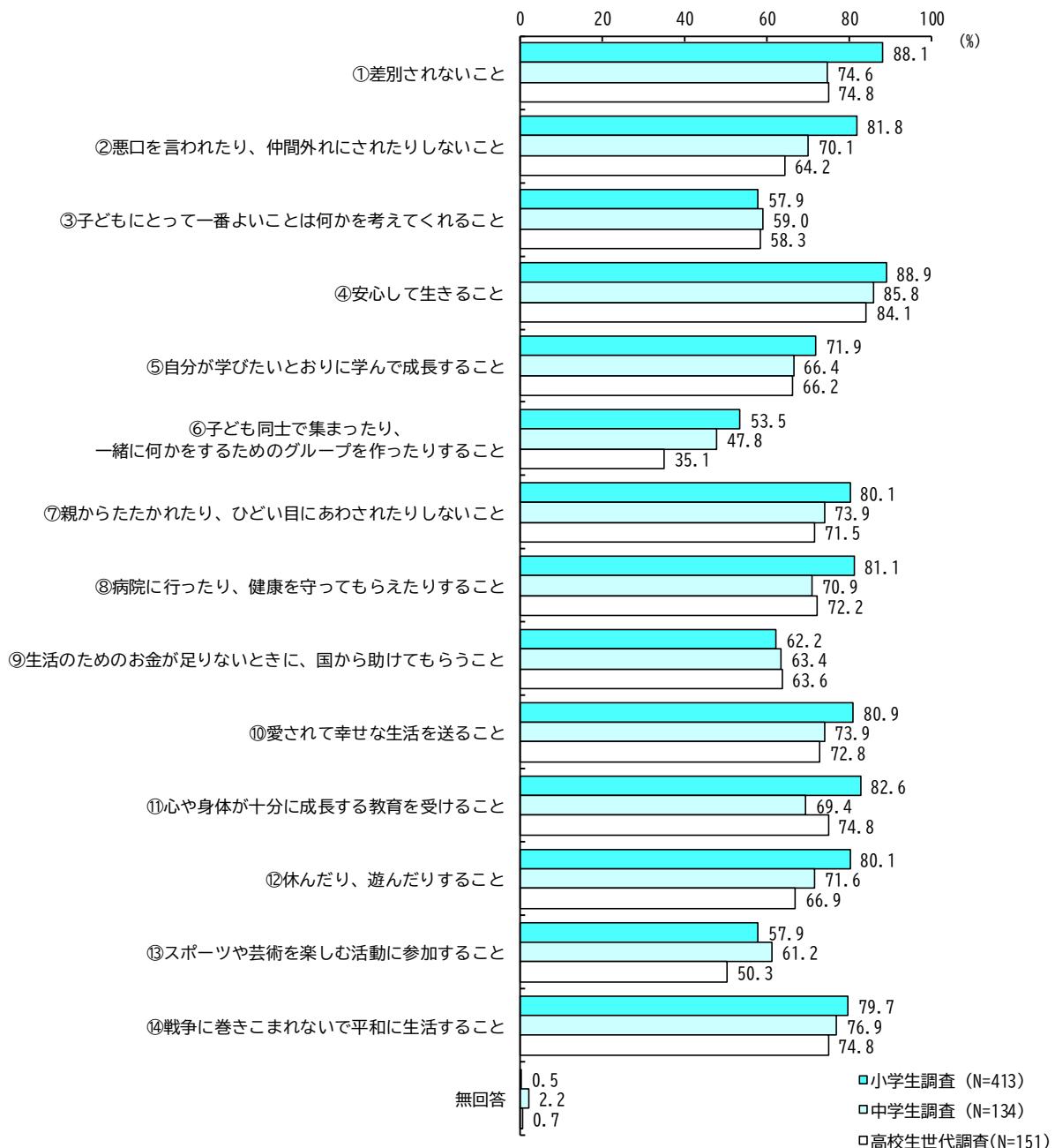
※小学生調査の「その他（16.0%）」の回答のうち、ほとんどが〔塾で知った〕（14.3%）

●子どもの権利として大切だと思うことは、いずれの調査でも「安心して生きること」が最も高い

◇子どもの権利として大切だと思うこと

子どもの権利として大切なことについて、いずれの調査でも「④安心して生きること」が最も高くなっています。次点は、小学生調査、高校生世代調査では、「①差別されること」、中学生調査では、「⑭戦争に巻きこまれないで平和に生活すること」となっています。

【小学生調査、中学生調査、高校生世代調査】:複数回答



(3) 困っていることや悩んでいること

●困っていることや悩んでいることは、「勉強」、「受験、進学先」、「将来のこと」が多い

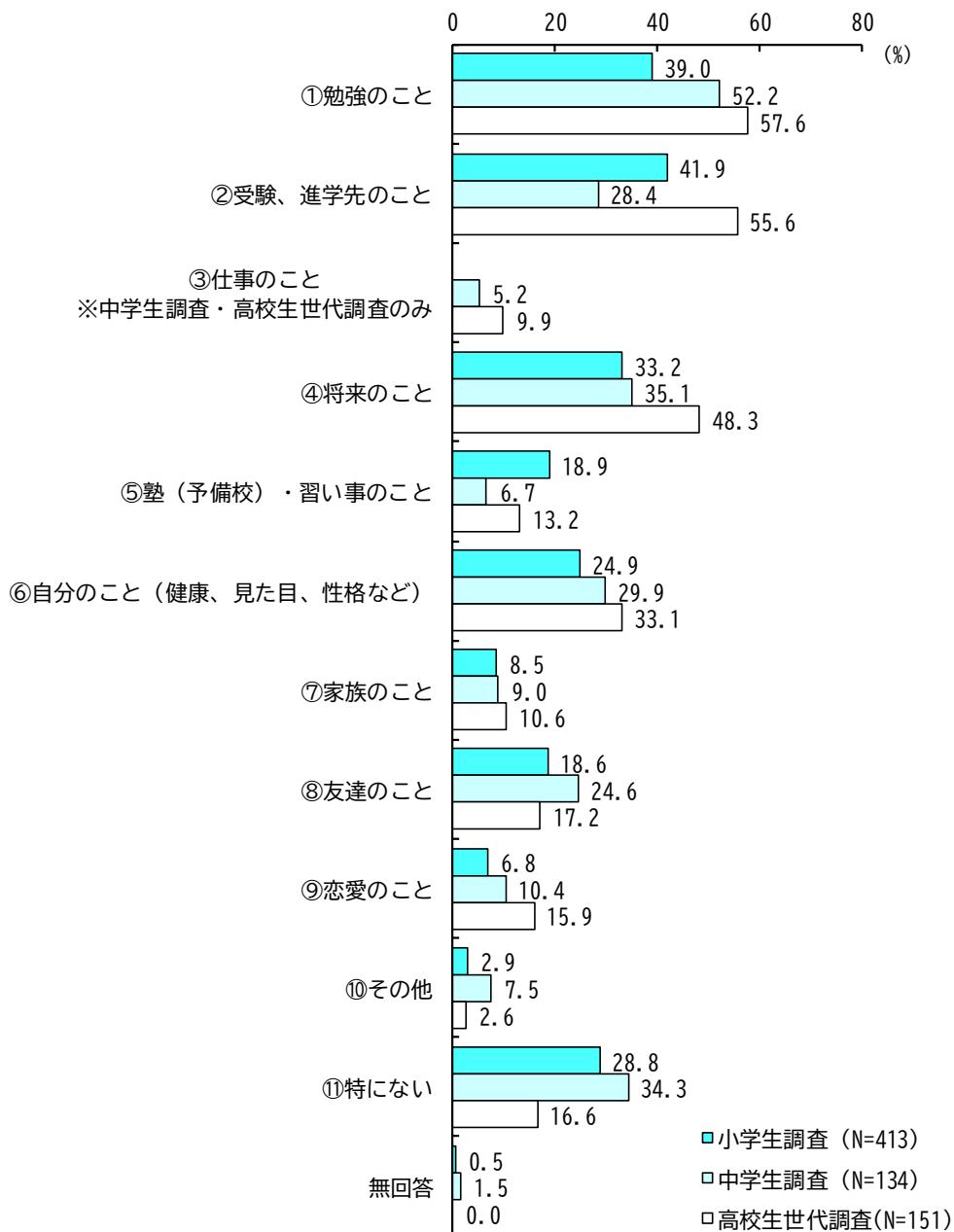
◇困っていることや悩んでいること

困っていることや悩んでいることについて、小学生調査では、「②受験、進学先のこと(41.9%)」が最も高く、「①勉強のこと(39.0%)」、「④将来のこと(33.2%)」が続いています。

中学生調査では、「①勉強のこと(52.2%)」が最も高く、「④将来のこと(35.1%)」、「⑪特にない(34.3%)」が続いています。

高校生世代調査では、「①勉強のこと(57.6%)」が最も高く、「②受験、進学先のこと(55.6%)」、「④将来のこと(48.3%)」が続いています。

【小学生調査、中学生調査、高校生世代調査】:複数回答



●話を聞いてくれる人がいるのは、いずれの調査でも7割を超える

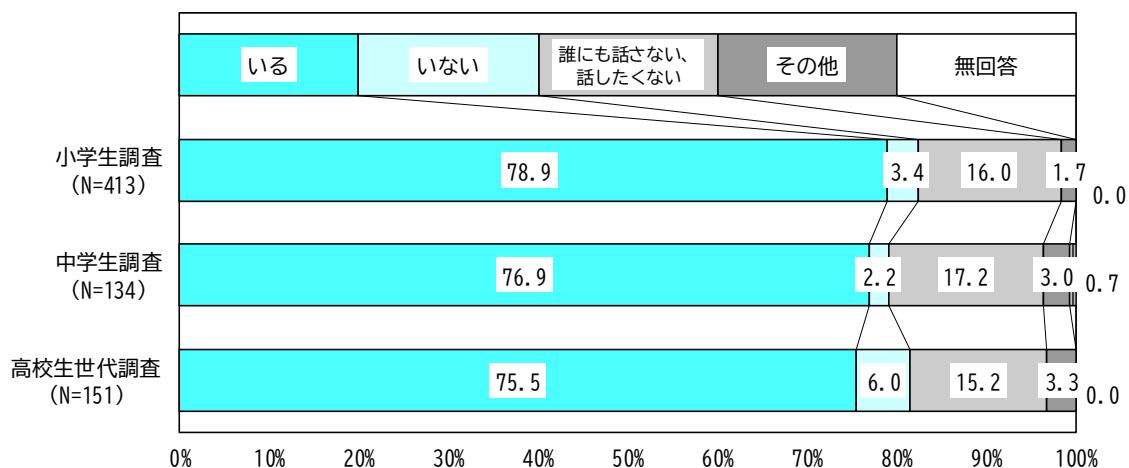
◇話を聞いてくれる人の有無

困っていることや悩んでいることがあるときに話を聞いてくれる人の有無は、「いる」は、小学生調査では78.9%、中学生調査では76.9%、高校生世代調査では75.5%となっており、いずれの調査も75%を超えています。

「いない」は、小学生調査では3.4%、中学生調査では2.2%、高校生世代調査では6.0%となっています。

「誰にも話さない、話したくない」は、小学生調査では16.0%、中学生調査では17.2%、高校生世代調査では15.2%となっています。

【小学生調査、中学生調査、高校生世代調査】

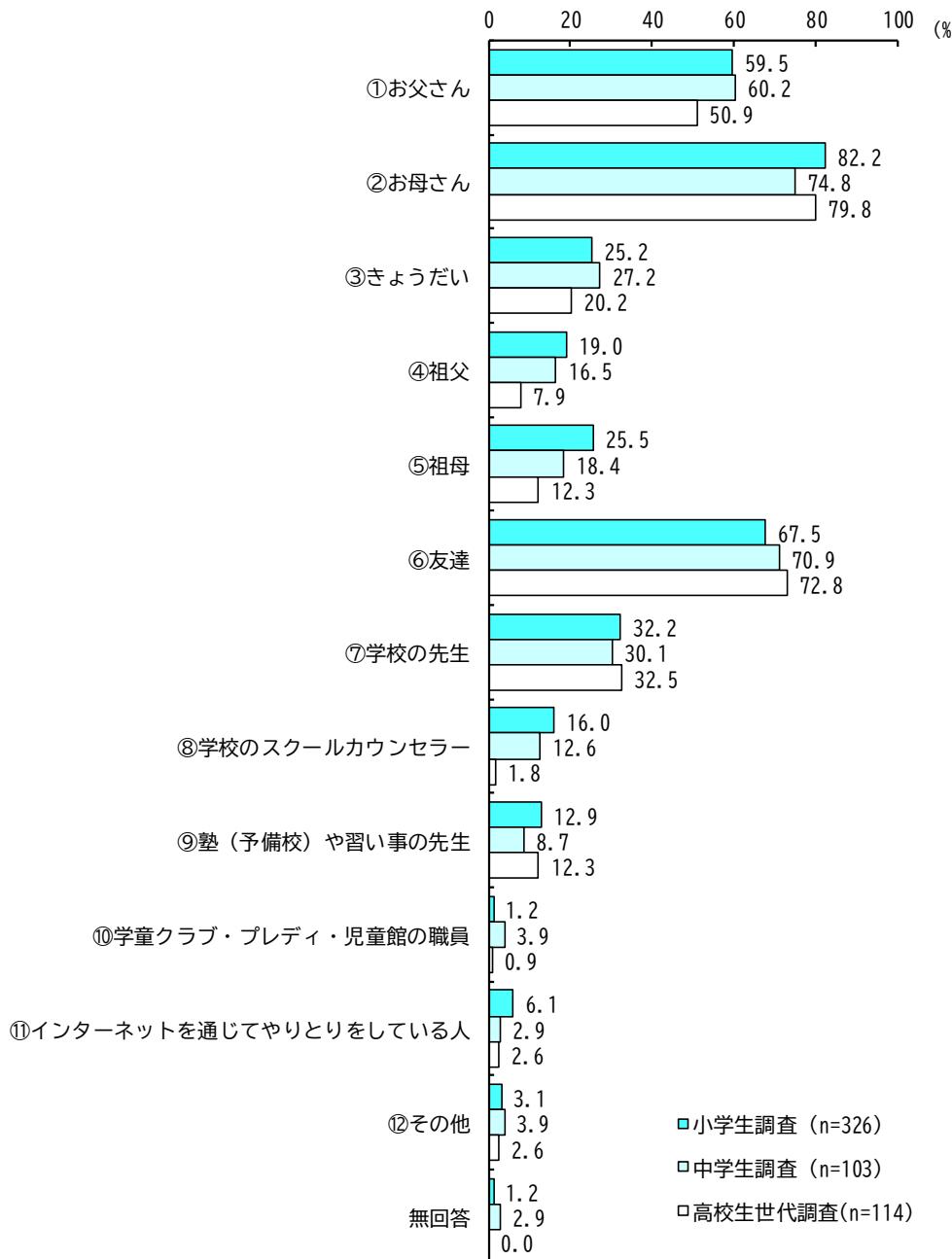


●話を聞いてくれる人は、いずれの調査でも「お母さん」、「友達」が高い

◇困っていることや悩んでいることがあるときに話を聞いてくれる人

困っていることや悩んでいることがあるときに話を聞いてくれる人がいると回答した人に、それは誰かたずねたところ、いずれの調査でも「②お母さん」が最も高く、次点は「⑥友達」となっています。

【小学生調査、中学生調査、高校生世代調査】:複数回答



●いじめられたことがあると回答した割合は小学生で17.4%、中学生で18.0%、高校生世代で11.3%

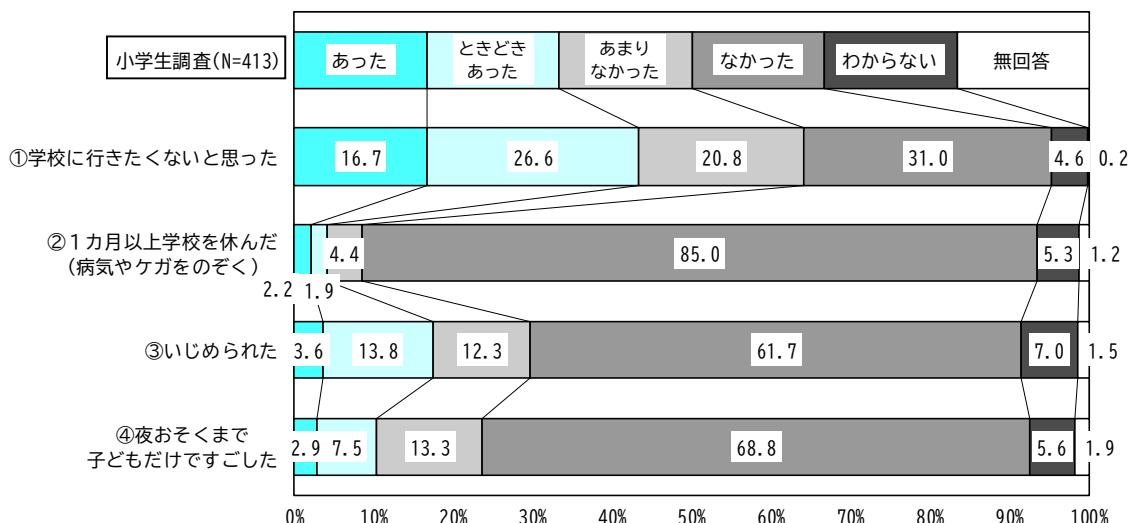
◇不登校やいじめ等の経験

不登校やいじめ等の経験について、『①学校（高校生世代は仕事を含む）に行きたくないと思った』について、《あった》（「あった」と「ときどきあった」の合計）の割合が、小学生調査では 43.3%、中学生調査では 52.2%、高校生世代調査では 56.2%と年齢が高くなるにつれて割合が高くなっています。

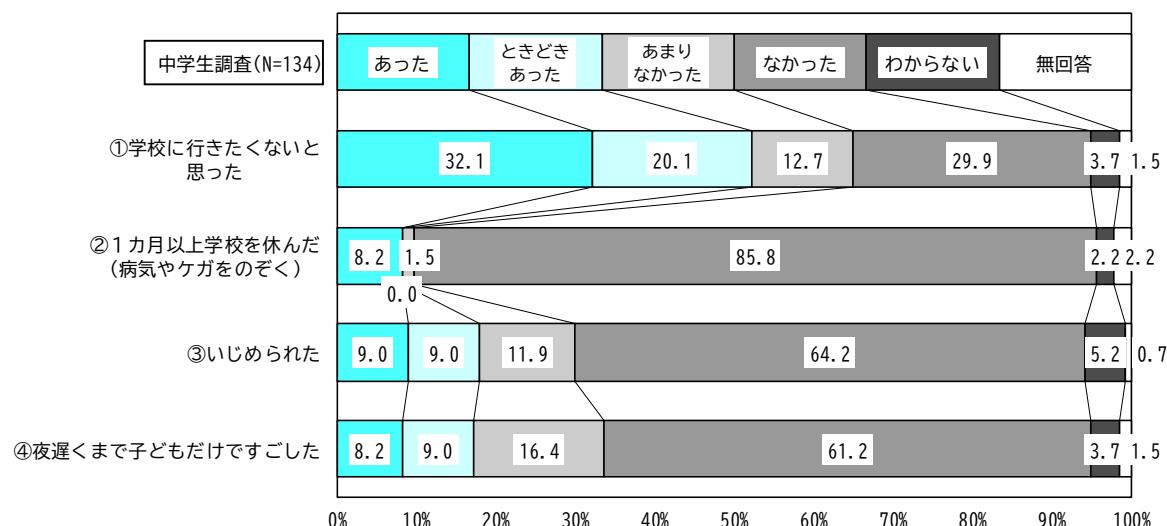
『②1ヶ月以上学校を休んだ（病気やケガをのぞく）（高校生世代は仕事を含む）』について、《あった》の割合が、小学生調査では 4.1%、中学生調査では 8.2%、高校生世代調査では 6.0%となっています。

『③いじめられた』について、《あった》の割合が、小学生調査では 17.4%、中学生調査では 18.0%、高校生世代調査では 11.3%となっています。

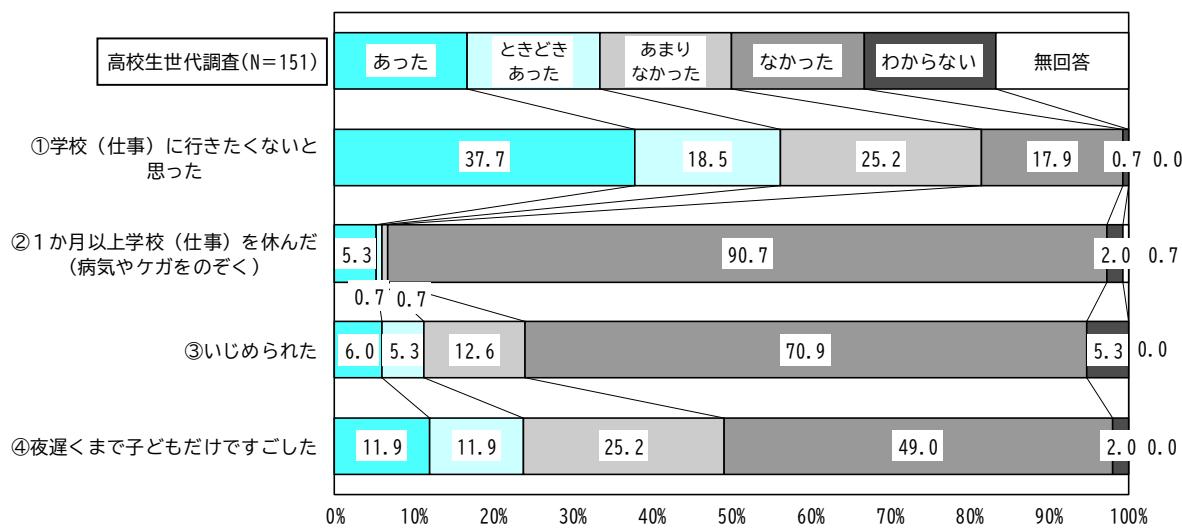
【小学生調査】



【中学生調査】



【高校生世代調査】



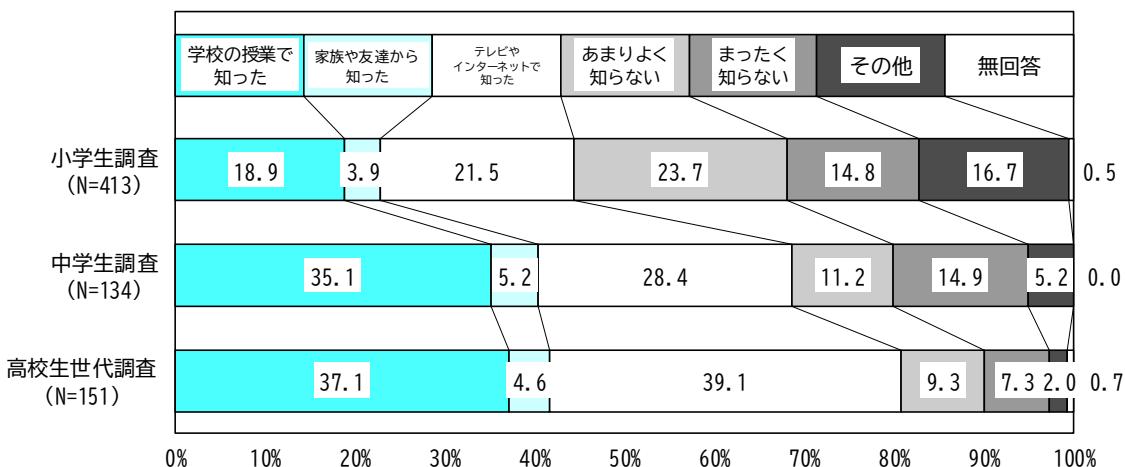
(4) ヤングケアラーについて

●ヤングケアラーについて知っているのは小学生で4割台、中学生で6割台、高校生世代で8割

◇ヤングケアラーの認知度

ヤングケアラーの認知度について、《知っている》（「学校の授業で知った」、「家族や友達から知った」、「テレビやインターネットで知った」の合計）の割合が、小学生調査では 44.3%、中学生調査では 68.7%、高校生世代調査では 80.8%と年齢が高くなるにつれて割合が高くなっています。

【小学生調査、中学生調査、高校生世代調査】



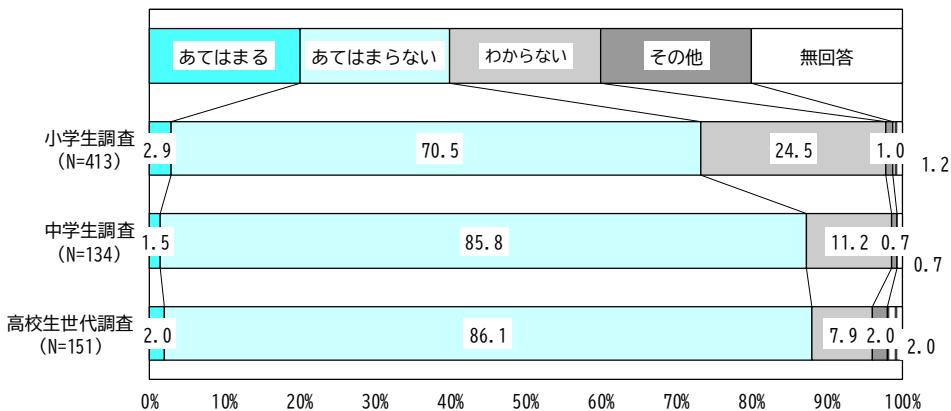
※小学生調査について、「その他(16.7%)」の回答のうち、多くが【塾で知った】(11.4%)となっている。

●ヤングケアラーにあてはまると思うのは、小学生で2.9%、中学生で1.5%、高校生世代で2.0%

◇ヤングケアラーにあてはまると思うか

ヤングケアラーにあてはまると思うかたずねたところ、『あてはまる』の割合が、小学生調査では2.9%、中学生調査では1.5%、高校生世代調査では2.0%となっています。

【小学生調査、中学生調査、高校生世代調査】



(5) 将来について

●20年後に『生きがい、やりがいを見つけている』と思うのは中学生、高校生世代ともに7割、『子どもを育てている』と思うのは中学生調査で5割、高校生世代で4割台

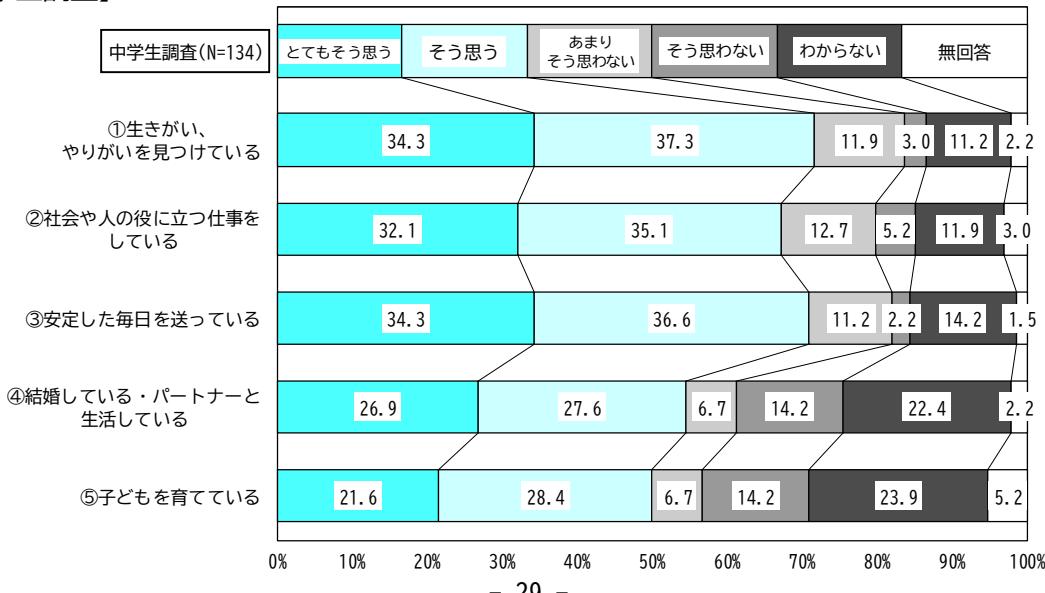
◇20年後の自分のイメージ

20年後の自分のイメージは、《そう思う》（「とてもそう思う」と「そう思う」の合計）の割合が、『①生きがい、やりがいを見つけている（中学生調査:71.6%、高校生世代調査:70.9%）』、『②社会や人の役に立つ仕事をしている（中学生調査:67.2%、高校生世代調査:70.8%）』、『③安定した毎日を送っている（中学生調査:70.9%、高校生世代調査:70.8%）』について、いずれの調査でも6割を超えています。

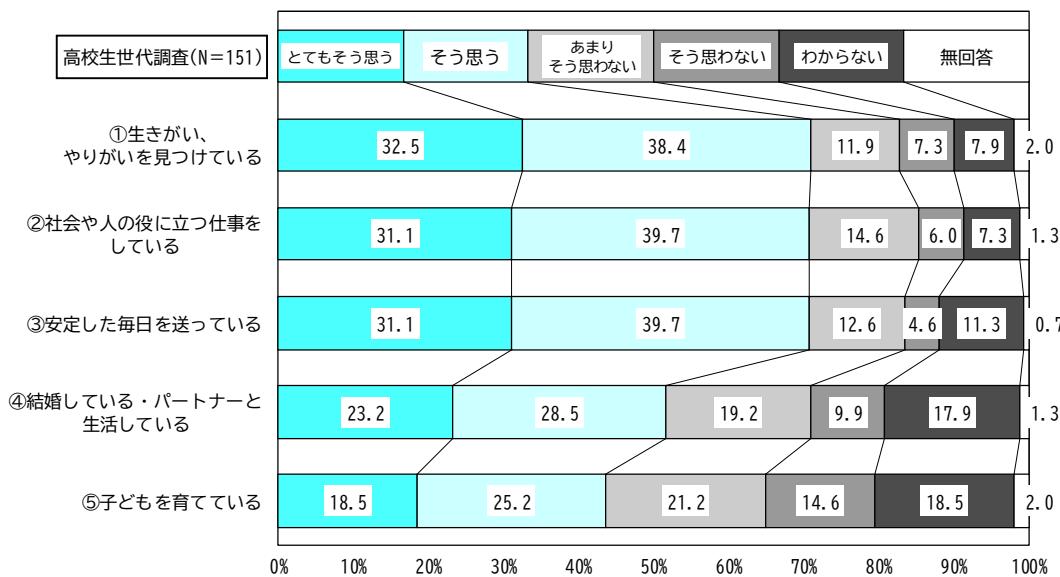
『④結婚している・パートナーと生活している』について、《そう思う》の割合が、中学生調査では54.5%、高校生世代調査で51.7%となっており、いずれの調査も5割を超えています。

『⑤子どもを育てている』について、《そう思う》の割合が、中学生調査では50.0%、高校生世代調査では43.7%となっています。

【中学生調査】



【高校生世代調査】



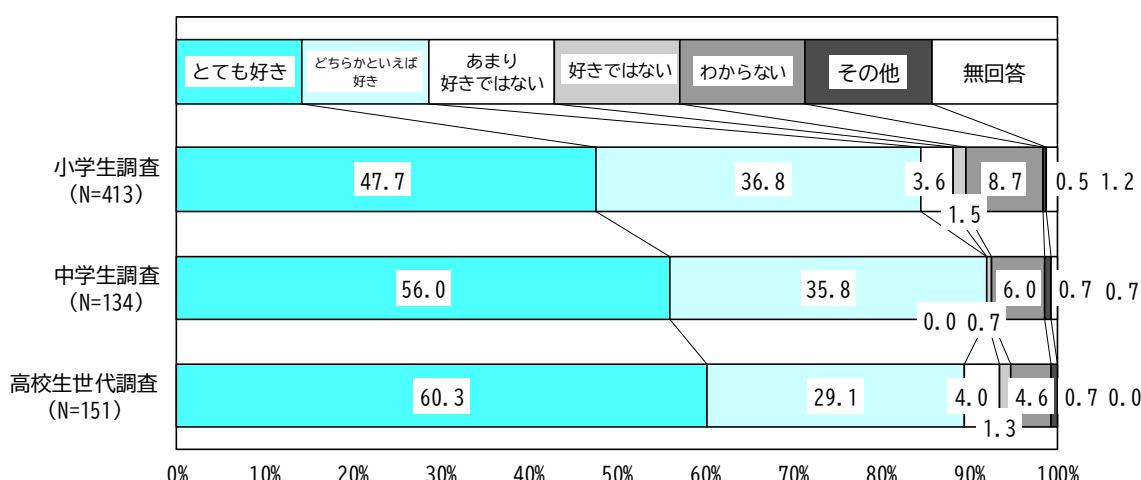
(6) 中央区について

●中央区が好きな割合はいずれの調査でも8割を超えている

○中央区が好きか

本区が好きかたずねたところ、《好き》（「とても好き」、「どちらかといえば好き」の合計）の割合が、小学生調査では 84.5%、中学生調査では 91.8%、高校生世代調査では 89.4%となっており、いずれの調査でも8割を超えています。

【小学生調査、中学生調査、高校生世代調査】

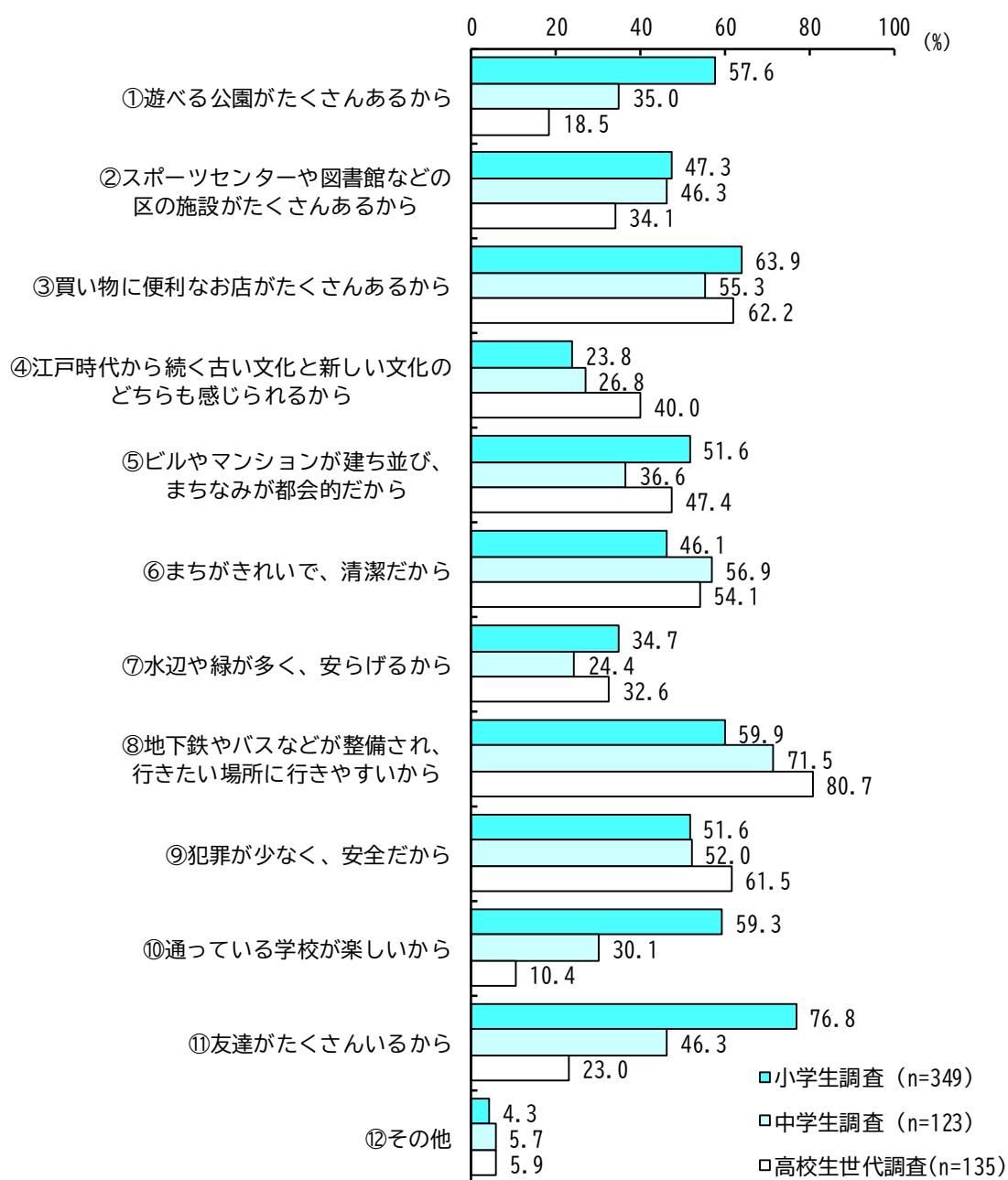


●中央区が好きな理由は小学生で「友達がたくさんいるから」、中学生と高校生世代で「地下鉄やバスなどが整備され、行きたい場所に行きやすいから」が最も高い

○中央区が好きな理由

本区が好きと回答した人に、本区が好きな理由をたずねたところ、小学生調査では、「⑪友達がたくさんいるから(76.8%)」が最も高く、中学生調査と高校生世代調査では、「⑧地下鉄やバスなどが整備され、行きたい場所に行きやすいから」が最も高く、中学生調査では71.5%、高校生世代調査では80.7%となっています。

【小学生調査、中学生調査、高校生世代調査】:複数回答



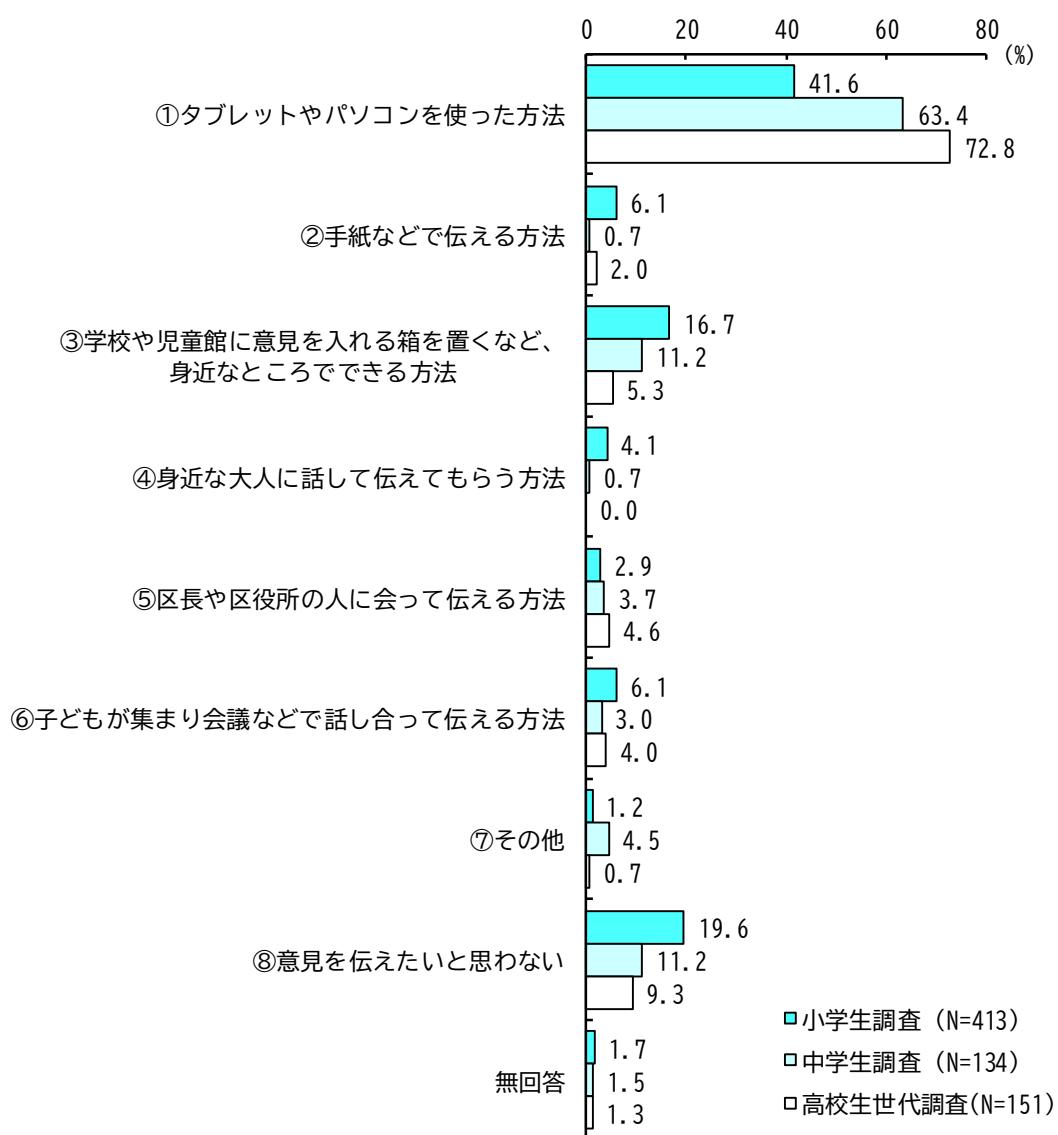
●中央区に対して意見を伝えやすい方法は、いずれの調査でも「タブレットやパソコンを使った方法」が最も高い

○中央区に対して意見を伝えやすい方法

本区に対して意見を伝えやすい方法については、いずれの調査でも、「①タブレットやパソコンを使った方法」が最も高く、小学生調査では41.6%、中学生調査では63.4%、高校生世代調査では72.8%となっています。

次点では、「③学校や児童館に意見を入れる箱を置くなど、身近なところでできる方法」がいずれの調査でも高く、小学生調査では16.7%、中学生調査では11.2%、高校生世代調査では5.3%となっています。

【小学生調査、中学生調査、高校生世代調査】:複数回答



3 保護者へのアンケート結果（「子育て支援に関するニーズ調査」、「ひとり親家庭実態調査」より）

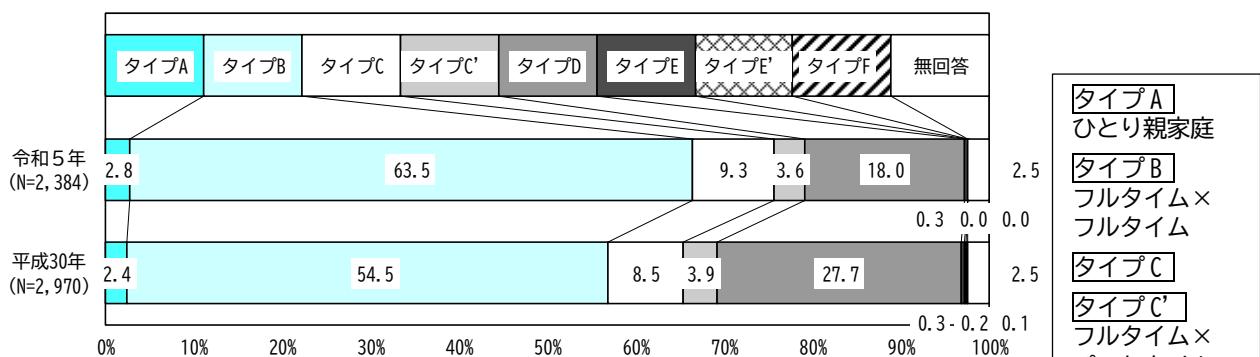
（1）生活実態の変化

●フルタイム共働きの家庭の割合が前回より高くなっている

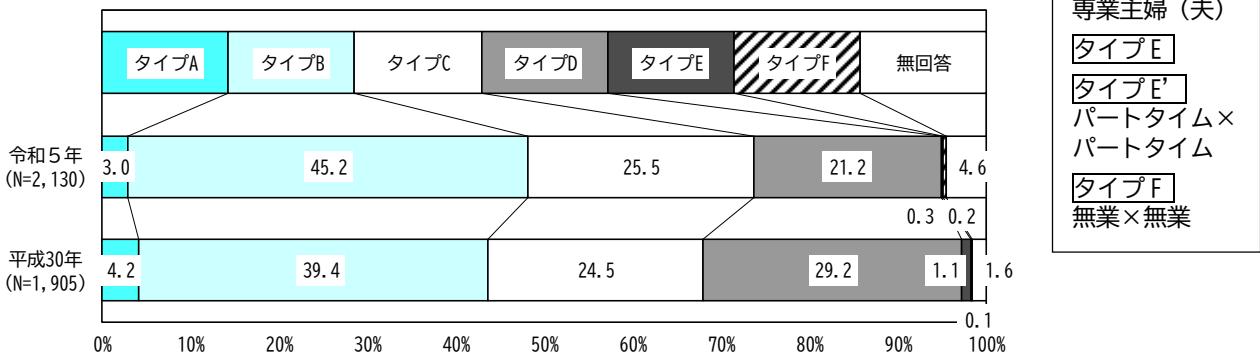
◇保護者の就労状況から分類した家庭類型について

保護者の就労状況から分類した家庭類型は、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに、平成30年調査と比較すると、令和5年調査では、「タイプB：フルタイム×フルタイム」の割合が高くなり、「タイプD：専業主婦（夫）」の割合が低くなっています。

【就学前児童保護者】



【小学生児童保護者】

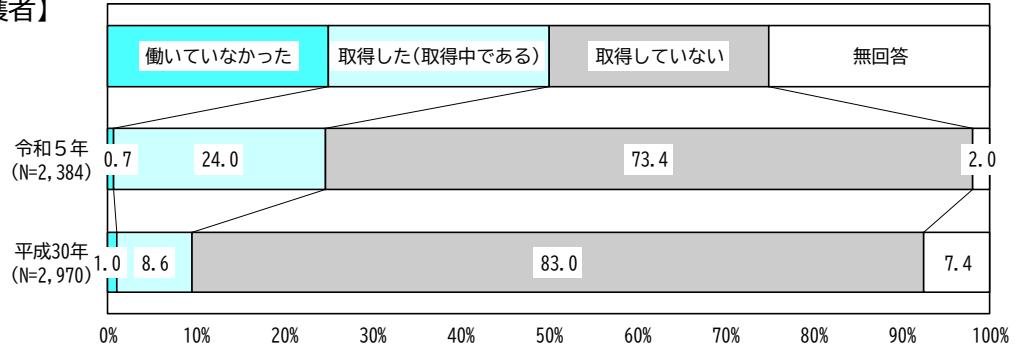


●育児休業を取得した父親の割合が前回より高くなっている

◇父親の育児休業の取得状況

父親の育児休業の取得状況は、平成30年調査と比較すると、令和5年調査では「取得した（取得中である）（8.6%→24.0%）」の割合が高くなっています。

【就学前児童保護者】

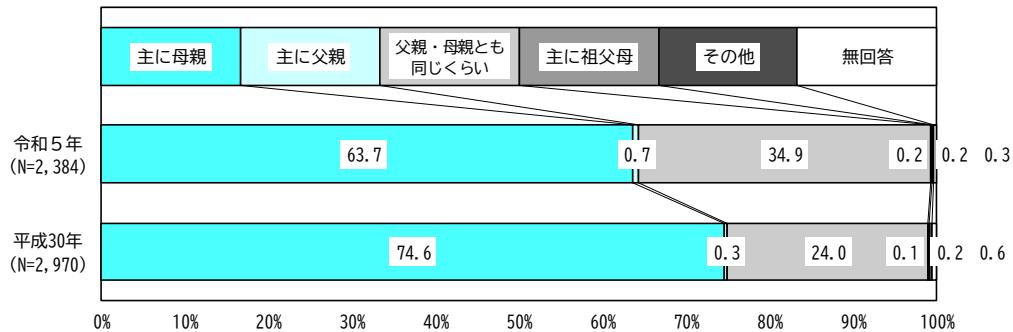


●子育てを主に行っているのは、「父親・母親とも同程度」と答える方の割合が前回より高くなっている

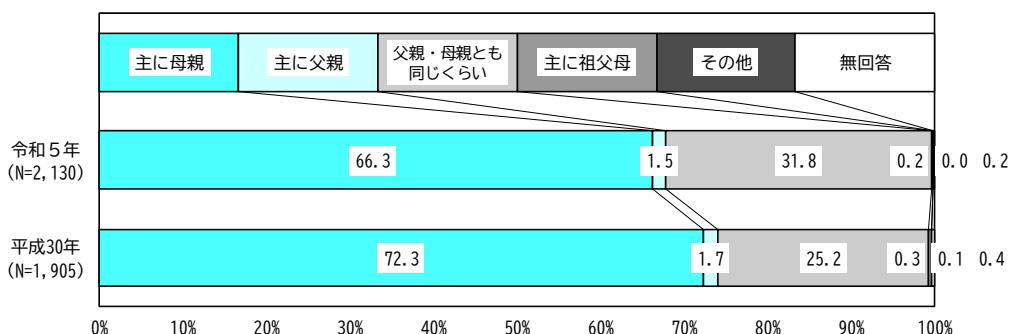
◇子育てを主に行っている人

子育てを主に行っている人は、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに、平成30年調査と比較すると、令和5年調査では、「主に母親」の割合が低くなり、「父親・母親とも同じくらい」の割合が高くなっています。

【就学前児童保護者】



【小学生児童保護者】

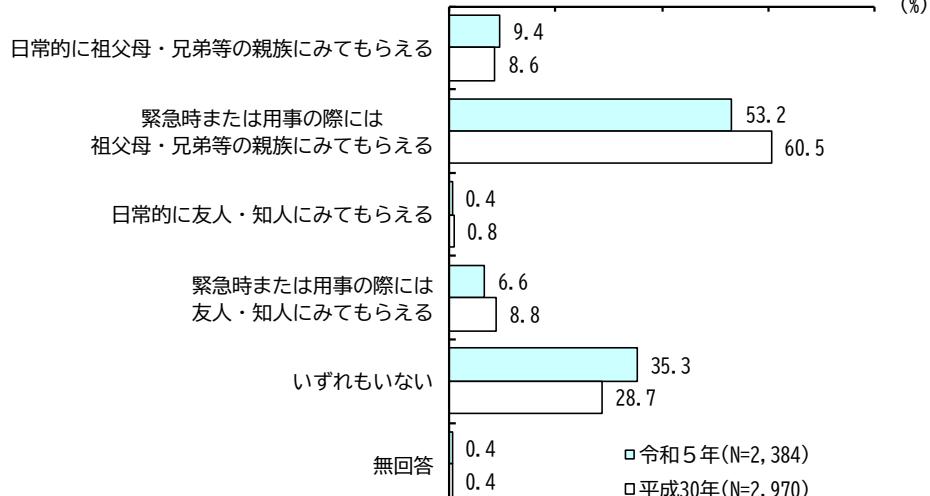


●子どもをみてくれる親族・知人がいないと答える方の割合が3割を超えてる

◇子どもを保護者に代わってみてくれる親族・知人の有無

子どもを保護者に代わってみてくれる親族・知人の有無は、就学前児童保護者では、平成30年調査と比較すると、令和5年調査では「いずれもいない」の割合が高くなっています。

【就学前児童保護者】



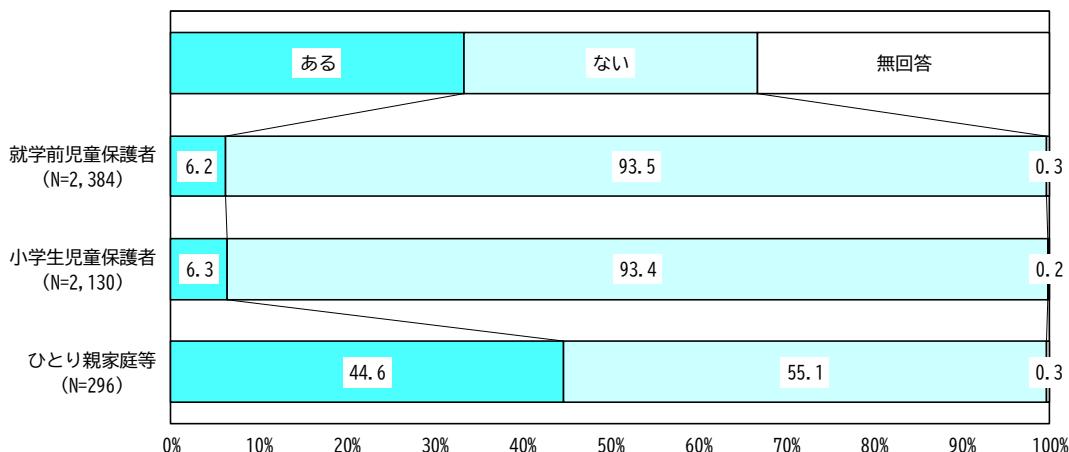
(2) ひとり親の状況

●ひとり親家庭では、経済的な理由による困窮経験がある方は4割超となっている

◇経済的な理由による困窮経験の有無

必要な食料、衣料を買えなかった、公共料金が支払えなかった等の経済的な困窮経験がある方の割合は、就学前児童保護者、小学生児童保護者では6%程度ですが、ひとり親家庭では44.6%となっています。

【就学前児童保護者、小学生児童保護者、ひとり親家庭】

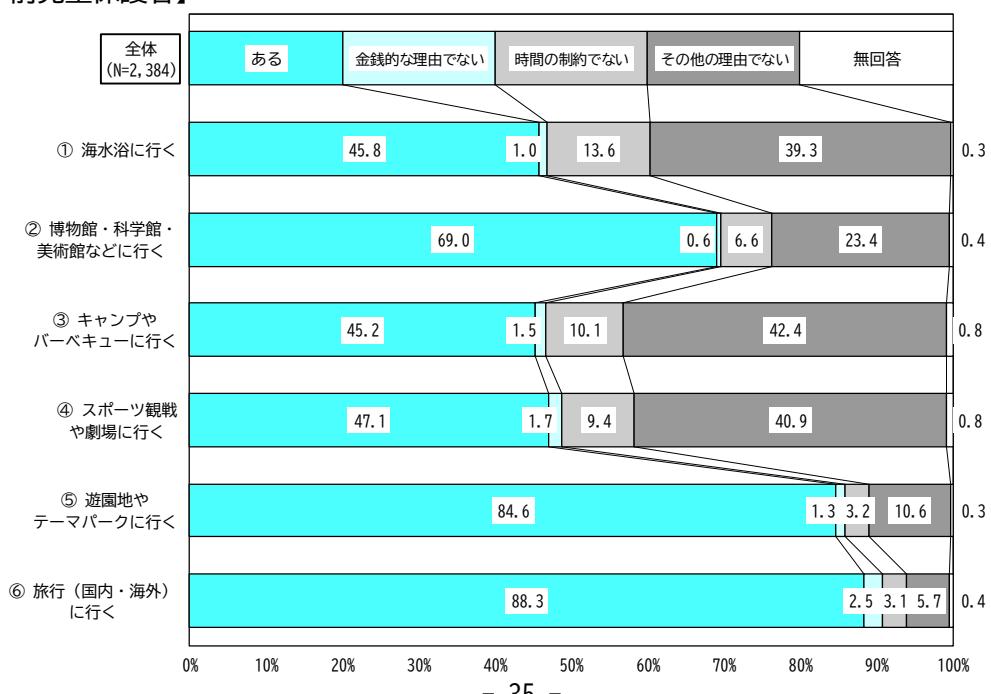


●ひとり親家庭で子どもの多様な経験の状況が『ない』割合が高くなっています

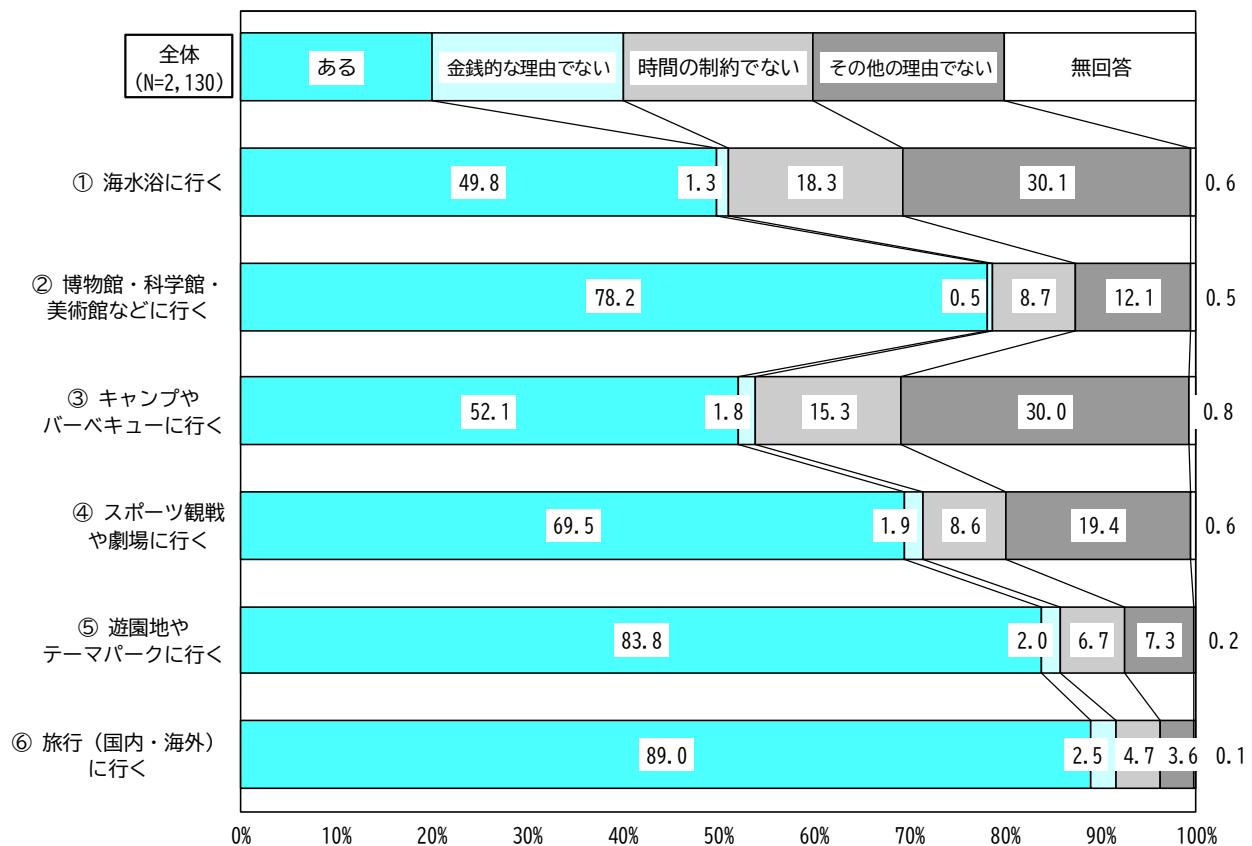
◇子どもの多様な経験の状況

子どもの多様な経験の状況は、就学前児童保護者、小学生児童保護者と比較して、ひとり親家庭で『ない』割合が高く、特に、『⑥旅行（国内・海外）に行く』では、「金錢的な理由でない」の割合が高く、『①海水浴に行く』、『③キャンプやバーベキューに行く』では、「時間の制約でない」の割合が高くなっています。

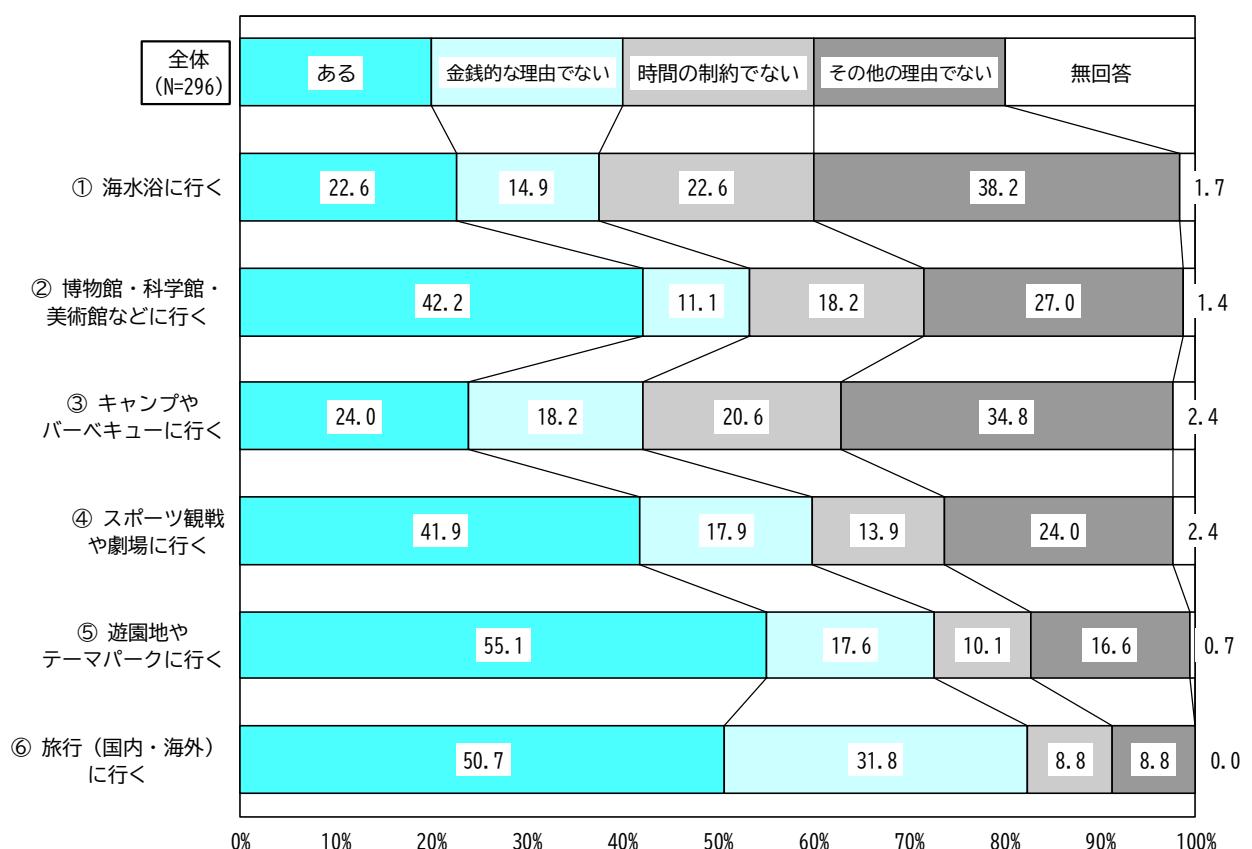
【就学前児童保護者】



【小学生児童保護者】



【ひとり親家庭】

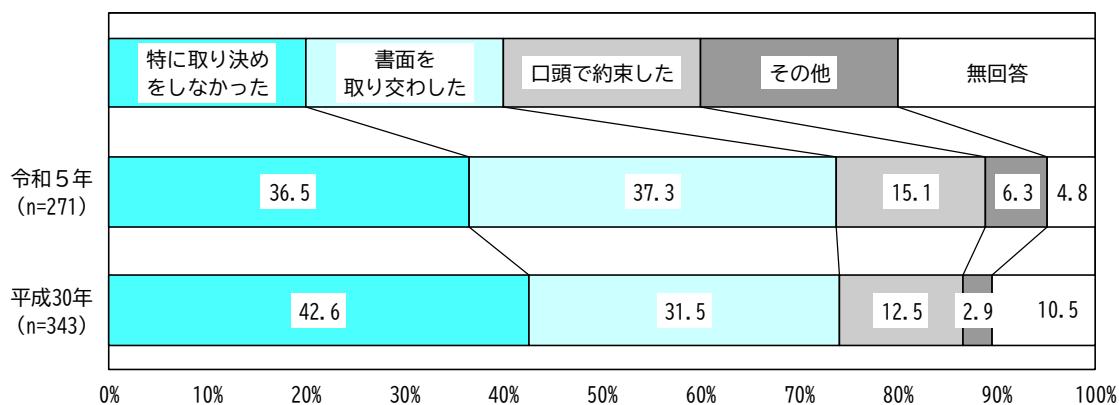


●養育費の約束をしたのは5割、その中でも約束がきちんと守られているのは5割

◇養育費についての約束の有無<ひとり親になった事情が離婚、未婚、その他のいずれかの人>

ひとり親になった事情が離婚、未婚、その他のいずれかと回答した人に、養育費についての約束の有無をたずねたところ、「書面を取り交わした」、「口頭で約束した」、「その他」の合計の割合は、58.7%となっています。一方、「特に取り決めをしなかった」が36.5%となっています。

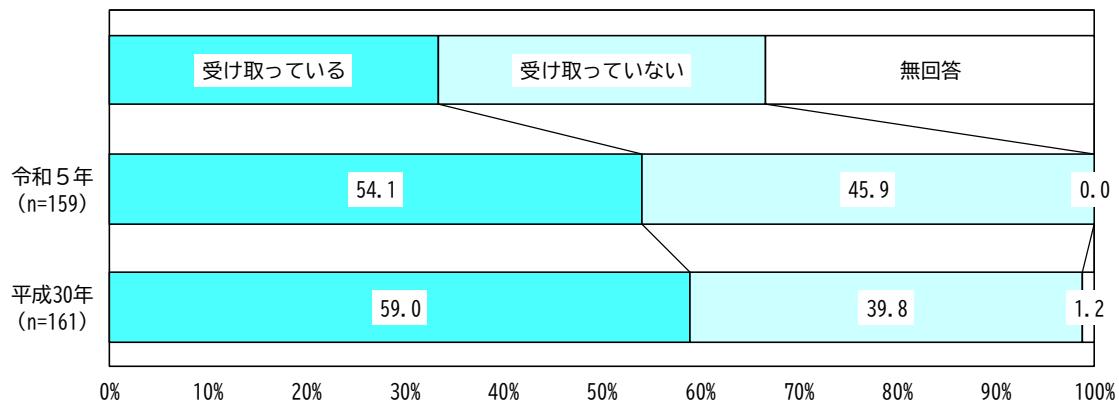
【ひとり親家庭】



◇養育費の受取状況<ひとり親になった事情が離婚、未婚、その他のいずれかの人で養育費の支払いについて何らかの取り決めをした人>

養育費の支払いについて何らかの取り決めをした人で養育費を「受け取っている」のは54.1%となっています。

【ひとり親家庭】



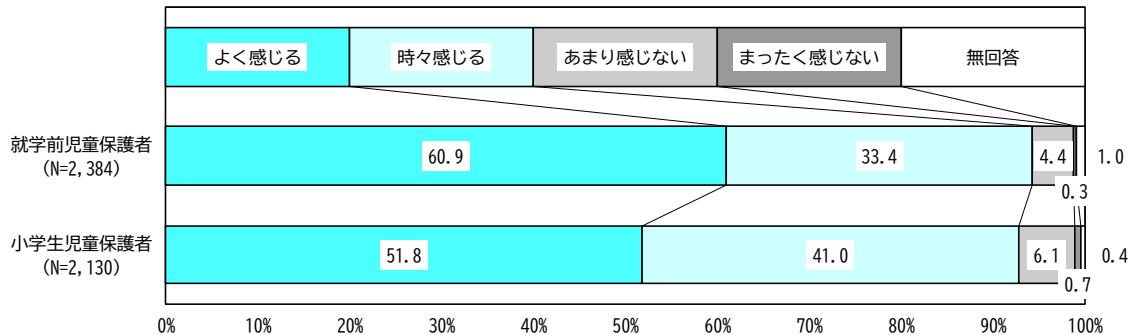
(3) 子育てへの意識

● 9割以上の保護者が子育てを楽しいと感じている

◇ 子育てを楽しいと感じるか

子育てを楽しいと感じる（「よく感じる」と「時々感じる」の合計）のは、就学前児童保護者で94.3%、小学生児童保護者で92.8%と、いずれも9割を超えています。

【就学前児童保護者、小学生児童保護者】



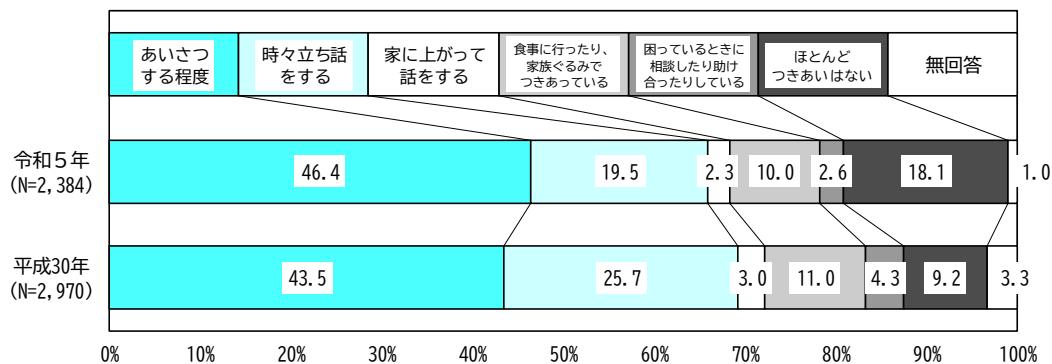
(4) 地域との関係

● 「近所づきあいがない」と答える方の割合が前回より高くなっている

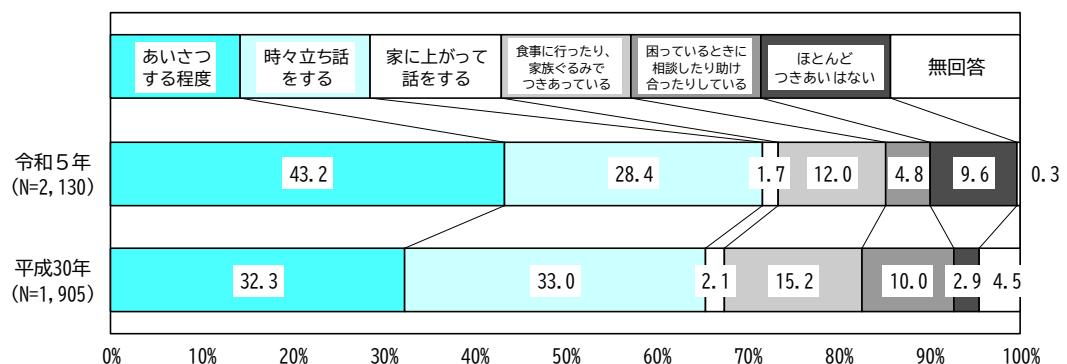
◇ 近所づきあいの程度

近所づきあいの程度は、就学前児童保護者、小学生児童保護者とともに、平成30年調査と比較すると、令和5年調査では「ほとんどつきあいはない」の割合が高くなっています。

【就学前児童保護者】



【小学生児童保護者】

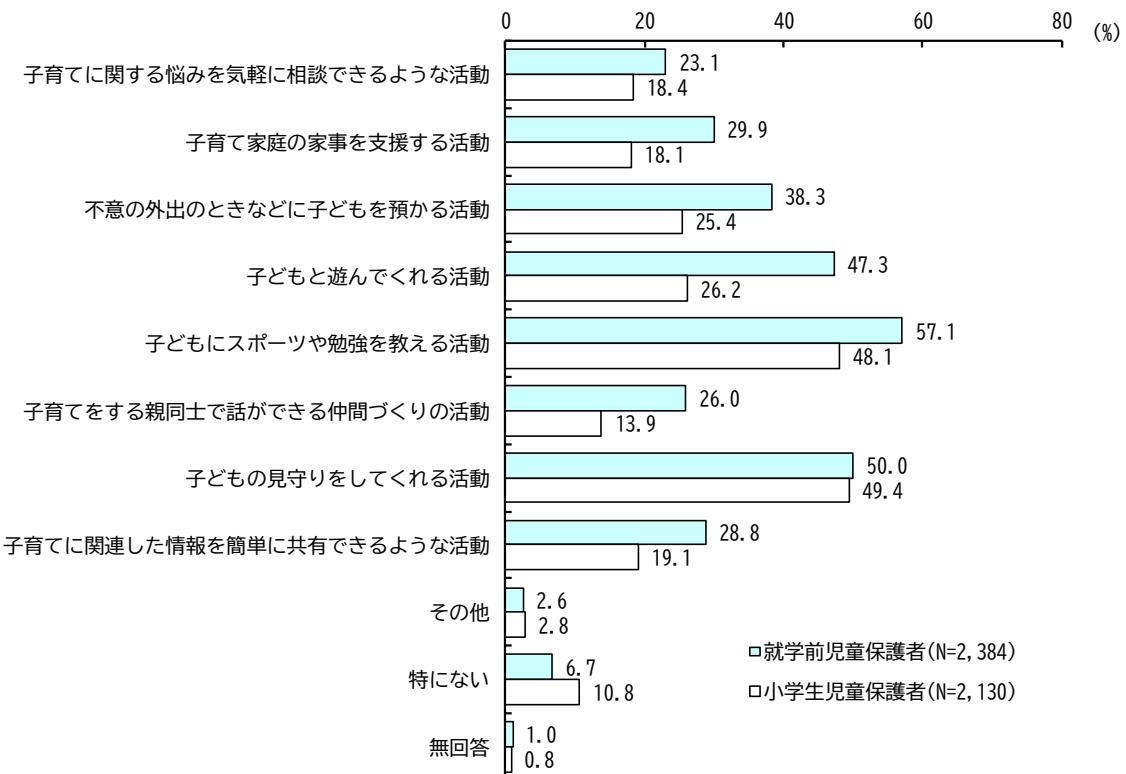


●地域住民に期待する活動は、「子どもにスポーツや勉強を教える活動、見守り活動」

◇期待する地域住民による子ども・子育て支援活動

期待する地域住民による子ども・子育て支援活動は、就学前児童保護者、小学生児童保護者とともに、「子どもにスポーツや勉強を教える活動」、「子どもの見守りをしてくれる活動」、「子どもと遊んでくれる活動」が上位となっています。

【就学前児童保護者、小学生児童保護者】:複数回答

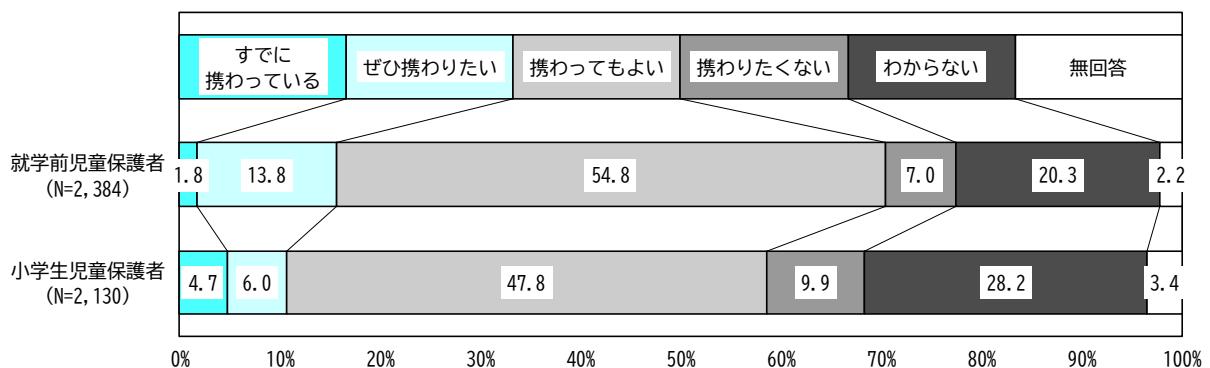


●地域住民による子ども・子育て支援活動への参加意向のある方は5割以上

◇地域住民による子ども・子育て支援活動に将来的に携わってもよいか

地域住民による子ども・子育て支援活動に将来的に携わってもよいのかたずねたところ、「すでに携わっている」、「ぜひ携わりたい」、「携わってもよい」を合計した携わる意向がある人は、就学前児童保護者では70.4%、小学生児童保護者では58.5%となっています。

【就学前児童保護者、小学生児童保護者】



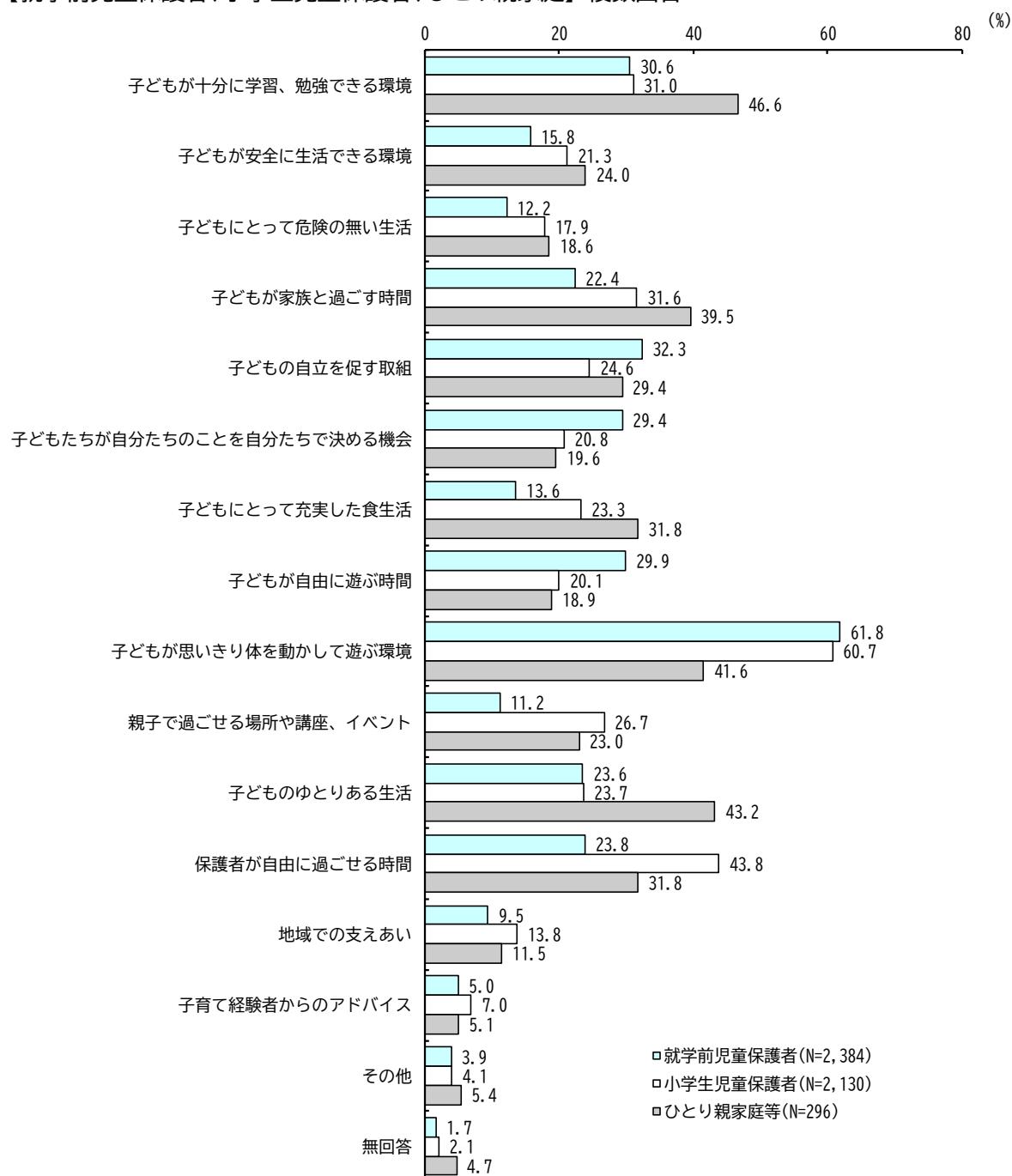
(4) 子育て施策への評価、希望

●子育てする上で足りないことは「思いきり体を動かして遊ぶ環境」が高くなっている

◇子育てをする上で足りていないと感じること

子育てをする上で足りていないと感じることは、就学前児童保護者、小学生児童保護者では「子どもが思いきり体を動かして遊ぶ環境」が最も高く、ひとり親家庭では「子どもが十分に学習、勉強できる環境」が最も高くなっています。

【就学前児童保護者、小学生児童保護者、ひとり親家庭】:複数回答

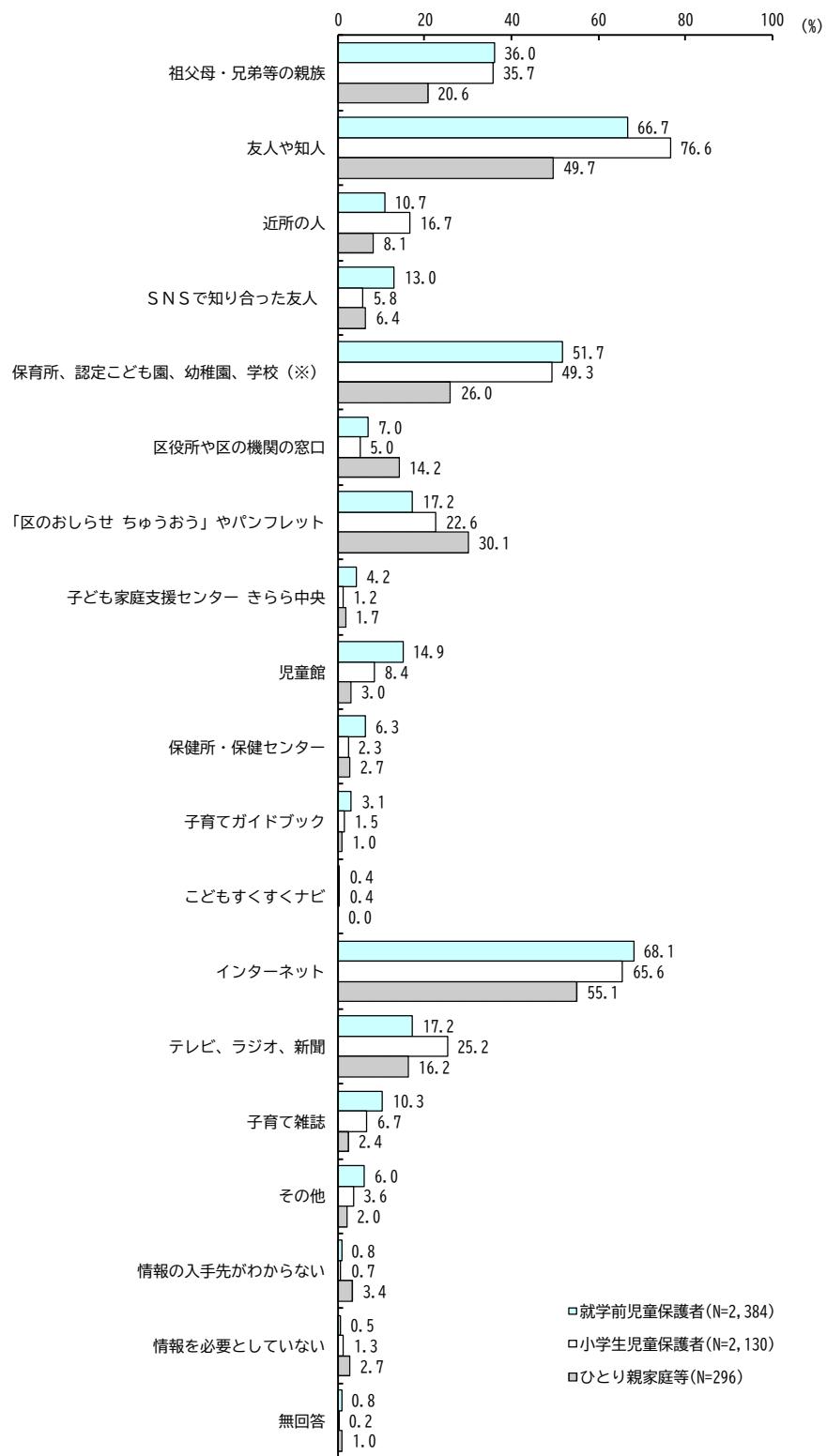


●子育て情報の入手先は「インターネット」、「友人や知人」が上位となっており、欲しい情報は、「子ども向けイベント情報」が高くなっている

◇子育てに関する情報の入手先

子育てに関する情報の入手先は、就学前児童保護者、小学生児童保護者、ひとり親家庭ともに「インターネット」、「友人や知人」が上位となっています。

【就学前児童保護者、小学生児童保護者、ひとり親家庭】:複数回答

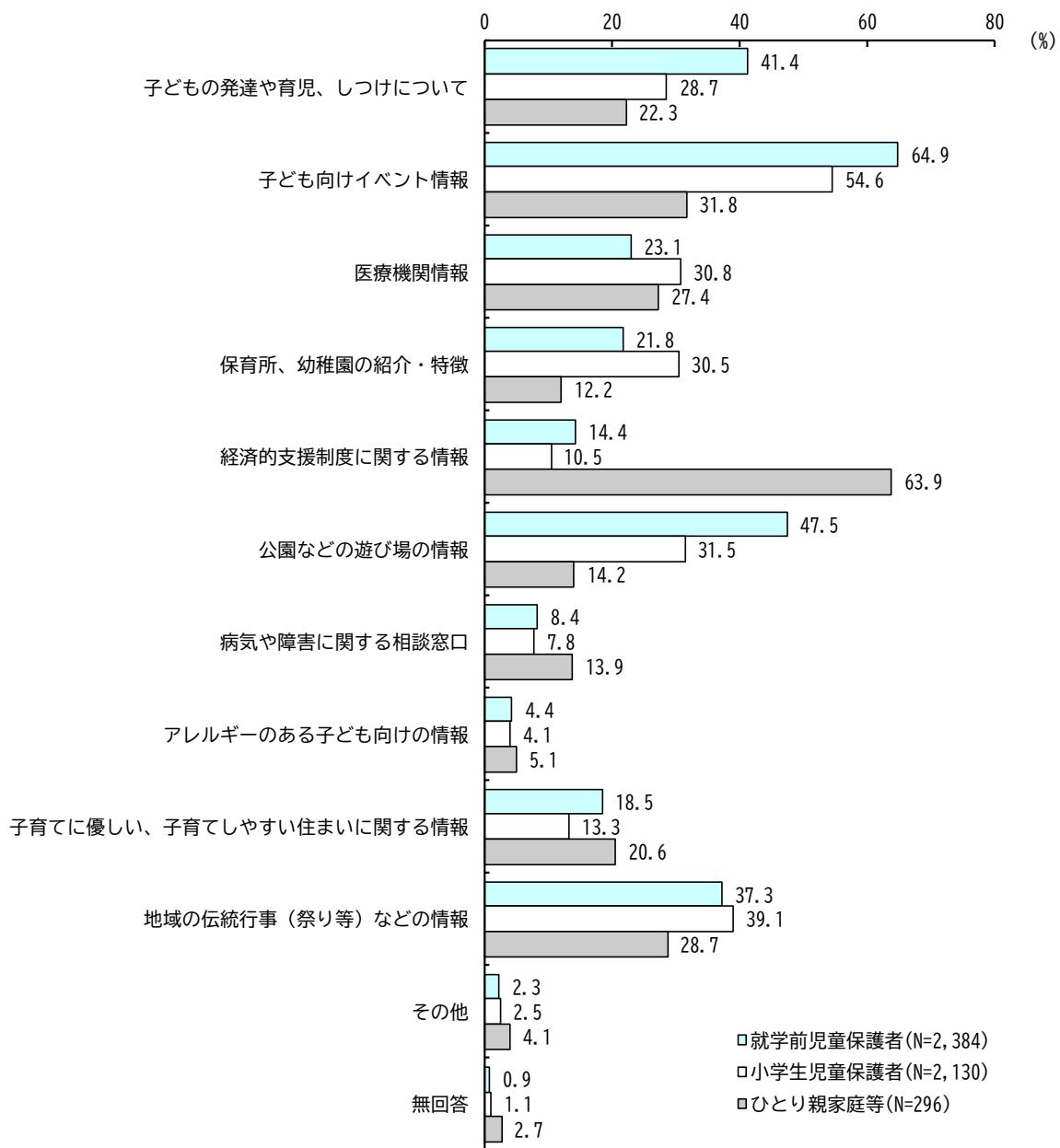


*この選択肢はひとり親家庭等で、就学前保護者は「保育所、認定こども園、幼稚園」、小学生は「学校」となっている。

◇子育てに関してほしい情報

子育てに関してほしい情報は、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに「子ども向けイベント情報」が最も高く、ひとり親家庭では「経済的支援制度に関する情報」が最も高くなっています。

【就学前児童保護者、小学生児童保護者、ひとり親家庭】:複数回答

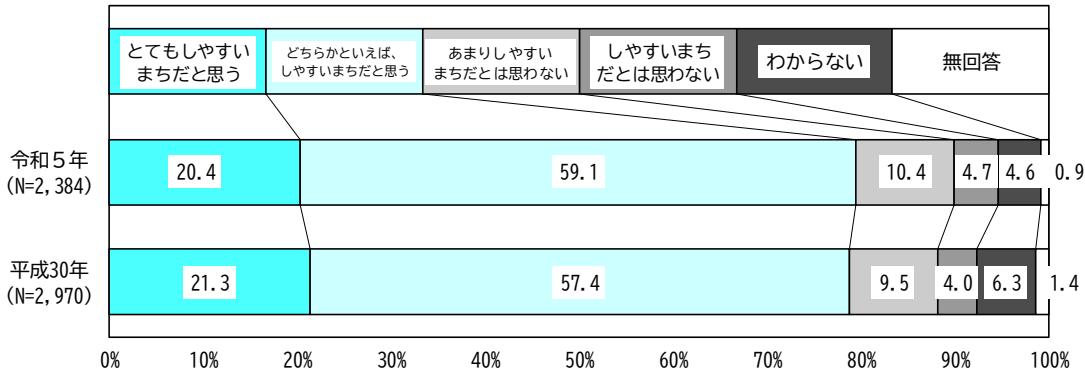


●「中央区は子育てしやすいまち」だと思われている方の割合は8割前後

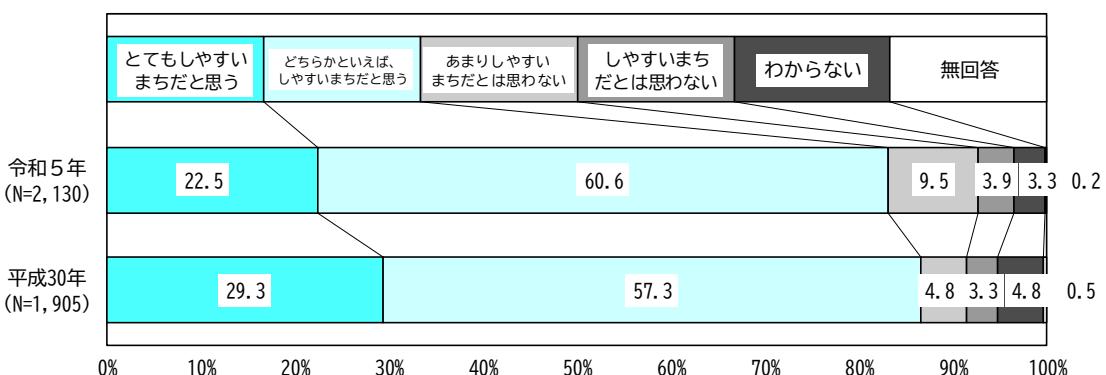
◇中央区は子育てしやすいまちか

本区は子育てしやすいまちかたずねたところ、《しやすいまちだと思う》（「とてもしやすいまちだと思う」と「どちらかといえば、しやすいまちだと思う」の合計）の割合は、就学前児童保護者では 79.5%、小学生児童保護者では 83.1% となっています。

【就学前児童保護者】



【小学生児童保護者】

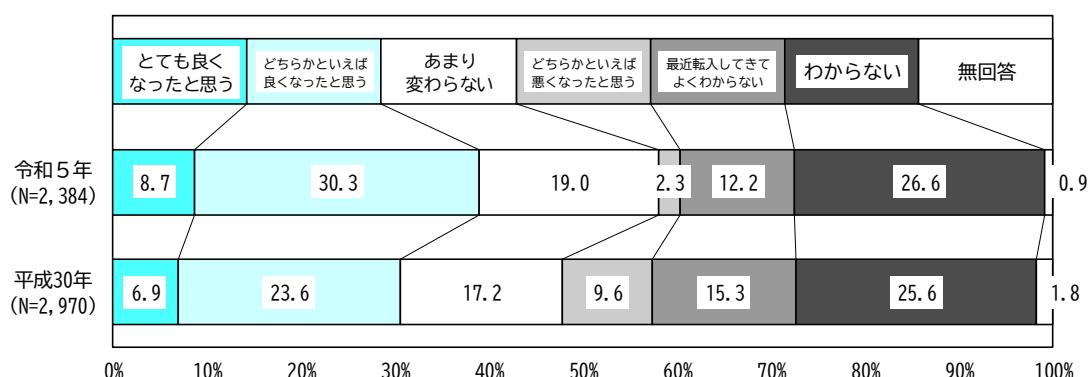


●「中央区の子育て環境がよくなつた」と感じる方の割合は4割前後

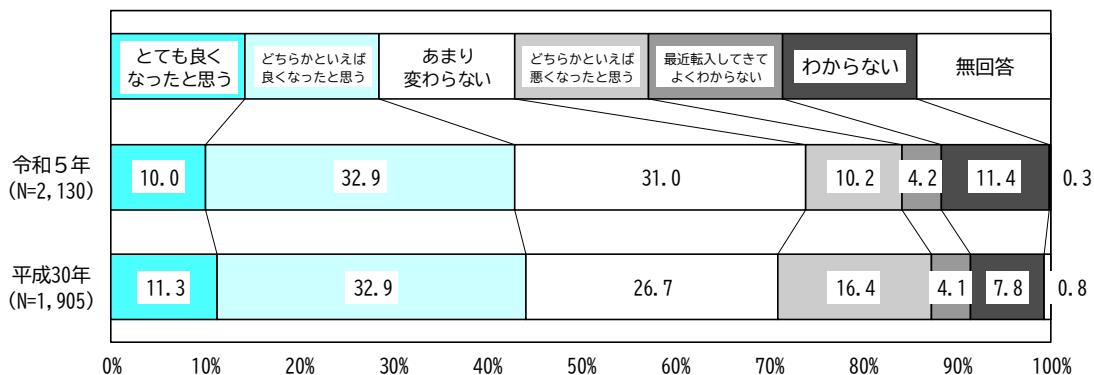
◇以前に比べ中央区の子育て環境は良くなつたか

以前に比べ本区の子育て環境は良くなつたかたずねたところ、《よくなつたと思う》（「とても良くなつたと思う」と「どちらかといえば良くなつたと思う」の合計）の割合は、就学前児童保護者では 39.0%、小学生児童保護者では 42.9% となっています。

【就学前児童保護者】



【小学生保護者調査】

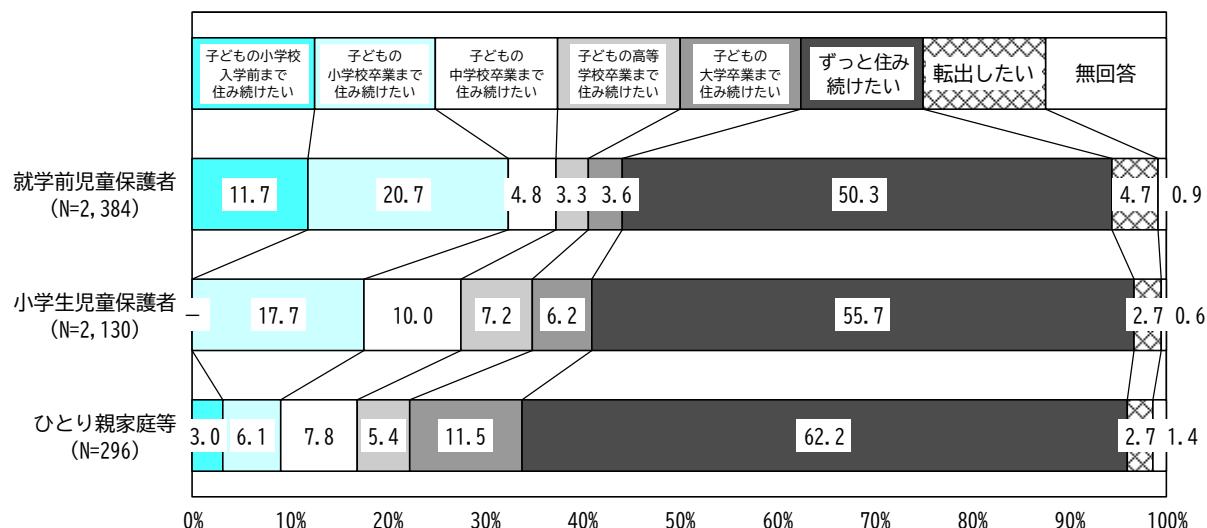


● 「中央区へずっと住み続けたい」と考える方の割合は5割以上

◇居住意向

居住意向は、「ずっと住み続けたい」の割合は、就学前児童保護者では 50.3%、小学生児童保護者では 55.7%、ひとり親家庭では 62.2%となっています。

【就学前児童保護者、小学生児童保護者、ひとり親家庭】



※小学生児童保護者では「子どもの小学校入学前まで」は非聴取

4 子ども・子育て支援策の現状

(1) 教育・保育施設の現状

①主な施設一覧

令和6年10月1日現在

施設区分	京橋地域	日本橋地域	月島地域
認可保育所等 85園	17園	28園	40園
区立認可保育所 14園	<ul style="list-style-type: none"> ●桜川保育園 ●明石町保育園 ●築地保育園 ●八丁堀保育園 4園	<ul style="list-style-type: none"> ●千思保育園 ●堀留町保育園 ●人形町保育園 ●日本橋保育園 ●浜町保育園 5園	<ul style="list-style-type: none"> ●つくだ保育園 ●月島保育園 ●かちどき西保育園 ●勝どき保育園 ●晴海保育園 5園
私立認可保育所 63園	<ul style="list-style-type: none"> ●まなびの森保育園銀座 ●ブライ特保育園東京入船 ●TKチルドレンズファーム湊校 ●ぽけっとランド明石町保育園 ●さくらさくみらい 新富町 ●さくらさくみらい 築地 ●太陽の子新川保育園 ●アイグラン保育園新川 ●ミアヘルサ保育園ひびき八丁堀 9園	<ul style="list-style-type: none"> ●にじいろ保育園小伝馬町 ●ほっぺるランド日本橋堀留町 ●さくらさくみらい 人形町 ●まちのてらこや保育園 ●アイグラン保育園日本橋 ●かふう保育園日本橋 ●モニカ人形町園 ●グローバルキッズかきがら園 ●アイグラン保育園水天宮 ●キッズラボ水天宮前園 ●THREE STAR NURSERY 蛎殻町園 ●コビープリスクールはこざき ●テンダーラビング保育園東日本橋 ●ミアヘルサ保育園ひびき東日本橋 ●ほっぺるランド東日本橋 ●さくらさくみらい 東日本橋 ●ナーサリールームベリーベー 日本橋 ●AIAI NURSERY 日本橋浜町 ●キッズハウス浜町公園 ●グローバルキッズ浜町園 ●EDO 日本橋保育園 ●ほっぺるランド茅場町 22園	<ul style="list-style-type: none"> ●さくらさくみらい 佃 ●さくらさくみらい つくだ大通り ●ほっぺるランド佃 ●保育所まあむ月島駅前園 ●みちてる保育園 ●ほっぺるランド相生橋つくだ ●ほっぺるランド佃大橋 ●太陽の子月島保育園 ●アン杰リカ月島保育園 ●クオリスキッズ月島保育園 ●月島雲母保育園 ●さくらさくみらい 東仲通り ●さくらさくみらい 月の岬 ●月島聖ルカ保育園 ●勝どきちとせ保育園 ●まなびの森保育園勝どき ●ほっぺるランド勝どき ●ほっぺるランド清澄通り勝どき ●さくらさくみらい パークタワー 一勝どき ●さくらさくみらい 勝どき ●アスク勝どき保育園 ●ベネッセ勝どき保育園 ●ほっぺるランド新島橋かちどき ●勝どきえほん保育園 ●ニチイキッズさわやか勝どき6 丁目保育園 ●太陽の子晴海トリトン保育園 ●ポピンズナーサリースクール晴海 ●さくらさくみらい 晴海 ●小学館アカデミー晴海保育園 ●アスク晴海3丁目保育園 ●ポピンズナーサリースクール ララテラス HARUMI FLAG ●ポピンズナーサリースクール HARUMI FLAG PORT VILLAGE 32園
区立認定こども園 2園	<ul style="list-style-type: none"> ●京橋こども園 1園	—	<ul style="list-style-type: none"> ●晴海こども園 1園
私立認定こども園 4園	<ul style="list-style-type: none"> ●昭和こども園 1園	<ul style="list-style-type: none"> ●阪本こども園 1園	<ul style="list-style-type: none"> ●小学館アカデミー勝どきこども園 ●渋谷教育学園晴海西こども園 2園
地域型保育事業所 2園	<ul style="list-style-type: none"> ●キャリー保育園八丁堀 ●Kuukids (クーキッズ) 2園	—	—
認証保育所 (東京都認証保育所) 11園	<ul style="list-style-type: none"> ●ポピンズナーサリースクール 京橋 ●グローバルキッズ新川園 2園	<ul style="list-style-type: none"> ●アスクバイインガル保育園 人形町駄前 ●グローバルキッズ水天宮前園 ●ニチイキッズさわやか日本橋浜 町保育園 3園	<ul style="list-style-type: none"> ●マミーズエンジエル月島保育園 ●ちゃいれっく月島駅前保育園 ●さくらさくみらい月島 ●ピノキオ幼児舎月島園 ●ニチイキッズさわやかプラザ勝 どき保育園 ●アスク晴海保育園 6園
区立幼稚園 14園（休園中1園）	<ul style="list-style-type: none"> ●泰明幼稚園 ●中央幼稚園 ●明石幼稚園 ●京橋朝海幼稚園 ●明正幼稚園 5園	<ul style="list-style-type: none"> ●常盤幼稚園（休園中） ●日本橋幼稚園 ●有馬幼稚園 ●久松幼稚園 4園	<ul style="list-style-type: none"> ●月島幼稚園 ●月島第一幼稚園 ●月島第二幼稚園 ●晴海幼稚園 ●豊海幼稚園 5園

②保育所・幼稚園等の入所状況

令和2年度と令和6年度を比較すると、保育ニーズは全体で 48.1%から 54.9%に上昇しており、年齢別に見ると、1～2歳、3～5歳で5ポイント以上上昇しています。

3～5歳の保育ニーズ率と幼稚園等の入園率を比較すると、保育ニーズ率の方が高く、令和2年度は約 20 ポイント差でしたが、令和6年度には 37.6 ポイント差まで広がっています。

<令和2年度>

学齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
乳幼児人口 0～5歳 A	2,053 人	2,011 人	1,981 人	1,911 人	1,895 人	1,843 人	11,694 人
		3,992 人			5,649 人		
保育所等入所者数 B	459 人		2,021 人		2,939 人		5,419 人
待機児童数 C	34 人		166 人		2 人		202 人
小計 D (B+C) 入所希望者数	493 人		2,187 人		2,941 人		5,621 人
保育ニーズ率 D/A	24.0%		54.8%		52.1%		48.1%
幼稚園等入園者数 E	—	—	—		1,788 人		
入園率 E/A	—	—	—		31.7%		

<令和3年度>

学齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
乳幼児人口 0～5歳 A	1,915 人	1,955 人	1,886 人	1,897 人	1,869 人	1,845 人	11,367 人
		3,841 人			5,611 人		
保育所等入所者数 B	449 人		2,132 人		3,035 人		5,616 人
待機児童数 C	16 人		69 人		0 人		85 人
小計 D (B+C) 入所希望者数	465 人		2,201 人		3,035 人		5,701 人
保育ニーズ率 D/A	24.3%		57.3%		54.1%		50.2%
幼稚園等入園者数 E	—	—	—		1,641 人		
入園率 E/A	—	—	—		29.2%		

<令和4年度>

学齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
乳幼児人口 0～5歳 A	1,907 人	1,809 人	1,803 人	1,770 人	1,823 人	1,807 人	10,919 人
		3,612 人			5,400 人		
保育所等入所者数 B	377 人		2,100 人		3,076 人		5,553 人
待機児童数 C	0 人		0 人		0 人		0 人
小計 D (B+C) 入所希望者数	377 人		2,100 人		3,076 人		5,553 人
保育ニーズ率 D/A	19.8%		58.1%		57.0%		50.9%
幼稚園等入園者数 E	—	—	—		1,384 人		
入園率 E/A	—	—	—		25.6%		

<令和5年度>

学齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
乳幼児人口 0～5歳 A	1,771 人	1,772 人	1,714 人	1,718 人	1,706 人	1,769 人	10,450 人
		3,486 人			5,193 人		
保育所等入所者数 B	344 人		2,061 人		3,020 人		5,425 人
待機児童数 C	0 人		0 人		0 人		0 人
小計 D (B+C) 入所希望者数	344 人		2,061 人		3,020 人		5,425 人
保育ニーズ率 D/A	19.4%		59.1%		58.2%		51.9%
幼稚園等入園者数 E	—	—	—		1,149 人		
入園率 E/A	—	—	—		22.1%		

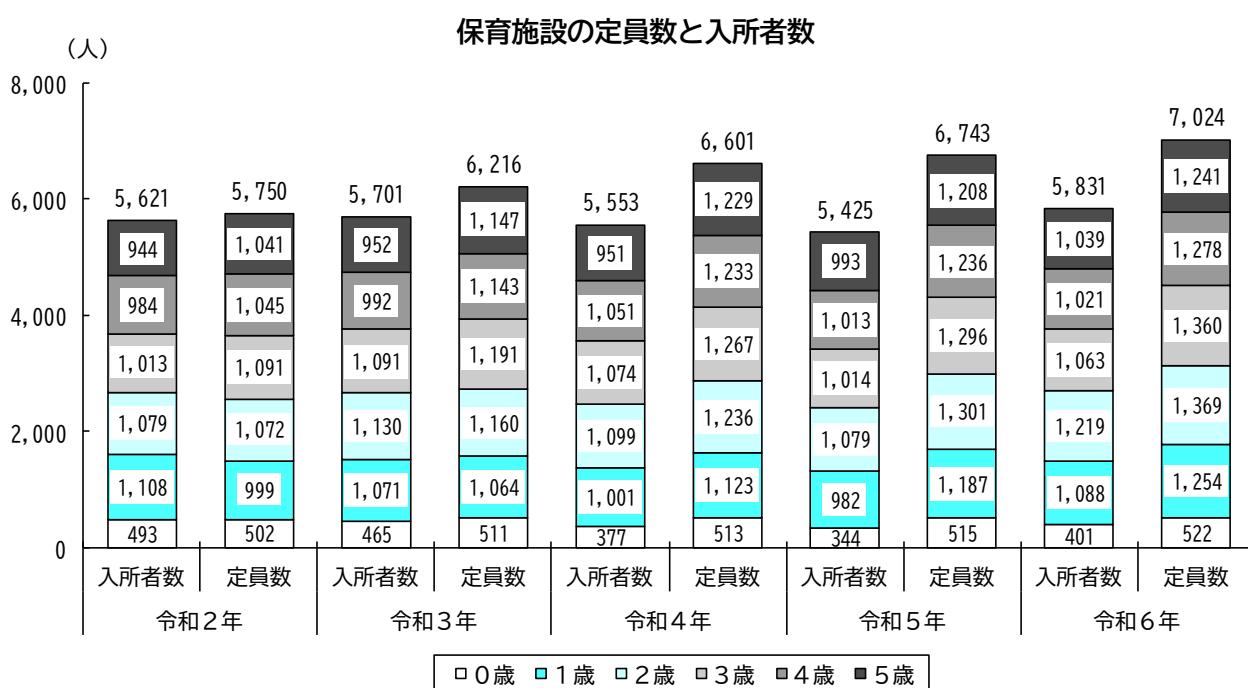
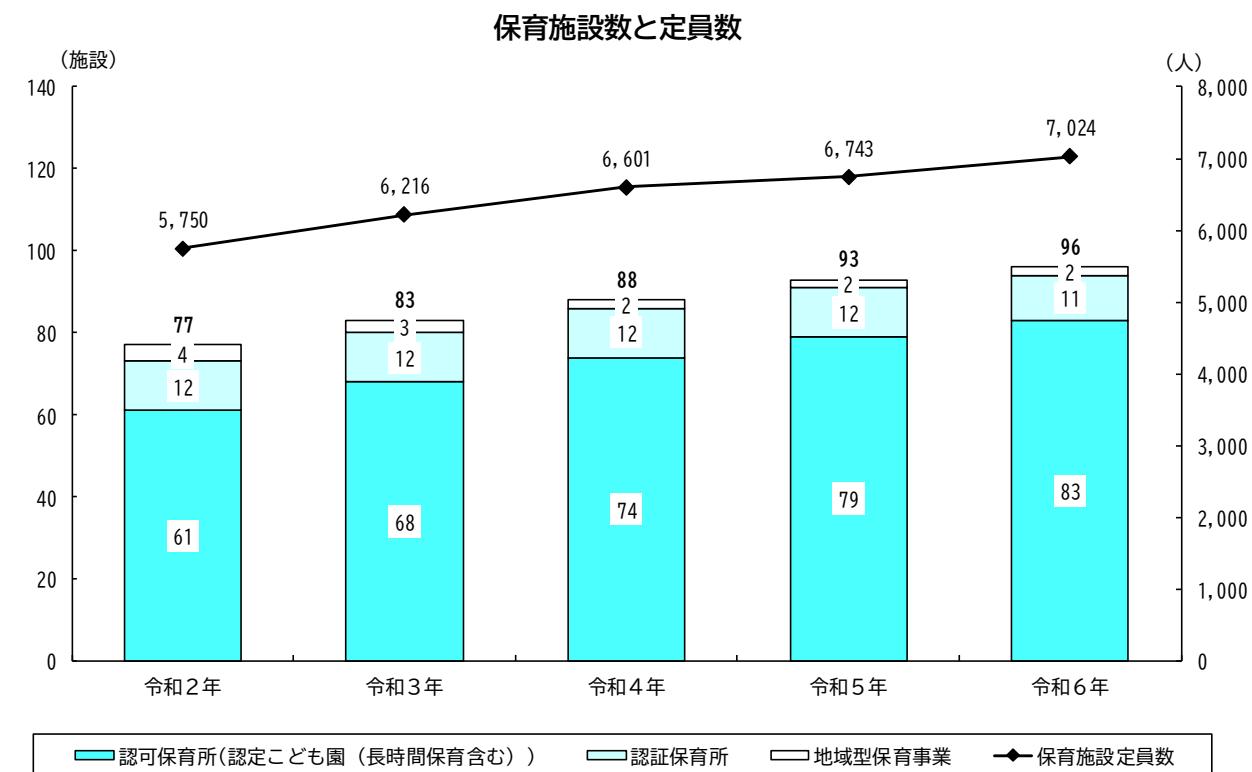
<令和6年度>

学齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
乳幼児人口 0～5歳 A	1,769 人	1,766 人	1,808 人	1,728 人	1,773 人	1,770 人	10,614 人
		3,574 人			5,271 人		
保育所等入所者数 B	401 人		2,307 人		3,121 人		5,829 人
待機児童数 C	0 人		0 人		0 人		0 人
小計 D (B+C) 入所希望者数	401 人		2,307 人		3,121 人		5,829 人
保育ニーズ率 D/A	22.7%		64.5%		59.2%		54.9%
幼稚園等入園者数 E	—	—	—		1,140 人		
入園率 E/A	—	—	—		21.6%		

※各年度4月1日現在

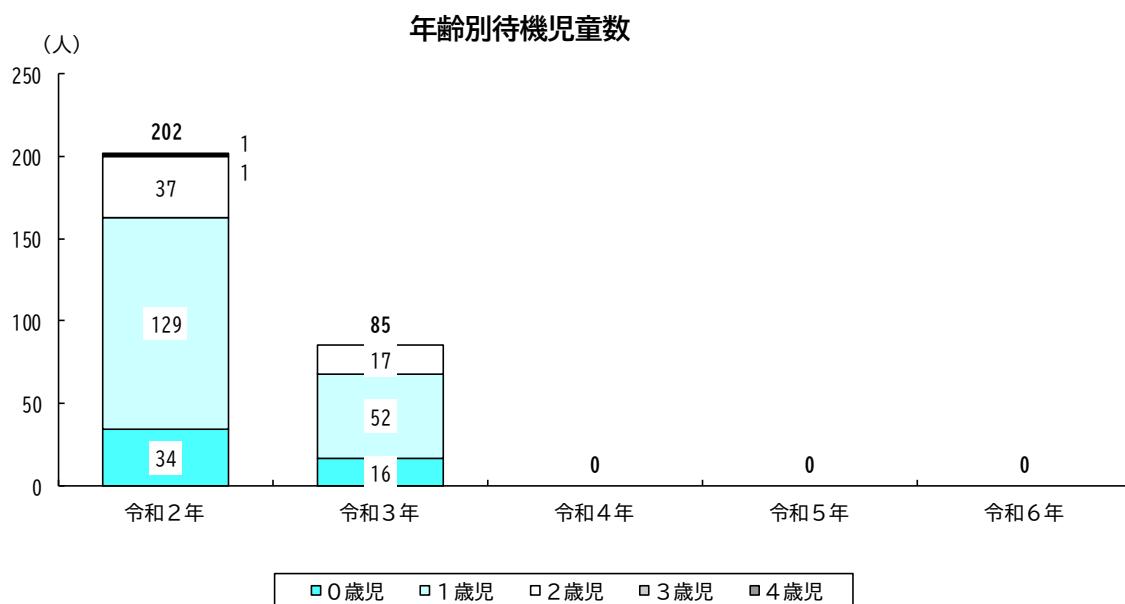
③保育施設数と定員数、入所者数

保育施設については、令和2年4月1日から令和6年4月1日までに、認可保育所（認定こども園（長時間保育含む））を新たに22園開設する等、定員数が1,274人増えています。入所者数は令和4年～令和5年にかけて減少しましたが、令和6年には再び増加しています。



④待機児童の現状

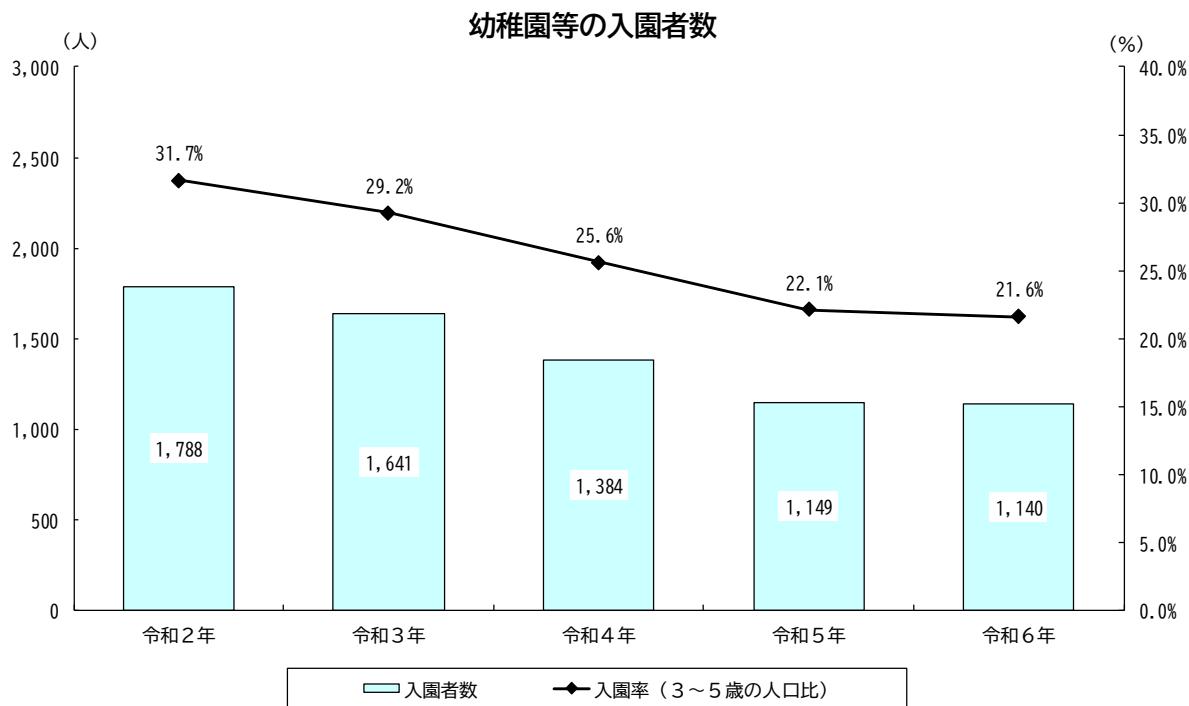
保育施設の整備による定員拡大を進めた結果、令和4年以降すべての年齢で、国の算定基準に基づく保育所の待機児童数は0人となっています。



※各年4月1日の実績値

⑤幼稚園等の現状

区立幼稚園については、現在14園が開設されています（1園休園中）。また、認定こども園については、区立2園、私立4園で短時間保育を行っていますが、入園者数・入園率とも減少傾向となっています。



※各年4月1日の実績値

(2) 地域子ども・子育て支援事業の実績

①主な施設の概要

現在、区内には小学生を対象とした放課後の安全・安心な居場所として、学童クラブを8児童館、4小学校、子どもの居場所「プレディ」を13小学校内で実施しているほか、月島地域に2力所の民設民営学童クラブが開設されています。また、一時預かり保育を5力所（区立）、0～3歳児までの乳幼児とその保護者を対象とした子育て交流サロン「あかちゃん天国」を7力所、病児・病後児保育を4力所で実施しています。

◇主な施設一覧

令和6年10月1日現在

施設区分	京橋地域	日本橋地域	月島地域
児童館学童クラブ 8館	●築地児童館 ●新川児童館 2館	●堀留町児童館 ●浜町児童館 2館	●佃児童館 ●月島児童館 ●勝どき児童館 ●晴海児童館 4館
学校内学童クラブ 4小学校	●京橋築地小学童クラブ 1校	—	●月島第一小学童クラブ ●豊海小学童クラブ ●晴海西小学童クラブ 3校
民設民営学童クラブ 2力所	—	—	●ベネッセ学童クラブ月島 ●ベネッセ学童クラブ晴海 2力所
子どもの居場所 「プレディ」 13小学校	●プレディ中央 (中央小学校内) ●プレディ明石 (明石小学校内) ●プレディ京築 (京橋築地小学校内) ●プレディ明正 (明正小学校内) 4校	●プレディ日本橋 (日本橋小学校内) ●プレディ有馬 (有馬小学校内) ●プレディ久松 (久松小学校内) 3校	●プレディ佃島 (佃島小学校内) ●プレディ月一 (月島第一小学校内) ●プレディ月二 (月島第二小学校内) ●プレディ月三 (月島第三小学校内) ●プレディ豊海 (豊海小学校内) ●プレディ晴海西 (晴海西小学校内) 6校
一時預かり保育 5力所（区立）	●京橋こども園 1力所	●子ども家庭支援センター 「きらら中央」日本橋分室 ●子ども家庭支援センター 「きらら中央」十思分室 2力所	●子ども家庭支援センター 「きらら中央」勝どき分室 ●晴海こども園 2力所
子育て交流サロン 「あかちゃん天国」 7力所	●築地児童館 ●新川児童館 2力所	●堀留町児童館 ●浜町児童館 2力所	●子ども家庭支援センター 「きらら中央」勝どき分室 ●月島児童館 ●晴海児童館 3力所
病児・病後児保育 4力所	●聖路加国際病院附属保 育所聖路加ナーサリー (病児・病後児) 1力所	●ニチイキッズさわやか 日本橋浜町保育園 (病後児) 1力所	●勝どき小児クリニック (病後児) ●ゆめみらい (病児・病後児) 2力所

②各事業の概要

子ども・子育て支援法に規定されている地域子ども・子育て支援事業のうち、現在、本区内で実施している事業の概要と事業実績を以下に示します。

1) 利用者支援に関する事業（利用者支援）

●保育所申込み等に関する相談体制

保育園長経験者等を窓口に配置するほか、日本橋・月島・晴海特別出張所、子ども家庭支援センター「きらら中央」勝どき分室、中央区保健所、日本橋保健センターにおいて出張相談を実施し、保育所の申込みや利用に関する相談に対応しています。また、一時預かり保育等相談者の要望に見合った各種の保育メニューに関する情報提供も行っています。

●子育て交流サロン「あかちゃん天国」

親子のふれあいと交流の場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や育児相談、助言を行っています。

●「妊娠出産に関する相談窓口」

保健所・保健センターにおいて母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期から子育て期にわたる様々な相談を行っています。

(件)

利用者支援実施状況	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認可保育所入所申込受付件数	2,850	2,870	2,864	2,767	2,935
保育園入園出張相談での相談件数	918	469	853	767	800
「あかちゃん天国」での相談件数	1,457	1,357	1,330	976	870
「妊娠・出産に関する相談窓口」での相談件数	4,512	4,945	7,310	8,641	8,522
妊婦相談（再掲）	1,590	1,280	3,603	4,514	3,261

2) 時間外保育事業（延長保育事業）

認可保育所、認定こども園で通常保育の前後の時間に、時間外保育を実施しており、月極利用とスポット利用（1日単位）の2種類があります。さらに京橋こども園では、スポットの夜間保育も実施しています。

●延長時間：通常保育終了時から1時間　おおむね午後6時30分から午後7時30分まで

●保育料：月極延長　通常保育料のおおむね10%

　　スポット延長　1回400円

●スポット夜間保育

実施場所：京橋こども園

利用時間及び保育料：午後7時30分から午後9時まで　1回1,000円

　　午後7時30分から午後10時まで　1回1,400円

また、認証保育所では、利用契約により午後7時以降の保育を行っています。

時間外保育利用定員、利用者数等	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
時間外保育利用定員数（人）	843	919	980	1,032	1,079
時間外保育利用者数（人／日）	246	151	129	87	100
認証保育所19時以降契約者数（人）	70	55	76	43	34

3) -1 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

放課後帰宅しても保護者の就労等により家庭で適切な保護育成を受けられない児童に対して、遊びや生活の場を提供して、その健全育成を図る事業です。

本区では区立児童館8館及び小学校4校で学童クラブ事業を実施しています。

【児童館学童クラブ】

- 対 象：区立小学校に在籍している児童または区内に居住し、区の区域外の小学校に在籍している児童
- 実施場所：築地児童館、新川児童館、堀留町児童館、浜町児童館、佃児童館、月島児童館、勝どき児童館、晴海児童館
- 利 用 日：月曜日から土曜日。ただし、年末年始及び国民の休日等を除く。
- 利 用 時 間：
 - 【平日】下校時から午後6時まで
 - 【土曜日】午前8時30分から午後5時まで
 - 【春・夏・冬休み等】午前8時30分から午後6時まで（土曜日は午後5時まで）
- 利 用 時 間 の 延長：保護者の就労等特別な事情がある場合は、土曜日を除き、最長で午後7時30分まで利用できます。
(1回400円、月上限額5,000円)

【学校内学童クラブ】

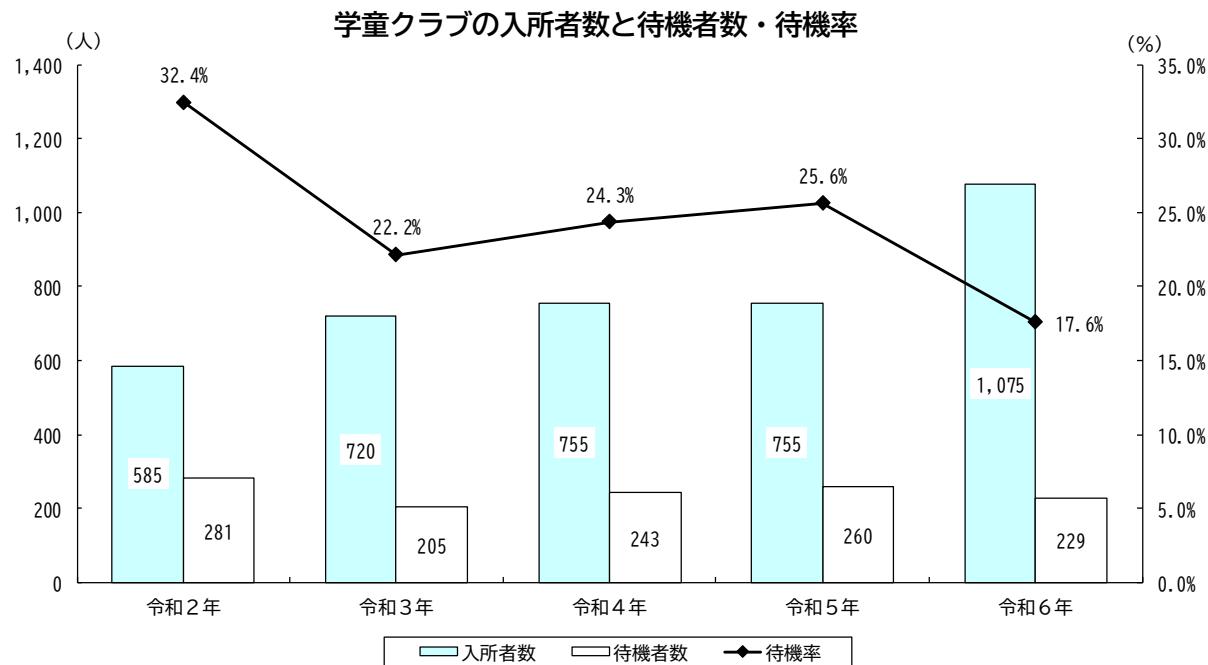
- 対象者：当該小学校に在籍している児童または当該小学校の通学区域に居住する児童
- 実施場所：京橋築地小学校、月島第一小学校、豊海小学校、晴海西小学校
- 利 用 日：月曜日から土曜日。ただし、年末年始及び国民の休日等を除く。
- 利 用 時 間：
 - 【平日】当該小学校の放課後から午後6時まで
 - 【土曜日、春・夏・冬休み等】午前8時30分から午後6時まで
- 利 用 時 間 の 延長：保護者の就労等特別な事情がある場合は、土曜日を除き、最長で午後7時30分まで利用できます。
(1回400円、月上限額5,000円)

<学童クラブ数・利用可能人数等>

各年度4月1日時点

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全体	児童館学童クラブ数（箇所）	8	8	8	8	8
	学校内学童クラブ数（箇所）	—	—	—	—	4
	民設民営学童クラブ数（箇所）	—	—	—	1	2
	クラブ数	13	13	14	15	27
	利用可能人数	585	720	755	795	1,273
	定員数（人）	510	510	510	550	1,028
	暫定定員数（人）	75	75	105	105	105
	登録定数（人）	—	135	140	140	140
	待機者数（人）	278	205	243	260	229
京橋地域	児童館学童クラブ数（箇所）	2	2	2	2	2
	学校内学童クラブ数（箇所）	—	—	—	—	1
	民設民営学童クラブ数（箇所）	—	—	—	0	0
	クラブ数	3	3	3	3	5
	利用可能人数	120	145	150	150	215
	定員数（人）	110	110	110	110	175
	暫定定員数（人）	10	10	10	10	10
	登録定数（人）	—	25	30	30	30
	待機者数（人）	44	43	19	17	45
日本橋地域	児童館学童クラブ数（箇所）	2	2	2	2	2
	学校内学童クラブ数（箇所）	—	—	—	—	0
	民設民営学童クラブ数（箇所）	—	—	—	0	0
	クラブ数	2	2	2	2	2
	利用可能人数	85	105	105	105	105
	定員数（人）	80	80	80	80	80
	暫定定員数（人）	5	5	5	5	5
	登録定数（人）	—	20	20	20	20
	待機者数（人）	38	46	64	46	68
月島地域	児童館学童クラブ数（箇所）	4	4	4	4	4
	学校内学童クラブ数（箇所）	—	—	—	0	3
	民設民営学童クラブ数（箇所）	—	—	—	1	2
	クラブ数	8	8	9	10	20
	利用可能人数	380	470	500	540	953
	定員数（人）	320	320	320	360	773
	暫定定員数（人）	60	60	90	90	90
	登録定数（人）	—	90	90	90	90
	待機者数（人）	196	116	160	197	116

就学児童を対象とした学童クラブの現状としては、待機率は令和6年4月1日現在で17.6%となっています。



※各年4月1日の実績値

※公設学童クラブを希望しても入れていない児童を待機者数としています。

なお、民設民営学童クラブに通いながら公設学童クラブ（児童館+学校内）を待機している児童もいますが、入所者数に民設民営学童クラブ利用者は含めていません。

3) - 2 放課後子ども教室（子どもの居場所「プレディ」）

子どもたちの健全育成を図るため、保護者の就労状況にかかわらず、放課後や土曜日等に学校施設内で児童が安全に安心して過ごせる「子どもの居場所」を確保するための事業です。

本区では区立小学校17校のうち、13校で「プレディ」を実施しています。

●対 象：区立小学校に在籍している児童または区内に住所を有する児童

●実施場所：中央小学校、明石小学校、京橋築地小学校、明正小学校、日本橋小学校、有馬小学校、久松小学校、佃島小学校、月島第一小学校、月島第二小学校、月島第三小学校、豊海小学校、晴海西小学校

●利 用 日：月曜日から土曜日。ただし、年末年始及び国民の休日等を除く。

●利 用 時 間：【平日】プレディ設置校の放課後から午後5時まで

【土曜日、春・夏・冬休み等】午前8時30分から午後5時まで

●利 用 時 間 の 延長：保護者の就労等特別な事情がある場合は最長で午後7時30分（土曜日は午後6時）まで利用できます（午後6時以降の利用は1回400円、月上限額5,000円）。

実施校数、利用登録者数等	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施校数（校）	12	12	12	12	12	13
全児童数（人）	7,121	7,607	8,126	8,489	8,732	9,262
利用登録者数（人）	3,074	2,983	1,401	1,756	2,724	3,040
平日：年間参加延べ人数（人）	153,663	44,343	93,682	130,565	166,890	—
平日：1日平均参加人数（人）	849	217	464	653	826	—

3) -3 プレディプラス事業

区立小学校内に学童クラブを設置し、放課後に使用できる教室等を活用しながら、学童クラブ所属児童とプレディ所属児童と一緒に多様な体験・活動を行うことができる事業です。

- 実施場所：京橋築地小学校、月島第一小学校、豊海小学校、晴海西小学校

4) 子育て短期支援事業（子どもショートステイ）

保護者が疾病等により子どもの養育が困難になった場合、宿泊により短期間預かる事業です。

本区では生後 57 日～中学校 3 年生の子どもを対象に、区が委託する区外 2 施設（乳児院、児童養護施設）または区内の協力家庭において実施しています。

- 利用泊数

施設：原則 6 泊 7 日まで

協力家庭：原則 2 泊 3 日まで

- 利用料：1 泊 2 日 6,000 円（以降 1 日増えるごとに 3,000 円加算）

(日)

延べ利用日数	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
乳児院（二葉乳児院）	66	79	60	59	58
児童養護施設（石神井学園）	23	10	0	16	59
協力家庭	12	0	14	3	0

5) 幼稚園預かり保育

区立幼稚園は、文部科学省が定める幼稚園教育要領に基づき、午後 2 時までを標準的な教育時間として運営しています。さらに、子育て支援策の一環として、通院・介護等、在園児の保護者ニーズに応えるため、区立幼稚園全園及び幼保連携型認定こども園で預かり保育を実施しています。また、区立幼稚園においては、令和 7 (2025) 年度から預かり保育の実施時間を現行の午後 4 時 30 分から午後 6 時まで延長します。

- 対 象：区立幼稚園及び幼保連携型認定こども園の在園児

- 時 間：区立幼稚園は教育時間終了後、午後 4 時 30 分まで

（夏季休業日等は午前 9 時から午後 4 時 30 分まで）

幼保連携型認定こども園は教育時間終了後、午後 6 時 30 分まで

（夏季休業日等は午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで）

各年度 4 月当初の人数 (人)

預かり保育利用定員等	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
登録利用定員	72	72	72	72	72
登録利用者数	72	72	70	70	62
一時利用定員	1 日あたり 30 人から登録利用者数を除いた人数 ※3 歳児は 1 日あたり 8 人から登録利用者数を除いた人数				

(件)

年間利用実績	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
登録者利用延べ件数	6,531	3,909	6,631	7,253	6,368
一時利用延べ件数	6,321	4,580	10,801	11,591	12,116
年間利用延べ件数	12,852	8,489	17,432	18,844	18,484

6) -1 一時預かり保育

保護者の育児疲れや冠婚葬祭等の理由により一時的に乳幼児（生後 57 日～未就学児）を預かる「一時保育」と、保護者の出産や入院等の緊急の理由により原則 30 日を限度に乳幼児を預かる「緊急保育」の 2 つの事業を実施しています。また、公私連携認定こども園等においても、一時預かり保育を実施しています。

【一時保育】

- 対象：生後 57 日以上の未就学児
- 実施場所：子ども家庭支援センター「きらら中央」勝どき分室、同日本橋分室、同十思分室、京橋こども園、晴海こども園等
- 利用時間：午前 9 時から午後 5 時まで（1 時間単位での利用）
- 利用料：1 時間 800 円（京橋こども園は実施日により割増料金あり）

【緊急保育】

- 対象：生後 57 日目以上の未就学児
- 実施場所：子ども家庭支援センター「きらら中央」勝どき分室、同日本橋分室、同十思分室、京橋こども園
- 利用期間：原則として 2 日以上 30 日以内
- 利用料：1 日 2,000 円（京橋こども園は実施日により割増料金あり）

(人)

延べ利用人数	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
一時保育	19,370	12,798	15,330	16,289	15,066
緊急保育	333	258	202	230	167
合計	19,703	13,056	15,532	16,519	15,233

6) -2 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

保護者が就労等により帰宅が夜間になる場合に、一時的に子どもを預かる事業です。

- 対象：2 歳～小学校 6 年生（京橋こども園は未就学児まで）
- 実施場所：子ども家庭支援センター「きらら中央」勝どき分室、京橋こども園
- 利用時間：午後 5 時から午後 10 時まで
- 利用料：1 回 2,000 円

(人)

延べ利用人数	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
幼児室（未就学児）	588	411	402	368	486
児童室（小学生）	194	38	73	98	74
合計	782	449	475	466	560

6) -3 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

依頼会員と提供会員による会員組織を設置し、保育所への送迎や一時的な保育等地域において会員同士が子育てを相互に援助する事業を実施しています。

- 対 象：生後 57 日以上小学校 6 年生以下の子どもを育てている方
- 利用時間：原則として午前 7 時から午後 8 時まで
- 利 用 料：1 時間 800 円（早朝、夜間及び休日等は 1 時間 1,000 円）

(人)

会員数	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
提供会員数	269	260	275	255	254
両方会員数	181	147	123	109	92
依頼会員数	2,172	1,999	1,935	1,740	1,720

(件)

年間利用実績	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
活動件数	4,413	1,800	1,666	1,799	1,779

7) 新生児訪問（赤ちゃん訪問）

生後 4 カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

本区では生後 4 カ月までの乳児がいる全家庭を対象に、保健師及び委託訪問指導員（保健師、助産師等）により訪問指導を行うとともに、母親のこころの健康状態の把握に努めています。

訪問実施状況	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
出生数（人）	2,104	2,070	2,070	1,902	1,783
訪問対象者数（人） A	2,098	1,721	1,765	1,706	1,761
訪問件数（件） B	1,705	1,557	1,616	1,650	1,623
乳児健診等による把握数（人） C	393	164	149	56	138
訪問率 B/A	81.27%	90.47%	91.56%	96.72%	92.16%
把握率 (B+C)/A	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

※訪問対象者数：出生後、訪問の対象となる時期（3 カ月時点）に区民である者。転入・転出等の異動があるため、出生数とは乖離がある。

8) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。

本区では保健所等関係機関と連携して養育について支援が特に必要な家庭を把握し、訪問による支援（養育相談、育児・家事援助）を実施しています。

また、児童虐待の予防、早期発見や子どもの適切な保護のために、「要保護児童対策地域協議会」を運営しています。子ども家庭支援センターが調整機関となり、関係機関が円滑に連携できるよう情報管理を行うとともに、実務者会議や個別ケース検討会議等を開催しています。

実施状況		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養育支援訪問	支援家庭数（家庭）	4	4	1	4	4
	訪問回数（回）	77	72	15	148	75
要保護児童対策地域協議会	代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議開催数（回／年）	代表者会議 1回 実務者会議 4回 (講演会1回含む) 個別ケース検討会議 41回	代表者会議 1回 実務者会議 4回 (講演会1回含む) 情報共有会 1回 個別ケース検討会議 57回	代表者会議 1回 実務者会議 4回 (講演会1回含む) 個別ケース検討会議 50回	代表者会議 1回 実務者会議 4回 (講演会1回含む) 個別ケース検討会議 53回	代表者会議 1回 実務者会議 4回 (講演会1回含む) 個別ケース検討会議 80回

9) 地域子育て支援拠点事業（子育て交流サロン「あかちゃん天国」）

地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を行う事業です。

本区では子育て交流サロン「あかちゃん天国」として、親子のふれあいと交流の場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や育児相談、助言を行っています。

●対象：0歳から3歳になった最初の3月31日までの間にある乳幼児とその保護者、妊娠中の方

●利用時間：午前9時から午後5時まで

●利用料：無料

実施状況		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
拠点数（力所）		7	7	7	7	7
乳幼児利用人数（人） A		79,717	65,773	64,730	68,178	73,318
保護者利用人数（人） B		78,782	63,271	64,050	67,620	74,032
妊娠中の利用人数（人） C		328	129	16	13	23
利用人数（人） 計		158,827	129,173	128,796	135,811	147,373
延べ開館日数（日） D		2,170	2,100	2,412	2,409	2,419
1力所1日あたり平均利用人数（人） (A+B+C)/D		73	62	53	56	61

10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

入院加療の必要のない病中または病気回復期の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、保育士等が一時的に保育する事業です。

本区では区が委託する医療機関または認証保育所の4施設の保育室で預かる事業を実施しています。

●対 象：生後7ヶ月～小学校3年生

●利用時間：午前9時から午後5時30分まで

●利 用 料：1日2,000円

(人)

延べ利用人数		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
病児・病後児保育室	京橋地域 聖路加ナーサリー	770	187	326	336	592
	月島地域 ゆめみらい	650	142	318	459	423
病後児保育室	日本橋地域 ニチイキッズさわやか 日本橋浜町保育園	301	50	89	51	304
	月島地域 勝どき小児クリニック	452	129	326	347	318

11) 妊婦健康診査

母子保健法第13条で、区が必要に応じて妊娠婦に対して健康診査を行うことを規定しています。

本区では母体や胎児の健康を守るために必要な妊娠健康診査を医療機関に委託して実施しています。そのうち、妊娠確定後の検査（最大14回：国基準、多胎児妊娠は最大19回）・超音波検査（最大4回：国基準）・子宮頸がん検診の費用の一部等を助成しています。

(件)

健康診査実施状況		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊娠届出数（母子健康手帳交付件数）		2,382	2,301	2,215	2,110	2,117
妊娠健診受診件数	1回目	2,261	2,139	2,062	1,953	1,953
	2～14回目 (延べ件数)	21,466	20,396	21,033	19,439	19,233

12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保育所・幼稚園等に通う子どもの保護者が支払う日用品・文房具・教材費・行事への参加費用等の一部を補助することで、保護者の経済的な負担軽減を図ります。

(件)

延べ給付件数		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区立幼稚園・ 区外幼稚園等・ 認定こども園 (短時間)	教科書・行事費等 (給食費以外)	42	28	17	4	30
	給食費 (副食材料費)	6	31	32	3	42
保育所 認定こども園 (長時間)	教科書・行事費等 (給食費以外)	68	37	55	76	81

5 施策の推進に向けた課題

本計画では、施策の推進に向け、こども基本法の基本理念やこども大綱の方針、第二期計画の期間における取組状況等を踏まえつつ、次の5点の課題に対応していきます。

(1) 妊娠期から子育て期まで安心して過ごすための支援

本区の特徴として、30代、40代の子育て期に核家族で転入する家庭が多く、身近に相談できる相手がいない等、子育てに不安を抱える家庭が多い傾向にあります。また、妊娠中から産後までの時期は、体調や気持ちの変化から、身体的、精神的に不安定になりがちな時期で、子育てに不安を感じたり、自信がもてなくなること等による孤立化、父母のうつ病等の病気発症等のさまざまなリスクがあり、すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境の整備が継続した課題となっています。

第二期計画の期間では、出産・子育てを行う保護者が、母子保健や育児に関するさまざまな不安を軽減し、心身ともに健康に子育てしていくため、子ども子育て応援ネットワークを構築し、妊娠期から出産、子育て期に至るまでのきめ細かで一貫した支援体制を充実させてきました。また、令和6（2024）年7月には、子ども家庭支援センター「きらら中央」を中央区保健所等複合施設4階に移転し、子どもと子育て家庭に対する総合相談機能を強化しています。

今後は、その体制をさらに充実し、育児に対する困難感や不安感等が高い家庭を早期に把握し、母子保健分野と子育て支援分野が連携し、妊娠期から子育て期に渡り一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を充実していく必要があります。

(2) これからの保育所の役割

本区では待機児童対策のため、認可保育所を中心とした保育所整備を進めて来た結果、令和6年4月1日現在で認可保育所等（認定こども園・地域型保育事業所含む）が85カ所となり、入園のしやすさに地域的な差はあるものの、国の算定基準に基づく保育所待機児童数は令和4年度から連續で0人となっています。そのため、保育所に求められる役割は、待機児童対策に限らず、多様な保育ニーズへの対応や子育て支援を担う地域の身近な拠点として、新たな段階に来ています。

また引き続き、保育の質を担保する取組や保育士の確保と定着、育成を促進していくことも重要です。

(3) 子どもの居場所の充実

第二期計画の期間中に保育所待機児童は解消しましたが、近年の急激な小学校児童数の増加に伴い、小学生の放課後の居場所となる学童クラブでは定員を超えるニーズが発生しています。このため本区では、民間学童クラブの誘致や令和6（2024）年度からの「プレディプラス」事業の順次実施等による対策を進めています。このような取組を着実に推進するとともに、子どもたちが有意義な時間を過ごせるよう、地域・事業者と連携しながら放課後の安全・安心な居場所を確保する必要があります。

また、小学生や中学・高校生世代を含む青少年・若者の居場所づくりが求められている中で、新たに整備された晴海地域交流センター「はるみらい」には、あらゆる世代が楽しめるよう様々なスタジオを設置し、晴海図書館には Teens&Youth エリアが設けられました。加えて、子どもの学習・生活支援事業においては、高校生世代までを対象に学習習慣の定着や社会性の育成のほか、安心できる居場所として実施しています。引き続き、子ども・若者の健全な育成を図るため、自分の能力を発揮できる機会の創出を含めた、青少年・若者の居場所を確保していく必要があります。

(4) 子ども・子育て家庭と地域がつながるための支援

「子育て支援に関するニーズ調査」の結果では、「近所づきあいがない家庭」、「子どもをみてくれる人がいない家庭」が増えている一方、地域活動への参加意向のある方は一定数おり、地域住民に期待する活動では、「子どもにスポーツや勉強を教える活動」、「見守り活動」等があげられています。そのため、子ども・子育て家庭と地域をつないでいくことが課題となっています。

第二期計画の期間では、妊娠中の方や子育て中の親子が地域の身近な場所で交流したり仲間づくりができる子育て交流サロン「あかちゃん天国」や社会福祉協議会による地域で自主的・自発的にサロン活動を行う団体への支援を実施してきました。また、保育所の施設等を活用し、身近な地域の方々や、他の保育所・幼稚園・小学校の子どもたちとの交流を行う等、地域でのつながりづくりを進めてきました。引き続き、子育て家庭と地域がつながりを深められる支援を検討するとともに、保護者同士の交流を促進するための工夫を図ることが必要です。また、身近な距離にある子ども・子育て支援施設、関係機関同士が連携を図るとともに、地域と連携することも重要です。

(5) 子どもの貧困対策（ひとり親家庭のさらなる支援）

すべての子どもたちが、生まれ育った環境にかかわらず、夢や希望を持つことができる環境を実現するため、第二期計画の期間では、経済的支援として、実費徴収に係る補足給付の実施や、子ども医療費助成の高校生世代までの拡充を行いました。また、学習支援として、小学4年生から高校生世代を対象とした学習支援事業の定員を拡大するとともに、中学3年生及び高校3年生を対象とした受験生チャレンジ支援貸付事業を実施し、進学や受験の支援を行ってきました。加えて、ひとり親家庭が精神的・経済的に自立し、安心して子育てができるよう、就労支援や育児支援、多様な体験機会の確保支援を行ってきました。

本区では母子世帯・父子世帯数ともに増加傾向にあります。「ひとり親家庭実態調査」の結果では、「必要な食料、衣料を買えなかった」、「公共料金が支払えなかった」等の経済的な困窮経験がある方の割合は4割を超えており、「子どもの多様な経験」が金銭的・時間的な制約等で「ない」方の割合が高くなっていることがわかりました。また、同調査では、ひとり親になった事情が離婚、未婚等の方で養育費の約束をした方は5割にとどまり、その中でも約束がきちんと守られているのは5割となっており、養育費の確保が十分になされていないことが課題となっています。

引き続き、関係機関とも連携しながら、支援を必要とする子ども、保護者が必要な支援を十分に活用できるよう、利用しやすい相談窓口や情報提供の充実、必要な支援を躊躇なく受けられる仕組みづくりを進める必要があります。

第3章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

子どもも育む人も誰もが笑顔輝き、 自分らしく成長できるまち 中央区

子ども（若者を含む）は未来を担う、かけがえのない存在です。子どもを育てる親、子育て・教育関連従事者、地域、企業・団体、行政等の誰もが子どもを育み、子どもの成長に喜びや生きがいを感じ、自らも成長していくことを目指すため、計画の基本理念を定め、中央区らしい子どもまんなかのまちづくりを進めます。

中央区基本構想 輝く未来へ橋をかける — 人が集まる粹なまち

基本的な
方向性

- 1 「中央区スタイル」を確立し、世界に輝く東京を創造
- 2 歴史と伝統を継承し、多彩な魅力があふれる美しいまちを形成
- 3 誰もがあこがれ、住みたい・働きたい都心の実現
- 4 未来を切り拓く力を育む「創造の場」の構築
- 5 多様な絆が融合した「プロアクティブ・コミュニティ」の確立

施策の
みちすじ

- 1 一人一人の生き方が大切にされた安心できるまちを目指して
- 2 快適で安全な生活を送るための都市環境が整備されたまちを目指して
- 3 輝く個性とにぎわいが躍動を生み出すまちを目指して

中央区基本計画2023（抜粋）

基本施策1 すべての人々が健康で安心して暮らせるまち

- 1-1 ライフステージに応じた健康づくり【健康分野】

基本施策2 誰もがいきいきと笑顔で暮らせるまち

- 2-1 子どもが健やかに育つ地域づくり【子育て支援分野】

- 2-2 障害者が地域で自立し、充実した生活ができる環境づくり【障害者福祉分野】

基本施策3 互いに尊重しあって心豊かに暮らせるまち

- 3-1 多様性を認め合う社会の構築【共生社会・男女共同参画分野】

- 3-2 すべての人の尊厳が守られる社会の推進【権利擁護・生活支援分野】

基本施策8 豊かな学びにあふれ健やかな体を育むまち

- 8-1 子どもたちの可能性が開花する教育の推進【学校教育分野】

- 8-2 希望に満ち、次代を担う子どもの育成【家庭教育への支援・青少年健全育成分野】

- 8-3 生涯にわたり学び喜びを分かち合える学習活動の推進【生涯学習分野】

- 8-4 スポーツの楽しさが広がる環境づくり【スポーツ分野】

中央区保健医療福祉計画2020

基本理念 みんなが支えあい、自分らしく暮らせるまち・中央区

基本目標

- 1 住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまちを目指します。

- 2 誰もが生きがいや役割をもって活躍できるまちを目指します。

- 3 地域のつながりを深め、孤立のないまちを目指します。

- 4 お互いの違いを認めあい、差別や偏見のないまちを目指します。

- 5 保健医療福祉等必要なサービスが切れ目なく提供されるまちを目指します。

2 計画策定の視点

「こどもまんなか社会」とは、すべての子ども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）な生活を送ることができる社会です。

新たな計画策定の視点として、次の3つの視点のもとで、中央区らしい子どもまんなか社会の実現を目指します。

（1）すべての子どもの健やかな成長と、ウェルビーイングの向上

子ども施策の基本は、すべての子どもが、人格と個性を尊重しあい、健やかに成長し、社会との関わりを自覚しながら、自分らしく尊厳を持って社会生活を営むことができるよう、その成長を社会が支えつつ、伴走していくことです。

そのためには、妊娠前から妊娠・出産、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の各段階で、保健医療、療育、福祉、教育が切れ目なく提供されること、子どもの権利が尊重され、安全で安心して過ごせる居場所を持ちながら、社会を生き抜く力を得る機会を通じて、意欲や自己肯定感を高め、地域社会づくりに参画していくことが重要です。本計画では、すべての子どもの健やかな成長とウェルビーイングの向上のために、その成長と活動を応援し、意欲や元気で明るく育つ環境づくりを進めます。

（2）誰一人取り残されることのない、切れ目ない包括的支援

「誰一人取り残さない」は、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（SDGs）」の根底を流れる基本的な理念の一つです。SDGs は「中央区基本計画 2023」の施策の方向性とも軌を一にしていることから、本計画においても調和を図り、子どもや家庭が抱える多様で複合的な課題に対し、制度・分野の縦割りや支え手・受け手といった関係を超えた「つながり」を構築し、切れ目なく包括的に支援していく体制づくりや取組を進めます。

（3）中央区らしい、子どもまんなかまちづくりを進める

「こどもまんなか社会」の実現に向けては、常に子どもや若者、子育て当事者等の視点に立ち、子ども・子育て部門とまちづくり部門をはじめとした関係部門とが連携し、安心・快適に日常生活を送ることができるよう、各種施策を実施し、点検・見直しを進めていく必要があります。

子どもや若者、子育て当事者等の意見を取り入れながら、子育てにやさしい住まいや保育・教育施設、歩行空間をはじめ、子どもが安全・快適に遊べる公園や水辺環境、親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出等、子どもと子育て当事者等の生活環境を整備し、生活空間・交流空間の整備・充実を進めることで、誰もが愛着を持てる、子どもまんなかのまちづくりを進めていきます。

3 計画の方向性

本計画を実行するため、新たに次の5点の方向性を定め、子ども・子育て施策を展開していきます。

方向性1 子どもの成長と活動を応援します

子どもが権利の主体として多様な人格・個性として尊重されるとともに、子どもが互いの人権を尊重し、豊かな心を育んでいけるよう、子どもの権利の啓発による意識の醸成や理解の促進を図ります。あわせて、相談体制の充実や地域・社会への参加・参画の機会、自己実現の場と体験機会の提供等の取組を進めることで、子どもの成長と活動を応援していきます。

- 【基本施策】**
- 1 子どもの権利の意識の醸成と理解の促進
 - 2 子どもに対する相談体制の充実
 - 3 子どもの地域・社会への参加・参画の機会の充実
 - 4 教育内容の充実
 - 5 自己実現の場と体験機会の提供

方向性2 子どもが元気に明るく育つ環境をつくります

妊娠前から妊娠・出産、乳幼児期、学童期、思春期、青年期のすべてのライフステージを通して、縦断的に切れ目のない支援ができるよう、母子保健分野と子育て支援分野が連携し、地域での多様な子育て支援サービス、相談体制と情報提供のさらなる充実を図るとともに、教育・保育環境の整備と質の向上、子どもの居場所づくりに取り組みます。

- 【基本施策】**
- 1 子育てに関する相談・情報提供の充実
 - 2 妊娠期から出産・子育て期の切れ目ない伴走型支援
 - 3 教育・保育環境の整備
 - 4 教育・保育の質の向上
 - 5 多様な子育て支援サービスの提供
 - 6 子どもの居場所づくり

方向性3 特に配慮を必要とする子どもと家庭を支援します

子ども・若者が心身ともに健やかに成長できるよう、関係機関が連携し、児童虐待の防止と総合的な支援、子どもの貧困と格差の解消、ひとり親家庭やヤングケアラー等の配慮が必要な家庭への支援に取り組み、すべての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにします。

- 【基本施策】**
- 1 育ちに支援を必要とする子どもへの支援
 - 2 児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援
 - 3 子どもの貧困の解消に向けた支援
 - 4 ひとり親家庭の自立支援
 - 5 ヤングケアラーへの支援

方向性4 若者が成長・活躍できる環境をつくります

若者が地域のなかで成長・自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜き、活躍していくよう、地域での交流や活動の中で力を発揮し、ライフデザインを描き、自己決定ができるためのさまざまな情報提供や環境づくりを進めます。

あわせて、生きづらさを抱える若者のための相談体制の充実や生活支援、就労支援、雇用等の経済的基盤の安定のための取組を進めます。

- 【基本施策】**
- 1 若者が地域で力を発揮できる環境づくり
 - 2 生きづらさを抱えた若者の支援
 - 3 若者がライフデザインを描くための支援

方向性5 地域・社会全体で子ども・若者を育む力を高めます

家庭はすべての教育の出発点であり、重要な役割を担っていることから、各家庭の自主性を尊重しながら、家庭・地域・学校・関係機関が連携し、親が子どもと真剣に向き合い子どもを健やかに育む「親力」を高めていく必要があります。

そのため、家庭教育の充実や地域での子ども・子育て支援を通して、地域・社会の連携・協働による、子どもの育ちや子育てを支援していきます。また、子ども・若者を事故やさまざまな犯罪から守るための安全対策等を講じ、子ども・若者にやさしいまちづくりを進めます。さらに、仕事と生活の調和の実現に向け、ワーク・ライフ・バランスに関する取組を継続し、家庭や職場、地域、社会全体での理解を促進します。

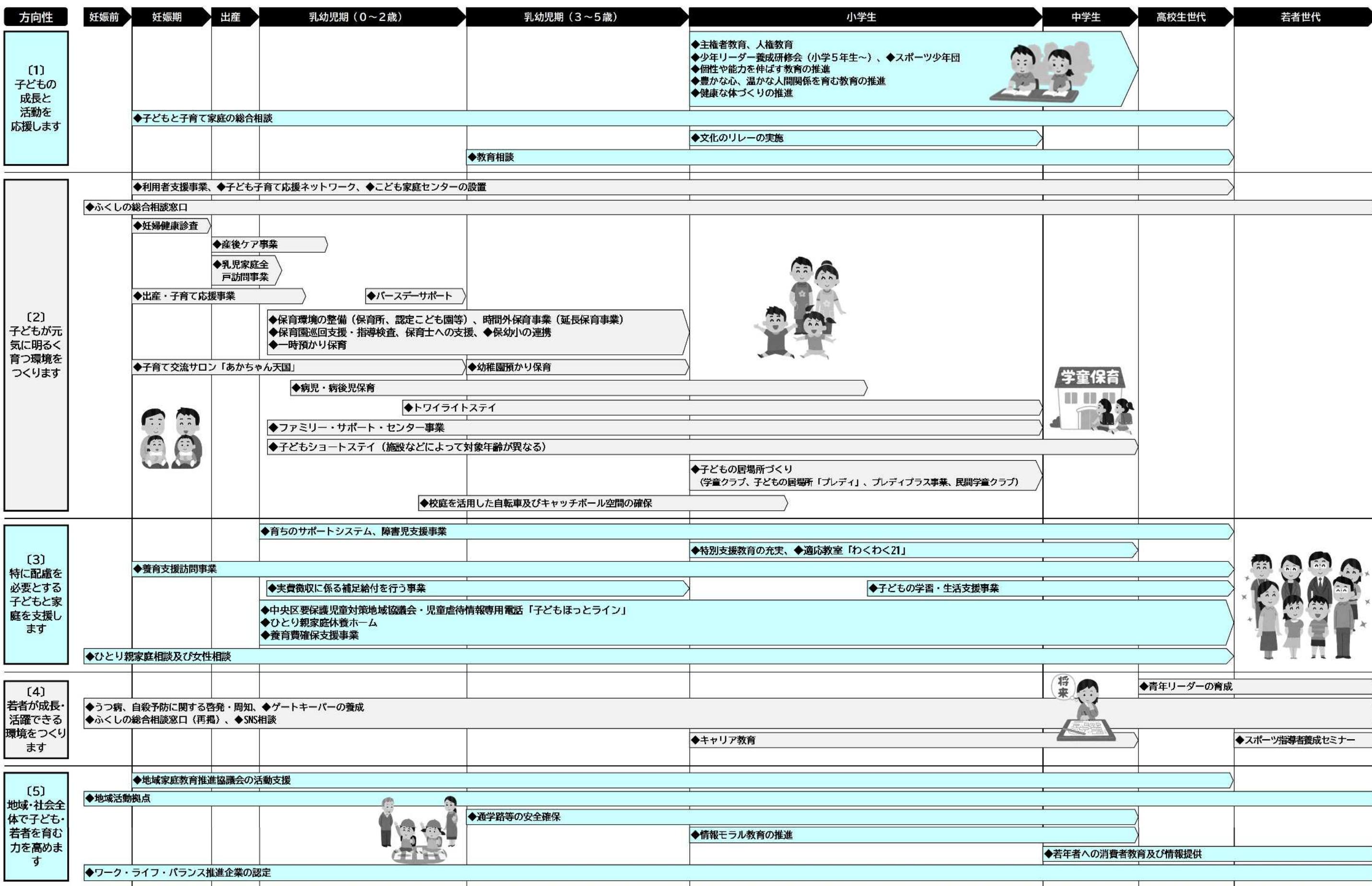
- 【基本施策】**
- 1 地域における子育て支援
 - 2 子どもを守る安全なまちづくり
 - 3 ワーク・ライフ・バランスの推進

4 計画の体系

【基本理念】 【計画策定 の視点】	【方向性】	【基本施策】	【重点事業】
			※ 【地】は地域子ども・子育て支援事業
子どもも育む人も誰もが笑顔輝き、自分らしく成長できるまち 中央区	方向性1 子どもの成長と活動を応援します	1 子どもの権利の意識の醸成と理解の促進	◆主権者教育 ◆人権教育
		2 子どもに対する相談体制の充実	◆子どもと子育て家庭の総合相談 ◆教育相談
		3 子どもの地域・社会への参加・参画の機会の充実	◆少年リーダー養成研修会 ◆スポーツ少年団
		4 教育内容の充実	◆個性や能力を伸ばす教育の推進 ◆豊かな心、温かな人間関係を育む教育の推進 ◆健康な体づくりの推進
		5 自己実現の場と体験機会の提供	◆文化のリレーの実施
	方向性2 子どもが元気に明るく育つ環境をつくります	1 子育てに関する相談・情報提供の充実	◆【地】利用者支援事業 ◆【地】乳児家庭全戸訪問事業（新生児等訪問指導）◆こども家庭センターの設置 ◆ふくしの総合相談窓口
		2 妊娠期から出産・子育て期の切れ目ない伴走型支援	◆【地】出産・子育て応援事業 ◆バースデーサポート ◆【地】妊婦健康診査 ◆子ども子育て応援ネットワーク ◆【地】産後ケア事業
		3 教育・保育環境の整備	◆保育環境の整備 ◆【地】幼稚園預かり保育
		4 教育・保育の質の向上	◆保育園巡回支援・指導検査 ◆保育士への支援 ◆保幼小の連携
		5 多様な子育て支援サービスの提供	◆【地】時間外保育事業（延長保育事業）◆【地】子育て交流サロン「あかちゃん天国」 ◆【地】一時預かり保育、【地】トワイライトステイ、【地】ファミリー・サポート・センター事業 ◆【地】病児・病後児保育事業 ◆【地】子どもショートステイ
		6 子どもの居場所づくり	◆【地】子どもの居場所づくり ◆校庭を活用した自転車及びキャッチボール空間の確保
	方向性3 特に配慮が必要とする子どもと家庭を支援します	1 育ちに支援を必要とする子どもへの支援	◆育ちのサポートシステム ◆障害児支援事業 ◆特別支援教育の充実 ◆適応教室「わくわく 21」
		2 児童虐待の未然防止と切れ目ない総合的支援	◆【地】養育支援訪問事業 ◆【地】中央区要保護児童対策地域協議会・児童虐待情報専用電話「子どもほっとライン」
		3 子どもの貧困の解消に向けた支援	◆子どもの学習・生活支援事業 ◆ひとり親家庭休養ホーム事業 ◆【地】実費徴収に係る補足給付を行う事業
		4 ひとり親家庭の自立支援	◆ひとり親家庭相談及び女性相談 ◆子どもの学習・生活支援事業【再掲】 ◆養育費確保支援事業
		5 ヤングケアラーへの支援	◆子どもと子育て家庭の総合相談【再掲】 ◆ふくしの総合相談窓口【再掲】
	方向性4 若者が成長・活躍できる環境をつくります	1 若者が地域で力を発揮できる環境づくり	◆青年リーダーの育成
		2 生きづらさを抱えた若者の支援	◆うつ病、自殺予防に関する啓発・周知 ◆ゲートキーパーの養成 ◆ふくしの総合相談窓口【再掲】 ◆SNS相談
		3 若者がライフデザインを描くための支援	◆キャリア教育 ◆青年リーダーの育成【再掲】 ◆スポーツ指導者養成セミナー
	方向性5 地域・社会全体で子ども・若者を育む力を高めます	1 地域における子育て支援	◆地域家庭教育推進協議会の活動支援 ◆地域活動拠点
		2 子どもを守る安全なまちづくり	◆通学路等の安全確保 ◆情報モラル教育の推進 ◆若年者への消費者教育及び情報提供
		3 ワーク・ライフ・バランスの推進	◆ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定

5 子どものライフステージ別の重点事業一覧

●本計画における子どもと養育者に対する主な事業等のうち、重点事業を、子どものライフステージを軸に整理しました。



第4章 方向性ごとの取組内容

「第4章 方向性ごとの取組内容」を読むにあたっての留意事項

第4章では、前章で示した5つの「方向性」に対する「基本施策」ごとの取組内容等を記載しています。

本計画では、目標達成に向けた進捗状況を測るために、5つの「方向性」に対し、それぞれ【目標達成の目安となる指標（KPI）】を設定し、指標の現状値と目標値を示しています。

【目標達成の目安となる指標（KPI）】記載例

指標	現状値	目標値
自分のが好きだと思う子どもの割合（※1） 【子どもへのアンケート】	小学生：63.9% 中学生：58.2% 高校生世代：62.9% (令和6（2024）年度)	小学生：70.0%以上 中学生：70.0%以上 高校生世代：70.0%以上 (令和10（2028）年度)

次に「方向性」を実現するための合計22の「基本施策」では、それぞれ【現況と課題】を整理し、【取組の方向性】を掲げ、その方向性の実現に向けて実施する事業を【重点事業・主な事業等】として示しています。

【重点事業】については、下記記載例のように、事業ごとに「最終年度（令和11年度）目標」を設定して、その達成状況を点検していきます。また、それぞれの「基本施策」に関連する事業を【主な事業等】として掲載しています。

【重点事業】や【主な事業等】を推進していくことで、基本施策ごとの【取組の方向性】の実現、さらに「方向性」ごとの【目標達成の目安となる指標（KPI）】の目標値の達成を目指します。

【重点事業・主な事業等】記載例

事業ごとの目標

重点事業

事業名	事業内容	
主権者教育	よりよい社会の実現に向け、国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力を育成する教育を推進しています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
指導室	<ul style="list-style-type: none"> ・発達段階に応じて、子ども自らが主体的に考え、行動するための取組を推進 ・小学校社会科及び中学校社会科公民的分野における主権者教育の実施 ・中学校における生徒会役員選挙の実施 ・中学校における職場体験学習の実施 	子どもたちが社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら地域の課題解決を主体的に担う社会の一員となれるよう主権者教育を推進します。

主な事業等

事業名	事業内容	担当課
人権教育推進委員会	「人権教育推進委員会」を設置し、学校・幼稚園・地域の実態に即して人権教育推進上の課題を議論するとともに、教育内容・方法の充実を図るための研究・協議を行っています。	指導室

方向性 1

子どもの成長と活動を応援します

子どもが権利の主体として多様な人格・個性として尊重されるとともに、子どもが互いの人権を尊重し、豊かな心を育んでいけるよう、子どもの権利の啓発による意識の醸成や理解の促進を図ります。あわせて、相談体制の充実や地域・社会への参加・参画の機会、自己実現の場と体験機会の提供等の取組を進めることで、子どもの成長と活動を応援していきます。

【目標達成の目安となる指標（KPI）】

指標	現状値	目標値
自分のが好きだと思う子どもの割合（※1） 【子どもへのアンケート】	小学生：63.9% 中学生：58.2% 高校生世代：62.9% (令和6（2024）年度)	小学生：70.0%以上 中学生：70.0%以上 高校生世代：70.0%以上 (令和10（2028）年度)
子どもの権利を知らない子どもの割合 【子どもへのアンケート】	小学生：15.1% 中学生：35.1% 高校生世代：26.5% (令和6（2024）年度)	小学生：12.0%以下 中学生：12.0%以下 高校生世代：12.0%以下 (令和10（2028）年度)
困っていることや悩んでいることがあるときに話を聞いてくれる人がいる子どもの割合（※2） 【子どもへのアンケート】	小学生：78.9% 中学生：76.9% 高校生世代：75.5% (令和6（2024）年度)	小学生：87.0%以上 中学生：85.0%以上 高校生世代：83.0%以上 (令和10（2028）年度)
地域のお祭りやイベントなどに行くのが好きな子どもの割合 【子どもへのアンケート】	小学生：58.5% 中学生：59.0% 高校生世代：59.7% (令和6（2024）年度)	小学生：64.0%以上 中学生：65.0%以上 高校生世代：66.0%以上 (令和10（2028）年度)

※1 こども大綱上の数値目標：「「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）」
<目標値:70%>

※2 こども大綱上の数値目標：「「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合」
<目標値:97.1%>

【基本施策】

- 1 子どもの権利の意識の醸成と理解の促進
- 2 子どもに対する相談体制の充実
- 3 子どもの地域・社会への参加・参画の機会の充実
- 4 教育内容の充実
- 5 自己実現の場と体験機会の提供

方向性1 基本施策1 子どもの権利の意識の醸成と理解の促進

【現況と課題】

「こども大綱」では、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者・子育て支援に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えています。また、こどもや若者を権利の主体として認識し、こどもや若者の視点で、こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れながら、こどもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、「こどもまんなか社会」を実現していくことが重要です。

子ども自らが権利の主体としての認識を高めていくためには、まず自分自身が大切な存在であると実感できるような自尊心と自己肯定感を育成するとともに、他者も大切な存在であることを理解し、共感力を高め、慈愛の精神を育むことが大切です。こうしたことから、本区では、小学校、中学校において、偏見や差別をなくし、人権尊重の精神を培い、子どもたちが互いの多様性を認め合う教育を推進しています。

また、「子どもへのアンケート」の結果では、子どもの権利について《知っている》（「学校の授業で知った」、「家族や友達から知った」、「テレビやインターネットで知った」の合計）の割合は、小学生が84.3%（その他を含む）、中学生が58.2%、高校生世代調査では70.9%となっています。また、子どもの権利として大切なことは、小学生、中学生、高校生世代とともに④「安心して生きること」が最も多くなっています（P22・23参照）。

本区の実情に即した、子どもまんなかのまちづくりを進めるためには、子どもや若者が権利の主体として認識され、権利を保障される必要があり、福祉部門をはじめ教育委員会や学校のほか、家庭やPTA等、地域社会全体で子どもの権利に対する理解を深めていく必要があります。

【取組の方向性】

- 子どもが権利の主体として多様な人格・個性として尊重され、自己肯定感が高まるよう、主権者教育や人権教育等を通じて、「子どもの権利」に対する意識の醸成を図ります。
- 「子どもの権利」が保障され、子どもたちが地域で安心して自分らしく過ごせるよう、子どもの育ちに関わる地域社会全体に対し、さまざまな機会を捉えて人権に関する普及・啓発を行い、子どもの権利の理解の促進を図ります。

【重点事業・主な事業等】

重点事業		
事業名	事業内容	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
指導室	<ul style="list-style-type: none"> ・発達段階に応じて、子ども自らが主体的に考え、行動するための取組を推進 ・小学校社会科及び中学校社会科公民的分野における主権者教育の実施 ・中学校における生徒会役員選挙の実施 ・中学校における職場体験学習の実施 	子どもたちが社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら地域の課題解決を主体的に担う社会の一員となれるよう主権者教育を推進します。

事業名	事業内容	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
指導室	<ul style="list-style-type: none"> ・教育活動全体を通じた人権教育の推進 ・人権教育巡回研修会の実施 ・人権教育推進委員会の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者、地域等と連携した人権教育を充実させます。 ・人権教育講座を開設し、教員の人権感覚を磨くとともに、東京都の人権教育プログラムをもとに適宜、人権教育全体計画及び年間計画を見直します。 ・人権教育推進委員会の研究を踏まえ、子どもたち、教職員の人権意識の向上を図ります。

主な事業等		
事業名	事業内容	担当課
人権教育推進委員会	「人権教育推進委員会」を設置し、学校・幼稚園・地域の実態に即して人権教育推進上の課題を議論するとともに、教育内容・方法の充実を図るための研究・協議を行っています。	指導室
区内保育施設職員向けの研修等の実施	巡回指導や指導検査を通じて、子どもの人権擁護や虐待防止の取組を確認するとともに、不適切保育の防止に向けて、「子どもの人権を守る保育」等をテーマとした園長向け研修を実施しています。	保育課
中央区こども計画に基づく啓発リーフレットの作成	次代を担う大切な存在である子ども自身が、子どもの権利などを理解するとともに実践できるよう、ワークショップを実施し、子どもの意見を取り入れた啓発リーフレットを作成し、配布します。	子ども子育て支援課
人権に関する周知・啓発	人権に対する理解の普及を図るため、区広報紙による周知や、人権擁護委員等による街頭啓発を実施しています。	広報課



コラム

「子どもの権利条約」とは

「子どもの権利条約」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために、平成元（1989）年に定められた条約です。18歳未満の児童（子ども）を、権利を持つ主体として位置付け、おとなと同様、ひとりの人間としての人権を認めています。同時に、成長する過程における子どもならではの権利も定めています。「子どもの権利条約」では、子どもの権利を尊重し、実践していく上で大切な「4つの原則」を示しています。また、同条約の18条では、子どもを育てる責任は、まずその親（保護者）にあり、国はその手助けをするとしています。「こども基本法」は、これらの精神にのっとり、子ども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定や子ども等の意見の反映等について定めています。

【子どもの権利条約の「4つの原則】（出典：公益財団法人日本ユニセフ協会）】

差別の禁止

（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、すべての権利が保障されます。

子どもの最善の利益

（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

生命、生存及び発達に対する権利

（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

1. 幸せな家庭	2. 安全な環境	3. 子どもを持つこともよいこと	4. 国の義務	5. 地域の活動を尊重	6. 生きる権利・育つ権利	7. 私的・公的年少者権利
8. 独立的・創造的思考の育成	9. 新人引き受けられない権利	10. 別の異なる立場に大きな権利	11. 止まぬ闘争に走れられない権利	12. 違見を容る権利	13. 優越の自由	14. 各種・様々なための教育
15. 全般的な権利	16. プライバシー・名前権	17. 活動的・積極的な人生	18. 子どもの専門性を子供に尊重	19. あらゆる暴力から守られる権利	20. 多数を含むための保護	21. 健子権利
22. 親愛の子供	23. 身がいのまる子ども	24. 認識・変容への尊重	25. 住居に入っている子ども	26. 社会保護を受ける権利	27. 生活水準の確保	28. 教育を受ける権利
29. 教育の機会	30. 少數民族・先住民の子ども	31. 休闲・遊びの権利	32. 経済的・社会的・文化的労働からの保護	33. 認識・対話の権利	34. 社会的行動からの保護	35. 選択・決意からの保護
36. あらゆる種類からの保護	37. 神聖・崇拝の尊厳	38. 犯罪からの保護	39. 認識に基づく子どもに対する社会的保護	40. 子どもの尊厳を守るためにの努力	41. 子どもにとって最もよいものとの選択	42. 実現のための援助
43-54 総則・仕事込み						

子どもの権利条約

子どもの意見の尊重

（子どもが意味のある参加ができること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

方向性1 基本施策2 子どもに対する相談体制の充実

【現況と課題】

本区では、子どもからの相談を受ける場として、子ども家庭支援センターにおける子どもと子育て家庭の総合相談、教育センターによる教育相談を設けています。

また、各幼稚園・小・中学校に対しては、スクールカウンセラーを定期的に派遣し、児童・生徒が悩み等を気軽に相談できる環境を整えるとともに、スクールカウンセラーによる全員面接を行う等、SOSの出し方や相談方法に関する教育の充実を図っています。スクールカウンセラーの需要が高い中学校については、派遣回数を増やす等の対応をしています。

教育委員会に対する学校からの報告では、いじめ防止に向けた取組については、いじめ問題対策委員会等で対策を検討しております。近年、SNS等を介したいじめが増えている状況です。こうしたことから、いじめは人間の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、決して許されないとの認識に立って行動できる力を身に付ける教育を推進することが重要です。

「子どもへのアンケート」の結果では、困っていることや悩んでいることがあるときに話を聞いてくれる人の有無について、「いない」と回答する人が数%であるがおり、「誰にも話さない、話したくない」は、小学生、中学生、高校生世代いずれも1割以上となっています（P25 参照）。あわせて、困っていることや悩みごとがあるときに話を聞いてくれる人が「いる」と回答した人に、それは誰なのかたずねたところ、いずれの対象でも②「お母さん」が最も高く、⑥「友達」が続いています。また、⑦「学校の先生」もいずれの対象でも3割を超えており、小学生、中学生では、⑧「学校のスクールカウンセラー」も1割を超えています（P26 参照）。

加えて、いじめられたことがあると回答した割合は小学生で17.4%、中学生で18.0%、高校生世代で11.3%となっています（P27・28 参照）。

のことから、話を聞いてくれる人がいない人、誰にも話さない、話したくない人が、家庭、学校以外の身近な場で気軽に相談できる環境づくりが必要となっています。また、子どもに関わる多様な施設・機関、地域関係者が連携し、地域における子どもへの見守りを一層推進していく必要があります。

【取組の方向性】

- すべての子どもが身近な場所で気軽に相談できるよう、相談しやすい環境の整備と一層の周知に取り組みます。
- 子どもに関わる多様な施設・機関、地域関係者が連携し、地域における子どもへの見守りを一層推進します。

【重点事業・主な事業等】

重点事業

事業名	事業内容	
子どもと子育て家庭の総合相談	<p>子ども家庭支援センター「きらら中央」において、保健・心理・福祉等の相談員による「子どもと子育て家庭の総合相談」を実施し、個別に適切な支援を行います。</p> <p>また、悩みや問題をより身近なところで相談できるように、地域の児童館等への巡回相談を実施しています。</p>	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
子ども家庭支援センター	<p><新規相談件数> 虐待など養護相談：781件 育児など育成相談：192件 その他：38件 合計：1,011件</p> <p><児童館等巡回相談> 児童館等：9カ所 巡回相談延べ：107回 相談件数：215件</p>	子どもと子育て家庭を支援するため、子ども家庭支援センターが中心となり関係機関との連携を図りながら迅速な支援を実施していきます。

事業名	事業内容	
教育相談	<p>「教育センター」において、専任教育相談員（臨床心理士）による、不登校や発達の課題等の教育全般に関する相談を実施します。</p> <p>このほか、小・中学校、幼稚園等へ専任教育相談員をスクールカウンセラーとして派遣し、教育全般に関する相談を行います。</p>	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
教育センター	<p>【教育相談】 <来所相談> ケース件数：344件 延べ件数：3,264件 <電話相談> 相談件数：76件</p>	幼児・児童・生徒を取り巻くさまざまな問題が見られることから、引き続き子どもに寄り添う体制を構築します。

主な事業等

事業名	事業内容	担当課
子ども相談フォーム	よりきめ細かく小・中学生の悩みや不安を相談につなげられるよう、Web フォームを活用した「中央区子ども相談フォーム」を運用しています。	指導室
スクールカウンセラーの派遣	不登校、いじめ、その他児童・生徒の問題行動等の改善に資するため、全小学校及び全中学校に、臨床心理士等の資格を持つスクールカウンセラーを週1回配置しています。 また、小学校第5学年及び中学校第1学年の全児童・生徒に対して面接を行っています。	教育センター
メンタルサポーター派遣	不登校またはその傾向にある児童・生徒のほか、心理的な問題を抱え何らかのケアが必要と認められる児童・生徒に対して、メンタルサポーターを派遣しています。	教育センター

事業名	事業内容	担当課
スクールソーシャルワーカーの派遣	<p>不登校、虐待、いじめ等、生活指導上の課題に対応するため、社会福祉士の資格を有し、専門的な知識や技術を用いて問題を抱える児童・生徒や家庭を支援するスクールソーシャルワーカーを全小中学校に派遣しています。</p> <p>学校及び関係機関との積極的な連携により、いじめや不登校等の問題の早期発見を図るとともに、保護者や教員への支援・情報提供を行っています。</p>	教育センター
いじめ問題への取組	<p>「中央区いじめ防止基本方針」に基づき、教育委員会及び各学校は、未然防止・早期発見・早期対応等具体的な取組を実施するとともに、「中央区いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、教育委員会や学校、地域、関係機関が連携し、いじめを生まない学校づくりに取り組んでいます。</p> <p>また、こうした取組状況を検証するとともに、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、学識経験者や弁護士等の専門家による「中央区いじめ問題対策委員会」を設置しています。</p>	教育センター
相談カードの作成・配布	ヤングケアラー等家庭のことで悩んでいる子どもが相談できるよう、区独自に相談カードを作成し、小学3年生から中学3年生までの児童・生徒に配布しています。	子ども家庭支援センター
SNS相談	年齢・性別を問わず誰でも気軽に相談できるよう、SNSを活用したチャット相談を令和6年度から実施しています。	総務課



コラム

子どもの相談先～ひとりで悩まないで～

本区には、子どもの相談先として次の場所があります。また、東京都でも相談窓口を設けています。自分のことや家族、友達のこと等、困ったとき、話を聞いてほしいときは、ひとりで悩まず、次の相談先に連絡してください。

子どもと子育て家庭の総合相談 (中央区立子ども家庭支援センター)	連絡先:03-3542-6322 ※オンライン相談も可能（要予約） 月～日曜日、午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く） 【URL】 https://logoform.jp/form/CxKB/364806	
電話相談 (中央区立教育センター)	連絡先:03-3545-9203 (月～土曜日、午前9時～午後5時) 【URL】 https://www.city.chuo.lg.jp/a0051/kosodate/sodan/kyoikusodan.html	
子ども相談フォーム (指導室)	Web フォームによる発信 学習者用タブレットのデスクトップフォルダ「★中央区より★」の「中央区子ども相談フォーム」からアクセスできます。	
「ブーケ 21」SNS 相談 『ココロ晴れる家』	リモート相談員によるチャット相談 月～土曜日、午後7時～午後9時（年末年始除く） 【URL】 https://hareruya.sodan.chat/	
東京都こども・子育てお悩み相談室	子供と子育て世代が、潜在的に抱えている悩みの解決に役立つサイトを公開しています。また、サイト内から各相談窓口へアクセスすることも可能です。 【URL】 https://kodomo-smile.metro.tokyo.lg.jp/st/soudan/index.html	

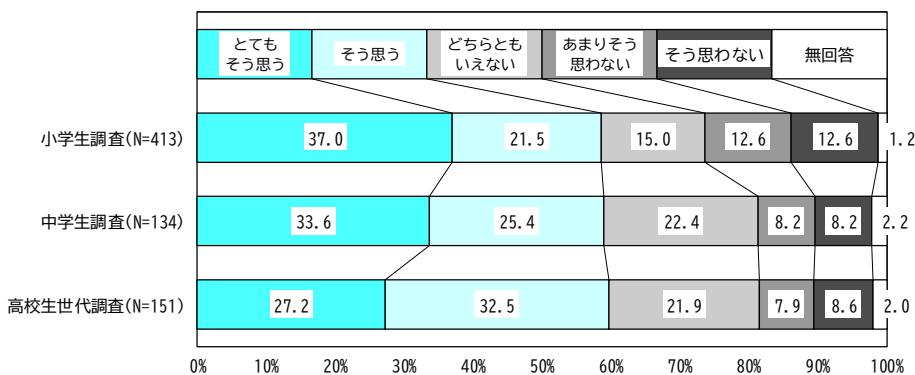
方向性1 基本施策3 子どもの地域・社会への参加・参画の機会の充実

【現況と課題】

本区では、青少年が将来、地域活動に参加し、活躍するためのきっかけづくりとなるよう、野外活動やレクリエーション等の集団行動を通して、自主性や社会性を身に付けるための研修会等を実施しています。また、異なる年齢・地域の子どもが互いに触れ合い、知り合うことができるよう、スポーツ少年団の活動等、さまざまな文化・スポーツ活動等とともに参加できる場を提供しています。

「子どもへのアンケート」の結果では、地域のお祭りやイベント等に行くのが好きな子どもの割合は、小学生、中学生、高校生世代いずれも6割弱となっています。

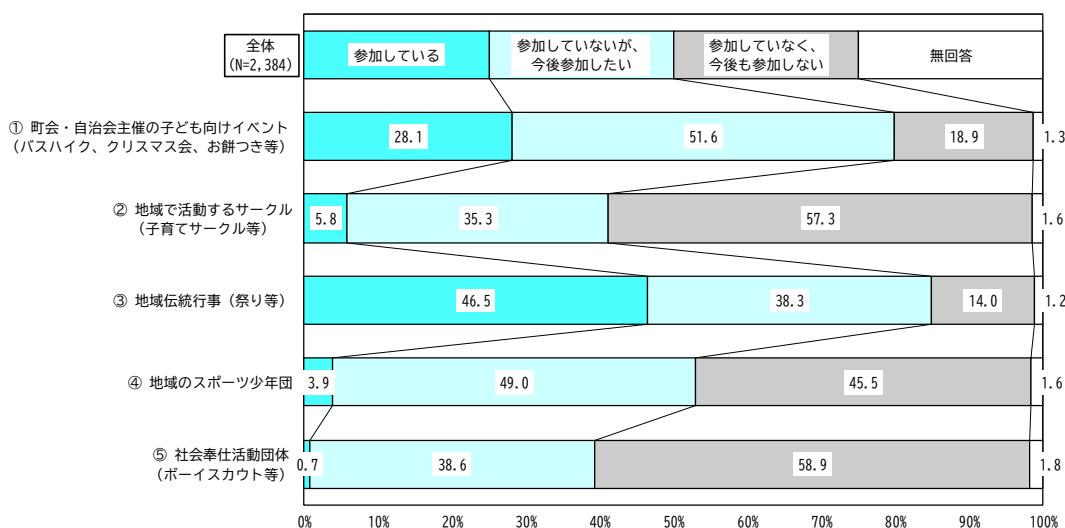
**地域のお祭りやイベント等に行くのが好きだ（盆踊り、ハロウィン等）（全体）
【子どもへのアンケート（再掲）】**



※資料:令和6年度（仮称）中央区こども計画策定に向けた子どもへのアンケート調査結果

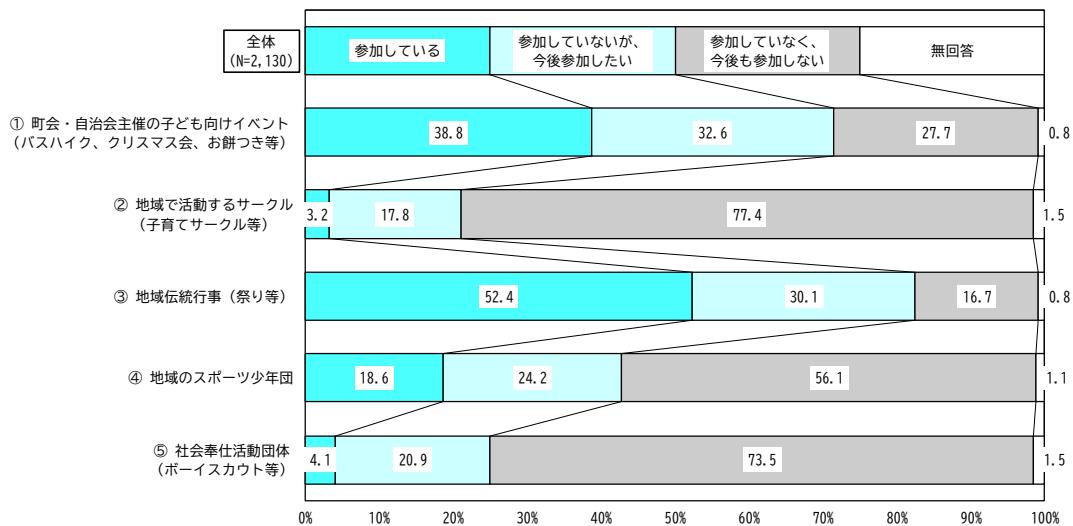
また、「子育て支援に関するニーズ調査」の結果では、地域の行事や組織への参加状況・参加意向を見ると、参加している割合は地域伝統行事等（祭り等）で4～5割台、町会・自治会主催の子ども向けイベントで2～3割台となっており、参加意向はあるものの参加していない方が多くいることもわかります。

**地域の行事や組織への参加状況・参加意向（全体）
【子育て支援に関するニーズ調査・就学前児童保護者】**



※資料:令和5年度子育て支援に関するニーズ調査結果（就学前児童保護者対象調査より）

地域の行事や組織への参加状況・参加意向（全体） 【子育て支援に関するニーズ調査・小学校児童保護者】



※資料:令和5年度子育て支援に関するニーズ調査結果（小学校児童保護者対象調査より）

子どもがさまざまな地域活動や社会活動に興味を持ち、参加・参画することで、自主性や社会性を身に付けるとともに、仲間づくりのきっかけ等につながるよう、引き続き情報発信していくことが重要です。

【取組の方向性】

- 引き続き、研修会等の地域・社会活動への参加・参画のきっかけとなる機会を提供するとともに、区ホームページやSNS等のさまざまな手段や機会を捉えて、子どもや保護者への情報発信を行います。

【重点事業・主な事業等】

重点事業		
事業名	事業内容	
少年リーダー養成研修会	小・中学生が将来、地域活動に参加して活躍するためのきっかけづくりとして、青少年委員が中心となり、野外活動、レクリエーション、集団生活等を行う研修会を実施しています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
文化・生涯学習課	<少年リーダーの養成> 少年リーダー養成研修会参加者：60人 (定員 96人)	定員の9割を超える参加者数を目指します。また、将来に渡り活動できる場と機会の拡大を図るために組織された少年リーダー養成研修会 OBOGへの加入を促していきます。

事業名	事業内容	
スポーツ少年団	「スポーツによる青少年の健全育成」の理想を実現するため、「一人でも多くの青少年にスポーツの歓びを！」「スポーツを通じて青少年のからだとこころを育てる組織を地域社会の中に」との理念のもとに、特定のスポーツ種目に係る活動を行うほか、野外活動や文化・学習活動等にも取り組み、さまざまな交流体験活動を行っています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
スポーツ協会 (スポーツ課)	<ul style="list-style-type: none"> ・種目：野球、剣道、バドミントン、卓球、空手道等 ・登録団：19団 ・登録団員：851人 ・指導者：251人 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録団：21団 ・登録団員：936人 ・指導者：276人 <p>スポーツ少年団事業を継続的に開催し、リーダー育成に力を入れ、若手指導者の担い手につなげるとともに、登録団数・団員数を増加させ、より一層各種目の活動を充実させるよう取り組みます。</p>

主な事業等

事業名	事業内容	担当課
少年・少女スポーツ教室	小学生を対象（一部、中学生以上及び保護者も対象）にスポーツ教室を開催し、野球やサッカー、水泳等スポーツの基礎的な知識を学び、技術を習得してもらうことで、児童の健康の維持・増進や体力の向上を目指します。	スポーツ課
地域スポーツクラブ	スポーツ基本法や国のスポーツ基本計画により設立・育成が推奨されているスポーツクラブです。世代を超えた地域の新しいコミュニティの核として、地域の皆さんのが主体となって運営し、身近な施設で子どもから大人まで誰もが気軽にスポーツやレクリエーションのほか、文化活動等も楽しむことができます。	スポーツ課
地域における子どもが参加・参画できるイベントの実施	<p><子どもフェスティバル> 区内の子どもたちが一堂に集い、さまざまな児童文化活動やレクリエーション等に参加することで、異なる年齢の子どもたちや他の地域の子どもたちと触れ合い、互いに知り合う機会を提供しています。</p> <p><大江戸まつり盆おどり大会> 区民のふるさと意識の高揚と地域の活性化を図るために、江戸のまちにゆかりの深い盆踊りを中心とした中央区大江戸まつり盆おどり大会を、町会・自治会等区内各団体の参加と協力を得て実施しています。</p> <p><晴海まつり> 区民などがつながり、交流を深め、さらなるコミュニティの醸成を図るために、晴海地域交流センター「はるみらい」を中心に、連合町会・自治会、青少年対策地区委員会等地域の多くの方の協力を得て縁日コーナーやステージイベントといった、さまざまな世代が楽しめるイベントを実施しています。</p> <p><雪まつり> 自然の雪と接する機会の少ない区民が参加できる冬のイベントとして、本区の友好都市である山形県東根市から雪の提供を受け、町会・自治会、青少年対策地区委員会、PTA等地域の多くの方の協力を得て隔年で実施しています。</p>	文化・生涯学習課 地域振興課

事業名	事業内容	担当課
小中高生の育児体験受入れ	保育所等において、小・中学生および高校生の育児体験や職場体験の場を提供していきます。	保育課
夏休み福祉・ボランティア体験 「イナっこ教室」	区内在住・在勤・在学の小学生以上を対象に、福祉やボランティア活動への理解と関心を高めることを目的として、夏休み福祉・ボランティア体験講座を実施しています。	社会福祉協議会



コラム

少年リーダー養成研修会

小・中学生が将来、地域のさまざまな活動に参加して活躍するためのきっかけづくりとして、さまざまなプログラムに取り組み、集団生活のルールや地域のリーダーに必要な知識を学ぶための研修会を行っています。

令和6年度は、小学5年生から中学生までを対象として、事前研修（2日間）・千葉県柏市にある柏学園での3泊4日の宿泊研修・事後研修（1日間）の7日間という日程で実施しました。

今年度は「集団生活の中で成長する」を活動テーマとして、研修生は男女別に6つずつの班に分かれ、大学生・高校生スタッフと寝起きをともにし、各班で共同生活を行うほか、男女一緒にペア班を組んで活動し、カレー作り、スポーツ大会、カーニバルや研修のまとめ等、さまざまなプログラムに取り組みました。

実施にあたっては、青少年委員を中心に、大学生・高校生スタッフ等、50人以上の体制で研修生を指導・支援しております。

【事前研修の様子】



【宿泊研修の様子①（カレー作り）】



【宿泊研修の様子②（スポーツ大会）】



【事後研修の様子】



参加者の声

- ・今回初めての研修で人の意見を聞いていたが、来年は積極的に意見を発信していきたいです。（小5）
- ・研修期間中は、何をすれば役に立てるかを考えて行動しました。今回学んだことを日常生活で活かし、学校で活躍していきたいです。（中1）
- ・今年はリーダーとして班員全員をまとめることができました。来年は高校生スタッフとして頑張っていきたいです。（中3）

方向性1 基本施策4 教育内容の充実

【現況と課題】

平成29（2017）年に、約10年ぶりに改訂された学習指導要領では、2030年の社会と子どもたちの未来を見据えて「生きる力」の育成と、社会の変化を柔軟に受け止め、社会との連携・協働によりその実現を図っていく「社会に開かれた教育課程」の具体的な方策が示されました。また、「主体的・対話的で深い学び」の実現についても言及されており、子どもたちに求められる資質・能力を育むために必要な「学びの在り方」を絶え間なく考え、授業の工夫・改善を重ねていくことも求められています。

また、国が示しているGIGAスクール構想が第2期となり、児童・生徒が日常的に学習用タブレットを活用する環境が実現しました。こうした中、多くの情報やICT機器を適切に利活用できるように、ICT教育を通じて自分で考え、判断できる力を育むデジタルシチズンシップ教育を推進しています。

それらを踏まえ、本区では、教育目標に掲げる、次代を担う子どもたちの「生きる力」の育成に向けて、「知（確かな学力）」「徳（豊かな心）」「体（健やかな体）」のバランスがとれた施策を展開していきます。

【取組の方向性】

- 次代を担う子どもたちが「知（確かな学力）」「徳（豊かな心）」「体（健やかな体）」からなる「生きる力」を身に付けるための教育内容の充実を図ります。

【重点事業・主な事業等】

重点事業		
事業名	事業内容	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
個性や能力を伸ばす教育の推進 指導室	<p>子どもたちの学びを充実させるため、ICTを活用し、一人一人の学習状況に応じた個別最適な学びと集団で学び合う協働的な学びにより、主体的・対話的で深い学びを実施しています。</p> <p>また、算数・数学における習熟度別指導を実施するとともに科学的思考力を高める理科教育の充実を図っています。さらに、小・中学校9年間を通して英語教育等を通して国際理解教育を推進しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学びの充実を図る学習力サポートテストの実施と結果分析に基づく授業改善 ・パイロット校における理数教育の推進及び他校への還元と、小学校への理科支援員の配置 ・パイロット校における英語教育を含む国際教育の推進及び他校への還元と、小・中学校におけるALT※の配置等による英語教育の充実（※Assistant Language Teacher/外国人英語指導助手の略） <ul style="list-style-type: none"> ・各種学力テスト等を活用した授業改善を継続していきます。 ・パイロット校における取組を活かして理科教育・英語教育を充実させていきます。

事業名	事業内容	
豊かな心、温かな人間関係を育む教育の推進	すべての教育活動を通して、自分や他者を大切にする人権尊重の理念や、社会のルールを守る規範意識を醸成させる取組を実施します。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
指導室	<ul style="list-style-type: none"> ・教育活動全体を通じた人権教育の推進 ・人権教育巡回研修会の実施 ・人権教育推進委員会の設置 ・教育活動全体を通じた道徳教育の推進 ・道徳授業地区公開講座の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者、地域等と連携した人権教育・道徳教育を充実させます。 ・人権教育講座を開設し、教員の人権感覚を磨くとともに、東京都の人権教育プログラムをもとに適宜、人権教育全体計画及び年間計画を見直します。 ・人権教育推進委員会の研究を踏まえ、子どもたち、教職員の人権意識の向上を図ります。

事業名	事業内容	
健康な体づくりの推進	<p>子どもたちが健康について正しい知識をもち、家庭と連携し、規則正しい生活習慣を身に付けられるよう、主体的に健康づくりを行う態度を養います。</p> <p>また、医療関係等の関係機関と連携を図るとともに、外部講師を活用した健康教育を推進します。</p>	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
指導室	<ul style="list-style-type: none"> ・食育に関する授業の実施 ・保護者等と連携した生活習慣の見直し ・体力調査の実施と結果分析に基づく体育科の授業改善 ・全幼稚園の運動遊び推進園の指定や小・中学校におけるマイスクールスポーツの取組等による健康教育の推進 ・薬物乱用防止教室の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・給食の時間等を活用した食育を実施するとともに保護者等と連携した取組を推進します。 ・保護者や関係機関と連携し、生活習慣の見直しや健康教育の推進を図ります。 ・体力調査等を活用した体育科の授業改善を継続していきます。 ・運動遊び推進園やマイスクールスポーツの取組を充実させます。

主な事業等		
事業名	事業内容	担当課
学校図書館支援センター	豊富な図書資源を有する学校図書館において、子どもたちの読書活動を推進し、読書好きの子どもを増やすことで、確かな学力や豊かな人間性のほか、思考力・判断力・表現力等を育めるよう、司書の学校配置をはじめとした学校図書館活動支援の統括的な機関として、教育センター内に「学校図書館支援センター」を設置・運営しています。	教育センター
学校・園と保護者間の連絡ツールの運用	<p><totoru（学校・保護者間連絡アプリ）の運用></p> <p>欠席連絡や、学校から保護者へ緊急時の連絡等を行うことができる学校・保護者間連携アプリを導入しています。</p> <p><ルクミー（園務支援システム）の運用></p> <p>保育の質の向上や家庭との連携強化、保護者の利便性向上等を図るために、アプリによる欠席連絡、園からのお知らせの配信等を行う園務支援システムを導入しています。</p>	学務課

方向性1 基本施策5 自己実現の場と体験機会の提供

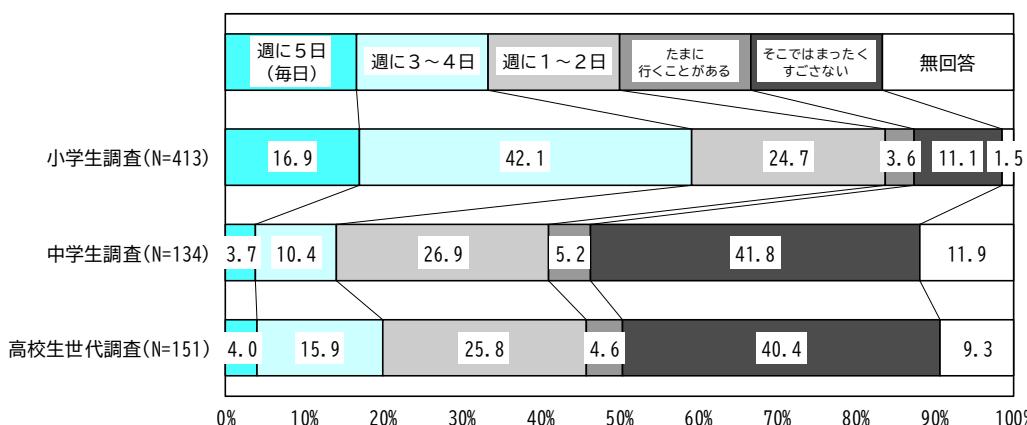
【現況と課題】

本区は高度に都市化された周囲の状況にあることに加え、情報化の進展、意識の変化等により、外遊びの機会や自然等と触れ合う機会が少なくなっています。このような中、本区では、子どもが豊かな人間性や想像力、感性を育み、健全に成長できるよう、文化や芸術等に触れるイベント等の多様な取組を実施しています。

「子どもへのアンケート」の結果では、「ふだんの活動で学校以外の勉強をしている時間」が1日2時間以上とする子どもの割合は、小学生で4割台、中学生で1割台後半、高校生世代で2割台後半となっています。また、テレビ・インターネットを毎日2時間以上見る子どもの割合は、小学生で3割弱、中学生で4割台後半、高校生世代で6割台となっています（P18・19参照）。

また、放課後の過ごし方では、小学生の8割以上が塾や習い事に週に1日以上通っており、中学生の6割弱、高校生世代の4割台後半が学校（部活動や委員会活動等）に週3日以上と回答しています。そして、小学生では困りごと・悩みごとでも「受験・進学先、勉強」を挙げる人が多くなっています（P24参照）。

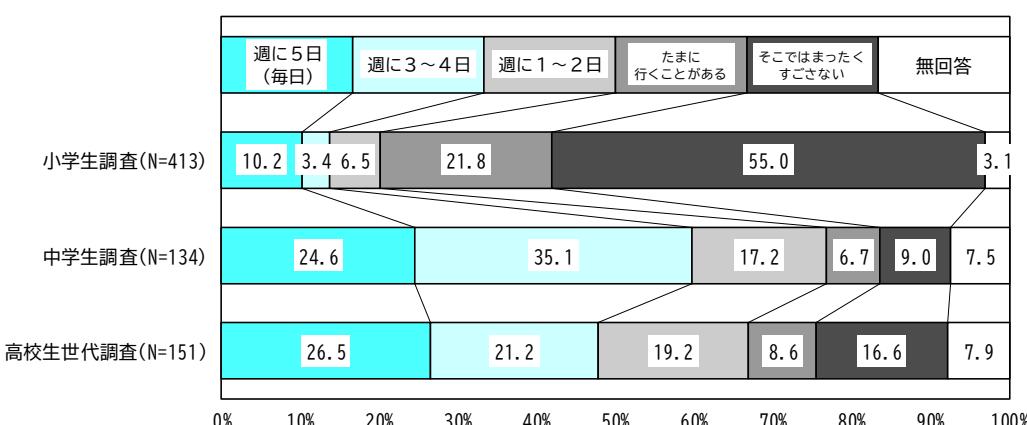
放課後の過ごし方『塾（予備校）や習い事』（全体）【子どもへのアンケート】



※資料:令和6年度（仮称）中央区こども計画策定に向けた子どもへのアンケート調査結果

放課後の過ごし方『学校（部活動や委員会活動等）』（全体）【子どもへのアンケート】

※小学生は『学校（クラブ・委員会活動、プレディ、学校内学童クラブ等）』



※資料:令和6年度（仮称）中央区こども計画策定に向けた子どもへのアンケート調査結果

近年、子どもを取り巻く社会環境の変化は著しく、「子どもへのアンケート」結果からも、放課後の過ごし方として、小学生の多くが勉強に時間を割いていること、中学生・高校生世代の多くが、部活動・委員会活動やテレビ・インターネットに時間を割いていることがわかります。

多様な遊びや体験活動は、子どもの健やかな成長の原点です。例えば、子どもが遊びに没頭し、身体の諸感覚を使い、自らの遊びを充実、発展させていくことは、言語や数量等の感覚等の認知的スキルや、創造力や好奇心、自尊心、想像力や思いやり、やり抜く力、折り合いをつける力を育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながります。引き続き、子どもたちの遊びや体験の場を充実させ、豊かな人間性や自立心を育むことが重要です。

【取組の方向性】

- 子どもたちが、豊かな人間性や自立心を育むため、引き続き、体験活動や文化活動等の自己実現の場と体験機会を提供していきます。

【重点事業・主な事業等】

重点事業		
事業名	事業内容	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
文化のリレーの実施	茶道や手話等のさまざまな文化活動を行っている社会教育関係登録団体のボランティア活動により、子どもたちへ文化的・趣味的活動の機会を提供するとともに、世代間の交流を活発にするため、各社会教育会館やプレディ等で実施しています。	
文化・生涯学習課	<ul style="list-style-type: none">・築地社会教育会館 2回開催 (親子蕎麦打ち一日体験教室)・日本橋社会教育会館 1回開催 (夏休み子ども日舞体験)・月島社会教育会館 1回開催 (スポーツ吹矢体験 的をねらって 楽しく矢を吹こう!)・プレディ（実施校12校）14回開催 (ダンス体験等) <p>延べ実施回数：18回 延べ参加者数：413人</p>	<ul style="list-style-type: none">・社会教育会館 4回開催・プレディ（実施校13校）22回開催 <p>延べ実施回数：26回 延べ参加者数：550人</p>

主な事業等		
事業名	事業内容	担当課
教育活動等を通じた体験活動の実施	<p><集団宿泊体験> 豊かな自然を活かした体験活動や共同生活等を通じて、他者を思いやる豊かな心情を育むとともに、児童・生徒一人一人の主体的な学習を推進しています。</p> <p><能楽・歌舞伎鑑賞教室> 日本の伝統文化に触れ合う機会を設けるため、小学校第6学年を対象に能楽鑑賞教室を、中学校第3学年を対象に歌舞伎鑑賞教室を実施しています。</p> <p><キャリア教育> キャリア教育の意義と必要性を正しく認識するとともに、学校全体で取り組む推進体制を築くことができるよう、さまざまな職層研修において子どもの実態や発達に応じた指導内容・方法について改善をしながら推進を図ります。</p> <p><ボランティア活動> 地域清掃や高齢者施設訪問、スポーツイベントの運営補助等のボランティア活動を通じて、さまざまな人々との連携・協働やコミュニケーションを体験することにより、子どもたちの社会貢献意識を育成するとともに、地域や社会の一員としての自覚を促します。</p> <p><中学生職場体験> 全中学校で職場体験学習を実施し、生徒一人一人の望ましい勤労観・職業観の育成を図ります。</p> <p><中学生海外体験学習> 国際感覚豊かな視野の広い中学生の育成を図るため、区立中学校生徒を姉妹都市のサザランド市へ派遣し、体験入学やホームステイ等の積極的な交流活動を通して、外国の理解に努めています。</p> <p><小学校科学教室> 小学校第5学年の児童を対象に、1年間にわたって総合的に理科の実験や観察の基礎技術を養うことを目的とした指導を行っています。</p> <p><発明くふう展> 創意工夫することの楽しさと科学技術等への関心を高めるために、小中学校の児童・生徒から、発明や工夫した作品を募集し、公開展示を行っています。</p>	学務課 指導室 教育センター
雪まつり【再掲】	自然の雪と接する機会の少ない区民が参加できる冬のイベントとして、本区の友好都市である山形県東根市から雪の提供を受け、町会・自治会、青少年対策地区委員会、PTA等地域の多くの協力を得て隔年で実施しています。	地域振興課
中央区・東根市児童交歓会	友好都市である山形県東根市との交流事業の一つとして、本区の児童が風土や文化を異にする東根市との交流により互いの理解・友情を深め、豊かな心を育むための一助となるように、平成元年から児童が隔年で双方の都市を訪問する「中央区・東根市児童交歓会」を実施しています。	地域振興課

方向性2 子どもが元気に明るく育つ環境をつくります

妊娠前から妊娠・出産、乳幼児期、学童期、思春期、青年期のすべてのライフステージを通して、縦断的に切れ目のない支援ができるよう、母子保健分野と子育て支援分野が連携し、地域での多様な子育て支援サービス、相談体制と情報提供のさらなる充実を図るとともに、教育・保育環境の整備と質の向上、子どもの居場所づくりに取り組みます。

【目標達成の目安となる指標（KPI）】

指標	現状値	目標値
子育てが楽しいと答える保護者の割合 【子育て支援に関するニーズ調査】	就学前保護者：94.3% 小学校保護者：92.8% (令和5（2023）年度)	就学前保護者：97.0%以上 小学校保護者：96.0%以上 (令和10（2028）年度)
中央区が子育てしやすいまちだと思う保護者の割合 【子育て支援に関するニーズ調査】	就学前保護者：79.5% 小学校保護者：83.1% (令和5（2023）年度)	就学前保護者：87.0%以上 小学校保護者：87.0%以上 (令和10（2028）年度)
「子育てガイドブック」を知っている保護者の割合 【子育て支援に関するニーズ調査】	就学前保護者：59.3% 小学校保護者：50.6% (令和5（2023）年度)	就学前保護者：71.0%以上 小学校保護者：61.0%以上 (令和10（2028）年度)
保育所待機児童	0人 (令和6（2024）年4月1日)	0人 (令和11（2029）年4月1日)
学童クラブ待機者数	229人 (令和6（2024）年4月1日)	0人 (令和11（2029）年4月1日)

【基本施策】

- 1 子育てに関する相談・情報提供の充実
- 2 妊娠期から出産・子育て期の切れ目ない伴走型支援
- 3 教育・保育環境の整備
- 4 教育・保育の質の向上
- 5 多様な子育て支援サービスの提供
- 6 子どもの居場所づくり

方向性2 基本施策1 子育てに関する相談・情報提供の充実

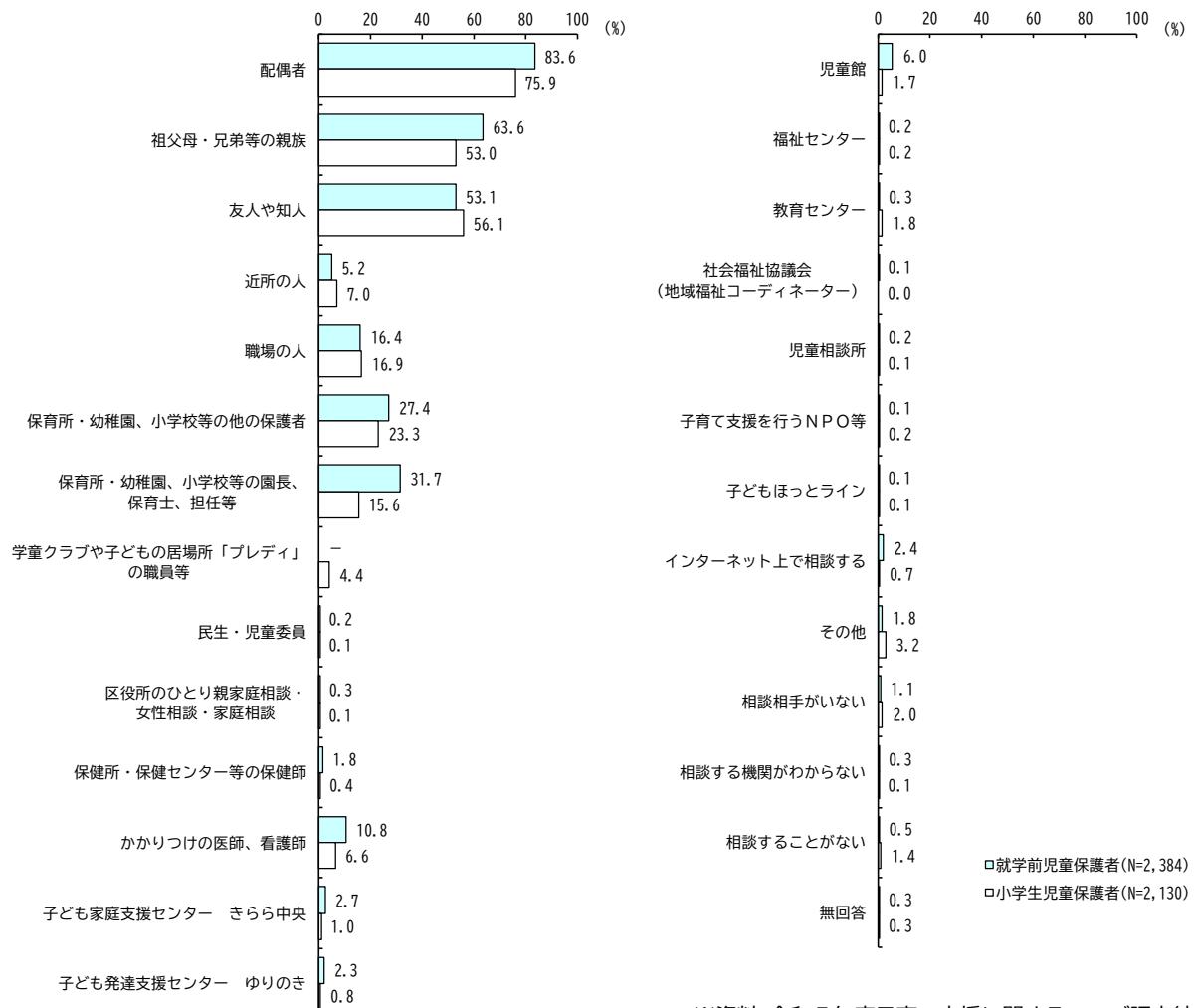
【現況と課題】

本区の特徴として、30代、40代の子育て期に核家族で転入する家庭が多く、「子育て支援に関するニーズ調査」の結果では、「近所づきあいがない」、「子どもをみてくれる人がいない」と答える家庭が増える等、子育てに不安を抱える家庭が多い傾向にあります。このため、妊娠期から子育て期にわたる母子保健や育児に関するさまざまな悩み等に円滑に対応するための相談支援体制を強化する等、保護者の不安が軽減され、安心して子育てができる環境の充実が求められています。

「子育て支援に関するニーズ調査」において、子育てに関して気軽に相談できる人や場所について質問したところ、就学前・小学生児童保護者ともに「配偶者」、「祖父母・兄弟等の親族」、「友人や知人」が上位3位であり、次いで「保育所・幼稚園等の園長、保育士、担任」、「他の保護者」、「職場の人」等となっています。一方、「相談相手がいない」と答える人も少数ながらいることがわかります。

あわせて、同調査で子育て情報の入手先について質問したところ、就学前・小学生児童保護者ともに「インターネット」、「友人や知人」が上位となっており、欲しい情報は、「子ども向けイベント情報」の割合が高くなっています（P41・42 参照）。

子育てに関して気軽に相談できる人や場所（全体）：複数回答【子育て支援に関するニーズ調査】



※資料：令和5年度子育て支援に関するニーズ調査結果

本区では、区の広報紙やホームページ、SNS 等を活用し、地域や子育てに関するさまざまな情報を見ていますが、必要な情報が入手できるよう、引き続きさまざまな機会を捉えて周知していくことが重要です。

また、子育てに関して気軽に相談できる身近な場所として、子育て交流サロン「あかちゃん天国」での専門スタッフによる子育てに関する情報提供や相談、在宅で子育てを行う家庭に対し、区立保育所の園庭開放時の子育て相談等を行っています。

さらに、令和6（2024）年7月には、子ども家庭支援センター「きらら中央」を中央区保健所等複合施設4階に移転し、保健所や教育委員会等と連携することで、子どもと子育て家庭に対する総合相談機能を強化しています。

加えて、相談者の属性や世代を問わず、福祉に関する困りごとを抱えた方の相談をいたん受け止め、関係機関と連携しながら、適切な支援につなぐ、「ふくしの総合相談窓口」を令和6（2024）年4月に開設しました。子ども家庭支援センターを含めた各分野の相談支援機関等で受けた複合的な相談を世帯全体の課題として受け止め、多機関が連携して支援を行うことができる体制を強化しています。

子育て家庭の孤立化を防ぐためにも、いつでも身近な場所で相談できる体制を確立し、関係機関の連携の一層の強化を図ることが重要です。さらに、保護者同士が気軽に集まり、交流し、支援者につながることができる場の拡充が必要です。

【取組の方向性】

- 子育て家庭が、地域や子育ての必要な情報を入手できるよう、引き続きさまざまな機会を捉えて周知を図ります。
- 子育て家庭がいつでも気軽に身近な場所で相談できる体制を確立し、相談者の適切な支援に向け、関係機関の連携の一層の強化を図ります。

【重点事業・主な事業等】

重点事業			
事業名	事業内容		
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標	
利用者支援事業 地域子ども・子育て支援事業	子どもやその保護者、妊娠している方が、保育・教育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供・相談を行うとともに、関係機関との連絡調整等を図ります。 また、保健所・保健センターと子ども家庭支援センターが連携し、地域のすべての妊産婦と子育て家庭に対し妊娠期から子育て期にわたるさまざまな相談と切れ目のない支援を行います。	<保育所申込等に関する相談体制> ・区役所：1カ所 ・その他（出張相談）：特別出張所・保健所・保健センター・子ども家庭支援センター「きらら中央」勝どき分室 ・認可保育所入所申込受付：2,935件 ・保育園入園出張相談での相談：800件	<保育所申込等に関する相談体制> 引き続き、保育園長経験者等を窓口に配置するほか、出張相談を実施し、保育所の申込みや利用に関する様々な相談にきめ細かに対応していくとともに、適切な情報を提供できるよう、情報収集や各部署との連携を図っていきます。

重点事業

事業名	事業内容
	<p><地域子育て支援拠点事業（子育て交流サロン「あかちゃん天国」）での相談> 870 件 実施箇所：7 力所</p> <p><子どもと子育て家庭の総合相談【再掲】></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規相談件数 虐待など養護相談：781 件 育児など育成相談：192 件 その他：38 件 合計：1,011 件 ・児童館等巡回相談 児童館等：9 力所 巡回相談延べ：107 回 相談件数：215 件 <p><「妊娠・出産に関する相談窓口」での相談> 8,522 件 (再掲) 妊婦相談：3,261 件</p>

事業名	事業内容	
乳児家庭全戸訪問事業 (新生児等訪問指導) 地域子ども・子育て支援事業	生後 28 日以内の新生児及び 4 カ月までの乳児を対象に、保健師及び委託訪問指導員（保健師、助産師等）が訪問し、乳児の体重測定や健康状態の確認、育児相談を行うとともに、母親のこころの健康状態の把握に努めます。	
担当課	現況（令和 5 年度実績）	最終年度（令和 11 年度）目標
健康推進課	出生数：1,783 人 訪問率：92.16% 把握率：100%	出生数（0 歳児人口推計）：2,069 人 生後 28 日未満の新生児及び 4 カ月までの乳児を対象に実施し、把握率について 100% の維持に取り組みます。

事業名	事業内容	
こども家庭センターの設置	令和 6 年 7 月に子ども家庭支援センターが中央区保健所等複合施設に移転し、母子保健と児童福祉のより一層の連携基盤の強化が図られたことから、「こども家庭センター」機能を備えた相談支援体制を整備します。	
担当課	現況（令和 5 年度実績）	最終年度（令和 11 年度）目標
子ども子育て支援課 放課後対策課 子ども家庭支援センター 健康推進課 保健センター	令和 7 年 4 月設置予定	母子保健と児童福祉が一体となって、妊娠期から子育て期にわたる包括的な相談支援を行い、誰もが安心して妊娠・出産・子育てのできる環境を整えていきます。

事業名	事業内容	
ふくしの総合相談窓口	年齢や障害の有無、属性等を問わず、福祉に関する困りごとを抱えた方の相談をいったん受け止め、関係機関と連携しながら適切な支援につなげるとともに、課題解決に向けた継続的な支援を行っています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
社会福祉協議会 (地域福祉課)	令和6年度新規事業	令和6年度に中央区役所本庁舎地下1階に開設したほか、令和7、8年度に月島地域・日本橋地域に開設し、区民の方が気軽に相談できる窓口として、福祉に関する困りごとを抱えた方が適切な支援につながるよう取り組みます。

主な事業等

事業名	内容	担当課
子育てガイドブック	妊娠から出産、育児までの各種手続きやサービス、施設の案内等を掲載したガイドブックを配布しています。	子ども子育て支援課
子育て応援サイト 「こどもすくすくナビ」	「妊娠・出産したとき」、「子どもを保育園に預けたいとき」、「子育てについて相談したいとき」等、妊娠・出産・子育てに関する便利な情報をわかりやすくまとめたポータルサイトを運営しています。	子ども子育て支援課
保育所での地域交流事業	保育所の施設等を利用し、身近な地域の方々や、他の保育所・幼稚園・小学校の子どもたちとの交流の場を設けることで、子どもの成長・発達を促す環境づくりを進めています。 また、地域の子育て家庭に対し育児不安の軽減や孤立防止につながるよう、各保育所において、在園児とともに園行事等の保育所での生活を体験するイベントや離乳食講座、出産前後の親の育児相談等も実施しています。	保育課
子育て支援講座の開催	子育て中の親の親力向上と親同士の仲間づくりの機会になる講座の開催により、地域の子育てを支援します。 特に、「子どもに伝わるほめ方・しかり方」等、子育て中の保護者がすぐに実践できる講座を開催します。	子ども家庭支援センター
ちゅうおう子育てナビアプリ	乳幼児の保護者の負担軽減のため、予防接種スケジュールの自動作成機能を提供するサービスです。また、予防接種情報、母子事業情報、感染症の流行情報等区のお知らせも提供しています。	健康推進課
あのねママメール、あのねパパメール	妊娠から3歳までのお子さんをお持ちのママ・パパとその家族に対して、妊娠週数や乳児の月齢に応じたママのからだのこと、あかちゃんの成長の様子、子育てアドバイス、区の母子事業情報等を配信しています。	健康推進課
ママのこころの相談	産後うつ等、産後のこころの問題を早期に発見し、早期に支援するため、精神科専門医や保健師による精神保健相談を行います。	健康推進課
地域福祉コーディネーター事業	社会的孤立の解消に向けた地域づくり、複合的な生活課題を抱えた世帯に対する居住地域での支援等を行っています。	社会福祉協議会 (地域福祉課)
ブーケ21女性相談	女性のさまざまな悩みの相談に応じるために、男女平等センター「ブーケ21」で専門のカウンセラーにより実施しています。	総務課

事業名	内容	担当課
男性電話相談	多岐にわたる悩みを抱える男性を支援するため、男性のための電話相談を実施しています。	総務課
SNS相談【再掲】	年齢・性別を問わず誰でも気軽に相談できるよう、SNSを活用したチャット相談を令和6年度から実施しています。	総務課



コラム

子育てに関する情報の発信

1 中央区公式ホームページ、SNS

本区の公式ホームページやSNSを通じて、子ども・子育て支援に関する情報や地域のイベントの情報等を発信しています。ぜひチェックしてみてください。



2 子育てガイドブック

妊娠から出産、育児までの各種手続きやサービス、施設の案内等、

本区の子育て支援に関する情報をまとめた冊子です。



【URL】 <https://www.city.chuo.lg.jp/a0020/kosodate/kosodate/shien/sasshi/kosodateguidebook.html>



【掲載内容】

- | | |
|-------------|------------------|
| ○妊娠したら | ○子育て情報のページ |
| ○赤ちゃんが生まれたら | ○保育園・幼稚園 |
| ○健康に育つために | ○就学・子どもの居場所づくり |
| ○子育て支援サービス | ○ひとりで悩まないで |
| ○障害のある | ○いざというときに備えて |
| 子ども・家庭への支援 | ○地域情報ガイド |
| ○ひとり親家庭の | ○お医者さん情報 |
| 子育て支援サービス | ○ぴったりサービスオンライン申請 |

3 子育て応援サイト「こどもすくすくナビ」

妊娠・出産・子育てに関する行政サービスや情報についてカテゴリー別にまとめられたポータルサイトです。

【URL】 <https://chuo-city.mamafre.jp/>



4 ちゅうおう子育てナビアプリ

産前産後のご家族が安心して過ごせるよう、お腹の赤ちゃんの成長の様子や産後の子育てアドバイス、予防接種スケジュールの自動案内、区内の予防接種実施医療機関、感染症等の流行情報、乳幼児の健康診査等タイムリーな情報をプッシュ式でお届けしています。

【Web版URL】 <https://chuo.city-hc.jp/>



【アプリ版】 iPhone の場合は Apple store、Android の場合は

Google Play にて「ちゅうおう子育てナビアプリ」と検索してください。

方向性2 基本施策2 妊娠期から出産・子育て期の切れ目ない伴走型支援

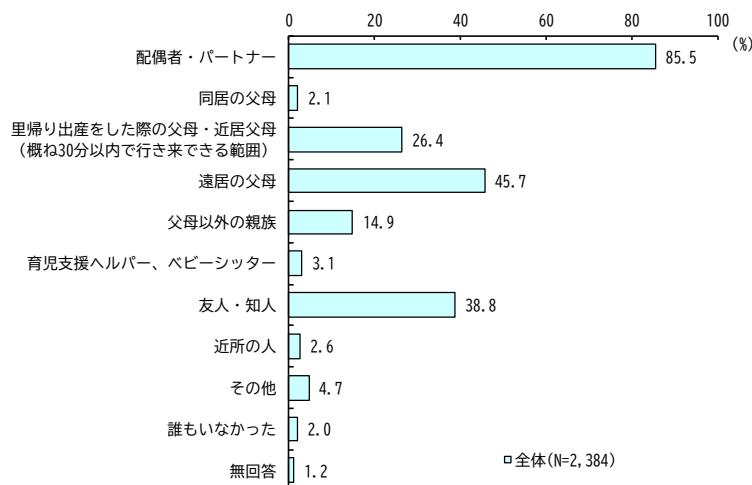
【現況と課題】

本区では、出産・育児を行う保護者が、母子保健や育児に関するさまざまな不安を軽減し、心身ともに健康に子育てしていくため、妊娠期（母子保育教育（プレママ、パパママ教室）等）から出産（産後ケア事業等）、子育て期（予防接種助成等）に至るまでのきめ細かで一貫した支援体制を充実させています。また、妊娠・出産・子育てに関する各種健診・相談等を通じて妊産婦や乳幼児の実情を把握し、支援が必要と判断した妊産婦については、母子保健分野と子育て支援分野が連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子ども子育て応援ネットワーク」を構築しています。

しかしながら、「子育て支援に関するニーズ調査」の結果では、妊娠時に身近な人で気にかけてくれた、支えてくれたと感じる人が「誰もいなかった」と回答する人、また、出産直後に子どもの子育てや家事を助けてくれたと感じる人が「誰もいなかった」と回答する人が数%ですがいることがわかります。

妊娠時に身近な人で気にかけてくれた、支えてくれたと感じる人（全体）：複数回答

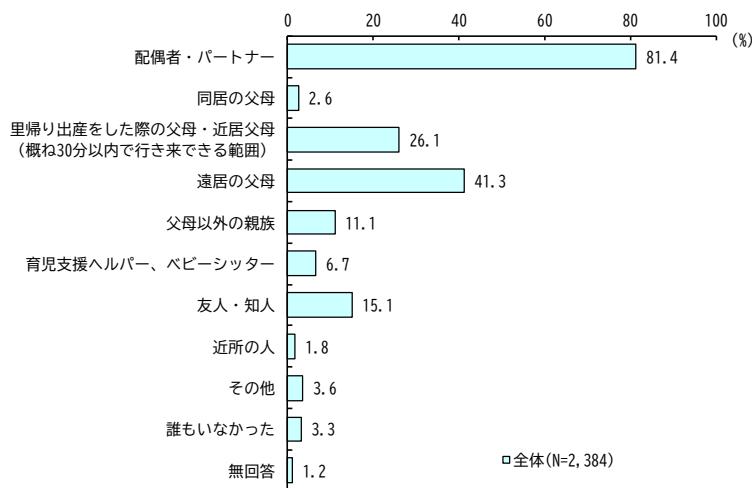
【子育て支援に関するニーズ調査・就学前児童保護者調査】



※資料：令和5年度子育て支援に関するニーズ調査結果（就学前児童保護者対象調査より）

出産直後に子どもの子育てや家事を助けてくれたと感じる人（全体）：複数回答

【子育て支援に関するニーズ調査・就学前児童保護者調査】

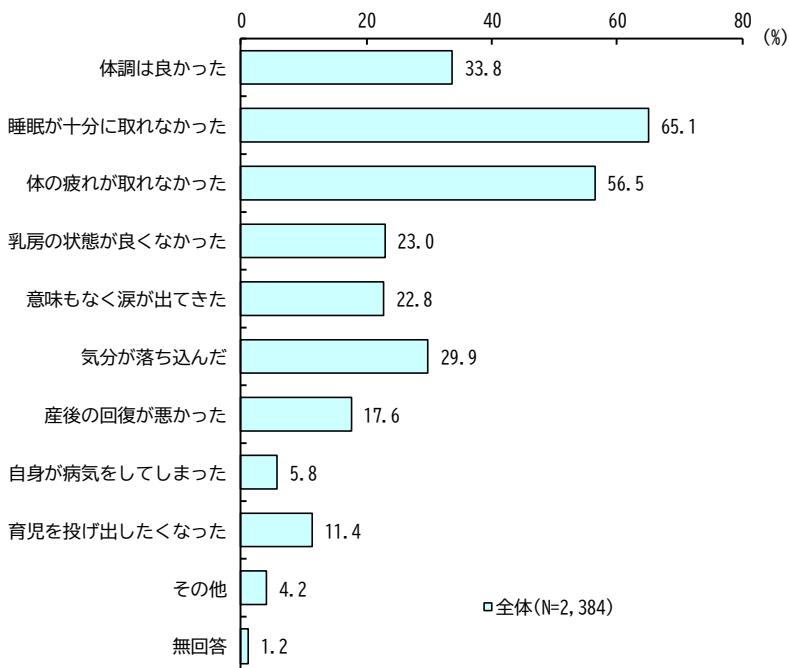


※資料：令和5年度子育て支援に関するニーズ調査結果（就学前児童保護者対象調査より）

また、産後の母親の身体面、精神面の体調、産後の育児に関して困ったことやつらかったことへの質問的回答から、妊娠中から産後までの時期は、体調や気持ちの変化から、身体的、精神的に不安定になりがちな時期で、子育てに不安を感じたり、自信がもてなくなることが多いことがわかります。

産後の母親の身体面、精神面の体調（全体）：複数回答【経年比較】

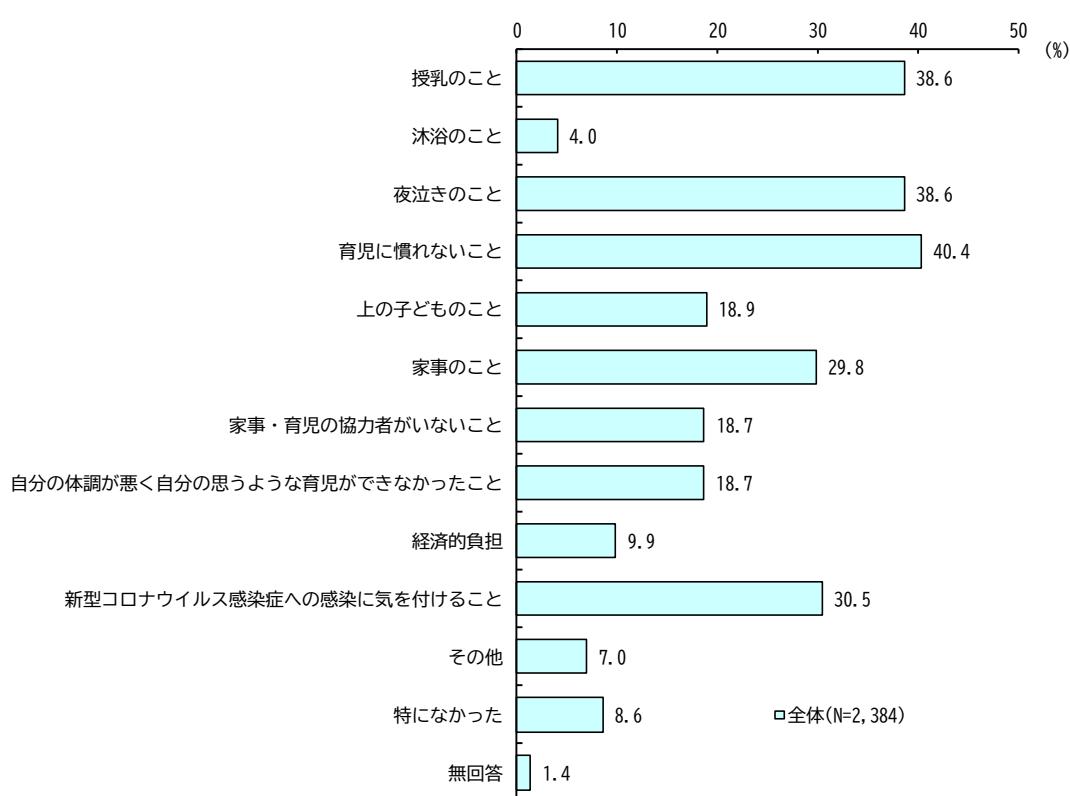
【子育て支援に関するニーズ調査・就学前児童保護者調査】



※資料：令和5年度子育て支援に関するニーズ調査結果（就学前児童保護者対象調査より）

産後の育児に関して困ったことやつらかったこと（全体）：複数回答【経年比較】

【子育て支援に関するニーズ調査・就学前児童保護者調査】



※資料：令和5年度子育て支援に関するニーズ調査結果（就学前児童保護者対象調査より）

のことから、さまざまな困難が予想される妊婦及び家庭に対し、母子保健分野と子育て支援分野が連携し、妊娠期から子育て期に渡り一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を充実していく必要があります。

また、若い世代の男女が将来、より健康的になり、より健全な妊娠・出産のチャンスを増やし、次世代の子どもたちをより健康にするために、女性とカップルに将来の妊娠のための健康管理を促す取組を推進していくことも重要です。

【取組の方向性】

- 引き続き、妊娠・出産・子育てに関する各種健診・相談等を通じて妊産婦や乳幼児の実情を把握できるよう、妊娠期から子育て期に渡り一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施していきます。
- 令和元年度に整備した「子ども子育て応援ネットワーク」を基盤に、さまざまな困難が予想される妊婦及び家庭に対し、切れ目のない相談支援を行います。
- 性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、妊娠を希望する人が安心して妊娠・出産できる環境づくりに取り組みます。

【重点事業・主な事業等】

重点事業		
事業名	事業内容	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
健康推進課	<伴走型相談支援> 妊娠届出、妊娠8カ月、新生児訪問時の面談等により、一貫した相談支援を実施 <経済的支援> 専用 Web サイトで利用可能なギフトカード（Web カタログギフト）を支給 ・出産応援ギフト 妊娠届出時の面談を受けた妊婦（5万円相当） ・子育て応援ギフト 新生児訪問時に面談を受けた世帯（新生児1人につき10万円相当）	引き続き、身近な伴走型相談支援と経済的支援を実施することにより、すべての家庭が安心して出産・子育てができるよう、子育て支援に取り組みます。

事業名		
バースデーサポート		事業内容
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
健康推進課	子育て支援のニーズを把握するためのアンケートに回答された世帯に、家事・育児パッケージを配布 第1子 1万円相当：559人 第2子 2万円相当：303人 第3子以降 3万円相当：54人	引き続き、効果的な情報提供や情報把握を行い、切れ目のない支援を提供していきます。

事業名	事業内容	
妊婦健康診査 地域子ども・子育て支援事業	<p>母体や胎児の健康を守るために妊婦健康診査を医療機関に委託して実施しています。そのうち、妊娠確定後の検査（最大14回、多胎児の場合は最大19回）、超音波検査（最大4回）及び子宮頸がん検査の費用の一部助成を行っています。</p> <p>また、里帰り出産をするため等、東京都外の医療機関等で受診した妊婦健康診査費用の一部を助成しています。</p>	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
健康推進課	<p><妊婦健診受診者数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回目（実人数）：1,953人 ・2～14回目（延人数）：19,233人 ・超音波検査（延人数）：5,434人 ・子宮頸がん検査（実人数）：1,830人 ・里帰り出産（延人数）：1,860人 	国が示す妊婦健診の実施基準を踏まえ、検査項目に検討を加えながら、妊婦健康診査を実施します。

事業名	事業内容	
子ども子育て応援ネットワーク	<p>保健所・保健センターと子ども家庭支援センター、放課後対策課において、支援が必要な妊産婦・乳幼児について情報を共有し、支援方針を協議しています。</p> <p>妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を強化し、産後うつや育児不安の解消、児童虐待予防等、母子保健分野と子育て支援分野の両面から子育て家庭を支えていきます。</p>	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
健康推進課	・支援連絡会議開催回数：6回	子ども子育て応援ネットワークを基盤に「こども家庭センター」機能を備えた相談支援体制を整備し、両分野の連携・協働を深化します。
保健センター	・協議件数：6件 【内訳】 支援プラン作成件数：6件	
子ども家庭支援センター		
放課後対策課		

事業名	事業内容	
産後ケア事業 地域子ども・子育て支援事業	産後ケアを必要とするすべての母親とその子に対し、母親の育児に対する負担感の軽減を図るため、宿泊型、日帰り型での産後ケアを実施しています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
健康推進課	<p><年間利用実績> 利用者：369組（宿泊型）</p>	<p><年間利用見込></p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊型：3,130人日 ・日帰り型：4,221人日

主な事業等		
事業名	内容	担当課
母子健康教育 (プレママ教室・パパママ教室)	プレママ教室、働く女性のためのプレママ教室、パパママ教室等、出産準備のための講座を実施することにより、妊婦の健康や妊娠中の不安解消、子育てに関する知識の普及や仲間づくり等、保護者の子育てする力の向上に取り組んでいます。	健康推進課 保健センター
乳幼児健康診査	乳幼児の心身の成長過程において、特に重要な時期に健康診査を実施し、乳幼児の成長、発達の状態を判断し、健全な育成が図られるよう指導するほか、健康上問題のある場合は早期に治療を受けるよう指導を行っています。	健康推進課 保健センター
乳幼児健康相談	就学前の乳幼児を対象として、子どもの成長・発達・育児の不安や子育てに関する相談に、医師・保健師・管理栄養士・臨床心理士等が応じています。	健康推進課 保健センター
食育の推進	<p><保育施設での取組></p> <p>望ましい食生活の基礎をつくるため、クッキング保育・食に関する話・セレクト給食等の取組を年齢に応じて行い、園児の食への興味・関心を高めます。</p> <p>また、保護者が食への理解を深められるよう、食育講習会・食事相談の実施、栄養だより・給食レシピ動画等食育情報を通じて家庭における食育を推進します。</p> <p><保健所・保健センターでの取組></p> <p>食と健康に関する情報を幅広く発信するために、区のホームページ「食育ガイド」やデジタル技術等を活用しながら、食育のスタートにあたる胎児期からライフコースアプローチの視点を踏まえた食育を推進します。食に関する体験や料理づくりの活動を通じ健康で自立した食生活が実践できるよう「食べる力」を育んでいきます。</p> <p>また、食育の原点となる共食の重要性の理解促進に取り組んでいきます。</p> <p><学校での取組></p> <p>大学講師やプロの料理人等「食」の専門家を招き、子どもたちが食に関する正しい知識等を学ぶように、食育の授業を実施します。</p> <p>また、児童・生徒が日常生活における食事のほか、伝統的な食文化や食料の生産、流通、消費についても正しい理解を深めるとともに、望ましい食習慣を身に付けることができるよう、日々の学校給食を通して食育を推進します。さらに、親子(食育)クッキングを実施し、親子で食事を作る楽しさを伝えるとともに、家庭における食育も推進します。</p>	子ども子育て支援課 健康推進課 学務課 指導室
予防接種	<p>感染症による患者の発生とまん延を予防するため、予防接種法に基づく定期予防接種及び予防接種法に基づかない任意予防接種の費用助成を実施しています。</p> <p>また、保護者の負担軽減と接種忘れを防止するため、「ちゅうおう子育てナビアプリ」で予防接種スケジュールの自動生成と接種時期の勧奨を行うサービス「かんたん予防接種スケジュール」を提供しています。</p>	健康推進課

事業名	内容	担当課
出産を迎える親の体験学習	育児不安解消につながるよう、私立認可保育所等において、出産前後の地域の子育て家庭の親に対し、子どもとの関わり方を見学する等の体験学習を実施していきます。	保育課
子どもの事故予防	乳幼児健康診査等を活用し、発達段階に応じた事故予防の普及啓発を図っています。 また、子どもの事故が多く発生する0～3歳児の保護者へは、乳幼児健康診査時に事故経験の有無等を個別に聞き取り、適切な助言・指導を行っています。	健康推進課 保健センター
ツインズクラブ	双子・三つ子を妊娠、子育てされている家庭ならではの妊娠・出産・育児の楽しみ、不安や悩み等、同じ仲間同士でお話ができる交流会を実施しています。	月島保健センター 晴海保健センター
コミュニティバス（江戸バス）無料乗車券の交付	妊婦の通院、乳幼児健診、日常生活や親子で外出する際等に使用していただくため、区内に在住の妊婦及び対象乳幼児（2歳到達月の末日まで）を養育している方へコミュニティバス（江戸バス）の無料乗車券を交付しています。	健康推進課 交通課
特定不妊治療費（先進医療）助成	保険適用された特定不妊治療（体外受精及び顎微授精）とあわせて行った先進医療費について、経済的負担の軽減を図るために費用の一部を助成しています。	健康推進課
誕生記念植樹	新生児誕生のお祝いと緑化意識の高揚のため、公園等に記念植樹を実施しています。	水とみどりの課
育児中の保護者社会参加応援事業「ほっと一息私の時間」	育児に多くの時間を費やしている保護者に対し、男女平等センターにおいて、社会参加の機会と交流の場を提供しています。	総務課



プレコンセプションケア

コンセプション (Conception) は受胎、つまりおなかの中に新しい命をさずかることをいいます。そして、プレコンセプションケア (Preconception care) とは、将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うことです。

早い段階から正しい知識を得て健康的な生活を送ることで、将来の健やかな妊娠や出産につながり、未来の子どもの健康の可能性を広げます。今は妊娠や結婚を考えていない人も、プレコンセプションケアを実施することで健康になり、より充実した人生を送ることにつながります。

※具体的なアクションにつながるための参考となる情報を集めた「プレコンノート」と「プレコンノート」ウェブサイトを国立成育医療研究センターが公開しています。ぜひご覧ください。

出典：国立研究開発法人国立成育医療研究センターHP

【URL】

<https://www.ncchd.go.jp/hospital/about/section/preconception/preconnote/>



方向性2 基本施策3 教育・保育環境の整備

【現況と課題】

本区の乳幼児人口(0～5歳)は、令和2(2020)年から減少傾向にありましたが、令和5(2023)年以降再び増加しています(P12参照)。また、保育ニーズ率は、1・2歳、3～5歳では上昇傾向で、0歳においても令和4(2022)年度から令和5(2023)年度にかけて若干低下しましたが、令和6(2024)年度に再び上昇に転じています。

本区では、令和2(2020)年から令和6(2024)年までの5年間で認可保育所を新たに22園開設する等1,200人以上の保育定員の拡大を図っており、保育所待機児童数も令和4年以降ゼロとなっています。

保育ニーズ率の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	24.0%	24.3%	19.8%	19.4%	22.7%
1・2歳	54.8%	57.3%	58.1%	59.1%	64.5%
3～5歳	52.1%	54.1%	57.0%	58.2%	59.2%
計	48.1%	50.2%	50.9%	51.9%	54.9%

※資料：中央区資料

「子育て支援に関するニーズ調査」の結果では、就学前児童保護者のフルタイム共働きの家庭の割合は前回より高くなっている(平成30年:54.5%、令和5年:63.5%)とともに、定期的に利用したい施設・事業では、保育所(区立・私立認可保育所、認証保育所、小規模保育事業所)・保育事業(居宅訪問型保育事業、企業主導型保育事業)・保育施設(事業所内保育施設、認可外保育施設)、認定こども園(長時間)、ベビーシッターを希望する割合が、0歳で5割台、1・2歳で8割、3～5歳で6割台後半となっており、実際の保育ニーズ率を大きく上回っています。そのため、今後も地域ごとの乳幼児人口、保育ニーズの変化を注視しながら、きめ細かに対応していくことが必要です。

また、区立幼稚園の利用者数は減少傾向にありますが、「子育て支援に関するニーズ調査」の結果では、定期的に利用したい施設・事業では、3～5歳で幼稚園、認定こども園(短時間)等を希望する割合が3割前後となっています。教育環境のさらなる充実を図るため、区立幼稚園では、令和6(2024)年4月から新たに弁当給食と全園での預かり保育を実施しております。今後も幼稚園の利用ニーズを踏まえながら、子どもと保護者から支持されるよう、魅力ある園づくりを進めていく必要があります。

定期的に利用したい施設・事業（0～5歳の各歳別）（全体）【子育て支援に関するニーズ調査】
 <該当の年齢以下で回答があった人>

	区立幼稚園（通常の教育時間の利用）	な預かり保育（通常の教育時間の利用）	区立幼稚園（中央区立以外の公立幼稚園（通常の教育時間の利用）+日常的）	私立幼稚園、中央区立以外の公立幼稚園（通常的な預かり保育）	私立幼稚園、中央区立以外の公立幼稚園（通常の教育時間の利用）	認定こども園（短時間保育）	認定こども園（長時間保育）	認証保育所	事業所内保育施設（区で認可されているもの）	小規模保育事業所	居宅訪問型保育事業（障害児向け）	居宅訪問型保育事業（待機児童向け）	認可外保育施設	企業主導型保育事業	ベビーシッター	その他			
0歳の4月1日（n= 65）	0.0	0.0	0.0	0.0	27.7	9.2	1.5	1.5	3.1	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	12.3	41.5	1.5	0.0	
1歳の4月1日（n= 413）	1.0	1.2	0.5	0.0	33.4	22.8	1.2	10.9	2.9	0.2	0.2	0.0	0.2	1.0	1.5	7.5	14.0	1.0	0.5
2歳の4月1日（n= 776）	1.8	1.8	1.2	1.0	35.2	23.7	0.9	11.0	3.7	0.4	0.5	0.0	0.1	3.7	1.3	4.0	8.1	0.9	0.6
3歳の4月1日（n=1,200）	8.9	11.3	2.8	3.9	25.9	24.0	1.4	11.5	1.9	0.3	0.2	0.1	0.0	3.7	0.3	1.2	1.3	0.3	1.3
4歳の4月1日（n=1,531）	9.2	12.6	2.9	4.1	24.6	23.3	1.4	12.6	1.9	0.1	0.1	0.1	0.0	4.0	0.4	1.4	0.3	0.0	1.2
5歳の4月1日（n=1,826）	9.4	13.2	2.9	3.6	24.5	23.3	1.5	11.7	1.9	0.2	0.1	0.1	0.1	4.2	0.4	1.4	0.2	0.2	1.3

※資料：令和5年度子育て支援に関するニーズ調査結果（就学前児童保護者対象調査より）

加えて、本区の小学生人口は増加傾向にあるため、区内の住宅開発動向のほか、教育施設の需要・老朽化への対応や地域の状況を踏まえながら、適切な時期に学校施設を整備・改修していく必要があります。

【取組の方向性】

- 地域ごとの乳幼児人口、保育ニーズの変化を注視しながら、保育所等の整備計画を隨時検討し、今後も保育所待機児童数ゼロの継続を目指します。
- 区立幼稚園の利用ニーズを踏まえ、教育環境のさらなる充実を図るとともに、魅力ある園づくりを進めていきます。
- 今後の児童・生徒数増加に対応するため、引き続き、学校施設の計画的な整備・改修を行います。

【重点事業・主な事業等】

重点事業		
事業名	事業内容	
保育環境の整備	<p><保育施設の整備></p> <p>乳児人口の増加や共働き世帯の増加等により、保育所の需要が増加しているため、民間企業（株式会社）等の多様な主体に対する私立認可保育所等の開設支援により、保育施設の整備を進め、待機児童を抑制するよう努めています。</p> <p><保育施設の整備、施設整備以外の保育事業等></p> <p>平成 29 年度から、集団保育が難しい医療的ケアが必要な子どもに対し、乳幼児の居宅において保育者による 1 対 1 の保育を行う居宅訪問型保育事業（障害児向け）を行っています。</p> <p>また、令和元年度から、認可保育園に入れなかった方を対象に居宅に訪問して 1 対 1 で保育を行う居宅訪問型保育事業（待機児童向け）を導入し、施設整備以外の保育事業により、保育定員の拡大を図っていきます。</p> <p><育児休業後の保育施設の確保></p> <p>0 歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して、育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時（原則 1 歳到達時）から円滑に保育施設を利用できるような環境を整えていく必要があります。</p> <p>認証保育所については、主に 0 ~ 2 歳児に対する保育ニーズに応える施設という本来の役割を踏まえ、令和 6 年度から 0 ~ 2 歳児クラスに在籍する児童の保育料補助を見直し、認可保育所の受け皿として強化を図っています。</p> <p>認可保育所において、定員に余裕のあるクラスの枠を活用し、1 年間または地域によっては最大 2 年間限定で、1 歳児または 2 歳児の保育を実施します。（期間限定型保育事業）</p>	
担当課	<p>現況（令和 5 年度実績）</p> <p><保育施設の整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等定員数（R 6. 4. 1 現在） <ul style="list-style-type: none"> 0 歳：518 人 1 ~ 2 歳：2,596 人 3 ~ 5 歳：3,877 人 <p>※認可保育所・認定こども園・認証保育所・地域型保育事業の合計</p> <p><保育施設の整備、施設整備以外の保育事業等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅訪問型保育事業（R 6. 4. 1 現在） <ul style="list-style-type: none"> 障害者向け：3 人 待機児童向け：30 人 ・認証保育所保育料補助等 <ul style="list-style-type: none"> 保育料補助件数：延べ 3,213 件 	<p>最終年度（令和 11 年度）目標</p> <p><保育施設の整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等定員数 <ul style="list-style-type: none"> 0 歳：520 人 1 ~ 2 歳：2,739 人 3 ~ 5 歳：4,355 人 <p>※認可保育所・認定こども園・認証保育所・地域型保育事業の合計</p> <p><保育施設の整備、施設整備以外の保育事業等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅訪問型保育事業 <ul style="list-style-type: none"> ニーズに応じて実施 ・認証保育所保育料補助等 <ul style="list-style-type: none"> 0 ~ 2 歳児 <ul style="list-style-type: none"> 補助額：令和 6 年度から実施している認可保育所保育料との差額相当額全額補助（上限月額 6 万 4 千円）を継続 3 ~ 5 歳児 <ul style="list-style-type: none"> 令和 9 年度から区独自補助を終了 ※国による無償化分（上限月額 3 万 7 千円）は継続

重点事業

担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
保育課	<p><育児休業後の保育施設の確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1歳児から定員設定の保育施設数：31園（認定こども園を含む） ・期間限定型保育事業（4、5歳児クラスの空きを利用し1歳児の保育を実施） <p>実施認可保育所：6園 1歳児定員：30人 (R 6. 4. 1現在)</p>	<p><育児休業後の保育施設の確保></p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、1歳児からの定員設定とする保育施設整備に取り組みます。 ・認可保育所において、定員に余裕のあるクラスの枠を活用し、1、2歳児の保育を実施します。

事業名	事業内容	
幼稚園預かり保育 <small>地域子ども・子育て支援事業</small>	幼稚園教育時間の終了後、引き続き保育を希望する保護者のニーズに応えるため、区立幼稚園及び幼保連携型認定こども園において預かり保育を実施しています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
学務課	<p>実施園数：4園 利用定員：135人／1日 年間利用件数：18,484件 ※利用定員、利用件数ともに登録利用と一時利用の合計</p>	<p>実施園数：15園 利用定員：549人／1日 年間利用件数見込：16,559件 年間受入件数：132,505件</p>

主な事業等

事業名	事業内容	担当課
「赤ちゃん・ふらっと」設置の推進	まちづくり基本条例で定める地域特性に応じた計画の反映事項である「赤ちゃん・ふらっと事業」に関する協議に対応します。	子ども家庭支援センター
幼稚園弁当給食の提供	区立幼稚園全園で、希望者に対して無償で弁当給食を提供しています。	学務課
通園バスの運行	久松幼稚園の常盤園舎への移転に伴い、通園バスを運行しています。 運行開始：令和6年9月	学務課
日本橋中学校の改築	日本橋地域における生徒数の増加に対応するため、現在地において日本橋中学校を改築します。 新校舎開設予定：令和11年度	学校施設課
晴海西小学校第二校舎の整備	晴海地区における児童数の増加に対応するため、晴海四丁目に晴海西小学校の第二校舎を整備します。 開設予定：令和11年度	学校施設課



コラム

幼稚園の預かり保育の拡充・弁当給食の提供

令和6（2024）年4月から、区立幼稚園における教育環境のさらなる充実を図るため、子育ての支援策の充実として区立幼稚園全園で弁当給食（無料）及び預かり保育を実施しています。

提供される弁当「にこにこ給食」は、栄養バランスが整えられており、様々な食材に触れる機会となっています。保護者からは、「朝の時間を、子どもとゆっくり過ごせるようになった」、「今まで食べられなかった食材が食べられるようになった」等の声をいただいています。

預かり保育では子どもの心身の負担に配慮した生活を大切にし、一人一人が自分のペースでゆったりと過ごせる場を提供しています。



方向性2 基本施策4 教育・保育の質の向上

【現況と課題】

本区では、教育・保育の質の向上を図るため、区立幼稚園に対する幼児教育担当専門幹及び保育所等に対する園長経験者等による定期的な巡回指導を実施しています。

また、幼稚園教諭に対しては、職層研修やメンタティーチャーによるフォローアップを行うことで、教育レベルの底上げを図っています。

保育士に対しては、研修等で保育士同士が交流する場の提供や巡回相談等を通じたフォローアップ、宿舎借上支援や資格取得支援等を通じて保育士の確保と定着、資質向上に努めています。加えて、保育士の業務負担の軽減に向け、ICT活用の推進に取り組んでいます。

保育士による巡回指導等実績の推移（認可保育所及び地域型保育事業等）

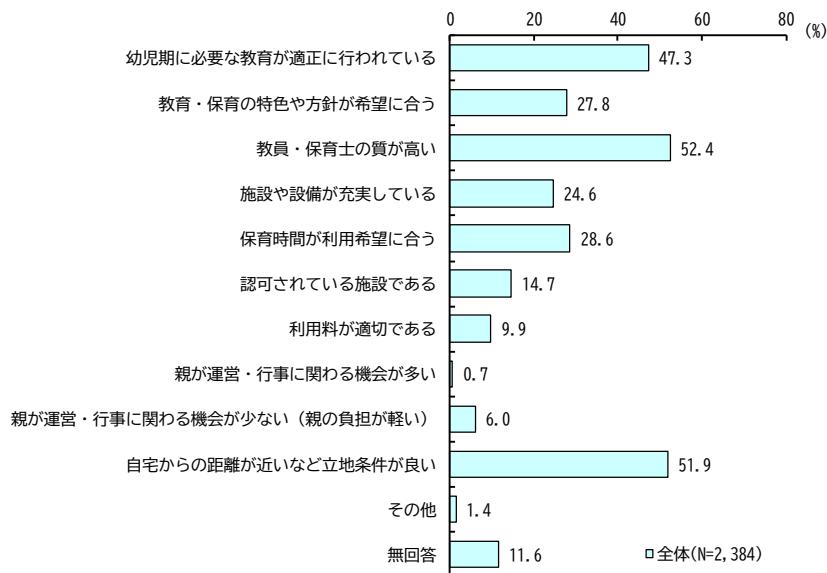
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
私立認可保育所	449回	252回	483回	596回	583回
家庭的保育事業	19回	5回	—	—	—
小規模・事業所内保育所	27回	12回	12回	14回	18回
認証保育所	113回	37回	75回	117回	96回
幼保連携型認定こども園	—	—	—	3回	3回
区立・公設民営保育所	134回	34回	40回	47回	58回
認可外保育施設（委託）	—	—	114回	145回	151回

※資料：中央区資料

「子育て支援に関するニーズ調査」の結果では、施設・事業を選ぶ上で、「教員・保育士の質が高い」ことや、「幼児期に必要な教育が適正に行われている」ことを重視している状況がみられることから、より一層、教育・保育の質の確保・向上に努めていく必要があります。

施設・事業を選ぶうえで重視する条件（全体）：複数回答（3つまで）

【子育て支援に関するニーズ調査・就学前児童保護者】



※資料：令和5年度子育て支援に関するニーズ調査結果（就学前児童保護者対象調査より）

さらに、本区では、保育所と幼稚園において保育・教育内容を共有するとともに、「保幼小の接続期カリキュラム」を作成し、小学校教育との接続をより円滑にできるよう取り組んでおり、私立・公立を問わず区内の保育所と幼稚園、小学校が連携していることが、本区の保幼小連携の特長と言えます。幼児期における教育は、幼児の主体的な活動としての遊びを通して、「生きる力」の基礎を育み、小学校以降の教育の充実につながっていきます。

引き続き、保幼小の連携を図り、子どもたちがどのような環境でも、のびのびと自分を発揮できるよう取り組んでいくことが重要です。

また、国際化が進展する中で、本区では外国人の子ども（0～14歳）の人口は増加傾向にあり、令和2年4月1日の842人から令和6年4月1日には1,150人となっています。外国人児童・生徒が安心して学ぶことができるよう支援していくことも重要です。

【取組の方向性】

- 教育・保育の質の向上を図るため、区立幼稚園及び保育所等に対する巡回指導を一層充実します。
- 研修等で保育士同士が交流する場の提供や巡回相談等を通じたフォローアップ、宿舎借上支援や資格取得支援等を通じて、保育士の確保と定着、資質向上を図るとともに、保育士の負担軽減に向け、ICTの活用を推進する等、一層働きやすい環境づくりを進めます。
- 「保・幼から小」、「小から中」への円滑な接続を図り、就学前教育から義務教育にいたる学びの連続性を確保するため、教員・保育士等の交流・連携を推進します。

【重点事業・主な事業等】

重点事業		
事業名	事業内容	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
保育園巡回支援・指導検査 保育課 学務課	<p>私立保育所等に対し、保育士等による定期的な巡回支援を行うとともに、子ども・子育て支援法に基づいた指導検査を実施し、保育の安全性の確保と質の向上に取り組みます。</p> <p>（1）巡回支援</p> <ul style="list-style-type: none">・私立認可保育所（62園）：583回・小規模・事業所内保育所（2園）：18回・認証保育所（12園）：96回・区立・公設民営保育所（16園）：58回・幼保連携型認定こども園（1園）：3回・認可外保育施設（32施設）：151回・都認可外巡回指導同行（48施設）：10回・都認証巡回指導同行（12施設）：4回 <p>（2）指導検査</p> <ul style="list-style-type: none">・私立認可保育所（62園）：57回※都との合同検査2回・小規模・事業所内保育所（2園）：2回・認証保育所（12園）：5回・区立・公設民営保育所（16園）：5回	<p>定期的な巡回をすることにより、保育内容や安全性の確認をするとともに、質の確保・向上に取り組みます。</p> <p>また、認可外保育施設の巡回支援にも取り組み、本区全体の保育水準の向上を図ります。</p>

重点事業

担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
保育課 学務課	<ul style="list-style-type: none"> ・都検査立会い 認可保育所：0回 ・都検査立会い 認証保育所：0回 ・都検査立会い 認可外保育所：6回 ・幼保連携型認定こども園（1園）：1回 <p>※都との合同検査1回</p>	

事業名	事業内容	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）
保育士への支援 子ども子育て支援課 保育課 学務課	<p>保育士等の処遇の改善やキャリアアップに向けた取組に要する費用、保育士等職員の宿舎として民間賃貸物件を借り上げた場合の費用や開設時ICT導入に要した費用を補助するとともに、各園の課題に合わせた研修等を行うことにより、保育士確保の支援や保育内容の充実を図り、保育の質の確保・向上を推進していきます。</p>	<p>引き続き、保育士確保に対応した事業を実施します。 また、保育士一人一人の意欲を高め、専門性の向上につながる研修を継続して行います。</p>

事業名	事業内容	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
保幼小の連携 子ども子育て支援課 保育課 指導室	<p>幼稚園教員や保育士の指導力を向上させるとともに、保・幼・小の連携強化の充実を図ることで、その成果を保育所・幼稚園・小学校での保育や教育に展開していきます。 こうした取組を通じて、「保・幼から小」「小から中」への円滑な接続を図り、就学前教育から義務教育にいたる学びの連続性を確保します。</p>	<p>保幼小連携推進委員会作成の指導資料等を活用し、幼児期から小学校入学後の接続期における段階的指導を充実させるとともに、幼児教育から小学校教育9年間の学びの連続性を担保します。</p>

主な事業等

事業名	内容	担当課
保育体制強化事業	多様なサポート人材を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担軽減を図る保育事業者に対し、経費の一部を補助しています。	保育課
すぐわくプログラム	<p>幼稚園における教育環境のさらなる充実を図るため、令和7年度から幼稚園及び幼保連携型認定こども園全園で「すぐわくプログラム」を試行的に実施します。</p> <p>なお、同様の取組を実施する私立認可保育所等に対し、費用の一部を補助します。</p> <p>※すぐわくプログラム…主体的・協働的な探究活動を通じ、子どもの豊かな心の育ちを支援する取り組みです。</p>	保育課 学務課
学校評価	<p>学校運営の改善と発展を図るため、全小中学校及び幼稚園において、「教職員による自己評価」と「自己評価の結果を踏まえた保護者や地域住民等の学校関係者による外部評価」を実施し、結果を公表します。</p> <p>また、4年に一度の周期で学校運営に専門的な識見のある第三者を加えた外部評価を実施します。</p>	指導室
外国人児童・生徒への支援	外国人児童・生徒が、言葉や生活習慣の違いを克服し、速やかに日本の学校教育に適応できるよう、状況に応じて 60 時間を限度に日本語の語学指導員を配置しています。	教育センター
教育・保育における安全対策	幼稚園や保育所、地域型保育事業等を利用する児童の安全を確保するため、事故発生防止の措置や事故発生時の対応、再発防止の取組を促進していきます。	子ども子育て支援課 保育課 学務課 指導室
バスさんぽ	私立認可保育所等の園児がのびのびと外遊びができるよう、近隣の比較的広い公園等までのバス送迎を実施しています。	保育課
遊びや活動の場の確保	私立認可保育所等に対し、区立保育所のプール・園庭の開放及び区内の運動場等を開放し、交流による集団遊びの経験を広げ、子どもの成長・発達を促す環境づくりを進めています。	子ども子育て支援課 保育課 スポーツ課



コラム

保育の質の向上に向けた取組（巡回指導・支援、研修）

保育所は、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な乳幼児期の子どもの福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であることが求められる児童福祉施設です。保育士等には、日々の生活や遊びの中で、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、一人一人の子どもの思いや願いを受け止めるとともに、子どもの主体的な活動を重視し、計画的に環境を構成することや応答的に関わることが求められます。

本区では、保育の質の向上に向けて、認可保育所等に対し、保育士等が保育・衛生・安全の視点から定期的に巡回し、相談に応じたり、指導及び助言を行っています。認可外保育施設については、令和3年度より委託による巡回を行っています。

また、保育に関する専門知識を身に付け、技能の向上を図るため、さまざまな研修を実施しています。

【保育士の研修（令和5年度実績）】

■区立・私立認可保育所等向け実務研修（区実施）

保育士向け：「乳幼児の事故防止、保育における安全対策や緊急時の対応について」

「子どもらしさを大切にする保育」ほか 参加人数:385人

看護師向け：「子どもの歯と口のケガ（未就学児）」「医療的ケア児受入に係る研修」

参加人数:72人

調理員向け：「調理業務の責任と役割について」「調理技術のスキルアップ」ほか

参加人数:487人

■私立認可保育所向け研修（区実施）

「就学前教育と小学校教育との接続」

参加人数:56人

「乳児期の主体性を育む保育とは」

参加人数:43人



■認証・認可外保育所向け研修（東京都または都外郭団体実施）

認証保育所施設長研修・中堅保育士研修

参加人数:4人

認可外保育施設職員テーマ別研修

■私立認可・認証保育所向け研修（東京都または都外郭団体実施）

「就学前教育カンファレンス」「幼稚園教育研究協議会」ほか

参加人数:10名

■私立認可・認証保育所向け研修（こども家庭庁実施）

「保育実践充実推進のための中央セミナー」

参加人数:3人

方向性2 基本施策5 多様な子育て支援サービスの提供

【現況と課題】

本区では、保護者の負担を軽減し、安心して子育てできる環境の確保のため、一時預かり保育や病児・病後児保育等の子育て支援サービスを提供するほか、ファミリー・サポート・センター事業による地域における子育ての相互援助活動等を推進しています。

また、地域の身近な場所で子育て中の親子の交流や仲間づくりの場を提供するとともに、保育士等の専門スタッフが子育てに関するさまざまな情報提供や育児に必要な助言を行う子育て交流サロン「あかちゃん天国」を区内7カ所で展開しています。さらに、休日や年末年始、夜間の就業等、保護者の就労形態が多様化していることから、延長保育やトワイライトステイ（夜間保育）、区立幼稚園では、幼稚園教育時間終了後や夏休み等の長期休業期間中に園児をお預かりする預かり保育事業を全園で実施しています。

令和3(2021)年度からは、東京都の制度を活用したベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）を実施し、居宅型保育サービスの選択肢を増やしました。

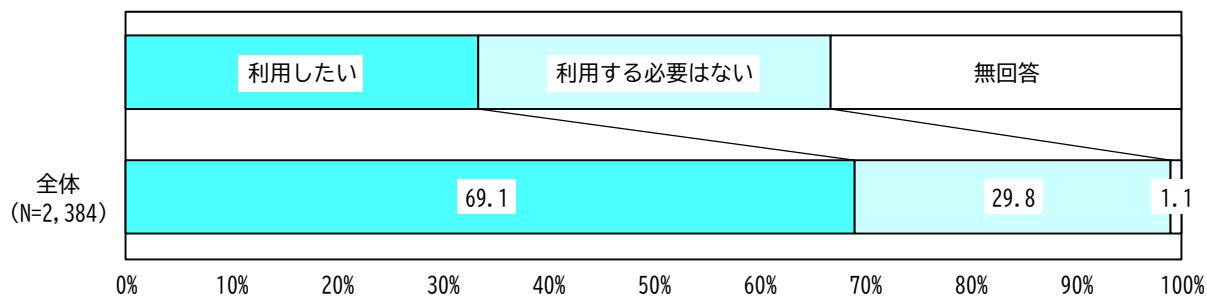
「子育て支援に関するニーズ調査」の結果では、一時預かりの利用希望は7割弱、病児・病後児保育の利用希望（親が仕事を休んで子どもを見た人）は5割と高くなっています。自由回答では「予約が取りにくい」、「手続きを簡素化してほしい」等の意見が多くみられました。

こうした意見も踏まえ、令和6（2024）年度より、一時預かり保育及びトワイライトステイでオンライン予約システムを導入しましたが、引き続き、利用者の利便性向上に向けた検討が必要となっています。

また、ファミリー・サポート・センター事業については、提供会員数は横ばいの状況にあり、提供会員の確保に努めていく必要があります。

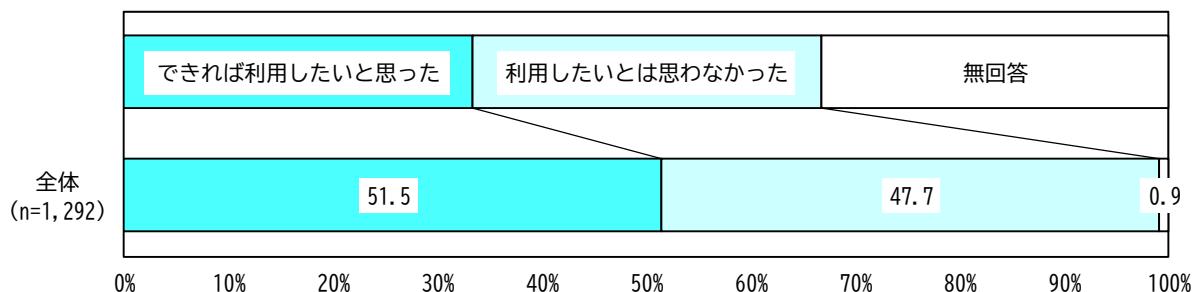
一時的な預かり事業の利用希望（全体）

【子育て支援に関するニーズ調査・就学前児童保護者】



区の病児・病後児保育の利用希望（全体）【子育て支援に関するニーズ調査・就学前児童保護者】

<この1年間に子どもの病気やケガの経験があった人で、父親や母親が仕事を休んで子どもを見た人>



【取組の方向性】

- 働き方、生活スタイル、家族形態の多様化に伴う子育て支援ニーズの変化に柔軟に対応できるよう、引き続き、利便性の向上に努めるとともに、きめ細かな子育て支援サービスを提供していきます。
- 既存の保育施設の空きスペースを有効に活用する等、多様な子育て支援サービスを提供します。
- ファミリー・サポート・センター事業については、潜在会員（登録はしているが活動していない会員）の活用や提供会員確保に向け啓発や情報発信を強化し、マッチングしやすい素地を整えることで、地域で子育てを支え合う活動を支援していきます。

【重点事業・主な事業等】

重点事業		
事業名	事業内容	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
時間外保育事業 (延長保育事業) 地域子ども・子育て支援事業	認可保育所、認定こども園で通常保育の前後の時間に、時間外保育を実施しており、月極利用とスポット利用（1日単位）の2種類があります。さらに京橋こども園では、スポットの夜間保育も実施しています。	
子ども子育て支援課 保育課 学務課	延長保育利用定員：1,079人 区立スポット固定枠定員：48人 認証保育所19時以降契約者：34人	延長保育利用定員見込：1,236人 区立スポット固定枠定員：48人 認証保育所枠：34人

事業名	事業内容	
子育て交流サロン 「あかちゃん天国」 <small>地域子ども・子育て支援事業</small>	<p>地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を行う事業です。</p> <p>本区では、親子のふれあいと交流の場を提供するとともに、保育士等の専門スタッフが子育てに関する情報提供や育児相談、助言を行っています。</p>	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
放課後対策課	拠点数：7力所 延べ利用人数実績：乳幼児147,373人	拠点数：7力所 延べ利用人数見込：乳幼児167,327人

事業名	事業内容	
一時預かり保育、トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センター事業	<p><一時預かり保育事業（一時保育・緊急保育）> <small>地域子ども・子育て支援事業</small></p> <p>保護者の育児疲れや冠婚葬祭等の理由により家庭での保育が一時的に困難となった場合に、日中、保育所その他の場所において一時的に子どもを預かる事業です。</p> <p>本区では保護者の育児疲れや冠婚葬祭等の理由により一時的に子どもを預かる一時保育と、保護者の入院等の緊急の理由により家庭での保育が一時に困難になった場合に子どもを預かる緊急保育を実施しています。また、公私連携認定こども園等においても、一時預かり保育を実施しています。</p> <p><トワイライトステイ> <small>地域子ども・子育て支援事業</small></p> <p>保護者が就労等により帰宅が夜間になる場合に、一時的に子どもを預かる事業です。</p> <p><ファミリー・サポート・センター事業> <small>地域子ども・子育て支援事業</small></p> <p>依頼会員と提供会員による会員組織を設置し、保育所への送迎や一時的な保育等地域において会員同士が子育てを相互に援助する事業を実施しています。</p>	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
子ども家庭支援センター	<p><一時預かり保育></p> <p>一時預かり保育（8施設）</p> <p>延べ利用人数：15,233人</p> <p><トワイライトステイ></p> <p>トワイライトステイ（2施設）</p> <p>延べ利用人数：560人 (内訳) 　　幼児室（未就学児）：486人 　　児童室（小学生）：74人</p> <p><ファミリー・サポートセンター事業></p> <p>提供会員数：346人 (両方会員数含む)</p> <p>活動件数：1,779件</p> <p>※活動件数は就学前・就学後児童の合算</p>	<p><一時預かり保育></p> <p>一時預かり保育（9施設）</p> <p>延べ利用人数見込：17,253人</p> <p>延べ利用人数（受入最大枠）：57,662人</p> <p><トワイライトステイ></p> <p>トワイライトステイ（2施設）</p> <p>延べ利用人数見込み：611人</p> <p>延べ利用人数（受入最大枠）：10,350人</p> <p><ファミリー・サポートセンター事業></p> <p>提供会員数：346人 (両方会員数含む)</p> <p>活動件数：1,896件</p> <p>※活動件数は就学前・就学後児童の合算</p>

事業名	事業内容	
病児・病後児保育事業 地域子ども・子育て支援事業	<p>入院加療の必要のない病中または病気回復期の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、保育士等が一時的に保育する事業です。</p> <p>本区では区が委託する医療機関または認証保育所の4施設の保育室で実施しています。</p>	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
子ども家庭支援センター	病児・病後児保育（4施設） 延べ利用人数：1,637人	病児・病後児保育（4施設） 延べ利用人数見込：2,583人

事業名	事業内容	
子どもショートステイ 地域子ども・子育て支援事業	<p>保護者が疾病等により子どもの養育が困難になった場合、宿泊により短期間預かる事業です。</p> <p>本区では生後57日～中学校3年生の子どもを対象に、区が委託する区外2施設（乳児院、児童養護施設）または区内の協力家庭において実施しています。</p>	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
子ども家庭支援センター	<p><定員数（人）> 児童養護施設：1人 乳児院：1人 協力家庭：4人</p> <p><延べ利用宿泊日数（総日数：日）> (内訳) 児童養護施設 59日 乳児院 58日 協力家庭 0日</p>	<p><定員数（人）> 児童養護施設：1人 乳児院：1人 協力家庭：5人</p> <p><年間利用定員延べ日数> ・延べ利用人数見込：117人 ・受入最大枠：2,555人日</p>

主な事業等	事業名	内容	担当課
こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の実施検討		保護者の就労要件を問わずに、0歳6ヶ月から3歳未満の子どもを、月一定時間まで時間単位で保育園等を利用できる新たな通園制度「こども誰でも通園制度」の実施を検討します。 ※国では、令和8（2026）年度から全国で実施予定	保育課
保育所における子育て支援		在園児の家庭だけでなく地域の子育て家庭に対しても、保育所の様子や子どもとの関わり方等を見学できる場を提供しています。	保育課
乳幼児クラブ		児童館において、0歳児から2歳児までの子どもを持つ親子を対象に、さまざまな遊びや季節感を取り入れた行事を通して、親子の絆や地域の親同士・子ども同士の交流を深め、子育てを支援する「乳幼児クラブ」を実施しています。	放課後対策課
未就学児の遊び場「すきっぷ」		「あかちゃん天国」を卒業した3～5歳児のための遊び場事業を実施しています。	子ども家庭支援センター
ベビーシッター利用支援事業 (一時預かり利用支援)		日常生活上の突発的な事情等により、一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者やベビーシッターを活用した共同保育を必要とする保護者に対し、利用料の一部を補助します。 令和6（2024）年7月から月の補助上限の引き上げや緊急対応枠を創設し、子育て家庭におけるセーフティネットを強化しています。	子ども家庭支援センター

事業名	内容	担当課
緊急一時保育援助事業	保護者の入院等の理由により、家庭での保育が一時的に困難になった場合に、区と契約した事業者から保育員(ベビーシッター)を派遣します。	子ども家庭支援センター
育児支援ヘルパー派遣事業	妊娠中または出産後6ヶ月に達するまでの育児や家事支援を必要としている家庭に、区と契約した事業者から育児支援ヘルパーを派遣し、妊娠婦の家事・育児負担を軽減します。	子ども家庭支援センター
幼稚園預かり保育 【再掲】 地域子ども・子育て支援事業	幼稚園教育時間の終了後、引き続き保育を希望する保護者のニーズに応えるため、区立幼稚園全園において預かり保育を実施しています。	学務課
多様な集団活動等利用支援事業	小学校就学前の幼児を対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を補助しています。	学務課



コラム

ファミリー・サポート・センター

子育ての援助が必要な方と子育ての援助ができる方がそれぞれ会員になり、お互いに助け合いながら地域で子育てをする相互援助活動で、人と人をつなぎ、子どもを笑顔にする仕組みです。



ファミリー・サポート・センターでは、子育てサポーター（提供会員）を募集しています。

✿送迎活動のみ、短時間の預かりのみでもOKです！

例えば 「保育園、幼稚園、学童クラブの送り迎え」、「保育施設の時間外や学校の放課後のお子さんの預かり」、「習い事の送迎」

年に3回、提供会員の登録会を開催しております。詳細は社会福祉協議会在宅福祉サービス部（TEL: 3206-0120）にお問合せください。

方向性2 基本施策6 子どもの居場所づくり

【現況と課題】

本区の小学生人口（6～11歳）は、平成31（2019）年の7,802人から令和6（2024）年までの5年間で約30%増加し、令和6（2024）年4月1日時点で、10,261人となっています（P12参照）。人口の増加に伴い、学童クラブでは定員を超える利用希望により待機児童が発生するとともに、そのニーズは多様化しています。

そのため、本区では、区立小学校内への学童クラブの開設や民間学童クラブの誘致等による対策を進めており、学童クラブの利用可能人数は令和2（2020）年度の585人から令和6（2024）年度には1,273人と4年間で2倍以上に拡充しています。しかしながら、待機児童数は横ばいであります、令和6（2024）年度は229人となっています（P52・53参照）。

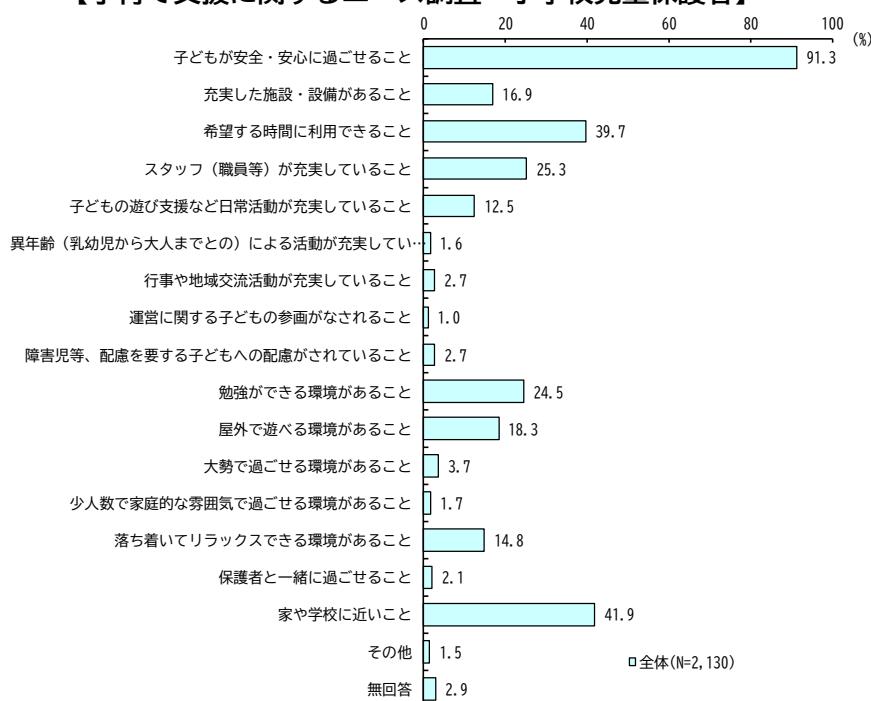
令和6（2024）年度から実施している「プレディプラス」事業では、区立小学校内に学童クラブを設置し、学童クラブ所属児童とプレディ所属児童が一緒に過ごし、すべての児童が放課後を安全に安心して過ごし、多様な体験・活動を行う環境を整えています。子どもにとって、学校は学びの場としてだけでなく、学童クラブの活動の場としても、安全に安心して過ごし、他者との関わりを育てる大切な居場所の一つです。そのため、こうした取組を進め、学童クラブの待機児童を解消し、放課後に安心して過ごせる場所を確保することが必要です。

「子育て支援に関するニーズ調査」の結果では、フルタイム共働き家庭の割合は、小学生児童保護者（平成30年：39.4%、令和5年：45.2%）、将来の学童クラブ利用者になる、就学前児童保護者（平成30年：54.5%、令和5年：63.5%）とも前回より高い数字となっています。

また、同調査結果では、子どもが放課後過ごす場所として重視していることは、「子どもが安全・安心に過ごせること」が最も高く、「家や学校に近いこと」、「希望する時間に利用できること」が続いているいます。

子どもが放課後過ごす場所として重視していること：複数回答（3つまで）

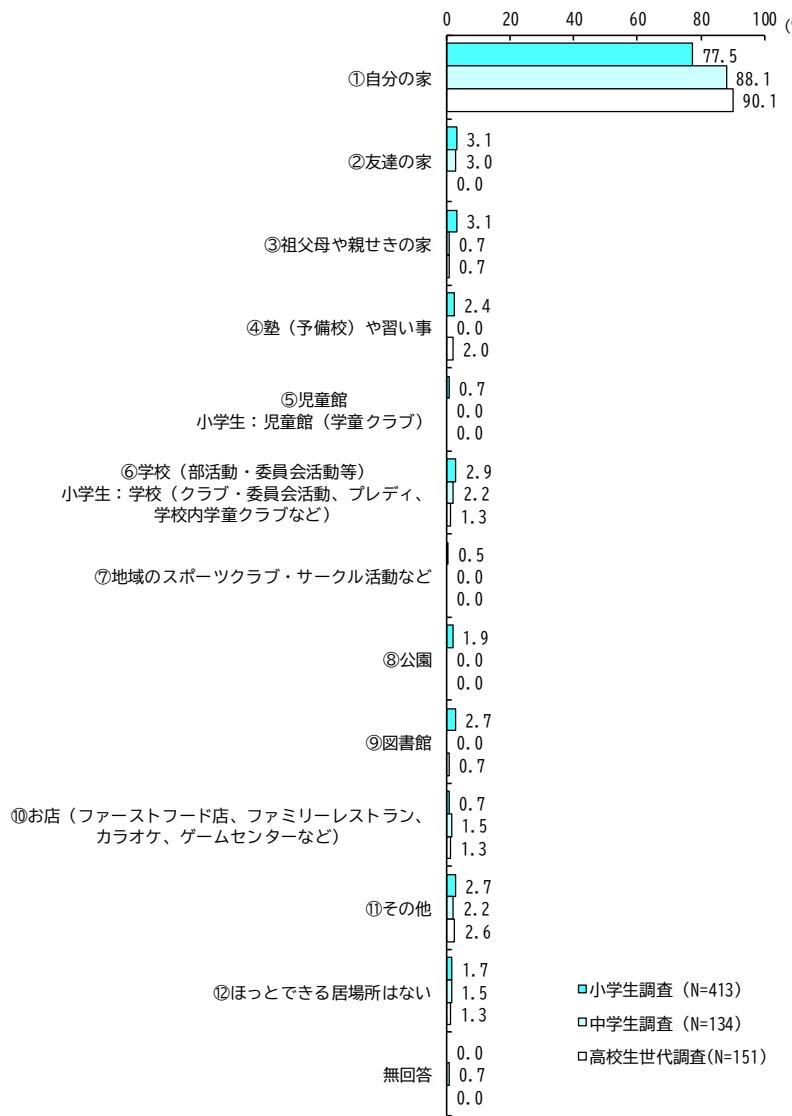
【子育て支援に関するニーズ調査・小学校児童保護者】



※資料：令和5年度子育て支援に関するニーズ調査結果（小学校児童保護者対象調査より）

加えて、「子どもへのアンケート」の結果では、ほっとできる居場所について、いずれの調査でも「自分の家」が最も多くなっていますが、「ほっとできる居場所はない」と回答する人も少ないながらいることがわかります。自由回答では、「遊べる場所」、「体を動かせる場所」、「勉強・学習ができる場所」等、居場所に対する意見が多く寄せられました。公開空地や公園での遊び場が少ない本区において、子どもがのびのびと体を動かすことができる場所や遊び場等の子どもの居場所を確保するため、学校や地域・事業者等と連携しながら取り組む必要があります。

ほっとできる居場所（全体）：単数回答【子どもへのアンケート】



※資料：令和6年度（仮称）中央区こども計画策定に向けた子どもへのアンケート調査結果

【取組の方向性】

- プレディプラス事業等の推進により、学童クラブ待機児童の解消を目指します。
- 学童クラブとプレディが、子どもの安全・安心な居場所として、それぞれの特色を活かしながら受入態勢の充実を図るほか、多様なニーズに応えられるよう、さらなる事業の連携に努めます。
- 学校や地域・事業者等と連携し、子どもが体を動かせる場所や遊び場等、子どもが安全に安心して過ごしながら他者との関わりを育むことのできる子どもの居場所の確保に努めます。

【重点事業・主な事業等】

重点事業		
事業名	事業内容	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
子どもの居場所づくり 放課後対策課	<p><学童クラブ（放課後児童健全育成事業）> 地域子ども・子育て支援事業 放課後帰宅しても保護者の就労等により家庭で適切な保護育成を受けられない児童に対して、遊びや生活の場を提供して、その健全育成を図る事業です。本区では区立児童館8館及び一部の小学校内で学童クラブ事業を実施しています。</p> <p><子どもの居場所「プレディ」（放課後子ども教室）> 地域子ども・子育て支援事業 子どもたちの健全育成を図るために、保護者の就労状況にかかわらず、放課後や土曜日等に学校施設内で児童が安全に安心して過ごせる「子どもの居場所」を確保するための事業です。本区では区立小学校17校のうち、13校で「プレディ」を実施しています。</p> <p><プレディプラス事業> 区立小学校内に学童クラブを設置し、放課後に使用できる教室等を活用しながら、学童クラブ所属児童とプレディ所属児童と一緒に多様な体験・活動を行うことができる事業です。</p> <p><民間学童クラブの誘致> 学童クラブの待機児童数の増加等を踏まえ、民設民営の学童クラブを区内に誘致するため、開設及び運営に要する経費の一部を補助しています。</p>	<p><学童クラブ（放課後児童健全育成事業）> クラブ数：24クラブ 定員数：900人 暫定定員数：105人 登録定数：140人 入所者数：1,075人 （令和6年4月1日時点）</p> <p><子どもの居場所「プレディ」（放課後子ども教室）> 実施校数：13校 利用登録者数：3,040人 （令和6年4月1日時点）</p> <p><民間学童クラブの誘致> クラブ数：1</p> <p><学童クラブ（放課後児童健全育成事業）> クラブ数：33クラブ 定員数：1,300人 暫定定員数：105人 登録定数：145人</p> <p><子どもの居場所「プレディ」（放課後子ども教室）> 実施校数：17校 利用登録者数：4,134人</p> <p><民間学童クラブの誘致> クラブ数：8</p>

事業名	事業内容	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
校庭を活用した自転車及びキャッチボール空間の確保 学校施設課	公開空地や公園での遊び場が少ない本区において、児童や保護者が自転車やキャッチボールを安全安心に練習できる場所を提供するため、区立小学校の校庭を活用します。	引き続き、関係機関と連携し、安全な遊び場の充実に努めます。

主な事業等

事業名	事業内容	担当課
子どもの学習・生活支援事業	<p>生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給世帯ならびに就学援助受給世帯の小学生、中学生、高校生世代を対象に、学習習慣を定着させ、家庭での生活・育成環境の改善を継続的に行えるよう、学習・生活支援事業を実施しています。</p> <p>小学生・中学生に対しては少人数制指導の学習会を実施し、高校生世代に対しては、開室時間内に自由に勉強・相談ができる学習スペースを提供しています。</p>	地域福祉課 子ども子育て支援課
児童館の運営	<p><児童館></p> <p>区内の18歳までの児童に健全な遊び場を提供し、健康の増進と豊かな情操を育てる目的として、区内8カ所に児童館を設置しています。</p> <p>児童を対象としたさまざまな行事を実施するほか、「あかちゃん天国」、乳幼児クラブ、学童クラブ等の事業を行うとともに、保護者の子育てに関する相談や児童からの相談を受けています。</p> <p><児童館でのボランティア活動の推進></p> <p>児童館の行事等を、子どもの健全育成活動を行う青少年対策地区委員会や民生・児童委員等各地域の方の協力により実施しています。</p> <p>また、「あかちゃん天国」で小学生等が乳幼児のお世話をするキッズボランティアを実施する等、ボランティア活動を推進します。</p>	放課後対策課
公園・児童遊園の整備	老朽化が進んだ公園等については、地域の特性やニーズ、自然環境等に配慮しながら改修整備を行います。	水とみどりの課
桜川公園におけるPark-PFI (公募設置管理制度)	Park-PFI制度を活用し、子どもの遊び場・子育て支援の場の充実等に向けて、民間事業者の提案により、魅力的な公園へと再整備を行います。	水とみどりの課
校庭(遊び場)開放	<p>学校休業日(原則、日曜日及び休日)に、PTA等の協力を得て、小学校の校庭を子どもの安全な遊び場として開放しています。</p> <p>また、月島第一小学校において、「校庭を活用した安心できる子どもの遊び場づくり・体力づくり」を行っています。</p>	学校施設課



コラム

小学生の放課後の子どもの居場所（学童クラブ、子どもの居場所「プレディ」）

学齢期の放課後等の過ごし方が多様化する中、本区では「学童クラブ」と「プレディ」それぞれの機能や特色を活かしながら、連携を図り、子どもの放課後の居場所づくりを推進しています。

1 学童クラブ（放課後児童健全育成事業）

児童福祉法の規定に基づき、放課後帰宅しても保護者の就労等により家庭で適切な保護育成を受けられない児童に対して、遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業です。

（1）児童館学童クラブ

区立小学校に在籍している児童または区内に居住し、区の区域外の小学校に在籍している児童を対象とした学童クラブで、区立児童館8館で実施しています。

（2）学校内学童クラブ

区立小学校内に学童クラブを設置し、当該小学校に在籍している児童または当該小学校の通学区域に居住する児童を対象としています。令和8年度までに13の区立小学校に設置する予定です。

（3）民設民営学童クラブ

児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業を実施する民間事業者が、独自のノウハウを活用した保育を行って運営する学童クラブです。

2 子どもの居場所「プレディ」（放課後子ども教室）

子どもの健全育成を図るため、保護者の就労状況にかかわらず、放課後や土曜日等に児童が小学校の施設内で安全に安心して過ごせるよう居場所（遊び場）を提供する事業です。

（「プレディ」は、子どもたちがいきいきと遊び（Play）、学習（Study）することができることを願って中央区が創った愛称です。）

すべての子どもを対象に、自由に利用できる「参加型」で、「地域ぐるみで子育てを！」という趣旨のもと、地域の方々の協力を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進しています。

«プレディプラス事業»

区立小学校内に学童クラブを設置し、放課後に使用できる教室等を活用しながら、学童クラブ所属児童とプレディ所属児童が一緒に多様な体験・活動を行うことができる事業です。

方向性3 特に配慮を必要とする子どもと家庭を支援します

子ども・若者が心身ともに健やかに成長できるよう、関係機関が連携し、児童虐待の防止と総合的な支援、子どもの貧困と格差の解消、ひとり親家庭やヤングケアラー等の配慮が必要な家庭への支援に取り組み、すべての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにします。

【目標達成の目安となる指標（KPI）】

指標	現状値	目標値
困っていることや悩んでいることがあるときに話を聞いてくれる人がいる子どもの割合【再掲】（※2） 【子どもへのアンケート】	小学生：78.9% 中学生：76.9% 高校生世代：75.5% (令和6（2024）年度)	小学生：87.0%以上 中学生：85.0%以上 高校生世代：83.0%以上 (令和10（2028）年度)
経済的な理由による困窮経験があつたひとり親家庭の割合 【ひとり親家庭実態調査】	ひとり親家庭：44.6% (令和5（2023）年度)	ひとり親家庭：40.0%以下 (令和10（2028）年度)
養育費について何らかの取り決めをしたひとり親家庭の割合 【ひとり親家庭実態調査】	ひとり親家庭：58.7% (令和5（2023）年度)	ひとり親家庭：65.0%以上 (令和10（2028）年度)
中央区に「ずっと住み続けたい」と思うひとり親家庭の割合 【ひとり親家庭実態調査】	ひとり親家庭：62.2% (令和5（2023）年度)	ひとり親家庭：68.0%以上 (令和10（2028）年度)
ヤングケアラーを知らない子どもの割合 【子どもへのアンケート】	小学生：38.5% 中学生：26.1% 高校生世代：16.6% (令和6（2024）年度)	小学生：31.0%以下 中学生：20.9%以下 高校生世代：13.0%以下 (令和10（2028）年度)

※2 こども大綱上の数値目標：「どこかに助けてくれる人がいる」と思う子ども・若者の割合

<目標値：97.1%>

【基本施策】

- 1 育ちに支援を必要とする子どもへの支援
- 2 児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援
- 3 子どもの貧困の解消に向けた支援
- 4 ひとり親家庭の自立支援
- 5 ヤングケアラーへの支援

方向性3 基本施策1 育ちに支援を必要とする子どもへの支援

【現況と課題】

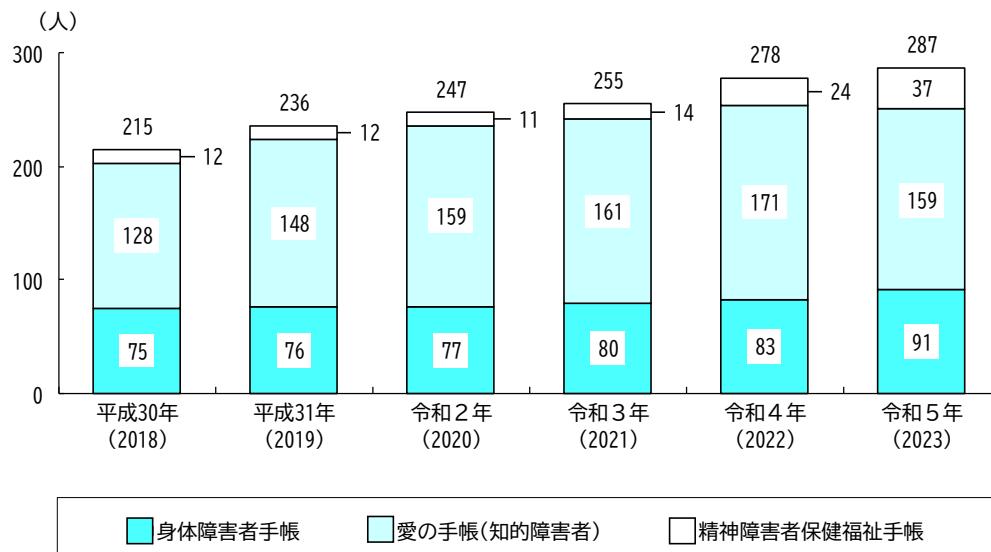
本区では、「子ども発達支援センター ゆりのき」が中心となって、子どもの発達や育ちに関する総合的な相談を受け、適切な療育につなげるとともに、保健・福祉・教育コーディネーターの連絡調整により、「育ちに支援を必要とする子ども」の支援情報を蓄積した「育ちのサポートカルテ」を活用しながら、保健・福祉・教育等の関係機関と連携して、「育ちに支援を必要とする子ども」が地域で安心して学び成長していくようライフステージに応じた切れ目がない一貫した支援を行う「育ちのサポートシステム」を推進しています。

また、保健所・保健センターが実施する乳幼児健診に「子ども発達支援センター ゆりのき」の職員を派遣する「ゆりのき連携発達相談」や、相談員による区内の保育所、認定こども園等への巡回相談等を通じ、支援の必要な子どもの早期発見・早期療育を推進しています。

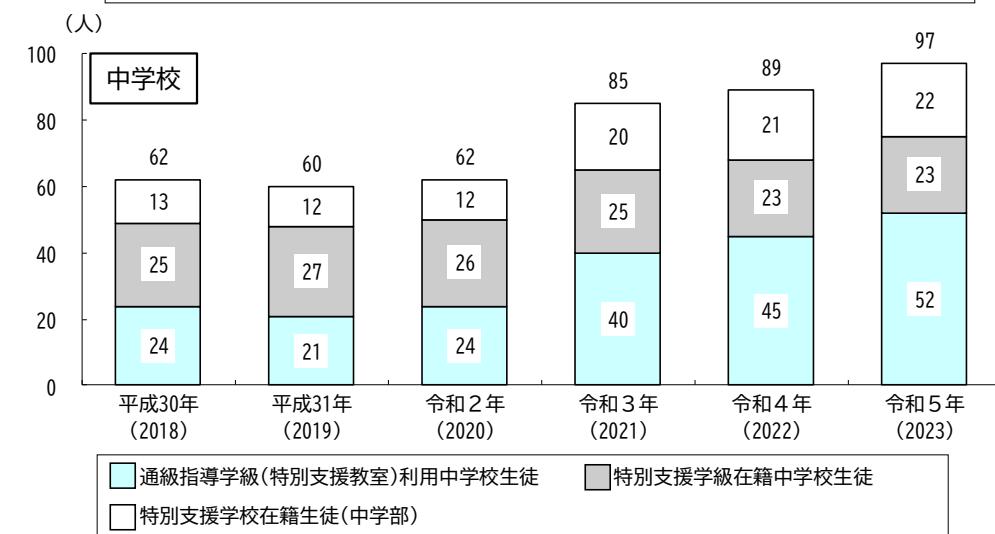
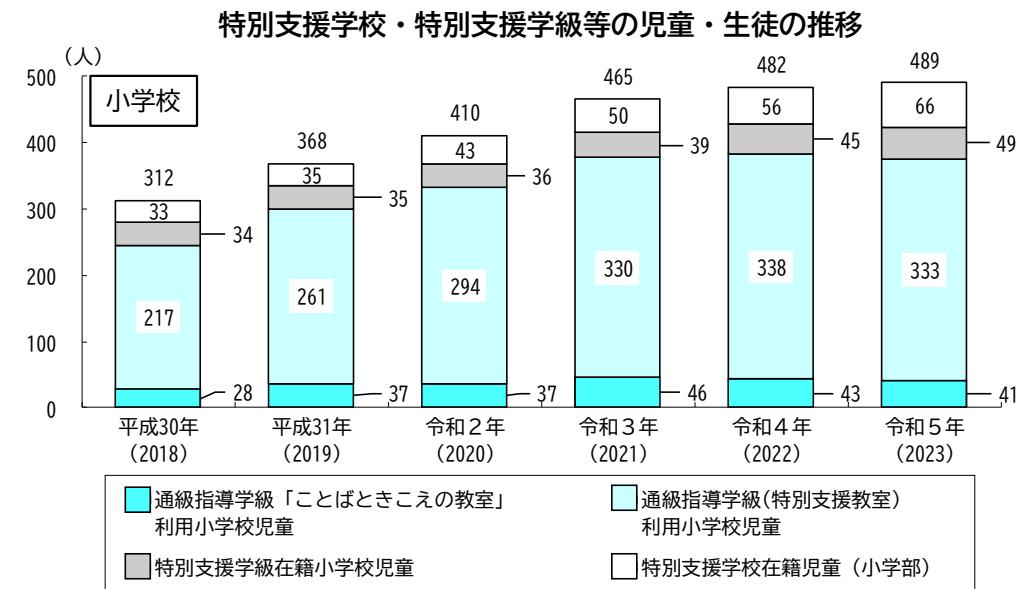
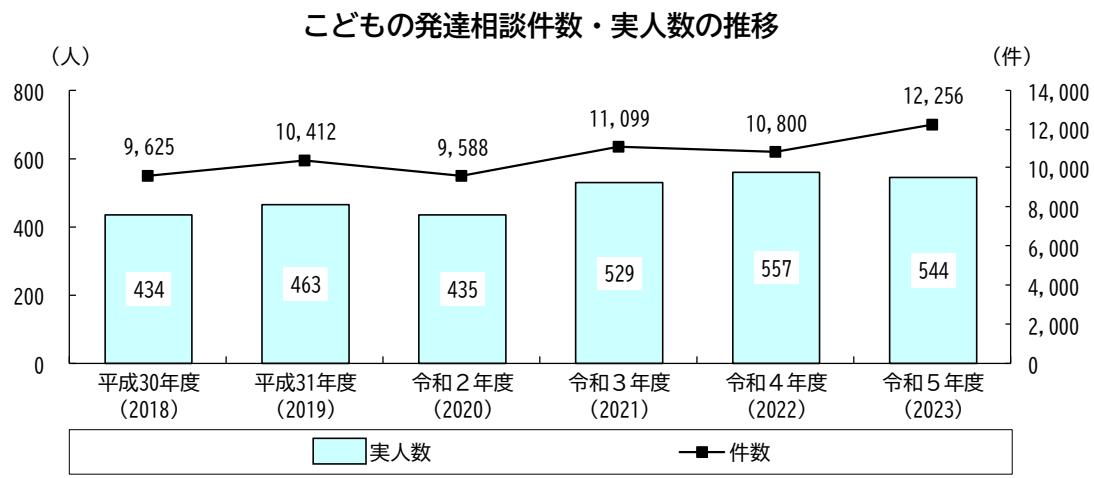
区立小学校・中学校では、全校に特別支援教室を設置し、発達障害等のある児童・生徒の学習上または生活上の困難さに応じた指導・支援を行い、学習能力や集団適応能力の伸長を図っています。さらに、教育センターの適応教室「わくわく21」では、不登校であっても学力を維持できるよう、通室コースのほか、インターネット等を活用して自宅でも学習できる環境を整備するとともに、本人や保護者の希望に応じて個別学習支援を実施する等、個に応じた指導を行っています。

本区の子どもの人口が増加傾向にある中で、18歳未満の障害者手帳交付者数も増加が見られ、「子ども発達支援センター ゆりのき」が実施することの発達相談の件数も増加傾向にあります。また、特別支援教室の入室者も増加傾向にあります。

18歳未満の障害者手帳交付者数の推移



※各年4月1日現在



※各年5月1日現在

「子育て支援に関するニーズ調査」の結果では、子育てに関してほしい情報について、「子どもの発達や育児、しつけについて」が、就学前児童保護者で4割、小学校児童保護者で2割強となっており、保護者の関心が高い事項となっています（P42 参照）。

引き続き、「子ども発達支援センター ゆりのき」を中心に、関係機関の連携を強化しながら、「育ちのサポートシステム」を推進することが重要です。また、育ちを支えるサービス等の充実、重症心身障害児、医療的ケア児への支援体制についても強化する必要があります。

【取組の方向性】

- 地域の療育拠点である「子ども発達支援センター ゆりのき」が中心となって、育ちに支援を必要とする子どもを適切な療育につなげるとともに、関係機関と協力しながら早期発見・早期療育に取り組みます。また、「育ちのサポートカルテ」を活用する等、保健・福祉・教育等の子どもに関わる関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する「育ちのサポートシステム」を推進します。
- 育ちに支援が必要な子どもや障害のある児童が、健やかに成長し、家族とともに安心して暮らせるよう、こどもの発達相談をはじめ、児童発達支援や放課後等デイサービス等通所支援等、育ちを支えるサービス等を充実します。
- 個に応じた指導を充実させるために、特別支援教育や不登校対応の専門家や関係機関と連携し、個別指導計画や個別の教育支援計画等に基づく学習指導を充実させます。

【重点事業・主な事業等】

重点事業		
事業名	事業内容	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
育ちのサポートシステム 子ども発達支援センター	<p>「育ちに支援を必要とする子ども」に対して、必要な支援につなげ適切な療育を行うとともに、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を行うための「育ちのサポートシステム」を推進しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーター業務：延べ 1,900 件 ・育ちのサポートカルテ運用件数：186 件 ・ゆりのき連携発達相談：相談 27 件、紹介 22 件 ・保育園巡回相談：延べ 737 人 ・発達障害支援講演会：1 回 	引き続き、育ちのサポートシステムを推進し、「育ちに支援を必要とする子ども」に対し、切れ目のない一貫した支援を行います。

事業名	事業内容	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
障害児支援事業 子ども発達支援センター 障害者福祉課	<p>子ども発達支援センターを地域の中心施設とし、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等の障害児通所支援の充実を図りながら、質の高い専門的な支援を行います。</p> <p>また、重症心身障害児や医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、関係機関が連携した地域支援体制を構築するため、医療的ケア児コーディネーターを活用しながら、自立支援協議会「医療的ケア児等支援連携部会」で協議を進めます。</p>	引き続き、子ども発達支援センターを中心、障害児支援事業を実施します。

事業名	事業内容		
特別支援教育の充実		<p>障害のある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培い、一人一人の可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善・克服するための適切な指導と必要な支援を行う教育環境づくりを進めます。</p> <p>また、個々の能力を伸長できるよう「育ちのサポートカルテ」を活用して、当該児童・生徒の育ちの特性の理解や、保健・医療・福祉等の関係機関との緊密な連携のもと、就学相談をはじめ、就学前の幼児期から義務教育9年間まで切れ目のない支援を推進していきます。</p>	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標	
教育センター	<p>就学相談状況： 小学校 126 件、中学校 21 件</p>	<p>就学相談については、幼稚園・保育所、小学校等の関係機関と連携し、児童の状況を適切に把握するとともに、一人一人に合った適切な学習環境につなげていきます。</p> <p>また、就学後は、障害特性に応じた「多様な学びの場」が提供できるよう基礎的な環境整備を進めるとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた指導を取り入れ、支援の輪を広げていきます。</p>	

事業名	事業内容		
適応教室「わくわく21」		<p>不登校等の児童・生徒に充実した社会生活を営もうとする意欲や態度の育成を図るため、不登校対策に関する中核的機能（スクーリング・サポート・センター「SSC」）として、教育センター内に適応教室を設置しています。</p> <p>適応教室では、個に応じた自習学習を中心とした学習活動や体験活動の支援を行っており、学習用タブレットを活用した学習支援やオンラインによる朝の会等、通室しなくても適応教室に参加できるように実施しています。</p>	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標	
教育センター	<ul style="list-style-type: none"> 登録児童・生徒数：51 人 (小学校：15 人、中学校：36 人) 	適応教室が児童・生徒が安心する居場所となるよう、引き続き不登校や不登校傾向のある児童・生徒に対する支援を行っていきます。	

主な事業等		
事業名	事業内容	担当課
子どもの発達相談	0歳から高校生まで（新規相談は、原則として就学前まで）の子どもの発達に関するさまざまな相談を受け、必要な検査・評価を行い、子どもの発達状況に応じて、心理面接、個別療育（理学療法、作業療法、言語療法）、集団療育または児童精神科等の専門相談を活用し、適切な支援・療育を行います。	子ども発達支援センター

方向性3 基本施策2 児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援

【現況と課題】

本区では、子ども家庭支援センター「きらら中央」に中央区要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待の早期発見や要保護児童等に対する支援など他機関と連携しながら児童虐待防止に取り組んでいます。令和6（2024）7月には、子ども家庭支援センター「きらら中央」を中央区保健所等複合施設4階に移転させ、子どもと子育て家庭に対する総合相談機能を強化しています。

令和4年改正児童福祉法では、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、市区町村におけるこども家庭センターの設置の努力義務化や子育て家庭への支援の充実、一時保護施設の環境改善及び児童相談所の支援の強化を図ること等が示されています。

今後も児童虐待の早期発見・早期対応のため、児童相談センターをはじめとする関係機関や子どもの所属する園・校、民生児童委員等との緊密な連携のもと、要保護児童等に対し迅速できめ細かな支援を行っていく必要があります。また、児童虐待防止キャンペーン等普及・啓発に取り組み、児童虐待防止に向けた地域社会の意識づくりも大切です。加えて、児童相談センターと人材育成を共同推進し、子ども家庭支援センターの要保護児童等への対応力を強化していくことも求められています。

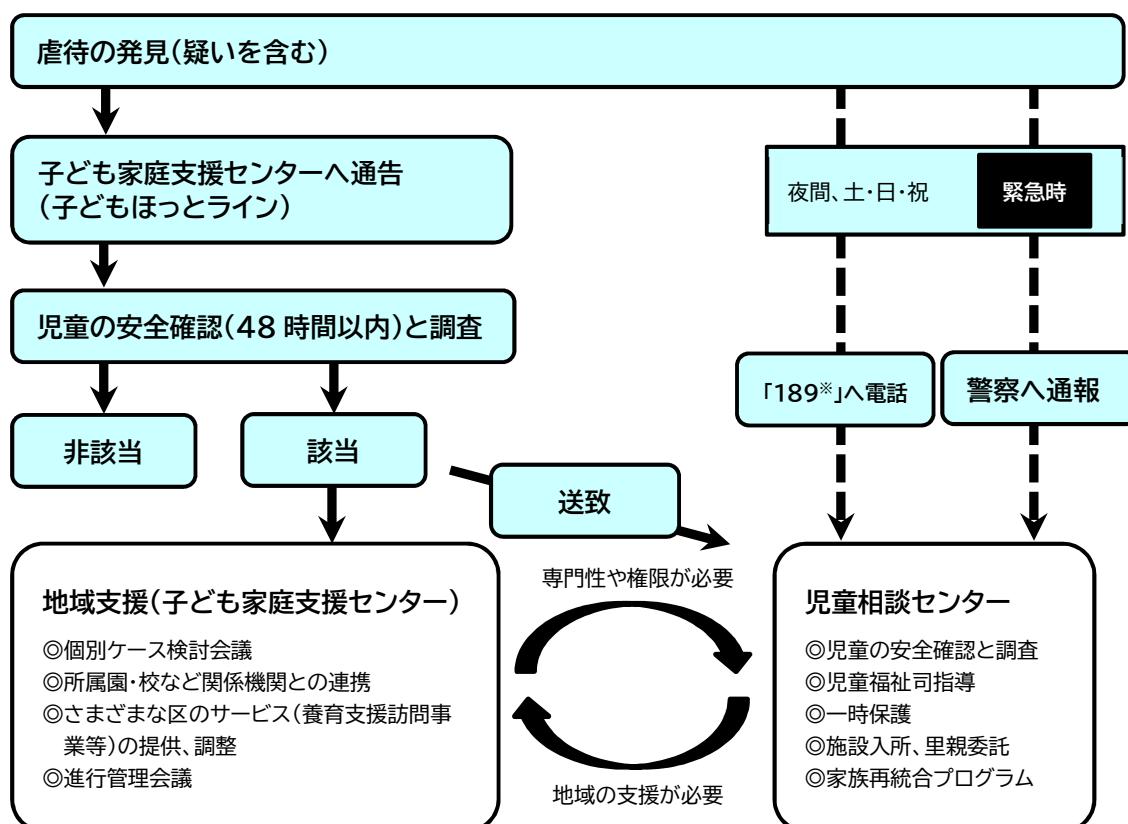
【取組の方向性】

- 要保護児童等に対し、迅速できめ細かな支援を行うため、子ども家庭支援センターの体制を強化するとともに、関係機関とのネットワーク強化を図るほか、児童虐待防止に向けた普及・啓発を積極的に実施します。また、児童相談所への研修派遣等を通じ、引き続き人材の育成に取り組みます。
- 母子保健と児童福祉の垣根を越えた相談支援体制の整備によって、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない包括的な相談支援を行うことで、児童虐待の未然防止と早期発見につなげます。

<児童虐待対応の流れ>

地域の方や関係機関から、相談や通告、通報を受けると、警察署は児童相談センターに通告し、子ども家庭支援センターや児童相談センターでは緊急受理会議にて対応方針を検討・協議し、子どもを取り巻く状況について慎重に調査を行うとともに、48時間以内に子どもの安全を確認します。子ども・家庭の状況に応じて、子ども家庭支援センターが情報を管理し、関係機関と連携して虐待の改善や深刻化防止に向けて継続支援をしたり、緊急保護が必要な場合は、児童相談センターや警察と連携して対応したりします。

また、一時保護や施設入所から家庭復帰する児童についても児童相談センターと連携を図り、区内関係機関と協力しながら虐待の再発防止に努めています。



※児童相談所虐待対応ダイヤル

【重点事業・主な事業等】

重点事業		
事業名	事業内容	
養育支援訪問事業 地域子ども・子育て支援事業	虐待の未然防止に向けた取組として、特定妊婦や子育てに困難を抱える家庭など、特に支援が必要な家庭に対して訪問により指導や助言を行う「養育支援訪問事業」を実施しています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
子ども家庭支援センター	養育支援訪問事業 支援家庭数：4家庭 訪問回数：75回 (当日キャンセル除く)	養育支援が特に必要であると判断される家庭に対し、相談支援・子育て世帯訪問支援事業を活用することで、虐待予防と適切な養育環境の確保を図ります。

事業名	事業内容	
中央区要保護児童対策地域協議会・児童虐待情報専用電話「子どもほっとライン」 地域子ども・子育て支援事業	<p>要保護児童等の早期発見と迅速かつ的確な対応及び継続的な支援を行うため、平成19年12月1日から中央区要保護児童対策地域協議会を設置しています。子ども家庭支援センターが地域における支援の中核として調整機関となり、関係機関が円滑に連携できるよう情報管理を行うとともに実務者会議や個別ケース検討会等を開催しています。</p> <p>さらに児童虐待についての情報を集約するため、児童虐待情報専用電話（子どもほっとライン）を設置しています。</p>	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
子ども家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会 代表者会議：1回 実務者会議：4回 個別ケース検討会議：80回 ・子どもほっとライン：10件 	児童相談センターや区内関係機関と連携を図りながら、要保護児童等の早期発見、適時適切な保護や支援を行い児童虐待や非行を防止します。

主な事業等

事業名	事業内容	担当課
子どもと子育て家庭の総合相談【再掲】	<p>子ども家庭支援センター「きらら中央」において、保健・心理・福祉等の相談員による「子どもと子育て家庭の総合相談」を実施し、個別に適切な支援を行います。</p> <p>また、悩みや問題をより身近なところで相談できるように、地域の児童館等への巡回相談を実施しています。</p>	子ども家庭支援センター
児童虐待防止啓発用リーフレット等の配布	<p>国が推進している体罰によらない育児の啓発資材（リーフレット）を、園児から中学校児童までの全保護者に配布しています。</p> <p>また、児童虐待防止キャンペーン等の機会を捉えて、児童虐待防止に関する普及や啓発を図るためのリーフレットを作成し、区民の方々へ配布しています。</p>	子ども家庭支援センター
相談カードの作成・配布【再掲】	ヤングケアラー等家庭のことで悩んでいる子どもが相談できるよう、区独自に相談カードを作成し、小学3年生から中学3年生までの児童・生徒に配布しています。	子ども家庭支援センター
都区児童相談共同運営モデル事業	本区と台東区と東京都の共同モデル事業（台東区の子ども家庭支援センターに児童相談センターのサテライトオフィスを設置）を活用し、児童相談センターと子ども家庭支援センターのさらなる連携強化と区職員の人材育成に努めています。	子ども家庭支援センター
スクールソーシャルワーカーの派遣【再掲】	<p>不登校、虐待、いじめ等、生活指導上の課題に対応するため、社会福祉士の資格を有し、専門的な知識や技術を用いて問題を抱える児童・生徒や家庭を支援するスクールソーシャルワーカーを全小中学校に派遣しています。</p> <p>学校及び関係機関との積極的な連携により、いじめや不登校等の問題の早期発見を図るとともに、保護者や教員への支援・情報提供を行っています。</p>	教育センター

方向性3 基本施策3 子どもの貧困の解消に向けた支援

【現況と課題】

令和6（2024）年6月に改正された、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」では、法律名に「子どもの貧困の解消」が明記され、「貧困により、子どもが適切な養育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと」等、貧困によって生じる具体的な課題が明示され、貧困による体験の格差是正を図ることが盛り込まれています。

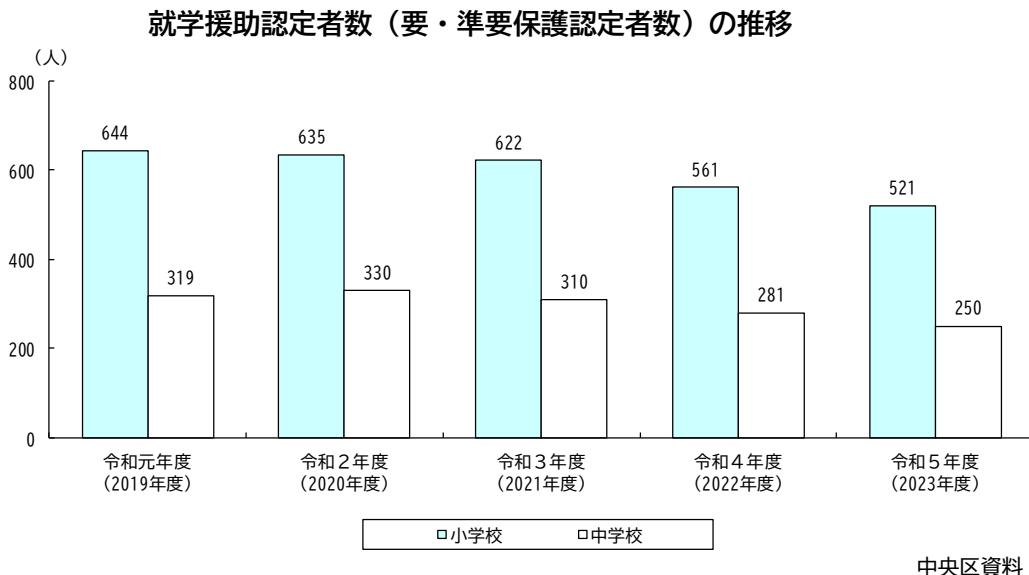
本区では、すべての子どもたちが、生まれ育った環境にかかわらず、夢や希望を持つことができる社会を実現するため、「子どもの貧困の解消」に向けた取組を進めており、経済的支援においては、高校生世代までの保険診療自己負担分の医療費を助成しています。また、学習支援として、小学4年生から高校生世代を対象とした学習支援の場の提供や、中学3年生及び高校3年生を対象とした受験生チャレンジ支援貸付事業を実施しています。

子どもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面等さまざまな面において、子どものその後の人生に影響を及ぼすと考えられています。

本区の児童扶養手当受給者世帯数及び就学援助認定者数は減少傾向にありますが（P15・125参照）、「子育て支援に関するニーズ調査」の結果では、「必要な食料、衣料を買えなかった」、「公共料金が支払えなかった」等の経済的な理由による困窮経験がある方の割合は、就学前児童保護者と小学生児童保護者の6%程度と比較して、ひとり親家庭では44.6%と高くなっています（P35 参照）。

また、貧困には「体験の貧困」があります。「ひとり親家庭実態調査」の結果によると、子どもの多様な経験の状況は、就学前児童保護者、小学生児童保護者と比較して、ひとり親家庭で《ない》の割合が高くなっています。特に『旅行（国内・海外）に行く』では、「金銭的な理由で《ない》」の割合が高く、『海水浴に行く』『キャンプやバーベキューに行く』では、「時間の制約で《ない》」の割合が高くなっています（P35・36 参照）。

令和2（2022）年に文部科学省が実施した、「令和2年度青少年の体験活動に関する調査」では、小学生の頃に体験活動（自然体験、社会体験、文化的体験）や読書、お手伝いを多くしていた子どもは、その後、高校生の時に自尊感情や外向性（自分のことを活発だと思う）、精神的な回復力（新しいことに興味を持つ、自分の感情を調整する、将来に対して前向き等）といった項目の得点が高くなる傾向が見られたという研究結果が報告されており、「体験の貧困」のは是正に向け、体験機会の充実が必要とされています。



こうしたさまざまな側面の貧困をなくし、子どもが夢や希望を持ちながら、健やかに育ち、生き抜く力を身につけることができるための、総合的な取組の推進が課題となっています。

そのためには、子どもの貧困の背景には、個々の家庭の経済的困窮に加えて、親の離婚や死別、外国籍であること、不登校等複合的な要因があることを広く共有し、家庭のみの責任とはせず、子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、地域社会が一体となって貧困の解消と貧困の連鎖を断ち切るための生活支援、経済的支援、学習支援等とあわせ、場づくりや、保護者の就労支援等多面的な支援を進めていくことが必要です。

【取組の方向性】

- 貧困の状況にある家庭が抱えるさまざまな課題や個別のニーズを踏まえ、貧困の解消と貧困の連鎖を断ち切るための生活支援、経済的支援、学習支援等とあわせ、体験・交流の場づくりや、保護者の就労支援等多面的な支援を進めていきます。

【重点事業・主な事業等】

重点事業		
事業名	事業内容	
子どもの学習・生活支援事業【再掲】	<p>生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給世帯ならびに就学援助受給世帯の小学生、中学生、高校生世代を対象に、学習習慣を定着させ、家庭での生活・育成環境の改善を継続的に行えるよう、学習・生活支援事業を実施しています。</p> <p>小学生・中学生に対しては少人数制指導の学習会を実施し、高校生世代に対しては、開室時間内に自由に勉強・相談ができる学習スペースを提供しています。</p>	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
地域福祉課 子ども子育て支援課	<p><少人数制指導学習会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学4～6年生 参加延べ人数：870人 ・中学生 参加延べ人数：1,272人 <p><居場所型学習スペース></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生世代 参加延べ人数：710人 	引き続き、子どもが安心して学習できる居場所として、学習習慣の定着や、学習意欲と自尊心の向上につながるよう取り組みます。

事業名	事業内容	
ひとり親家庭休養 ホーム事業	<p>ひとり親家庭の休養とレクリエーションのため、区民施設の伊豆高原荘及び区民健康村「ヴィラ本栖」の他、民間の宿泊施設を指定し、年度内1泊の宿泊費を補助しています。</p> <p>また、日帰り施設として東京ディズニーランド、東京ディズニーシー、東京ドームシティ、サンリオ・ピューロランド、東京サマーランド、キッザニア東京を指定し、年度内1回の補助を行っています。</p> <p>令和6年度から、観劇やスポーツ観戦に係る興行入場券の購入費用を補助しています。</p>	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
子ども子育て支援課	利用率：30.1% (利用世帯数：248世帯)	利用率：40.0%

事業名	事業内容	
実費徴収に係る補足給付を行う事業 【地域子ども・子育て支援事業】	保育所・幼稚園等に通う子どもの保護者が支払う日用品・文房具・教材費・行事への参加費用等の一部を補助することで、保護者の経済的な負担軽減を図ります。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
保育課 学務課	区立幼稚園、区外幼稚園等、 認定こども園（短時間）：72件 保育所、認定こども園（長時間）：81件	引き続き、保護者の経済的な負担軽減を図っていきます。

主な事業等

事業名	事業内容	担当課
中央区要保護児童 対策地域協議会 【再掲】 【地域子ども・子育て支援事業】	要保護児童等の早期発見と迅速かつ的確な対応及び継続的な支援を行うため、平成19年12月1日から中央区要保護児童対策地域協議会を設置しています。 子ども家庭支援センターが地域における支援の中核として調整機関となり、関係機関が円滑に連携できるよう情報管理を行うとともに実務者会議や個別ケース検討会等を開催しています。	子ども家庭支援センター
子どもと子育て家庭 の総合相談【再掲】	子ども家庭支援センター「きらら中央」において、保健・心理・福祉等の相談員による「子どもと子育て家庭の総合相談」を実施し、個別に適切な支援を行います。 また、悩みや問題をより身近なところで相談できるように、地域の児童館等への巡回相談を実施しています。	子ども家庭支援センター
養育支援訪問事業 【再掲】	虐待の未然防止に向けた取組として、特定妊婦や子育てに困難を抱える家庭など、特に支援が必要な家庭に対して訪問により指導や助言を行う「養育支援訪問事業」を実施しています。	子ども家庭支援センター
受験生チャレンジ 支援貸付事業	一定所得以下の世帯の子どもの進学を支援するため、中学3年生及び高校3年生の学習塾等の受講費用ならびに高校・大学等の受験料の貸し付けを無利子で行っています。貸付金は、高校・大学等へ入学した場合、返済が免除されます。	社会福祉協議会 (地域福祉課)

事業名	事業内容	担当課
ふくしの総合相談窓口【再掲】	年齢や障害の有無、属性等を問わず、福祉に関する困りごとを抱えた方の相談をいったん受け止め、関係機関と連携しながら適切な支援につなげるとともに、課題解決に向けた継続的な支援を行っています。	社会福祉協議会 (地域福祉課)
地域福祉コーディネーター事業【再掲】	社会的孤立の解消に向けた地域づくり、複合的な生活課題を抱えた世帯に対する居住地域での支援等を行っています。	社会福祉協議会 (地域福祉課)
みんなの食堂等支援事業	無料または低額での食事提供等を通じて、子どもや高齢者等の孤食防止、地域住民の多世代交流を図ることを目的とした「みんなの食堂等」の活動に対し、運営に必要な費用の一部を補助する等の支援を行います。	社会福祉協議会 (地域福祉課)
就学援助	<p>経済的な理由で就学困難と認められる児童・生徒に、義務教育の円滑な実施を補助する就学奨励対策として、「生活保護法」に基づく教育扶助費（福祉事務所所管）の支給の他、「学校教育法」に基づく就学援助費を支給しています。</p> <p>なお、区では平成22年度からこれらに加えて新入学児童生徒学用品費に標準服相当額を上乗せして支給しています。</p>	学務課



コラム

子どもの学習・生活支援事業

本区では、小学4年生から高校生世代までのお子さんを対象に、無料の学習・生活支援事業を実施しています（生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給世帯ならびに就学援助受給世帯が対象）。

安心して学べる場を提供し、学習意欲と基礎学力の向上を図り、自ら学ぶ力を養うほか、高校、大学等への進学や将来の安定就労につながるよう、社会的自立に向けた支援を行っています。ボランティアの先生や支援スタッフ、学習会の仲間と一緒に将来について考え、楽しく学習することができます。また、日頃の悩み相談等、勉強だけでなく、安心して生活するための支援もしています。

【令和6（2024）年度実施状況】

小学生（小4～6）

3教室 月3回程度

- ◆火曜日教室（月島地域）
16:00～18:00
- ◆土曜日教室（京橋地域）
14:00～16:00
- ◆日曜日教室（月島地域）
14:00～16:00
- 1教室 定員15名
(土曜日教室は定員20名)

学習教室で学習支援ボランティアによる個別指導もしくは少人数制指導で1回2時間程度勉強します。

中学生（中1～3）

4教室 週1回

- ◆火曜日教室（月島地域）
- ◆木曜日教室（日本橋地域）
- ◆金曜日教室（月島地域）
- ◆土曜日教室（京橋地域）
全曜日 18:30～20:30
- 1教室 定員15名
(木曜日教室は定員10名)

学習教室で学習支援ボランティアによる個別指導もしくは少人数制指導で1回2時間程度勉強します。

高校生世代

（20歳以下の高校生、中途退学者、未進学者）

1教室 週4回

- ◆京橋地域（水曜日・木曜日・金曜日・日曜日）
15:00～20:00
- 定員40名

開室時間内のお好きな時間に勉強したり相談できる自習室のような居場所です。会場には支援スタッフが常駐します。

方向性3 基本施策4 ひとり親家庭の自立支援

【現況と課題】

本区では、ひとり親家庭が精神的・経済的に自立し、安心して子育てができるよう、関係機関と連携し、相談内容に応じて適切な支援を行っています。就労支援では、給付金の整備のみならず、就職活動においてハローワークとの連携を図っています。育児支援では、一時的に家事・育児の日常生活が生じている場合にひとり親家庭ホームヘルプサービスによりヘルパーを派遣しています。また、子どもの学習習慣の定着や家庭における生活及び育成環境の改善に向けた支援を行う子どもの学習・生活支援事業を実施しています。

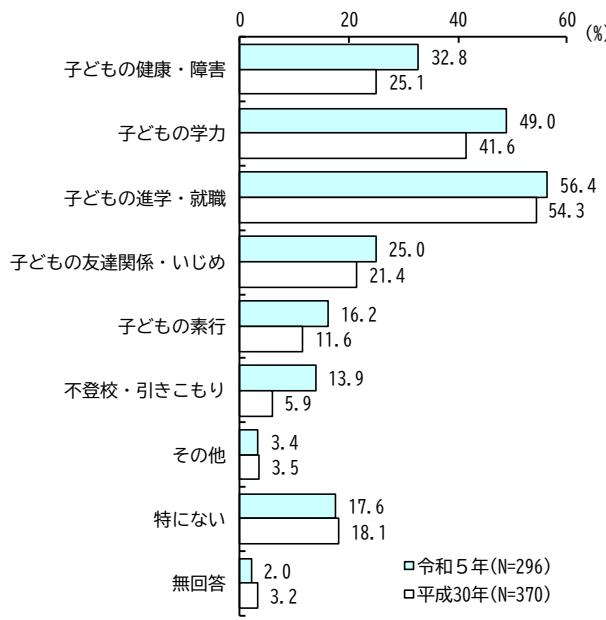
本区では、母子・父子世帯数はともに増加しています（P14 参照）。また、「ひとり親家庭実態調査」では、子どもに関する悩みとして「子どもの進学・就職」の割合が最も高く、将来の不安は「子どもの教育費や将来のこと」の割合が最も高くなっています。5年前に実施した同調査の結果と同様となっています。

また、同調査では、「必要な食料、衣料を買えなかった」、「公共料金が支払えなかった」等の経済的な困窮経験がある方の割合は44.6%となっています（P35 参照）。加えて、「子どもの多様な経験」が金銭的・時間の制約等で「ない」方の割合が高くなっています（P35・36 参照）。

引き続き、悩みを相談しやすい体制の整備や関係機関との連携を強化する等、個々の家庭の実情に応じたきめ細かな支援の一層の充実を図っていく必要があります。

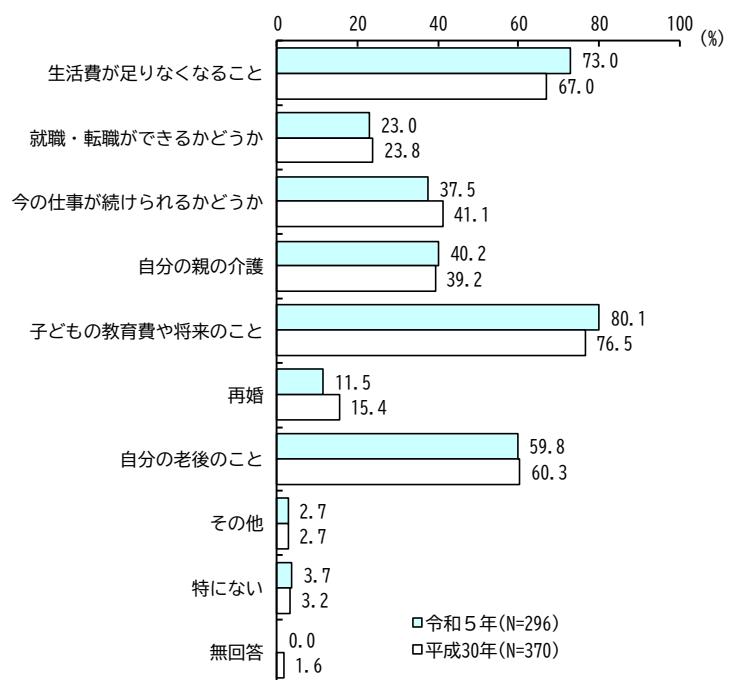
子どもに関する悩み（全体）：複数回答

【ひとり親家庭実態調査・経年比較】



将来の不安（全体）：複数回答

【ひとり親家庭実態調査・経年比較】



※資料：令和5年度ひとり親家庭実態調査結果

さらに、同調査では、ひとり親になった事情が離婚、未婚等の方で養育費の支払いについて何らかの取り決めをした方の割合は 58.7%にとどまっており、その中でも養育費を受け取っている方の割合は 54.1%となっています（P37 参照）。養育費の確保が十分になされていないことにより、経済的に困難を抱える家庭も多くいることが課題となっています。子どもの安定した養育環境のため、養育費の確保に向けた取組を充実していく必要があります。

【取組の方向性】

- ひとり親家庭が精神的・経済的に自立し、安心して子育てができるよう、関係機関と連携し、相談内容に応じて適切な支援を行います。また、子どもの学習習慣の定着や家庭における生活及び育成環境の改善に向けた支援策の充実を図っていきます。
- 養育費は子どもが健やかに成長する上で大切なものであるため、離婚によりひとり親となる方が養育費を確実に受け取れるよう、養育費の取決め等にかかる支援策の充実を図っていきます。

【重点事業・主な事業等】

重点事業		
事業名	事業内容	
ひとり親家庭相談 及び女性相談	母子・父子自立支援員を置き、ひとり親家庭の自立に必要な相談や助言・指導を行います。女性相談では、保護を要する女性の発見に努め、各種相談及び指導を行い、必要に応じて東京都女性相談支援センターに一時保護を依頼する等適切な支援を行います。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
子ども子育て支援課	ひとり親家庭相談：433 件 女性相談：201 件	引き続き、関係機関・部署と連携を図り、相談内容に応じて適切な支援を行っていきます。

事業名	事業内容	
担当課		
子どもの学習・生活 支援事業【再掲】	生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給世帯ならびに就学援助受給世帯の小学生、中学生、高校生世代を対象に、学習習慣を定着させ、家庭での生活・育成環境の改善を継続的に行えるよう、学習・生活支援事業を実施しています。 小学生・中学生に対しては少人数制指導の学習会を実施し、高校生世代に対しては、開室時間内に自由に勉強・相談ができる学習スペースを提供しています。	
地域福祉課 子ども子育て支援課	<少人数制指導学習会> ・小学4～6年生 参加延べ人数：870 人 ・中学生 参加延べ人数：1,272 人 <居場所型学習スペース> ・高校生世代 参加延べ人数：710 人	引き続き、子どもが安心して学習できる居場所として、学習習慣の定着や、学習意欲と自尊心の向上につながるよう取り組みます。

事業名	事業内容	
養育費確保支援事業	母子・父子家庭の生活の安定と児童の福祉増進を図るため、養育費の確保に向けた支援として、令和5年度から養育費の取り決めに関する公正証書等の作成、ADR（裁判外紛争解決手続）の利用及び養育費保証契約の締結に係る費用を補助しています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
子ども子育て支援課	公正証書等作成費補助：9件 ADR 利用料補助：0件 養育費保証料補助：0件	養育費の取決めの促進及び継続した養育費の受給確保に向けて、他自治体の取組事例や養育費に係る相談内容等を踏まえ、支援策の充実を図っていきます。

主な事業等	事業名	事業内容	担当課
自立支援教育訓練給付金	指定の教育訓練講座を修了したひとり親家庭に対して主体的な能力開発を支援するため、その経費の一部を自立支援教育訓練給付金として支給します。		子ども子育て支援課
高等職業訓練促進給付金	看護師や調理師等の資格取得のため一定期間以上養成機関で修業するひとり親家庭に対して経済的な自立を促すため、就業に要する全期間について高等職訓練促進給付金を支給します。		子ども子育て支援課
ひとり親家庭ホームヘルプサービス	義務教育修了前の子どものいるひとり親家庭に対して、就職活動や急病等のため一時的に家事等の日常生活に支障が生じている場合に、ホームヘルパーを派遣します。		子ども子育て支援課
ひとり親家庭休養ホーム事業【再掲】	ひとり親家庭の休養とレクリエーションのため、区民施設の伊豆高原荘及び区民健康村「ヴィラ本栖」の他、民間の宿泊施設を指定し、年度内1泊の宿泊費を補助しています。 また、日帰り施設として東京ディズニーランド、東京ディズニーシー、東京ドームシティ、サンリオ・ピューロランド、東京スマーランド、キッザニア東京を指定し、年度内1回の補助を行っています。 令和6年度から、観劇やスポーツ観戦に係る興行入場券の購入費用を補助しています。		子ども子育て支援課
中央区ひとり親家庭福祉協議会への支援	ひとり親家庭の経済的、社会的地位の向上と福祉の増進のために活動している中央区ひとり親家庭福祉協議会に補助金を交付するとともに、団体の育成を行っています。		子ども子育て支援課
ひとり親世帯住宅	住宅に困窮しているひとり親世帯を対象に設置している区立住宅です。あき家が発生した場合に募集しています。		住宅課

方向性3 基本施策5 ヤングケアラーへの支援

【現況と課題】

ヤングケアラーとは、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子ども・若者」のことをいい、家族へのケアが日常化することで、学業や友人関係等に支障が出る等、個人の権利に重大な侵害が生じる恐れがあります。

令和6（2024）年6月に子ども・若者育成支援推進法が改正され、このヤングケアラーが、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象であるとして明記されました。

「子どもへのアンケート」の結果では、ヤングケアラーという言葉の認知度について、《知らない》（「あまりよく知らない」と「まったく知らない」の合計）と答えた割合は、小学生38.5%、中学生26.1%、高校生16.6%となっています。また、自分がヤングケアラーにあてはまると思うかたずねたところ、「あてはまる」と回答した割合は、小学生調査では2.9%、中学生調査では1.5%、高校生世代調査では2.0%となっています（P29参照）。

ヤングケアラーは、家庭内の問題であり顕在化しにくいことや、本人や家族に自覚がなく、また周囲がどこまで介入すべきかわからない場合も多いことから、日頃から学校関係者や周囲の大人の気づきが大切であり、ヤングケアラーの啓発を進めることが重要です。

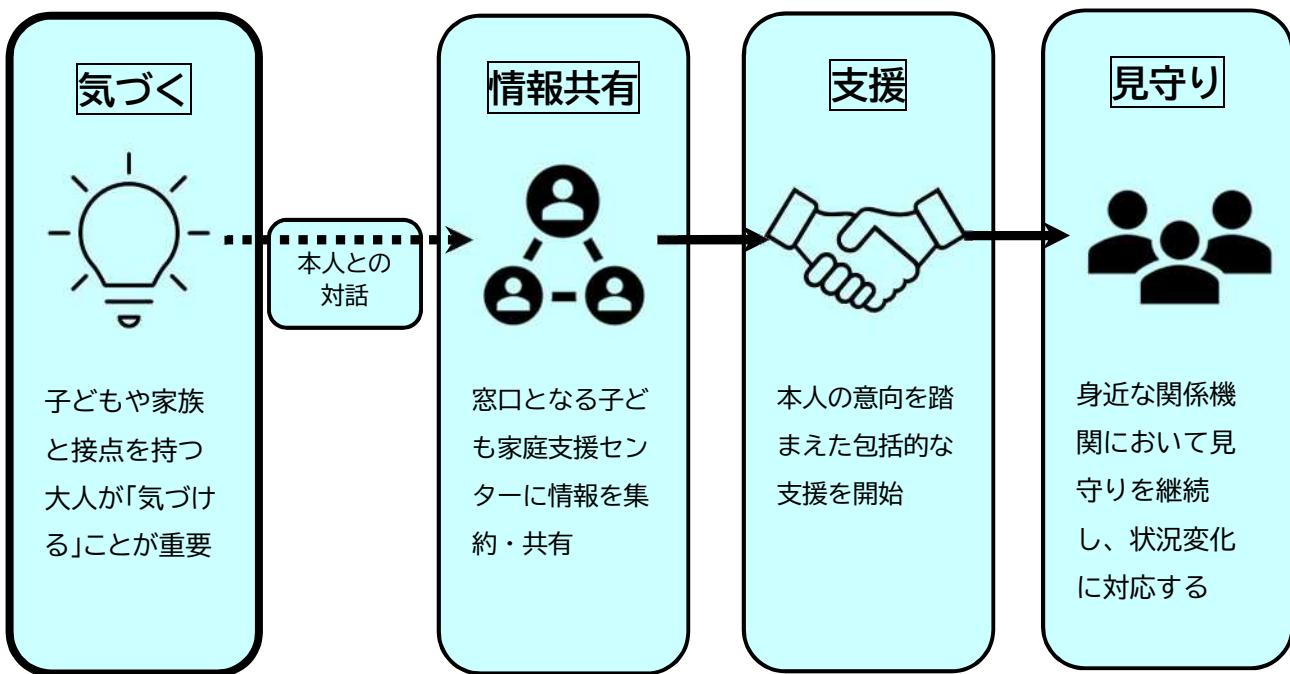
また、子どもを介護力としないよう、子ども・子育て部門と福祉サービス関連部門が連携し、支援のための相談機能やコーディネート機能を充実させることが必要です。

加えて、ヤングケアラーの年齢が幅広いことから、18歳未満で緊急性の高い児童については、サポートプランを作成し包括的・計画的に支援したり、18歳以上の者に対しては、本人が担うケアをサービスで代替していく具体的な支援やピアサポート等への相談を活用したりする等、年齢に応じた切れ目ない支援体制の整備を進めることが重要となっています。

【取組の方向性】

- ヤングケアラーについて継続して実態把握に努めるとともに、あわせて支援の必要性や緊急性についても把握していきます。
- 福祉、介護、医療、教育等の関係機関・団体等と連携し、相談・支援、早期発見と適切な機関へのつなぎを行うためのコーディネート機能を充実させます。
- ヤングケアラーである子どもを把握した場合は、子どもの心情や家庭の状況に十分に寄り添った代替サービスやピアサポート等伴走的な相談支援を行います。

<ヤングケアラー支援の一般的なフロー>



(こども家庭庁資料をもとに作成)

【重点事業・主な事業等】

重点事業		
事業名	事業内容	
子どもと子育て家庭の総合相談【再掲】		
子ども家庭支援センター	<p>子ども家庭支援センター「きらら中央」において、保健・心理・福祉等の相談員による「子どもと子育て家庭の総合相談」を実施し、個別に適切な支援を行います。</p> <p>また、悩みや問題をより身近なところで相談できるように、地域の児童館等への巡回相談を実施しています。</p>	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
	<p><新規相談件数></p> <p>虐待など養護相談：781 件</p> <p>育児など育成相談：192 件</p> <p>その他：38 件</p> <p>合計：1,011 件</p> <p><児童館等巡回相談></p> <p>児童館等：9 力所</p> <p>巡回相談延べ：107 回</p> <p>相談件数：215 件</p>	<p>子どもと子育て家庭を支援するため、子ども家庭支援センターが中心となり関係機関との連携を図りながら迅速な支援を実施していきます。</p>

事業名	事業内容	
ふくしの総合相談窓口【再掲】	年齢や障害の有無、属性等を問わず、福祉に関する困りごとを抱えた方の相談をいったん受け止め、関係機関と連携しながら適切な支援につなげるとともに、課題解決に向けた継続的な支援を行っています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
社会福祉協議会 (地域福祉課)	令和6年度新規事業	令和6年度に中央区役所本庁舎地下1階に開設したほか、令和7、8年度に月島地域・日本橋地域に開設し、区民の方が気軽に相談できる窓口として、福祉に関する困りごとを抱えた方が適切な支援につながるよう取り組みます。

主な事業等

事業名	事業内容	担当課
地域福祉コーディネーター事業【再掲】	社会的孤立の解消に向けた地域づくり、複合的な生活課題を抱えた世帯に対する居住地域での支援等を行っています。	社会福祉協議会 (地域福祉課)
教育相談【再掲】	「教育センター」において、専任教育相談員（臨床心理士）による、しつけや不登校等の教育全般に関する相談を実施します。 このほか、小学校、幼稚園等へ専任教育相談員をスクールカウンセラーとして派遣し、教育全般に関する相談を行います。	教育センター
スクールソーシャルワーカーの派遣【再掲】	不登校、虐待、いじめ等、生活指導上の課題に対応するため、社会福祉士の資格を有し、専門的な知識や技術を用いて問題を抱える児童・生徒や家庭を支援するスクールソーシャルワーカーを全小中学校に派遣しています。 学校及び関係機関との積極的な連携により、いじめや不登校等の問題の早期発見を図るとともに、保護者や教員への支援・情報提供を行っています。	教育センター
SNS相談【再掲】	年齢・性別を問わず誰でも気軽に相談できるよう、SNSを活用したチャット相談を令和6年度から実施しています。	総務課

**コラム****ふくしの総合相談窓口**

近年、ダブルケア（子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態）、ヤングケアラー等の複雑化・複合化した困りごとを抱え、どこに相談してよいかわからない状況の方が増えています。

本区では、分野にかかわらず身近な地域で気軽に福祉の相談ができる「ふくしの総合相談窓口」を令和6年4月に中央区役所本庁舎地下1階に開設しました。

ここでは福祉に関するさまざまな困りごとをいったん受け止め、関係機関と連携しながら解決に向けて継続的に支援を行っています（令和7年度に月島区民センター、令和8年度に日本橋区民センターと順次開設予定です）。

対象者

- ・福祉に関する困りごとや不安を抱えている方
(年齢や障害の有無などは問いません)
- ・経済的に困窮しているなど、
生活にお困りの方
- ・ひきこもりの状態にある方
- ◎ご家族や関係者も相談できます

**相談例**

- ・どの福祉サービスを利用できるか分からない。
- ・困っていることがいろいろとあり、一人で解決できるか不安だ。
- ・借金の返済があり家計が苦しい。
- ・仕事を探しているがなかなか見つからない。
- ・失業して家賃の支払いに困っている。
- ・ひきこもりの家族について話を聞いてほしい。
- ・近所に困っている人がいるけれど、どこに相談したらよいか分からない。

方向性4 ➤ 若者が成長・活躍できる環境をつくります

若者が地域のなかで成長・自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜き、活躍していくよう、地域での交流や活動の中で力を発揮し、ライフデザインを描き、自己決定ができるためのさまざまな情報提供や環境づくりを進めます。

あわせて、生きづらさを抱える若者のための相談体制の充実や生活支援、就労支援、雇用等の経済的基盤の安定のための取組を進めます。

【目標達成の目安となる指標（KPI）】

指標	現状値	目標値
孤独やさみしさを感じることがある高校生世代の割合 【子どもへのアンケート】	高校生世代：32.5% (令和6（2024）年度)	高校生世代：29.0%以下 (令和10（2028）年度)
困っていることや悩んでいることがあるときに話を聞いてくれる人がいる高校生世代の割合【再掲】（※2） 【子どもへのアンケート】	高校生世代：75.5% (令和6（2024）年度)	高校生世代：83.0%以上 (令和10（2028）年度)
20年後の自分のイメージで「生きがい・やりがいを見つけている」と回答する高校生世代の割合（※3） 【子どもへのアンケート】	高校生世代：70.9% (令和6（2024）年度)	高校生世代：80.0%以上 (令和10（2028）年度)

※2 こども大綱上の数値目標：「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合
<目標値:97.1%>

※3 こども大綱上の数値目標：「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合
<目標値:80%>

【基本施策】

- 1 若者が地域で力を発揮できる環境づくり
- 2 生きづらさを抱えた若者の支援
- 3 若者がライフデザインを描くための支援

方向性4 基本施策1 若者が地域で力を発揮できる環境づくり

【現況と課題】

本区の中学生・高校生世代（12～17歳）、若者世代（18～29歳）の人口は増加しており、平成31（2019）年の24,626人から5年後の令和6（2024）年には、約20%増加し、29,605人となっています（P12参照）。

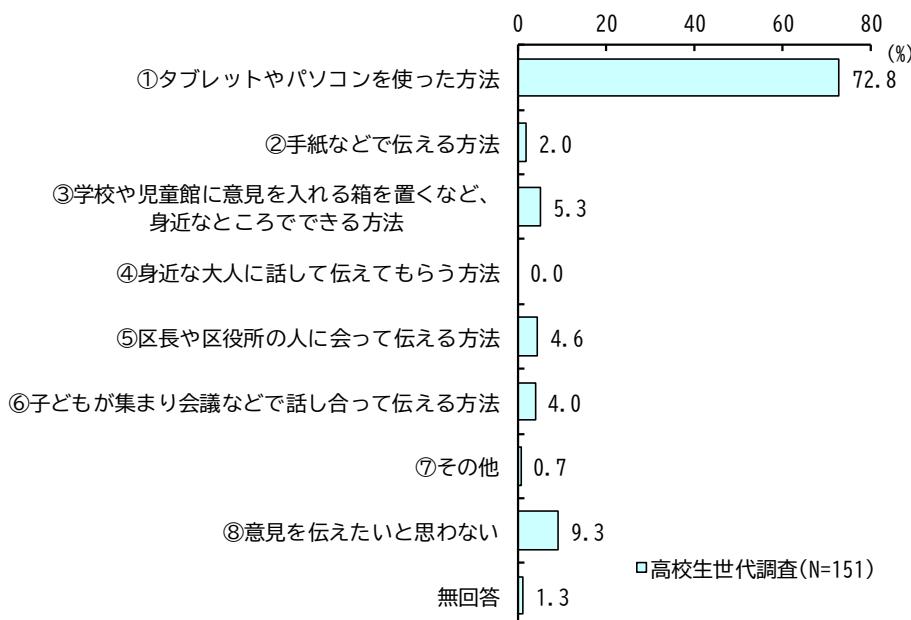
若者世代が増加することにより、若者が過ごす場所や時間、人との関係性も多様になっており、身近な地域における新たな交流やつながりを得られる場として、体験や経験、遊び、オンラインの空間も含めた多様な居場所が必要になると考えられます。

本区では、中学・高校生世代向けの健全な居場所として、区内8カ所に児童館を設置し、各児童館では、中学・高校生世代の意見を聞きながら、スポーツや工作・ゲーム等さまざまなイベントを企画・実施しています。また、新たに整備されたはるみらいには、あらゆる世代が楽しみ、交流できるようなスタジオ、晴海図書館ではTeens&Youthエリア等、個人でもグループでも利用できる学習室が整備されています。引き続き、地域における若者の充実した居場所の確保に努めていく必要があります。

加えて、若者が地域に参加・参画し、地域の担い手として力を発揮していくには、世代を超えた交流の機会の創出や社会への参加・参画意識を高める場を充実し、若者の主体的な活動を通して成長を促していくことも不可欠です。本区では、少年リーダー養成研修会、二十歳のつどい実行委員会のOBOG会があり、メンバーが交流しながら、参加経験を活かした活動等を行っています。

また、「子どもへのアンケート」の高校生世代の結果では、本区に対して意見を伝えやすい方法については、「①タブレットやパソコンを使った方法」が最も高く、ほとんどが何らかの方法を回答しており、「意見を伝えたいと思わない」と回答するのは9.3%にとどまっています。

中央区に対して意見を伝えやすい方法（全体）【子どもへのアンケート・高校生世代（再掲）】



※資料：令和6年度（仮称）中央区こども計画策定に向けた子どもへのアンケート調査結果

本区の将来を担う若者が、地域や社会とつながりを持ち、参加・参画意識を高めることができる場や機会をより一層充実するとともに、若者が区政に参画する機会の充実や手法の工夫を図る必要があります。

【取組の方向性】

- 多様な居場所づくりを通して、若者が表現、発信したり、互いに関係性を築けるような機会の充実を図ります。
- 若者が地域や社会とつながり、参加・参画意識を高めることができる場や機会をより一層充実します。
- 若者へのアンケートの実施や会議体への若者の登用等、区政に若者が参画する機会の充実や手法の工夫を図ります。

【重点事業・主な事業等】

重点事業		
事業名	事業内容	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
青年リーダーの育成	高校生・大学生・社会人等のそれぞれの年代において、将来にわたり活動できる場と機会の拡大を図るために、少年リーダー養成研修会 OBOG 会、二十歳のつどい実行委員会 OBOG 会を組織しています。 各 OBOG 会は、定例会や研修会で活動方針を協議しながら、地域活動への参加や区事業への協力等のボランティア活動を行っています。	
文化・生涯学習課	〈地域活動及び区事業への参加人数〉 ・少年リーダー養成研修会 OBOG 会：延べ 46 人 ・二十歳のつどい実行委員会 OBOG 会：延べ 9 人	地域からの依頼に対して、安定的に派遣できるように、各 OBOG 会の会員数の確保に努めるとともに、区や地域の事業において一部の事業を企画・立案させ、運営を任せた等自主性や自立性を身につけた青年リーダーの育成を進めます。 〈地域活動及び区事業への参加人数〉 ・少年リーダー養成研修会 OBOG 会：延べ 90 人 ・二十歳のつどい実行委員会 OBOG 会：延べ 20 人

主な事業等		
事業名	事業内容	担当課
子ども・若者の意見の反映	子ども・若者向けアンケート調査の実施や会議体への若者の登用等により、子ども・若者が区政に参画できる機会を確保するとともに、子ども・若者の視点や意見を政策等に反映していきます。	全庁
児童館の運営 【再掲】	区内の 18 歳までの児童に健全な遊び場を提供し、健康の増進と豊かな情操を育てることを目的として 8 力所に児童館を設置しています。各児童館では、子ども家庭支援センターのサテライトとして子育て相談を行うほか、工作教室やスポーツ教室、夏まつり、児童館まつり等の行事を開催し地域ぐるみで児童の健全育成を図っています。	放課後対策課



コラム

晴海地区の新たな公共施設

(晴海地域交流センター、晴海区民センター、晴海西小・中学校)

東京 2020 大会後における晴海地区の人口増加や行政需要の増大に対応するため、令和 5 (2023) 年 12 月に晴海地域交流センター「はるみらい」、令和 6 (2024) 年 4 月に晴海区民センターをオープン、晴海西小学校・中学校を開校しました。

【晴海地域交流センター「はるみらい】

(旧) 温浴プラザ「ほっとプラザはるみ」をリニューアルし、地域のあらゆる世代が集える、にぎわいと交流、地域コミュニティの拠点としてオープンしました。集会室や多目的な活動室、学習スペース、キッズスペース、トレーニングスタジオ等、さまざまな世代にご利用いただける施設となっています。

令和 6 年 12 月には、「はるみらい」を中心に、地域の方々のご協力による縁日コーナーやステージイベント等、さまざまな世代が楽しめるイベント「第 1 回中央区晴海まつり」を開催しました。



【晴海区民センター】

施設のコンセプトを「ハルミの木とはらっぱ」とし、大樹に見立てた建物とその下に広がる空間で、あらゆる世代の人々が快適に過ごせる場所でありたいとの思いを込めています。



■ 晴海図書館

豊富な図書のほか、子ども・若者が利用しやすい施設となるよう、はだしのスペース、おはなしのへや等がある児童エリアや若い世代が本を読んだり集中して勉強に取り組める Teens & Youth エリアを設置するほか、10 代をターゲットしたティーンズ展示の実施等を行っています。



■ 渋谷教育学園晴海西こども園

区と協定を結んだ、幼稚園と保育所の役割をあわせ持つ公私連携保育連携認定こども園です。園庭が 1 階から 3 階まで各階に設けられ、歳児ごとにのびのびと活動ができるつくりとなっています。



【晴海西小学校・中学校】

小学校 30 学級、中学校 15 学級の普通教室に加え、小学校と中学校共用の体育館、校庭、25m8 レーンの屋内プール、2 万冊を超える蔵書数の図書室等を設け、小中一体の施設として整備しています。選手村跡地に立地する本校は、東京 2020 大会のレガシーを踏まえ、子どもたちがたくましく生き抜き、他者とともに世界で活躍できる人材となるための基礎を築けるよう、五輪にちなんだ 5 つの「わ」として、「羽」、「環」、「和」、「話」、「我」を教育理念としています。

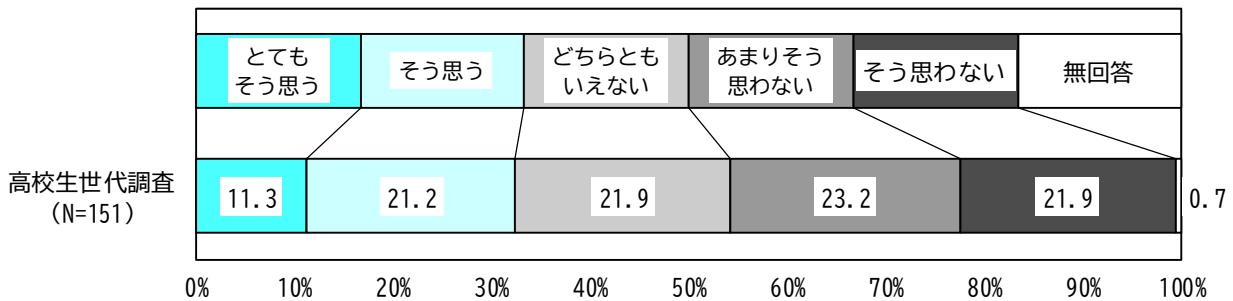


方向性4 基本施策2 生きづらさを抱えた若者の支援

【現況と課題】

核家族化や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化等に伴い、若者の孤独・孤立化の問題が一層顕在化しています。「子どもへのアンケート」の高校生世代の結果では、『孤独やさみしさを感じことがある』について、3割が《そう思う》（「とてもそう思う」と「そう思う」の合計）と回答しています。孤独や孤立は、自殺やひきこもり等、さまざまな社会問題に共通する背景として指摘されており、この点を念頭に置いた適切な対応が必要です。

『孤独やさみしさを感じことがある』（全体）【子どもへのアンケート・高校生世代（再掲）】



※資料:令和6年度（仮称）中央区こども計画策定に向けた子どもへのアンケート調査結果

本区では、「中央区自殺対策計画（第二次）」に基づき、地域におけるネットワーク強化やゲートキーパーの養成、区民への啓発と周知、生きることの促進要因への支援、子どもへの支援等に取り組んでいます。また、ひきこもりで悩んでいる方やその家族からの相談については、令和6（2024）年4月に開設した「ふくしの総合相談窓口」で受け止め、関係機関と連携しながら、適切な支援につないでいます。

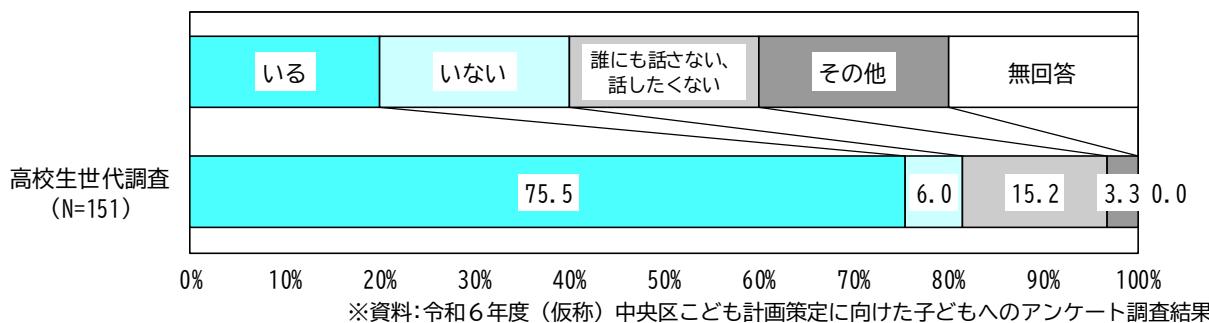
また、「子どもへのアンケート」の高校生世代の結果では、困っていることや悩んでいることがあるときに話を聞いてくれる人の有無について、「いない」が6.0%、「誰にも話さない、話したくない」が15.2%となっており、合計すると約2割の人が誰にも相談していないことになります。

加えて、近年では、若者に対する性犯罪や性暴力が増えており、若者の健全な成長に影響を及ぼす問題となっています。また、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（その恐れのある女性を含む。）に対する支援が課題となっています。

若者が気軽に相談でき、必要な機関につながるよう、相談体制・相談機能の強化が必要です。

困っていることや悩んでいることがあるときに話を聞いてくれる人の有無（全体）

【子どもへのアンケート・高校生世代（再掲）】



【取組の方向性】

- 悩みや困難を抱えた若者やその家族が気軽に相談でき、必要な支援機関につながるよう、相談窓口を積極的に広報・周知するとともに、相談体制・機能の強化を図ります。

【重点事業・主な事業等】

重点事業		
事業名	事業内容	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
うつ病、自殺予防に関する啓発・周知	自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるよう、また、自殺を考えている人やその周囲の人々が適切な相談機関等を知り、必要な機関につながるよう、積極的に啓発・周知を行います。	
健康推進課	<p><通年> 相談窓口一覧リーフレットを窓口等に配置</p> <p><自殺対策強化月間（9・3月）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・懸垂幕、ポスター掲示、広報に特集記事掲載 ・区内4施設におけるパネル展示を実施（9月） <p><八重洲地下街での啓発物配架（3月）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・江戸バスポスター、集合ポスター掲示 <p><イベント等による啓発・周知></p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康福祉まつり、健康増進フェア ・精神保健講習会で正しい知識の普及（年3回） 	引き続き、自殺対策強化月間や講演会、イベント等の機会を中心に、啓発・周知を図るとともに、自殺者の傾向、社会情勢の変化や地域の実情に合わせて、啓発の媒体や方法を工夫し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

事業名		
ゲートキーパーの養成		
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
健康推進課	<p>ゲートキーパー養成講座 実施回数：2回 受講者：延べ55人 ゲートキーパーの認知度：15.7%</p>	ゲートキーパー養成講座の受講者の増加とゲートキーパーの認知度の増加を目指します。

事業名	事業内容	
ふくしの総合相談窓口【再掲】	年齢や障害の有無、属性等を問わず、福祉に関する困りごとを抱えた方の相談をいったん受け止め、関係機関と連携しながら適切な支援につなげるとともに、課題解決に向けた継続的な支援を行っています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
社会福祉協議会（地域福祉課）	令和6年度新規事業	令和6年度に中央区役所本庁舎地下1階に開設したほか、令和7、8年度に月島地域・日本橋地域に開設し、区民の方が気軽に相談できる窓口として、福祉に関する困りごとを抱えた方が適切な支援につながるよう取り組みます。

事業名	事業内容	
SNS相談【再掲】	年齢・性別を問わず誰でも気軽に相談できるよう、SNSを活用したチャット相談を令和6年度から実施しています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
総務課	令和6年度新規事業	区立小中学校の児童・生徒に啓発カードを毎年配布し、繰り返し周知することで、気軽に相談できる機会だけでなく、いつでも相談できる場所があるという安心感を提供します。

主な事業等		
事業名	事業内容	担当課
中央区自殺対策協議会	平成24年度から設置し、学識経験者、医療、民間活動団体、労働、行政等の関係機関が相互に連携して自殺予防対策を総合的に検討しています。	健康推進課
精神保健相談（こころの健康相談）	こころの問題の早期発見・早期治療と社会復帰を支援するため、精神科専門医や保健師による精神保健相談を行っています。	健康推進課
家庭相談及び女性相談	家庭相談員を置き、家庭生活における人間関係等の諸問題について相談に応じています。女性相談では、保護を要する女性の発見に努め、各種相談及び指導を行い、必要に応じて東京都女性相談支援センターに一時保護を依頼する等適切な支援を行います。	子ども子育て支援課
ブーケ21女性相談【再掲】	女性のさまざまな悩みの相談に応じるために、男女平等センター「ブーケ21」で専門のカウンセラーにより実施しています。	総務課
男性電話相談【再掲】	多岐にわたる悩みを抱える男性を支援するため、男性のための電話相談を実施しています。	総務課

方向性4 基本施策3 若者がライフデザインを描くための支援

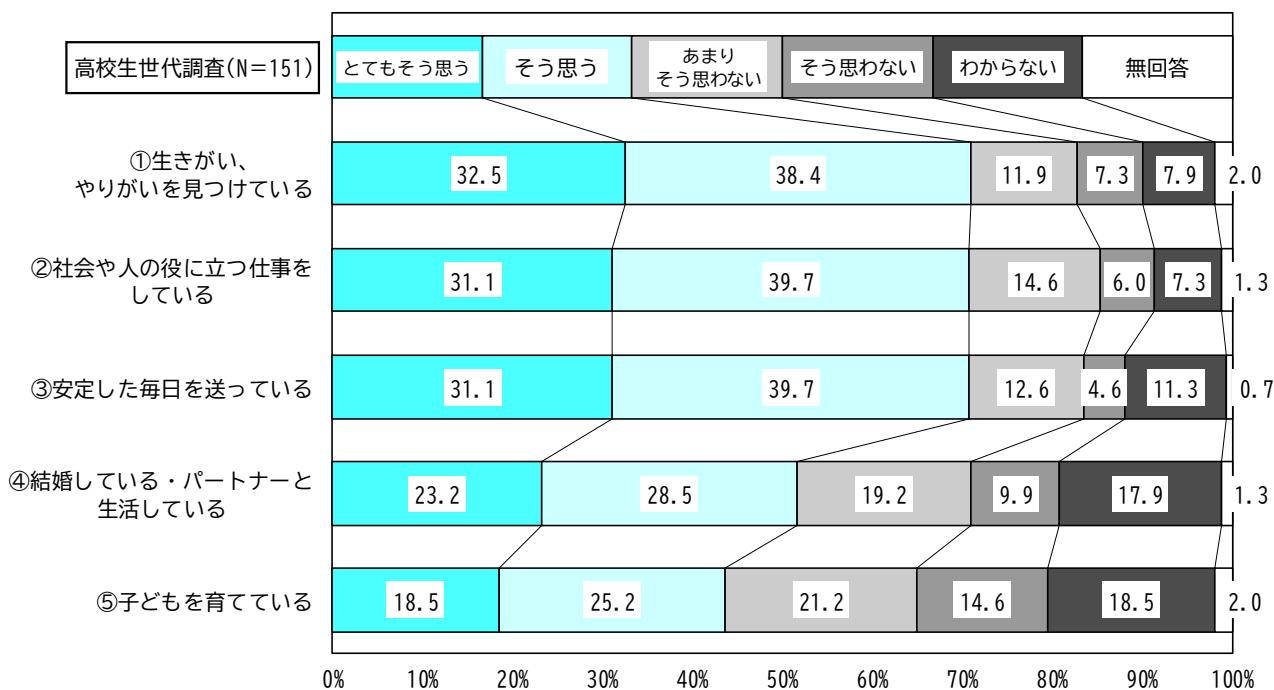
【現況と課題】

全国的に少子化が進み、長引く経済不況や新型コロナウイルス感染症の流行等、社会経済状況が大きく変化する現代において、若者一人一人が、自らの能力や適性等を理解した上で、ライフデザインを描き、進学や就職等のライフイベントに係る選択をし、生きがいを持って自分らしく人生を送ることができるよう、必要な資質・能力を身に付けることが必要です。

このため、本区では、若者向けのキャリア講座や各学校段階の児童・生徒に対するキャリア教育等を通じて、ライフイベントへの心構えや知識・情報、ロールモデルの提供等、若者自身が多様なライフデザインを描くための支援を行っていますが、その内容を充実させていく必要があります。

こうした中で、「子どもへのアンケート」の高校生世代への結果では、20年後の自分のイメージについて《そう思う》（「とてもそう思う」と「そう思う」の合計）の割合は、『①生きがい、やりがいを見つけている』、『②社会や人の役に立つ仕事をしている』、『③安定した毎日を送っている』では7割を超えていましたが、《そう思わない》（「あまりそう思わない」と「そう思わない」の合計）と回答する人も1割台後半から2割となっています。また、『④結婚している・パートナーと生活している』では《そう思う》が5割、『⑤子どもを育てている』では《そう思う》が4割台となっています。

20年後の自分のイメージ（全体）【子どもへのアンケート・高校生世代（再掲）】

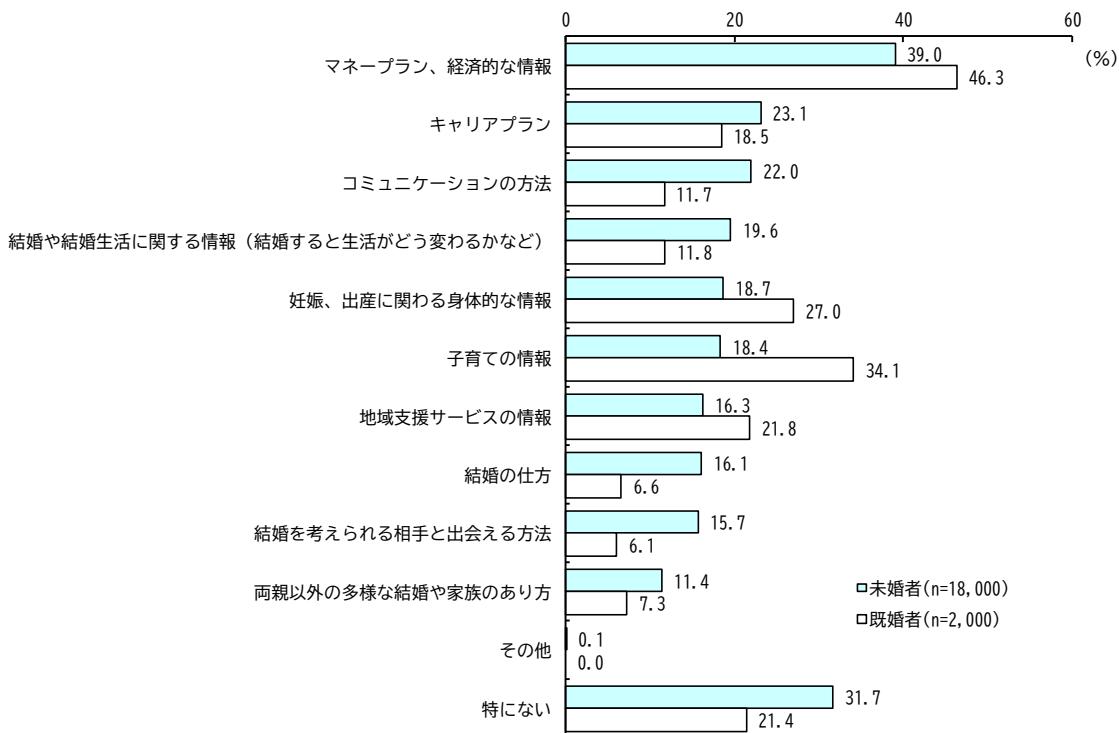


※資料:令和6年度（仮称）中央区こども計画策定に向けた子どもへのアンケート調査結果

また、こども家庭庁の「若い世代の描くライフデザインや出会いを考えるワーキンググループ」によるウェブアンケート結果（全国の15～39歳対象）では、今後のライフプランを考える上で知りたい情報は、既婚・未婚者ともに「マネープラン」が最も高く、未婚者では次いで「キャリアプラン」、「コミュニケーションの方法」、「結婚や結婚生活に関する情報」が続いています。

今後のライフプランを考える上で知っておきたい情報（全体、既婚者・未婚者別）

【こども家庭庁ウェブアンケート】



※資料：こども家庭庁「若い世代の描くライフデザインや出会いを考えるワーキンググループ」
ウェブアンケート結果

【取組の方向性】

- 若者が、自らの適性等を理解した上で、進学や就職等のライフイベントに係る選択ができるよう、資質・能力を身に付けるための支援を一層充実していきます。

【重点事業・主な事業等】

重点事業		
事業名	事業内容	
キャリア教育	各学校段階の児童・生徒に対し、将来、自分にとって最もふさわしい進路や進学希望校等を主体的に選択し、その後の職業生活の中で自己実現を図るために必要な知識・技能・態度・価値観等を、学校内外のあらゆる活動を通じて、組織的・計画的に育成しようとするキャリア教育を実施しています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
指導室	キャリア教育の意義と必要性を正しく認識するとともに、学校全体で取り組む体制を築くため、副校长連絡会のほか、若手教員育成研修において、子どもの実態や発達に応じた指導の内容や方法について工夫・改善を図っています。	変化する社会に対応しながら、キャリア教育の意義と効果を正しく認識するとともに、幼児教育から中等教育にかけて体系的に進めるため、社会・職業との関連を重視した実践的・体験的な活動の充実を図ります。

事業名	事業内容	
青年リーダーの育成 【再掲】	<p>高校生・大学生・社会人等のそれぞれの年代において、将来にわたり活動できる場と機会の拡大を図るため、少年リーダー養成研修会 OBOG 会、二十歳のつどい実行委員会 OBOG 会を組織しています。</p> <p>各 OBOG 会は、定例会や研修会で活動方針を協議しながら、地域活動への参加や区事業への協力等のボランティア活動を行っています。</p>	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
文化・生涯学習課	<p>〈地域活動及び区事業への参加人数〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少年リーダー養成研修会 OBOG 会：延べ 46 人 ・二十歳のつどい実行委員会 OBOG 会：延べ 9 人 	<p>地域からの依頼に対して、安定的に派遣できるように、各 OBOG 会の会員数の確保に努めるとともに、区や地域の事業において一部の事業を企画・立案させ、運営を任せる等自主性や自立性を身につけた青年リーダーの育成を進めます。</p> <p>〈地域活動及び区事業への参加人数〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少年リーダー養成研修会 OBOG 会：延べ 90 人 ・二十歳のつどい実行委員会 OBOG 会：延べ 20 人

事業名	事業内容	
スポーツ指導者養成セミナー	<p>スポーツ指導者として必要な理論等を習得するためのスポーツ指導者養成セミナーを開催しています。セミナー修了者は、スポーツ指導補助者として登録し、区の実施するスポーツ教室等の補助をすることにより、将来のスポーツ指導者を目指すことができます。</p>	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
スポーツ課	<p>スポーツ指導者養成セミナー 参加者：44 人（定員：50 人） スポーツ指導者・補助者数：290 人</p>	<p>参加者：50 人（定員：50 人） スポーツ指導者・補助者数：319 人</p> <p>スポーツ指導者養成セミナーの内容を参加者の意見等を踏まえて改善する等、より多くの方に参加していただき、スポーツ指導者として活躍していただけるよう取り組みます。</p>

主な事業等

事業名	事業内容	担当課
ライフデザインを描くための必要な知識や情報等の提供	高校生世代・若者向けの講座や展示等を通じて、キャリアプラン、進路・職業選択、ワーク・ライフ・バランス、子育て等に関する知識や情報を提供します。	全庁
小中高生の育児体験受入れ【再掲】	保育所等において、小・中学生および高校生の育児体験や職場体験の場を提供していきます。	保育課
地域スポーツクラブ	地域の方々が主体となって運営し、身近な施設で子どもから大人まで誰もが気軽にスポーツやレクリエーション、文化活動等を楽しめるスポーツクラブです。会員としてだけでなく、運営スタッフ、指導者等さまざまな形でクラブに参加することができます。	スポーツ課

主な事業等		
事業名	事業内容	担当課
若年者合同就職面接会	若年者と求人を希望する企業との合同就職面接会を開催し、若年者の就労の機会を確保するとともに、中小企業の人材確保の場を提供しています。	商工観光課
職業相談・就職ミニ面接会	ハローワークの協力により、京華スクエアを会場として定期的に職業相談および就職ミニ面接会を開催するとともに、臨床心理士による仕事にまつわる心理カウンセリングを実施し、区民等の就労支援と雇用の安定化を図ります。	商工観光課
未就職学卒者等の就労支援事業	未就職者を対象に、人材派遣会社等において、セミナーやキャリアカウンセリングを通して就労支援を行っています。また、区内中小企業とのマッチング説明会等を実施し、正規雇用への支援を行うとともに、中小企業の労働力確保を支援しています。	商工観光課
起業家塾	区内在住・在勤者で起業（開業）意欲のある方を対象に、起業に必要な基本知識（経営、財務等）を習得するための講習を実施しています。	商工観光課
創業支援	区内で創業する事業者を支援するため、区内の創業支援事業者と連携し、創業に関連する施策を創業支援等事業計画として整理の上推進し、創業支援に向けた取組を実施しています。	商工観光課

方向性5 地域・社会全体で子ども・若者を育む力を高めます

家庭はすべての教育の出発点であり、重要な役割を担っていることから、各家庭の自主性を尊重しながら、家庭・地域・学校・関係機関が連携し、親が子どもと真剣に向き合い子どもを健やかに育む「親力」を高めていく必要があります。

そのため、家庭教育の充実や地域での子ども・子育て支援を通して、地域・社会の連携・協働による、子どもの育ちや子育てを支援していきます。また、子ども・若者を事故やさまざまな犯罪から守るために安全対策等を講じ、子ども・若者にやさしいまちづくりを進めます。さらに、仕事と生活の調和の実現に向け、ワーク・ライフ・バランスに関する取組を継続し、家庭や職場、地域、社会全体での理解を促進します。

【目標達成の目安となる指標（KPI）】

指標	現状値	目標値
中央区が好きな子どもの割合 【子どもへのアンケート】	小学生：84.5% 中学生：91.8% 高校生世代：89.4% (令和6（2024）年度)	小学生：89.0%以上 中学生：95.0%以上 高校生世代：94.0%以上 (令和10（2028）年度)
近所づきあいで「ほとんどつきあいはない」と答える保護者の割合 【子育て支援に関するニーズ調査】	就学前保護者：18.1% 小学校保護者：9.6% (令和5（2023）年度)	就学前保護者：9.0%以下 小学校保護者：3.0%以下 (令和10（2028）年度)
地域住民による子ども・子育て活動に将来的に携わってもよいと思う保護者の割合 【子育て支援に関するニーズ調査】	就学前保護者：70.4% 小学校保護者：58.5% (令和5（2023）年度)	就学前保護者：77.0%以上 小学校保護者：64.0%以上 (令和10（2028）年度)
中央区が子育てしやすいまちだと思う保護者の割合【再掲】 【子育て支援に関するニーズ調査】	就学前保護者：79.5% 小学校保護者：83.1% (令和5（2023）年度)	就学前保護者：87.0%以上 小学校保護者：87.0%以上 (令和10（2028）年度)
中央区に「ずっと住み続けたい」と思う保護者の割合 【子育て支援に関するニーズ調査】	就学前保護者：50.3% 小学校保護者：55.7% (令和5（2023）年度)	就学前保護者：55.0%以上 小学校保護者：61.0%以上 (令和10（2028）年度)

【基本施策】

- 1 地域における子育て支援
- 2 子どもを守る安全なまちづくり
- 3 ワーク・ライフ・バランスの推進

方向性5 基本施策1 地域における子育て支援

【現況と課題】

家庭はすべての教育の出発点であり、基本的な生活習慣、他者への思いやり、社会的なルール、自己肯定感や自立心等、子どもの基礎的な資質や能力を育成する上で非常に重要な役割を担っています。各家庭の自主性を尊重しながら、家庭・地域・学校・関係機関が連携し、親が子どもと真剣に向き合い、子どもを健やかに育む「親力」を高めていく必要があります。

「子育て支援に関するニーズ調査」の結果では、近所づきあいの程度は、就学前児童保護者では、「あいさつする程度（46.4%）」が最も高く、「時々立ち話をする（19.5%）」、「ほとんどつきあいはない（18.1%）」が続いています。平成30年調査と比較すると、令和5年調査では「ほとんどつきあいはない」の割合は9.2%から18.1%と高くなっています、子育て世帯の孤立化を防ぐため、子育て世帯と地域がつながるための支援が課題となっています（P38参照）。

また、地域住民による、子ども・子育て支援活動への期待をたずねたところ、就学前児童保護者では、「子どもにスポーツや勉強を教える活動（57.1%）」、「子どもの見守りをしてくれる活動（50.0%）」、「子どもと遊んでくれる活動（47.3%）」等が続き、子どもの心身の成長や見守りに地域の力を期待する保護者が多いことがうかがえ、地域住民による子育て支援活動を一層推進していくことが重要となっています（P39参照）。

加えて、保護者が地域での子ども・子育て支援活動に将来的に携わってもよいかたずねたところ、就学前児童保護者では、「すでに携わっている」は1.8%と少ないものの、「ぜひ携わりたい」は13.8%、「携わってもよい」は54.8%との回答がありました。子育ての経験を地域に還元したいという意欲のある人は7割を超えていました（P39参照）。

地域・社会全体で子育て家庭を支えていくためには、こうした意欲のある人達を巻き込みながら、地域のコミュニティ活動等を通して、子どもや子育て家庭と専門的知識や経験を持つ地域の支援者がつながり、交流を深めながら子育ての情報や経験を共有するとともに、さまざまな主体による見守り活動を一層充実していくことが必要です。

【取組の方向性】

- 地域全体で子育て家庭を支援し、家庭の教育力の向上を図るために、家庭・学校・地域と連携しながら、保護者が家庭教育について学ぶ機会を提供する等、子どもを育む「親力」の向上を図ります。
- 子どもや子育て家庭と地域がつながり、子どもの心身の健やかな育ちを支えるため、地域活動等の場の充実を図ります。

【重点事業・主な事業等】

重点事業		
事業名	事業内容	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
地域家庭教育推進協議会の活動支援	<p>家庭教育の推進や親力の強化を図るため、区、学校関係者、PTA、民生・児童委員、青少年委員等地域の家庭教育関係者で構成する「中央区地域家庭教育推進協議会」を設置し、学校やPTA、地域の子育て支援団体と連携し家庭教育学習会等家庭教育を学ぶ機会を提供しています。</p>	
文化・生涯学習課	<p><協議会> 委員：14人 会議：6回</p> <p><家庭教育学習会（総計）> 実施状況：76講座、80回 参加者数：2,158人 (内、父親参加者数：304人)</p> <p><報告・交流会> 実施状況：1回 参加団体：27団体 参加者数：40人</p>	<p><家庭教育学習会（総計）> 参加者数：3,000人(内、父親参加者数：500人)</p> <p>父親の参加割合の向上を図るため、父親の家庭教育参加促進事業「おやじの出番！」の企画提案・参加を促し、父親の子育てに関わる契機となるよう事業を拡充していきます。</p>

事業名	事業内容	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
地域活動拠点	<p>地域住民の居場所や多世代交流の場、アウトリーチの拠点として、地域活動拠点を整備し、地域活動に取り組む住民主体の活動を後押しする場として活用しています。</p> <p>京橋地域：「ツキチカ！」（中央区役所地下1階（京橋図書館跡地）） 日本橋地域：「はまるーむ」 月島地域：「勝どきデイルーム」</p>	
社会福祉協議会（地域福祉課）	<p>地域福祉コーディネーターが支援する地域活動団体数：32団体 (内、子ども関係団体：13団体)</p>	<p>地域福祉コーディネーターが支援する地域活動団体数：拡大</p>

主な事業等		
事業名	事業内容	担当課
子育て支援講座の開催【再掲】	<p>子育て中の親の親力向上と親同士の仲間づくりの機会になる講座の開催により、地域の子育てを支援します。特に、「子どもに伝わるほめ方・しかり方」等、子育て中の保護者がすぐに実践できる講座を開催します。</p>	子ども家庭支援センター
保育所での地域交流事業【再掲】	<p>保育所の施設等を利用し、身近な地域の方々や、他の保育所・幼稚園・小学校の子どもたちとの交流の場を設けることで、子どもの成長・発達を促す環境づくりを進めています。</p> <p>また、地域の子育て家庭に対し育児不安の軽減や孤立防止につながるよう、各保育所において、在園児とともに園行事等の保育所での生活を体験するイベントや離乳食講座、出産前後の親の育児相談等も実施しています。</p>	保育課

事業名	事業内容	担当課
出産を迎える親の体験学習【再掲】	育児不安解消につながるよう、私立認可保育所等において、出産前後の地域の子育て家庭の親に対し、子どもとの関わり方を見学する等の体験学習を実施していきます。	保育課
青少年対策地区委員会の活動支援	<p>地域社会における青少年の健全育成を図るために自主団体として、連合町会単位に19地区委員会が設置されています。</p> <p>それぞれの地区委員会は、青少年問題協議会で審議決定した施策の実施に協力するとともに、地域の実情に応じた各種の行事を実施する他、各地域における青少年関係団体等の活動についての連絡調整を行っています。</p> <p>区では、地区委員会の活動支援として事業経費に対する補助金の交付やバス借り上げ費の助成、委員研修の実施、行事に対する講師の派遣、行事参加者の事故に備えての傷害保険への加入等を行っています。</p>	文化・生涯学習課
民生・児童委員活動支援	<p>民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、担当する地域において、区民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々です。また、民生委員は児童委員を兼務しています。</p> <p>児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行います。一部の児童委員は、児童に関する仕事を専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。</p> <p>区では、民生・児童委員活動費の支給や定例協議会・研修・施設見学会等を運営実施し、民生・児童委員の活動の円滑化を図るほか、民生委員推薦会の運営を行っています。</p>	地域福祉課
いきいき地域サロン	高齢者や障害のある方、子育て中の方等が、住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、自主的・自発的に地域でサロン活動を行う団体を支援しています。	社会福祉協議会
みんなの食堂等支援事業【再掲】	無料または低額での食事提供等を通じて、子どもや高齢者等の孤食防止、地域住民の多世代交流を図ることを目的とした「みんなの食堂等」の活動に対し、運営に必要な費用の一部を補助する等の支援を行います。	社会福祉協議会 (地域福祉課)
夏休み福祉・ボランティア体験 「イナっこ教室」【再掲】	区内在住・在勤・在学の小学生以上を対象に、福祉やボランティア活動への理解と関心を高めることを目的として、夏休み福祉・ボランティア体験講座を実施しています。	社会福祉協議会



コラム

子どもの育ちと地域社会（こどもまんなかチャート）

子どもはその成長過程において、さまざまな人や環境と関わりあいながら、成長していくといわれています。

令和5（2023）年12月に閣議決定された「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」では、「子どもの育ちの質には、保護者・養育者や子どもに関わる専門職のみならず、すべての人が、それぞれの立場で直接的・間接的に影響している」としており、「子どもの誕生前から幼児期までの育ち」に、社会の様々な立場の人がどのような立ち位置で、子どもを支える当事者となり得るのかについて「こどもまんなかチャート」として、わかりやすく「見える化」しています。

それによれば、子どもも「こどもまんなか社会」のつくり手であり、「こどもまんなか」という一貫した考え方の下で、すべての人が当事者となり、子どもの育ちを保障していくという理念がうたわれています。また、子どもの育ちの質に与える影響を、「保護者・養育者」、「子どもと直接接する人」、「子どもが過ごす空間」、「地域の空間」、「施策や文化」といった層ごとに分け、社会の様々な立場の人が、それぞれの立ち位置で子どもを支える当事者となることが示されています。

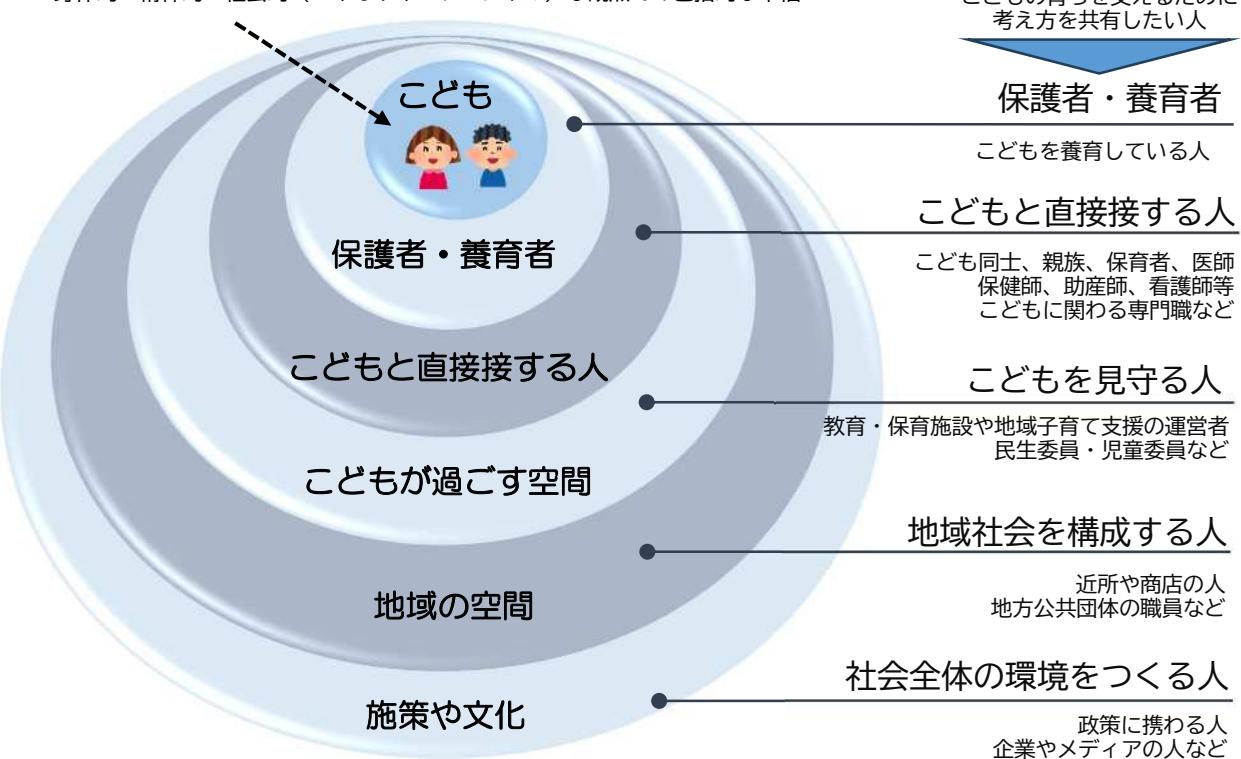
以上のことから、子どもの育ちは子どもを取り巻くすべての人が関わることで実現するものであり、地域社会であらゆる人が子どもの育ちに関わっていくことが重要であるといえます。

【それぞれの子どもから見た「こどもまんなかチャート】

すべての子どもの生涯にわたる

身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）な観点での包括的な幸福

子どもの育ちを支えるために
考え方を共有したい人



出典：「幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン」
(はじめの100か月の育ちビジョン) (2023年12月)

方向性5 基本施策2 子どもを守る安全なまちづくり

【現況と課題】

近年、子どもが巻き込まれる事故や事件が多発していることから、地域全体で子どもを守り、安全で安心できる子育て環境づくりが求められています。

区ではこれまで登下校での子どもの事件・事故を未然に防ぎ、危険を回避するため、防犯ブザー等のグッズ配布を行うとともに、PTAや地域、警察等の関係機関と連携し、登下校時の通学路等における児童・生徒・園児の安全確保に努めてきました。

今後も引き続き、交通安全の推進や地域における見守り体制、子育てしやすい安全・安心なまちづくりを推進しています。

また、情報化の進展により、子どもがインターネットやスマートフォン・タブレットを気軽に利用できるようになった一方で、子どものネット依存、ネットいじめ、SNSを通した性被害犯罪等の問題が発生しています。このような被害をなくすために、スマートフォンやタブレットの安全な使い方を学び、動画投稿等SNS活用のルールを知り、個人情報の保護も含めて被害に遭わない対応策を学ぶための情報モラル教育を引き続き行う必要があります。

さらに、令和4（2022）年の民法の一部改正により、成人年齢が18歳となり、契約年齢が引き下げられたことから、これまで認められていた18歳、19歳の未成年者取消権がなくなり、消費者被害の拡大が懸念されています。消費者トラブルを未然に防ぐため、子ども、若者に対する注意喚起や意識啓発が必要です。

【取組の方向性】

- 引き続き、子どもの事故を未然に防ぎ、危険を回避するため、交通安全の推進や地域における見守り体制を充実させ、子育てしやすい安全・安心なまちづくりを推進します。
- 引き続き、スマートフォンやタブレットの安全な使い方を学び、動画投稿等SNS活用のルールを主体的に考えさせる情報モラル教育を行っていきます。
- 社会経験の少ない子ども、若者に対し、ホームページやSNS、ポスター等による注意喚起や区立中学生を対象とした副教材の配布により、消費生活に関する意識啓発を一層推進していきます。

【重点事業・主な事業等】

重点事業		
事業名	事業内容	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
通学路等の安全確保 学務課、交通課	<p>防犯ブザー等のグッズ配布や、PTA や地域、警察等と連携しながら、登下校時の通学路等における児童・生徒・園児の安全確保に努めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯ブザーの配布：1,678 個 ・こども 110 番登録件数：682 件 ・区内幼稚園・保育園の3～5歳を対象に、交通安全教育絵本を配布 ・区内小学校新入学生全員に、ランドセルカバーを配布 ・通学路の安全点検実施：8 校 	引き続き、関係機関と連携し、登下校時の通学路等における児童・生徒・園児の安全確保に努めます。

事業名	事業内容	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
情報モラル教育の推進 指導室	<p>「SNS学校ルール」を各校で定め、児童・生徒がSNS等のより適切な利用について主体的に考えさせる指導を行うとともに、スマートフォン等の使い方やネット犯罪への対応等を学ぶセーフティ教室を関係機関と連携して全小・中学校で実施します。</p> <p>全小中学校において学習指導要領における「情報モラル」の定義を踏まえつつ、自ら適切に情報機器を活用できる力の育成等、デジタルシチズンシップ教育の視点を踏まえた教育を特別活動や道徳科、総合的な学習の時間等において実施しています。</p>	デジタルシチズンシップ教育を実施し、発達段階に応じた計画的な情報活用能力の育成により情報社会で主体的に生きる資質・能力を育成します。

事業名	事業内容	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
若年者への消費者教育及び情報提供 区民生活課	<p>親子消費者講座の実施や、区内掲示板への啓発ポスターの掲出、安全・安心メールやホームページでの発信、区立中学生を対象とした副教材の配布等により、最新の消費者トラブルに関する注意喚起を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活相談：134件（29歳以下契約者） ・若者のトラブル110番：1件 <若年者向け消費者トラブル防止啓発> <ul style="list-style-type: none"> ・ポスター掲示　区内掲示板等：373カ所 ・ちゅうおう安全・安心メール ・消費生活展での啓発 ・消費生活講座：3回 ・ホームページ等での啓発 ・区立中学生を対象とした副教材の配布 ・親子消費者講座：1回 	引き続き、若者向けに、消費生活相談を実施するほか、ホームページやSNS、ポスター等による注意喚起を行うとともに、区立中学生を対象とした副教材の配布等により、消費トラブルに関する意識啓発を図ります。

主な事業等

事業名	事業内容	担当課
補導連絡会	地域における青少年の健全育成を図るため、青少年問題協議会の組織として警察署管轄区域を単位に4団体を設置しています。 各団体は、定例会・街頭補導・施設見学等を実施し、非行少年等についての情報交換や問題青少年の指導方法について学習しています。	文化・生涯学習課
地域コミュニティ PTA（ピタ）ツと！事業「ランPAT2.0」	地域のつながりづくりや安全・安心の向上を目的として、町会・自治会とPTAが地域の情報を共有し、ランニングをしながらパトロールを行う地域コミュニティPTA（ピタ）ツと！事業「ランPAT2.0」を実施しています。	地域振興課
子ども自転車乗り方教室	初めて自転車を運転する子ども等を対象に、自転車の乗り方や交通ルールについて、親子で学べる自転車教室を開催しています。	交通課

方向性5 基本施策3 ワーク・ライフ・バランスの推進

【現況と課題】

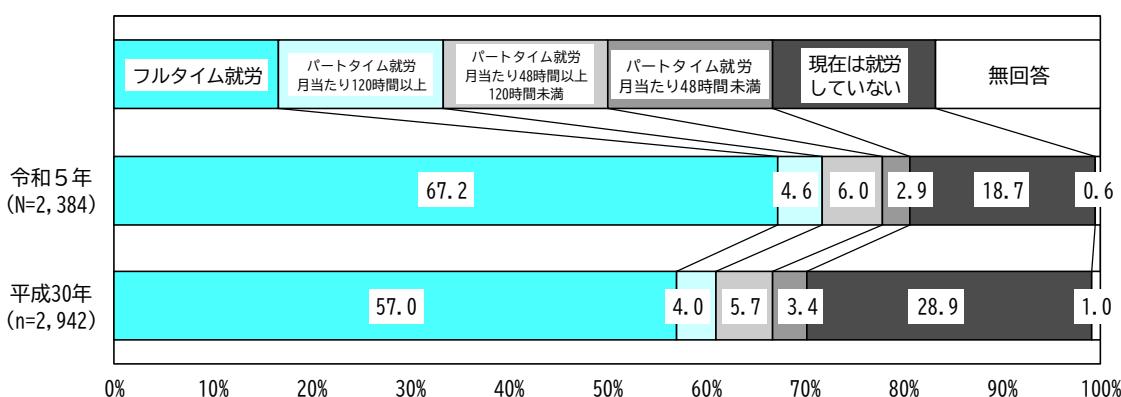
ライフスタイルや価値観の多様化により、自分や家族との時間を大切にしつつ、やりがいや充実感を感じながら働きたいと考える人が増えており、企業による職場の風土改革と合わせた働き方の見直しを推進するための支援が求められています。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進は、企業にとってもますます重要となっています。

「中央区男女共同参画行動計画2023」では、女性の活躍推進に向けて、「ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた支援」を取り組むべき課題として掲げ、すべての区民が、自らの意思で自分らしい生き方や働き方を柔軟に選択でき、充実した生活を送ることができる社会を目指し、関連する事業の推進に取り組んでいます。

「子育て支援に関するニーズ調査」の結果では、就学前児童保護者の母親の就業率は8割を超え、母親のフルタイム就労の希望も高くなっていることから、今後は、家庭生活での男女共同参画や、企業がワーク・ライフ・バランスを実現しやすい職場づくりに取り組むことがますます重要となっています。

母親の現在の就労状況（全体）【経年比較】

【子育て支援に関するニーズ調査・就学前児童保護者】

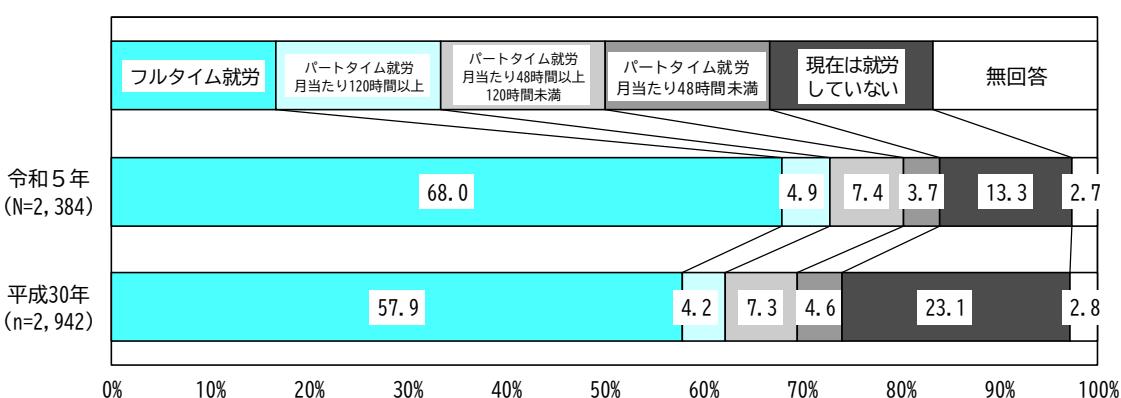


※フルタイム就労、パートタイム就労ともに育休・介護休業中も含む

※資料：令和5年度子育て支援に関するニーズ調査結果（就学前児童保護者対象調査より）

母親の1年後の就労予定（全体）【経年比較】

【子育て支援に関するニーズ調査・就学前児童保護者】



※フルタイム就労、パートタイム就労ともに育休・介護休業中も含む

※資料：令和5年度子育て支援に関するニーズ調査結果（就学前児童保護者対象調査より）

また、国は、令和5（2023）年12月策定の「こども未来戦略」において、令和7（2025）年までの男性の育児休業取得率の目標を、現行の30%から、「公務員85%（1週間以上の取得率）、民間50%」に大幅に引き上げ、男性の育児休暇促進に取り組んでいます。

なお、東京都全体での男性の育児休業取得率は、令和5（2023）年度の調査では38.9%（平成30（2018）年:16.6%）、本区においても、「子育て支援に関するニーズ調査」の結果では、育児休業を取得した父親の割合は、令和5（2023）年度には24.0%（平成30（2018）年度:8.6%）で、ともに大きく増加しており、男性の育児休業の取得が進んでいることがわかります（P33参照）。

以上を踏まえ、子育て中の働く男女の仕事と生活の調和に向けて、ワーク・ライフ・バランスを企業、地域、社会全体の取組としていくために、区民や事業所、関係団体、行政が連携・協働し、男女の働き方改革を推進していくことが課題です。

【取組の方向性】

- 区民や事業所に対して、ワーク・ライフ・バランスの意義や重要性をさまざまな機会を通じて啓発するとともに、事業所の自主的な取組を支援し、誰もが働きやすい職場づくりを推進します。
- 男性が家事・育児・介護等を自らのことと捉え、主体的に参画する動きを広めるために、意識啓発を図るとともに、男性の参画を促すための環境づくりを推進し、家庭生活での男女共同参画に向けて取り組みます。

【重点事業・主な事業等】

重点事業		
事業名	事業内容	
ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定	仕事と家庭の両立や男女がともに働きやすい職場の実現に向けてワーク・ライフ・バランスの取組を推進している企業等の認定を強化し、その取組を広く周知しています。	
担当課	現況（令和5年度実績）	最終年度（令和11年度）目標
総務課	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定数：29事業所	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定数：35事業所以上

主な事業等		
事業名	事業内容	担当課
ワーク・ライフ・バランスセミナー等の開催	労働セミナー、ワーク・ライフ・バランスセミナーにより、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を行っています。	総務課
ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー派遣	仕事と子育て・介護の両立支援や長時間労働の削減等働きやすい職場づくりに取り組みたい、またはさらに取組を向上させたい事業所に、専門のアドバイザーを派遣しています。	総務課
男性を対象とした講座等の開催	男女共同参画講座・講演会等により、男性の家事・育児・介護への参画促進に向けた普及・啓発を行っています。	総務課
就労相談会	仕事と生活の両立等再就職に向けた不安や働くことに関する悩みを解消するため、キャリア相談を実施しています。	総務課



コラム

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて

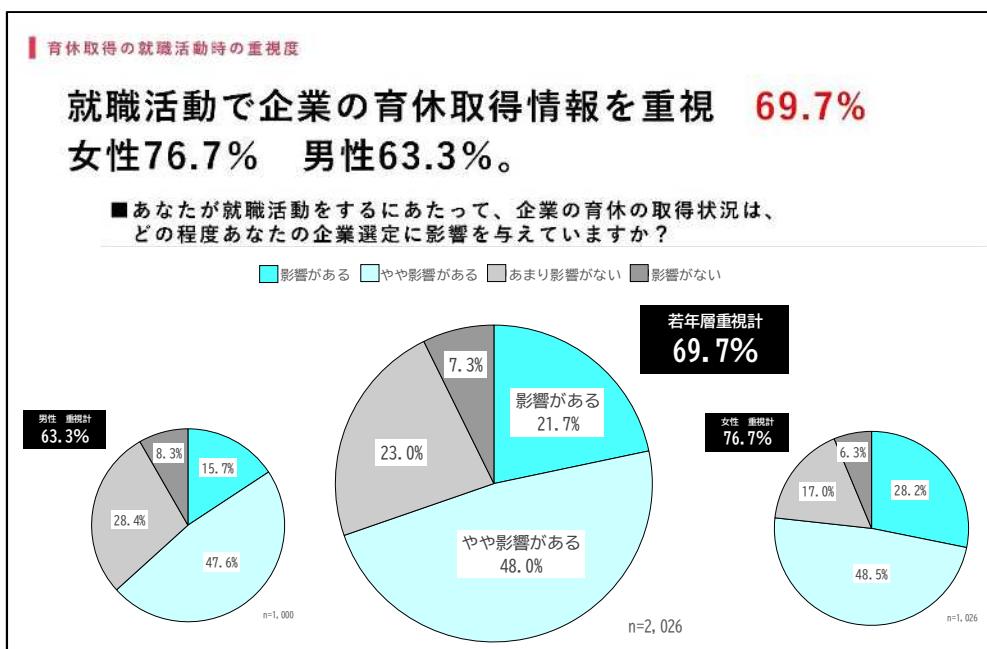
仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものです。同時に、家事・育児、近隣との付き合い等の生活も暮らしには欠かすことができないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増します。しかし、現実の社会では「安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない」「仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない」「仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む」等、仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られます。個々人のライフスタイルも変化する中、将来にわたって多様性に富んだ活力ある社会を創造していくためには、男女がともに、仕事、家庭生活、地域生活等様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進が極めて重要です。

若年層の育児休業の取得意向を例にとると、令和6（2024）年7月に、厚生労働省が「男性の育児休業取得促進事業（イクメンプロジェクト）」において実施した「若年層における育児休業等取得に対する意識調査」の結果（速報値）では、就職活動における企業選定の基準として、69.7%が「育休取得実績」を重視していると回答しました。さらに、「男性の育休取得実績がない企業」に対しては、61.0%が「就職したくない」と回答し、就職活動において「男性の育休取得実績」を重視していることが伺えます。また、配偶者に育休を取得してほしい意向も88.6%と、若年層の育休を取得したい意向の強さが明らかになりました。

急速な少子高齢化に直面する中で、企業においては若年労働力の確保や生産性の向上は深刻な問題・課題の一つとなっています。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取組は、人材の確保・定着や企業競争力向上において有利な展開が期待できます。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の取組を加速させるには、個人の意識と企業の姿勢との両面から取り組むことが重要であり、家族等周囲の理解・協力も必要です。

社会全体で仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に取り組んでいきましょう。



出典：厚生労働省イクメンプロジェクト 「若年層における育児休業等取得に対する意識調査」（令和6（2024）年）

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 本計画で取り扱う人口推計

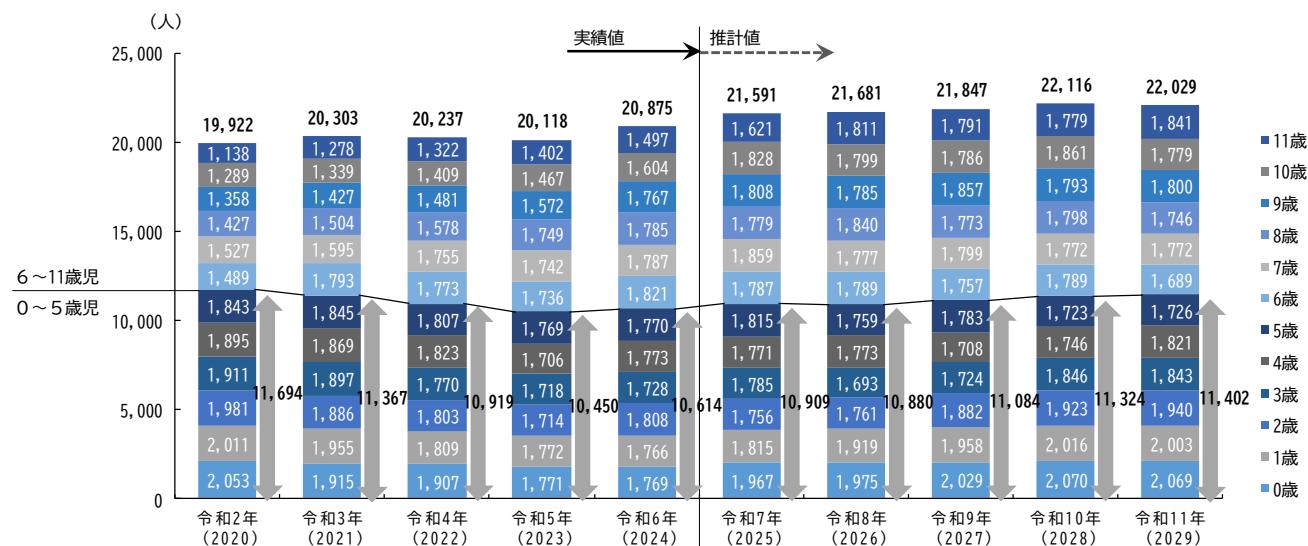
本計画における幼児期の教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業及びこども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の需要量見込みの算出にあたっては、令和6（2024）年4月1日の住民基本台帳人口を基準として、直近の開発動向等の要素を取り入れて算出した人口推計を用いています。

人口推計では、令和6（2024）年4月1日からの5年間で、0～11歳の人口は、1,154人（約5.5%）増加する見込みです。

年齢区分別に見ると、未就学児（0～5歳児）の人口は788人（約7.4%）、小学生（6～11歳児）の人口は、366人（約3.6%）増加すると推計されています。

地域別に見ると、0～11歳の人口は、令和6（2024）年と令和11（2029）年を比較すると、京橋地域で169人（約4.2%）、日本橋地域で153人（約2.7%）減少しますが、月島地域では1,478人（約13.3%）増加すると推計されています。

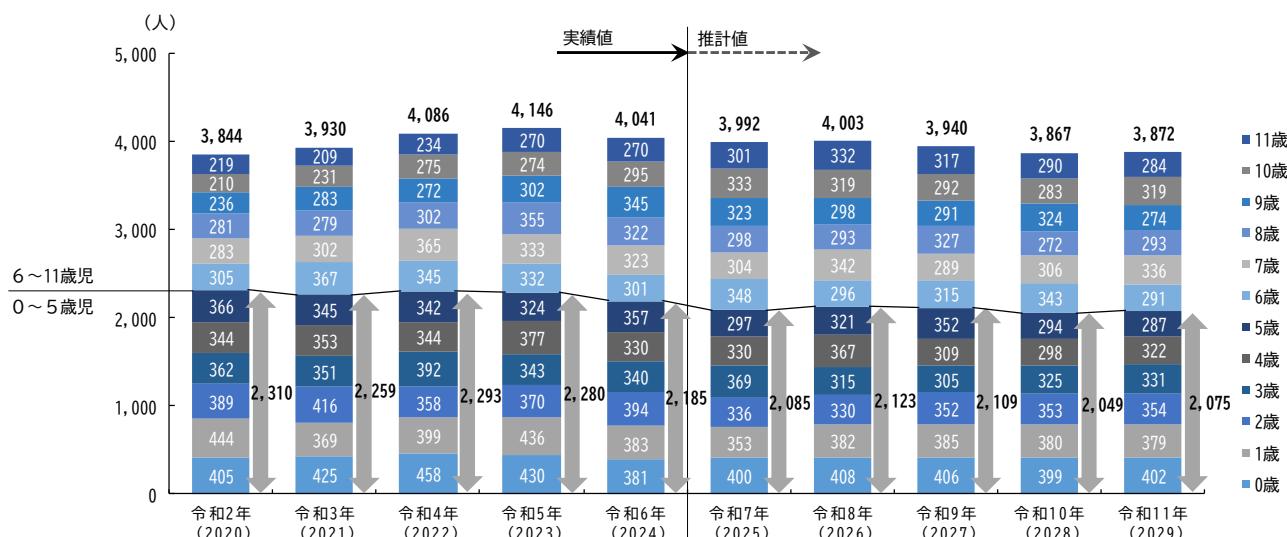
<中央区全域>



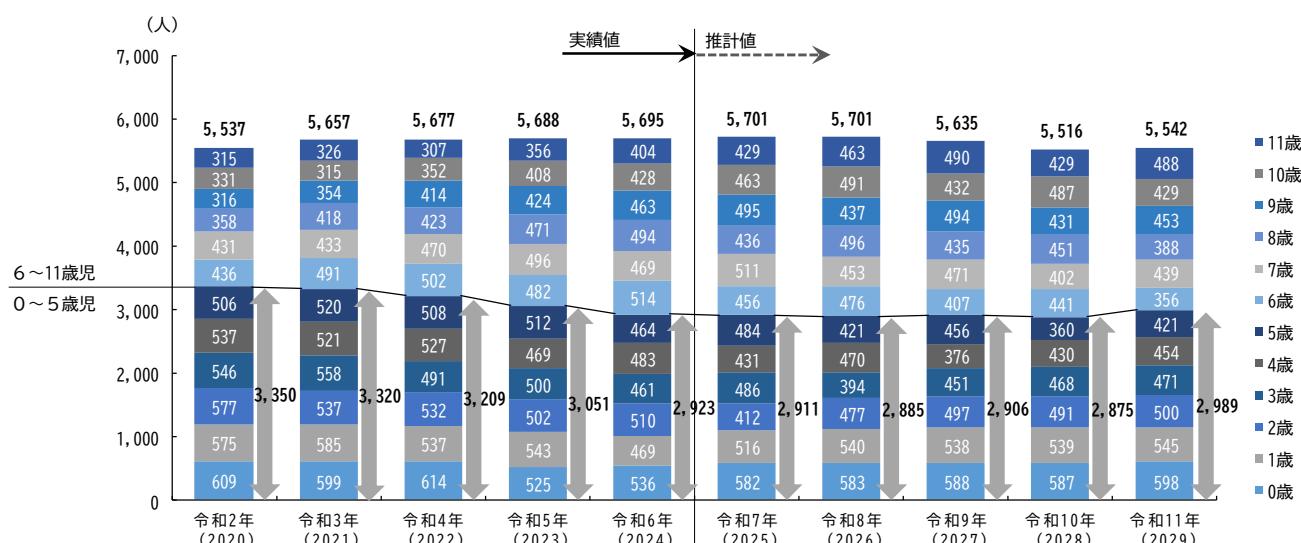
※実績値は中央区「住民基本台帳」4月1日現在

※推計値の各歳児人口は、小数点第一位を四捨五入しているため、全体の合計と合致しない。

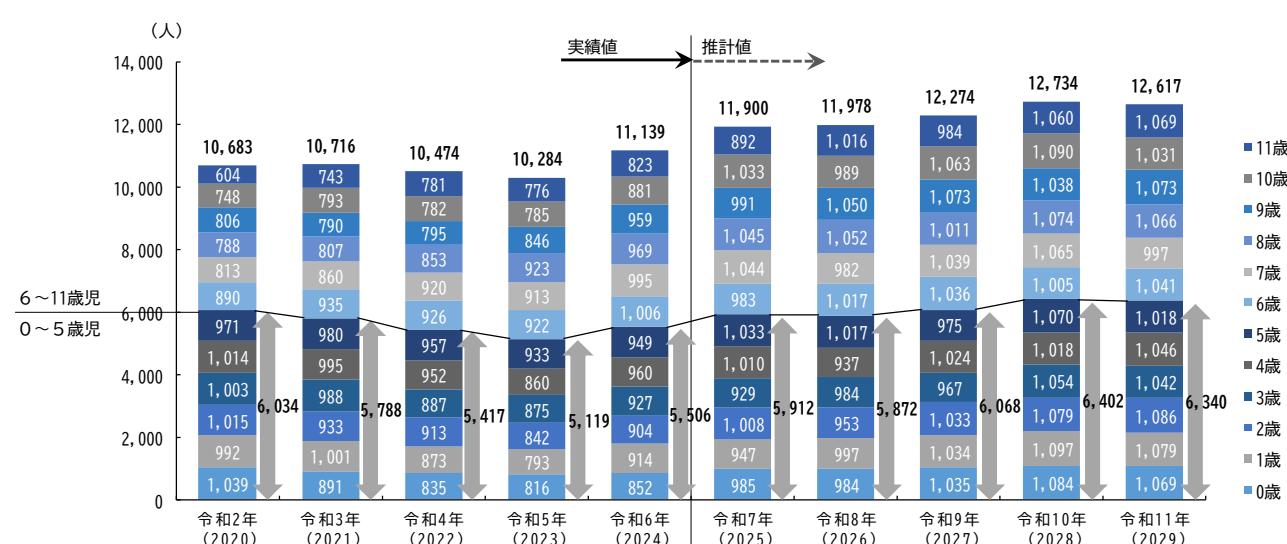
<京橋地域>



<日本橋地域>



<月島地域>



※実績値は中央区「住民基本台帳」4月1日現在

※推計値の各歳児人口は、小数点第一位を四捨五入しているため、全体の合計と合致しない。

2 提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画は、提供区域を設定したうえで、区域ごとに需要量の見込みを算出し、確保の内容を記載することとなっています。

本区における幼児期の教育・保育施設は、利用実態として居住地域を越えて利用されることや、一時的な需要の増減に対し広域で調整しやすく弾力的な対応が可能であることから1区域（中央区全域）で設定を行います。

地域子ども・子育て支援事業は、本区におけるこれまでの地理的要件や行政区域の考え方、計画・事業における地域の考え方に基づき、京橋・日本橋・月島地域の3区分で区域を設定します。広域利用が想定される病児・病後児保育や、地域子育て支援拠点事業（あかちゃん天国）についても1区域につき1施設以上を設置しています。ただし、事業の性質上、区全体で量の見込みをとらえるべき以下の事業は、区全体として提供区域を設定します。

事業名	提供区域
幼児期の教育・保育施設	1区域（中央区全域）
地域子ども・子育て支援事業	3区域 (京橋地域・日本橋地域・月島地域) 1区域（中央区全域）

※こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）は、令和7年度に限り子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として実施され、令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付）として実施されます。

3 幼児期の教育・保育施設の量の見込みと確保方策

事業の概要と量の見込み算出の考え方

①保育所等

保育所等は認可保育所、認定こども園（長時間保育）、地域型保育事業及び認証保育所等のこととを指し、3号認定（満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども）、2号認定（満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども）の子どもが利用します（過去の実績等詳細はP46～48参照）。

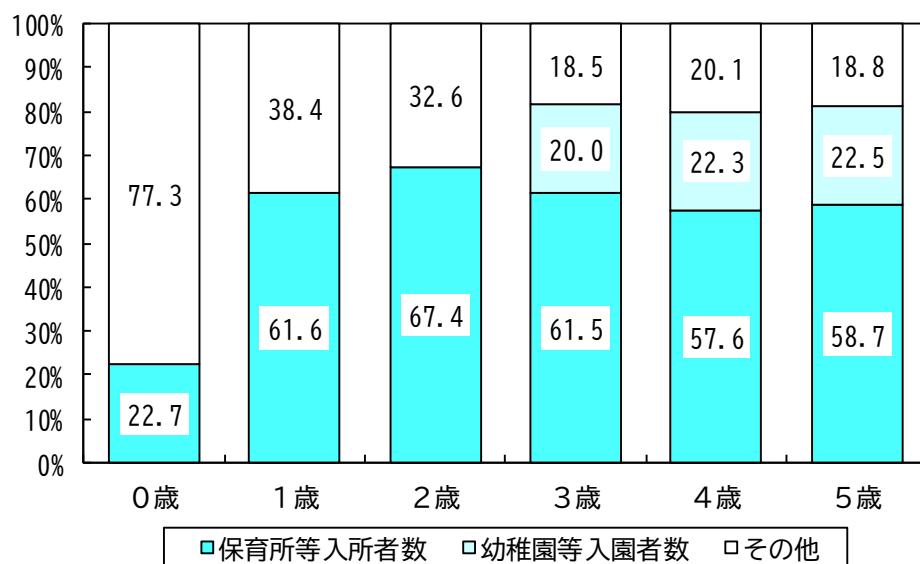
量の見込みの算出にあたっては、0歳児は令和2～6年度の利用率の実績の平均を令和7年度以降の利用率とし、人口推計に利用率をかけて量の見込みを算出しました。1～5歳児は、令和2～6年度の利用率の実績に伸び率を考慮し、令和7年度以降の利用率の見込みを算出し、人口推計にかけて量の見込みを算出しました。

②幼稚園等

幼稚園等は幼稚園、認定こども園（短時間保育）等のことであり、1号認定（満3歳以上で幼児期の教育を希望（保育の必要性なし））の子どもが利用します。なお、幼稚園の教育を希望する2号認定の子どもが利用することも可能です（過去の実績等詳細はP46～48参照）。

算出にあたっては、令和4～6年度の利用率の実績から令和7年度以降の利用率の見込みを算出し、人口推計にかけて量の見込みを算出しました。

【参考】0～5歳の養育状況（令和6年4月1日現在）



確保方策の考え方

①保育所等

- ・ 認可保育所の開設を中心に整備を進めていきます。
- ・ 特定地域型保育事業及び認証保育所についても確保方策に含めます。

②幼稚園等

幼稚園等については、既存の区立幼稚園と認定こども園で確保します。

見込みと確保方策

量の見込みA…利用実績等から算出した教育・保育施設の利用者数見込み
 確保方策B……既存の教育・保育施設等の定員数に、整備予定の施設等の定員数を加えた数
 量の見込みAのニーズに応じた確保方策Bの定員数を確保できるよう、施設整備等に取り組
 んでいきます。

(人)

				令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
幼稚園等 (教育標準 時間認定)	1号認定 2号認定	3～5 歳児	人口	5,371	5,225	5,215	5,315	5,390
			量の見込みA	1,106	1,057	1,067	1,083	1,120
			確保方策B	1,436	1,405	1,393	1,376	1,435
			B-A	330	348	326	293	315
保育所等 (保育認定)	2号認定	3～5 歳児	人口	5,371	5,225	5,215	5,315	5,390
			量の見込みA	3,376	3,279	3,272	3,329	3,385
			確保方策B	3,937	4,138	4,342	4,357	4,357
			〔内 訳〕	特定教育・保育施設	3,809	4,010	4,214	4,229
			特定地域型保育事業	2	2	2	2	2
			認証保育所	126	126	126	126	126
			B-A	561	859	1,070	1,028	972
	2歳児		人口	1,756	1,761	1,882	1,923	1,940
			量の見込みA	1,233	1,237	1,323	1,353	1,364
			確保方策B	1,374	1,386	1,438	1,438	1,438
			〔内 訳〕	特定教育・保育施設	1,257	1,277	1,329	1,329
			特定地域型保育事業	25	25	25	25	25
			認証保育所	92	84	84	84	84
	1歳児		B-A	141	149	115	85	74
			人口	1,815	1,919	1,958	2,016	2,003
			量の見込みA	1,181	1,247	1,274	1,313	1,304
			確保方策B	1,261	1,274	1,326	1,326	1,326
			〔内 訳〕	特定教育・保育施設	1,150	1,169	1,221	1,221
			特定地域型保育事業	23	23	23	23	23
	0歳児		認証保育所	88	82	82	82	82
			B-A	80	27	52	13	22
			人口	1,967	1,975	2,029	2,070	2,069
			量の見込みA	441	441	454	465	464
			確保方策B	515	509	526	526	526
			〔内 訳〕	特定教育・保育施設	436	436	453	453
			特定地域型保育事業	13	13	13	13	13
			認証保育所	66	60	60	60	60
			B-A	74	68	72	61	62

- 幼稚園等については、区立幼稚園のほか認定こども園短時間保育の定員数を確保方策としており、5カ年とも量の見込みを上回っています。
- 保育所等の2号認定及び3号認定については、既存の教育・保育施設等の定員数に加え、新たに私立認可保育所の整備等により、5カ年とも量の見込みを上回っています。

<令和7（2025）年度>

(人)

	学齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
保育所等	量の見込み A	441	1,181	1,233		3,376		6,231
	確保方策 B	515	1,261	1,374		3,937		7,087
	B - A	74	80	141		561		856
幼稚園等	量の見込み C					1,106		1,106
	確保方策 D					1,436		1,436
	D - C					330		330

<令和8（2026）年度>

(人)

	学齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
保育所等	量の見込み A	441	1,247	1,237		3,279		6,204
	確保方策 B	509	1,274	1,386		4,138		7,307
	B - A	68	27	149		859		1,103
幼稚園等	量の見込み C					1,057		1,057
	確保方策 D					1,405		1,405
	D - C					348		348

<令和9（2027）年度>

(人)

	学齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
保育所等	量の見込み A	454	1,274	1,323		3,272		6,323
	確保方策 B	526	1,326	1,438		4,342		7,632
	B - A	72	52	115		1,070		1,309
幼稚園等	量の見込み C					1,067		1,067
	確保方策 D					1,393		1,393
	D - C					326		326

<令和10（2028）年度>

(人)

	学齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
保育所等	量の見込み A	465	1,313	1,353		3,329		6,460
	確保方策 B	526	1,326	1,438		4,357		7,647
	B - A	61	13	85		1,028		1,187
幼稚園等	量の見込み C					1,083		1,083
	確保方策 D					1,376		1,376
	D - C					293		293

<令和11（2029）年度>

(人)

	学齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
保育所等	量の見込み A	464	1,304	1,364		3,385		6,517
	確保方策 B	526	1,326	1,438		4,357		7,647
	B - A	62	22	74		972		1,130
幼稚園等	量の見込み C					1,120		1,120
	確保方策 D					1,435		1,435
	D - C					315		315

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援に関する事業（利用者支援）

事業の概要

子ども及びその保護者等、または妊娠している方もしくはその配偶者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等の地域連携を実施する事業です（過去の実績等詳細はP50 参照）。

確保方策の考え方

保育所申込等に関する相談体制（特定型）については、区役所窓口のほか、特別出張所、保健所、保健センター等において保育園長経験者による出張相談を実施し、保育所の入所や利用に関する相談にきめ細かに対応するとともに、相談内容に応じて各種保育事業に関する情報提供を行います。

地域子育て支援拠点事業（基本型、地域子育て相談機関）については、地域子育て支援拠点事業「あかちゃん天国」において、子育てに関する情報提供や育児相談、助言を行います。

妊娠期から子育て期までの切れ目ない相談体制（こども家庭センター型）については、保健所・保健センターに母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期から子育て期にわたる様々な相談を行います。加えて、子ども家庭支援センターが中央区保健所等複合施設に移転し、母子保健と児童福祉のより一層の連携基盤の強化が図られたことから、「こども家庭センター」機能を備えた相談支援体制を整備し、地域のすべての妊産婦と子育て家庭に切れ目のない支援を行います。

事業の量の見込みと確保方策

【量の見込み】

実施箇所（箇所数）	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
保育所申込等に関する相談体制（特定型）	7カ所	7カ所	7カ所	7カ所	7カ所
地域子育て支援拠点事業 「あかちゃん天国」 (基本型、地域子育て相談機関)	7カ所	7カ所	7カ所	7カ所	7カ所
妊娠期から子育て期までの切れ目ない相談体制 (こども家庭センター型)	5カ所	5カ所	5カ所	5カ所	5カ所

【確保方策】

実施箇所（箇所数）		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
保育所申込等 に関する 相談体制 (特定型)	区役所窓口	1 力所				
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・特別出張所×3 ・保健所 ・保健センター ・子ども家庭支援センター「から中央」勝どき分室 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別出張所×3 ・保健所 ・保健センター ・子ども家庭支援センター「から中央」勝どき分室 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別出張所×3 ・保健所 ・保健センター ・子ども家庭支援センター「から中央」勝どき分室 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別出張所×3 ・保健所 ・保健センター ・子ども家庭支援センター「から中央」勝どき分室 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別出張所×3 ・保健所 ・保健センター ・子ども家庭支援センター「から中央」勝どき分室
地域子育て支援拠点事業 「あかちゃん天国」 (基本型、地域子育て相談機関)		7 力所				
妊娠期から子育て期までの 切れ目ない相談体制 (こども家庭センター型)		<ul style="list-style-type: none"> ・保健所 ・保健センター×3 ・子ども家庭支援センター 				

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

事業の概要

認可保育所、認定こども園で、通常の開所時間（11時間）を超えて保育を行う事業です。月極利用とスポット利用（1日単位）の2種類があります（過去の実績等詳細はP50参照）。

確保方策の考え方

- ①延長保育利用定員数：保育の確保方策にあわせて延長定員数拡大
- ②スポット延長保育固定枠（区立1園当たり3人）
- ③認証保育所の午後7時以降保育利用契約者数の実績分（令和5年度実績を維持）

事業の量の見込みと確保方策

【量の見込み】

時間外保育事業利用者 (人／日)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
京橋地域	48	49	48	47	47
日本橋地域	88	87	87	86	90
月島地域	155	154	159	168	167

【確保方策】

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
京橋 地域	①延長保育利用定員数	208	208	208	208	208
	②区立スポット固定枠	15	15	15	15	15
	③認証保育所枠	9	9	9	9	9
日本橋 地域	①延長保育利用定員数	355	355	355	355	355
	②区立スポット固定枠	15	15	15	15	15
	③認証保育所枠	10	10	10	10	10
月島 地域	①延長保育利用定員数	583	613	673	673	673
	②区立スポット固定枠	18	18	18	18	18
	③認証保育所枠	15	15	15	15	15

保育施設の確保方策において、認可保育所の整備を進めることにより、その施設分の延長保育利用定員数が増加します。3地域とも5カ年すべてにおいて量の見込みを上回る計画となっています。

(3) ①放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

事業の概要

放課後帰宅しても保護者の就労等により家庭で適切な保護育成を受けられない児童に対して、遊びや生活の場を提供して、その健全育成を図る事業です（過去の実績等詳細はP51～53参照）。

確保方策の考え方

区立学童クラブにおいては、登録定数を設け利用可能人数を増やして対応するとともに、区立小学校内に学童クラブを設置し、学童クラブ所属児童とプレディ所属児童と一緒に過ごすことができる「プレディプラス事業」を実施することで、長時間保育や多様な保育ニーズに対応します。また、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業を実施する民間学童クラブの誘致も含め、状況に応じた定員数確保の取り組みを推進していきます。

確保方策（学童クラブの定員数＋暫定定員数＋登録定数）で不足する量の見込みについては、放課後子ども教室（子どもの居場所「プレディ」）で対応します。

事業の量の見込みと確保方策

【量の見込み】

学童クラブ入所希望者数（人）	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
京橋地域	267	276	278	285	273
1年生	133	143	150	159	142
2年生	60	79	70	73	78
3年生	43	49	54	47	49
4年生	22	2	2	4	1
5年生	8	2	1	1	2
6年生	1	1	1	1	1
日本橋地域（※）	185	339	326	324	311
1年生	105	204	191	197	182
2年生	58	90	92	84	88
3年生	18	38	36	36	34
4年生	2	5	5	5	5
5年生	1	1	1	1	1
6年生	1	1	1	1	1
月島地域（※）	1,002	989	1,010	1,013	1,007
1年生	453	493	501	488	504
2年生	349	329	348	356	334
3年生	169	143	137	146	145
4年生	29	22	22	21	22
5年生	1	1	1	1	1
6年生	1	1	1	1	1
合計	1,454	1,604	1,614	1,622	1,591
1年生	691	840	842	844	828
2年生	467	498	510	513	500
3年生	230	230	227	229	228
4年生	53	29	29	30	28
5年生	10	4	3	3	4
6年生	3	3	3	3	3

※民設民営学童クラブ含む

【確保方策】

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
京橋地域	児童館学童クラブ数（箇所）	2	2	2	2	2
	学校内学童クラブ数（箇所）	2	4	4	4	4
	クラブ数	6	8	8	8	8
	定員（人）	215	305	305	305	305
	暫定定員数（人）	10	10	10	10	10
	登録定数（人）	30	30	30	30	30
	利用可能人数（人）	255	345	345	345	345
日本橋地域	児童館学童クラブ数（箇所）	2	2	2	2	2
	学校内学童クラブ数（箇所）	1	3	3	3	3
	クラブ数	3	5	5	5	5
	定員（人）	120	220	220	220	220
	暫定定員数（人）	5	5	5	5	5
	登録定数（人）	20	25	25	25	25
	民設民営学童クラブ数（箇所）	1	2	2	2	2
	民設民営学童クラブ定員（人）	40	160	160	160	160
月島地域	利用可能人数（人）	185	410	410	410	410
	児童館学童クラブ数（箇所）	4	4	4	4	4
	学校内学童クラブ数（箇所）	4	6	6	6	6
	クラブ数	18	20	20	20	20
	定員（人）	685	775	775	775	775
	暫定定員数（人）	90	90	90	90	90
	登録定数（人）	90	90	90	90	90
	民設民営学童クラブ数（箇所）	2	2	2	2	2
合計	民設民営学童クラブ定員（人）	128	128	128	128	128
	利用可能人数（人）	993	1,083	1,083	1,083	1,083
合計	利用可能人数（人）	1,433	1,838	1,838	1,838	1,838

※暫定定員数：当該年度の応募状況により、暫定的に拡大する定員枠

※登録定数：待機児童対策として、登録児童の利用率を勘案し暫定定員から拡大して受け入れる登録枠

確保方策一量の見込みで不足する分は、放課後子ども教室（子どもの居場所「プレディ」）の量の見込みに含まれます。

(3) ②放課後子ども教室（子どもの居場所「プレディ」）

事業の概要

子どもたちの健全育成を図るため、保護者の就労状況にかかわらず、放課後や土曜日等に学校施設内で児童が安全に安心して過ごせる「子どもの居場所」を確保するための事業です（過去の実績等詳細はP53 参照）。

確保方策の考え方

学童クラブ待機児にも対応できるよう一層の連携を行い、開設時間は学童クラブと同様に、土曜日・長期休業日の開始時間については午前8時30分とし、平日・長期休業日（土曜日は除く）の終了時間については最長で午後7時30分まで延長して、実施します。

事業の量の見込みと確保方策

【量の見込み】

プレディ利用登録者数（人）	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
京橋地域	1,005	991	965	958	946
日本橋地域	1,211	1,222	1,184	1,146	1,108
月島地域	1,983	2,023	2,056	2,098	2,080

【確保方策】

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
京橋 地域	実施校数（校）	4	5	6	6	6
	想定利用登録者数（人）	1,005	991	965	958	946
日本橋 地域	実施校数（校）	3	5	5	5	5
	想定利用登録者数（人）	1,211	1,222	1,184	1,146	1,108
月島 地域	実施校数（校）	6	6	6	6	6
	想定利用登録者数（人）	1,983	2,023	2,056	2,098	2,080
合計	実施校数（校）	13	16	17	17	17
	想定利用登録者数（人）	4,199	4,236	4,205	4,202	4,134

(4) 子育て短期支援事業（子どもショートステイ）

事業の概要

保護者が疾病等により子どもの養育が困難になった際に、宿泊により短期間預かる事業です（過去の実績等詳細はP54 参照）。

確保方策の考え方

本区では生後 57 日～中学校 3 年生の子どもを対象に、区が委託する区外 2 施設（乳児院、児童養護施設）または区内の協力家庭において実施しています。1 日の定員を 7 人とし、年間（365 日）通じて対応することで、最大 2,555 人を受入れが可能な体制を確保します。

事業の量の見込みと確保方策

【量の見込み】

	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
年間利用希望延べ人数（人日） (年間延べ宿泊日数見込み)	115	115	116	118	117

【確保方策】

		令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
定員数（人）	児童養護施設	1	1	1	1	1
	乳児院	1	1	1	1	1
	協力家庭	5	5	5	5	5
定員数計（人）		7	7	7	7	7
年間利用定員延べ人数（人日） 箇所ごとの定員×年間開設日数の合計		2,555	2,555	2,555	2,555	2,555

現在の施設及び協力家庭の規模で設定する確保方策で、量の見込みを上回る計画となっています。

(5) 幼稚園預かり保育

事業の概要

幼稚園等に通園する児童を対象に、子育て支援策の一環として、教育時間終了後の午後2時以降に、子どもを一時的に預かる事業です（過去の実績等詳細はP54参照）。

確保方策の考え方

区立幼稚園全園及び幼保連携型認定こども園で、1日当たり20人～150人の定員数を確保し、土日、祝日を除く年間約245日対応することで、合計で約132,505人の受入れが可能な体制を確保します。

事業の量の見込みと確保方策

【量の見込み】

年間利用希望延べ人数（人日）	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
京橋地域	4,425	4,288	4,236	4,099	4,133
日本橋地域	8,259	7,474	7,241	7,358	7,823
月島地域	4,256	4,150	4,309	4,460	4,603

【確保方策】

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
京橋 地域	実施園数（園）	5	5	5	5	5
	1日当たりの利用定員（人）B	110	110	110	110	110
	年間実施日数245日×B (受入人数最大値)	26,310	26,310	26,310	26,310	26,310
日本橋 地域	実施園数（園）	4	4	4	4	4
	1日当たりの利用定員（人）B	135	134	132	130	129
	年間実施日数245日×B (受入人数最大値)	32,575	32,330	31,840	31,350	31,105
月島 地域	実施園数（園）	6	6	6	6	6
	1日当たりの利用定員（人）B	300	310	310	310	310
	年間実施日数245日×B (受入人数最大値)	72,640	75,090	75,090	75,090	75,090

現在実施している全園で設定する確保方策で、量の見込みを上回る計画となっています。

(6) 一時預かり保育・子育て短期支援（トワイライトステイ）、 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業の概要

事業	概要
一時預かり保育	保護者の育児疲れや冠婚葬祭等の理由により一時的に乳幼児（生後 57 日～未就学児）を預かる「一時保育」と、保護者の出産や入院等の緊急の理由により預かる「緊急保育」事業です。
子育て短期事業 (トワイライトステイ)	保護者が就労等により帰宅が夜間になる場合に、一時的に子どもを預かる事業です。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	依頼会員と提供会員による会員組織を設置し、保育所への送迎や一時的な保育等地域において会員同士が子育てを相互に援助する事業です。

※過去の実績等詳細はP55・56 参照

確保方策の考え方

一時預かり保育については、子ども家庭支援センターの各分室や各公私連携認定こども園など9カ所で実施し、1カ所当たり 10～30 人程度/日の定員（一時保育の受け入れ可能人数及び緊急保育定員の合計）を設定し、対応可能な体制を確保します。

トワイライトステイについては、子ども家庭支援センター「きらら中央」勝どき分室及び京橋こども園において、量の見込みに対応します。

ファミリー・サポート・センター事業では、潜在会員（登録はしているが活動していない会員）の活用や提供会員の確保に努め、依頼に対応できるような体制を整えていきます。

事業の量の見込みと確保方策

【量の見込み】

年間利用希望延べ人数（人日）	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
一時預かり保育	16,504	16,459	16,769	17,132	17,253
子育て短期事業（トワイライトステイ）	606	605	607	613	611
ファミリー・サポート・センター事業	1,869	1,861	1,882	1,903	1,896
合計	18,979	18,925	19,258	19,648	19,760

【確保方策】

			令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	
一時預かり保育	勝どき分室	1日の定員 A	22	22	22	22	22	
		1日の受入可能人数（一時保育定員×1.8）+緊急保育定員 B	38	38	38	38	38	
		年間開設日数（概数） C	345	345	345	345	345	
		年間最大受入可能延人数 B×C	13,110	13,110	13,110	13,110	13,110	
	日本橋分室	1日の定員 A	10	10	10	10	10	
		1日の受入可能人数（一時保育定員×1.8）+緊急保育定員 B	16	16	16	16	16	
		年間開設日数（概数） C	240	240	240	240	240	
		年間最大受入可能延人数 B×C	3,840	3,840	3,840	3,840	3,840	
	十思分室	1日の定員 A	9	9	9	9	9	
		1日の受入可能人数（一時保育定員×1.8）+緊急保育定員 B	15	15	15	15	15	
		年間開設日数（概数） C	240	240	240	240	240	
		年間最大受入可能延人数 B×C	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	
	京橋こども園	1日の定員 A	17	17	17	17	17	
		1日の受入可能人数（一時保育定員×1.8）+緊急保育定員 B	29	29	29	29	29	
		年間開設日数（概数） C	365	365	365	365	365	
		年間最大受入可能延人数 B×C	10,585	10,585	10,585	10,585	10,585	
	晴海こども園	1日の定員 A	15	15	15	15	15	
		1日の受入可能人数（一時保育定員×1.8）+緊急保育定員 B	27	27	27	27	27	
		年間開設日数（概数） C	290	290	290	290	290	
		年間最大受入可能延人数 B×C	7,830	7,830	7,830	7,830	7,830	
公私連携認定こども園等で実施する一時預かり保育（年間最大受入可能延人数）			18,616	18,616	18,616	18,616	18,616	
一時預かり保育 計（人日）			57,581	57,581	57,581	57,581	57,581	
トワイライトステイ	勝どき分室	1日の定員 A	20	20	20	20	20	
		年間開設日数（概数） B	345	345	345	345	345	
		年間最大受入可能延人数 A×B	6,900	6,900	6,900	6,900	6,900	
	京橋こども園	1日の定員 A	10	10	10	10	10	
		年間開設日数（概数） B	345	345	345	345	345	
		年間最大受入可能延人数 A×B	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450	
	トワイライトステイ 計（人日）		10,350	10,350	10,350	10,350	10,350	
ファミリーセンター事業 センター・サポート・	提供可能会員数（人） A		346	346	346	346	346	
	稼働日数（日） B		156	156	156	156	156	
	年間最大受入可能延人数 A×B		53,976	53,976	53,976	53,976	53,976	
	活動可能件数		1,869	1,861	1,882	1,903	1,896	
	合計（人日）		69,800	69,792	69,813	69,834	69,827	

現在各施設・事業で実施する規模に基づき設定する確保方策で、量の見込みを上回る計画となっています。

(7) 乳児家庭全戸訪問事業（新生児等訪問指導）

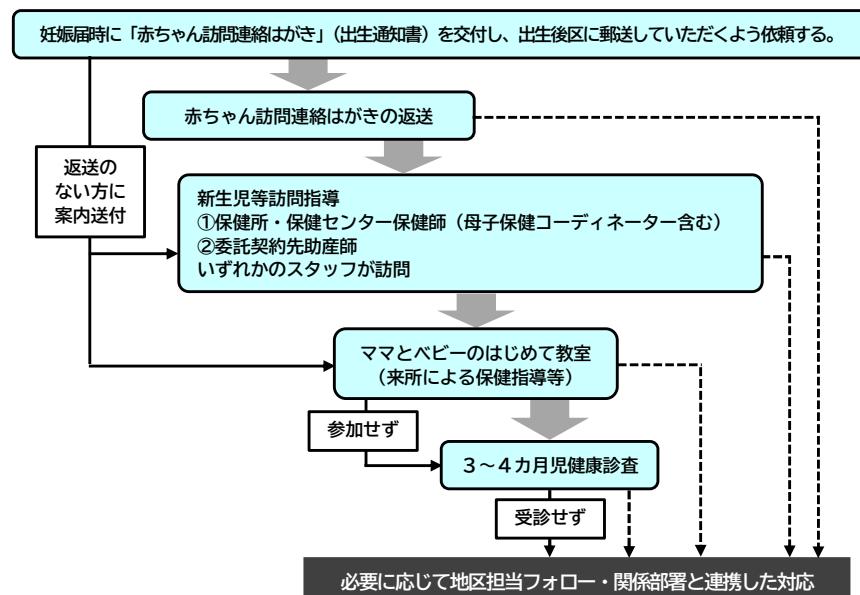
事業の概要

生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です（過去の実績等詳細はP56参照）。

確保方策の考え方

本区では生後4ヶ月までの乳児がいる全家庭を対象に、保健師及び委託訪問指導員（保健師、助産師等）により訪問指導を行うとともに、母親のこころの健康状態の把握に努めています。生後4ヶ月までの乳児及び母親の状況把握ができるよう、以下のフローチャートに基づき実施していきます。

<新生児等訪問指導及びフォローオン体制のフローチャート>



事業の量の見込みと確保方策

【量の見込み】

生後28日未満の新生児及び4ヶ月までの乳児を対象とします。

<参考>

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0歳児人口推計（人）	1,967	1,975	2,029	2,070	2,069

【確保方策】

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
実施体制	1 訪問人員 40人程度 (保健師、委託契約先助産師) 2 実施機関 ①中央区保健所 ②日本橋保健センター ③月島保健センター ④晴海保健センター 3 訪問事業以外のフォローオン体制 ママとベビーのはじめて教室、乳児健診等の機会に行う。				

(8) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

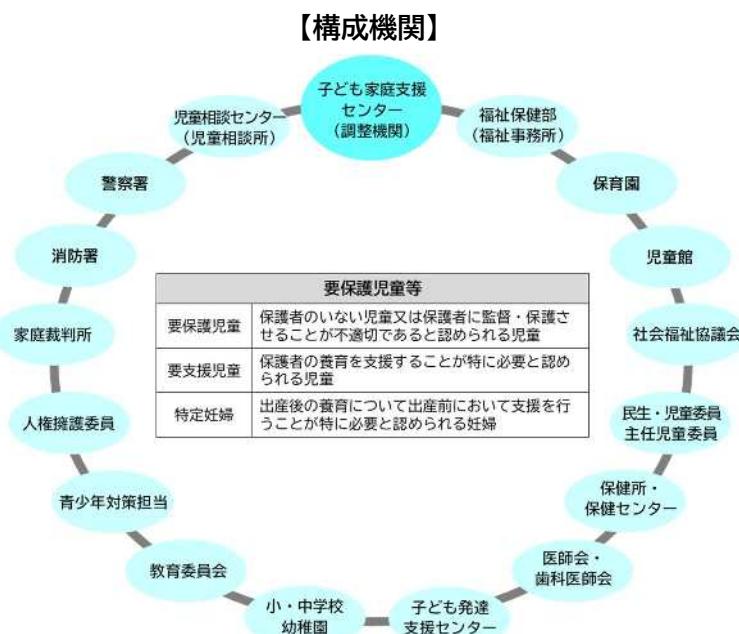
事業の概要

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です（過去の実績等詳細はP57 参照）。

確保方策の考え方

本区では保健所等関係機関と連携して養育について支援が特に必要な家庭を把握し、訪問による支援（養育相談、育児・家事援助）を実施しています。養育支援が必要な家庭に対し、相談支援・生活支援を行うことのできる訪問支援員を確保します。

児童虐待の予防、早期発見や子どもの適切な保護のために子ども家庭支援センター「きらら中央」や児童相談センターを調整機関とした「要保護児童対策地域協議会」の運営を推進します。協議会は右図のような関係機関と民生・児童委員や福祉団体等から構成され、相互に連絡を取り合い、情報の交換や支援に関する協議を行うことで児童虐待を防止します。また、児童相談体制の強化のため開設した本区と台東区と東京都での共同モデル事業（東京都児童相談所のサテライトオフィス）を活用し、児童相談センターと子ども家庭支援センターの連携強化と区職員の人材育成に努めています。



事業の量の見込みと確保方策

【量の見込み（養育支援訪問事業）】

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
支援家庭数（家庭）	4	4	4	4	4
訪問回数（回）	150	150	150	150	150

【確保方策】

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
実施体制	【養育支援訪問事業】 1 アセスメントシートを用いた調査・相談支援 2 援助方針を検討・決定し、支援計画書を作成 3 訪問支援員による家事、育児・養育支援 【要保護児童対策協議会】 <ul style="list-style-type: none"> ・代表者会議 年1回開催 ・実務者会議 年4回開催（講演会1回含む） ・個別ケース検討会議 （隨時開催） 				

(9) 地域子育て支援拠点事業（子育て交流サロン「あかちゃん天国」）

事業の概要

地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を行う事業です（過去の実績等詳細はP57 参照）。

確保方策の考え方

本区では子育て交流サロン「あかちゃん天国」として、親子のふれあいと交流の場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や育児相談、助言を行っています。各地域に拠点を確保し、1カ所当たり40～90人程度の利用者（1日の延べ人数）を、年末年始、祝日を除く年間約345日受け入れることで、各地域の量の見込みに対応します。

事業の量の見込みと確保方策

【量の見込み】

年間利用希望延べ人数（人回）	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
京橋地域	32,680	32,186	32,478	32,680	32,881
日本橋地域	34,610	34,575	35,980	36,170	36,656
月島地域	88,505	89,603	93,079	98,636	97,790

【確保方策】

拠点数（カ所）	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
京橋地域	2	2	2	2	2
日本橋地域	2	2	2	2	2
月島地域	3	3	3	3	3

<参考> 1カ所1日当たりの量の見込み（利用延べ人数）

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
京橋地域 (築地児童館・ 新川児童館)	量の見込み再掲 ：年間利用希望延べ人数 A	32,680	32,186	32,478	32,680	32,881
	拠点数（カ所） B	2	2	2	2	2
	開館日数（概算） C	345	345	345	345	345
	1日当たりの利用延べ人数 D (A/B/C)	47	47	47	47	48
日本橋地域 (堀留町児童館・ 浜町児童館)	量の見込み再掲 ：年間利用希望延べ人数 A	34,610	34,575	35,980	36,170	36,656
	拠点数（カ所） B	2	2	2	2	2
	開館日数（概算） C	345	345	345	345	345
	1日当たりの利用延べ人数 D (A/B/C)	50	50	52	52	53
月島地域 (子ども家庭 支援センター 「きらら中央」勝 どき分室・ 月島児童館・ 晴海児童館)	量の見込み再掲 ：年間利用希望延べ人数 A	88,505	89,603	93,079	98,636	97,790
	拠点数（カ所） B	3	3	3	3	3
	開館日数（概算） C	345	345	345	345	345
	1日当たりの利用延べ人数 D (A/B/C)	86	87	90	95	94

(10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

事業の概要

入院加療の必要のない病中または病気回復期の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、保育士等が一時的に保育する事業です（過去の実績等詳細はP58 参照）。

確保方策の考え方

区が委託する医療機関または認証保育所4施設の保育室で病児保育事業を実施しています。定員数及び年間開業日数から、受入最大枠を京橋地域では1,440人日、日本橋地域では960人日、月島地域では2,880人日と設定し、対応可能な体制を確保します。

事業の量の見込みと確保方策

【量の見込み】

年間利用希望延べ人数（人日）	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
京橋地域	843	848	843	824	831
日本橋地域	444	444	434	428	428
月島地域	1,261	1,252	1,283	1,338	1,324

【確保方策】

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
京橋地域 (聖路加ナーサリー)	量の見込み再掲： 年間利用希望延べ人日 A	843	848	843	824	831
	受入最大枠（人日）： 定員1日6人×開業日数（概数）240日	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
	1日当たりの利用延べ人数 B (A／240日)	3.5	3.5	3.5	3.4	3.5
	1日当たりの定員（人）	6	6	6	6	6
日本橋地域 (ニチイキッズ さわやか日本橋 浜町保育園)	量の見込み再掲 ：年間利用希望延べ人日 A	444	444	434	428	428
	受入最大枠（人日）： 定員1日4人×開業日数（概数）240日	960	960	960	960	960
	1日当たりの利用延べ人数 B (A／240日)	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8
	1日当たりの定員（人）	4	4	4	4	4
月島地域 (勝どき小児 クリニック・ ゆめみらい)	量の見込み再掲 ：年間利用希望延べ人日 A	1,261	1,252	1,283	1,338	1,324
	受入最大枠（人日）： 定員1日6人×開業日数（概数）240日×2カ所	2,880	2,880	2,880	2,880	2,880
	1日当たりの利用延べ人数 B (A／240日)	5.3	5.2	5.3	5.6	5.5
	1日当たりの定員 (6人×2カ所)（人）	12	12	12	12	12

上表で算出した1日当たりの利用延べ人数（量の見込み）は、1日当たり定員と比べてもおむね対応できる規模となっています。

(11) 妊婦健康診査

事業の概要

母子保健法第13条に基づき、区が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行う事業です（過去の実績等詳細はP58参照）。

確保方策の考え方

本区では聖路加国際病院ほか妊婦健康診査実施医療機関に委託して、母体や胎児の健康を守るために必要な妊婦健康診査を実施しています。

事業の量の見込みと確保方策

【量の見込み】

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
受診件数 (件)	1回目	2,092	2,100	2,158	2,201	2,200
	2~14回目(延べ件数)	20,706	20,790	21,359	21,790	21,780

【確保方策】

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
実施体制	1 実施場所 ①東京都内妊婦健康診査委託医療機関（区内委託医療機関は聖路加国際病院ほか19医療機関） ②その他医療機関（妊婦健康診査受診票が利用できない妊婦健康診査実施医療機関での受診については、後日償還払い対応） 2 検査項目 ①1回目 問診、体重測定、血圧測定、尿検査（糖、蛋白定性）、血液型（A B O、R h）、貧血、血糖、不規則抗体、H I V抗体、梅毒血清反応検査、H B s抗原検査、風疹抗体価検査、C型肝炎検査 ②2回目から14回目 【毎回】 問診、体重測定、血圧測定、尿検査（糖、蛋白定性）、保健指導【週数等に応じ、各回1項目】 クラミジア抗原検査、経膣超音波検査、H T L V - 1抗体、貧血、血糖、B群溶連菌、N S T（ノン・ストレス・テスト） ③妊娠期間中に最大4回 妊婦超音波検査 ④妊娠期間中に1回 妊婦子宮頸がん検診				

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保育所・幼稚園等に通う子どもの保護者が支払う日用品・文房具・教材費・行事への参加費用等の一部を補助する事業です。事業の性質上、量の見込みは設定しません（過去の実績等詳細はP58参照）。

(13) 子育て世帯訪問支援事業

事業の概要

本事業は、令和4（2022）年の児童福祉法等の一部改正により、新たに位置付けられた事業です。

訪問支援員が、家事や育児等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

確保方策の考え方

本区では、これまで実施してきた養育支援訪問事業に含める形で、引き続き必要とする家庭を支援していきます。

事業の量の見込みと確保方策

【量の見込み（（8）養育支援訪問事業の再掲）】

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
支援家庭数（家庭）	4	4	4	4	4
訪問回数（回）	150	150	150	150	150

【確保方策（（8）養育支援訪問事業の再掲）】

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
実施体制	1 アセスメントシートを用いた調査・相談支援 2 援助方針を検討・決定し、支援計画書を作成 3 訪問支援員による家事、育児・養育支援				

(14) 児童育成支援拠点事業

事業の概要

本事業は、令和4（2022）年の児童福祉法等の一部改正により、新たに位置付けられた事業です。

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

確保方策の考え方

本区では、現在実施している「子どもの学習・生活支援事業」、「適応教室「わくわく 21」」等の事業を通じて、養育環境等に課題を抱える児童等の支援を行っていくとともに、今後の区民ニーズを踏まえながら、必要に応じて事業の実施を検討していきます。

事業の量の見込みと確保方策

【量の見込み】

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
対象児童数（人）	22	22	23	24	24

【確保方策】

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
【子どもの学習・生活支援事業】					
1 対象	生活保護受給世帯及び児童扶養手当受給世帯ならびに就学援助受給世帯の小学生、中学生、高校生世代				
2 実施場所	各地域の区施設等で実施				
3 支援内容	学習習慣を定着させ、家庭での生活・育成環境の改善を継続的に行えるよう、NPO 法人への委託により実施				
【適応教室「わくわく 21」】					
1 対象	小・中学校に通っている、または区内に住んでいる、不登校及びその傾向にある小学生・中学生				
2 実施場所	教育センター				
3 活動内容	・自習を基本とした学習活動 ・体験活動（絵画、工作、園芸、地域構築、伝統文化、運動等） ・季節に応じた行事（遠足等） ・子どもたちや保護者との相談や話し合い				

(15) 親子関係形成支援事業

事業の概要

本事業は、令和4（2022）年の児童福祉法等の一部改正により、新たに位置付けられた事業です。

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

確保方策の考え方

本区では、現在、講義やグループワークを通して、親力向上や保護者同士の仲間づくり等を目的とした、子育て支援講座を実施しています。

今後は、子育てに困難や児童虐待のリスクを抱えている保護者等が、親子の関係性や子どもの発達・特性に応じた関わり方等の知識や方法を習得できる機会の提供も検討していきます。

事業の量の見込みと確保方策

【量の見込み】

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
対象世帯数（世帯）	37	38	39	40	40

【確保方策】

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
実施体制	【子育て支援講座】 1 対象 未就学児とその保護者 2 実施場所 子ども家庭支援センター「きらら中央」勝どき分室 3 実施内容 講義やグループワークを通して、親力向上や保護者同士の仲間づくりを行っている。				

(16) 妊婦等包括相談支援事業

事業の概要

本事業は、令和6（2024）年の子ども・子育て支援法等の一部改正により、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた事業です。

妊娠のための支援給付とあわせて、妊娠やその配偶者に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型相談支援の充実を図る事業です。

確保方策の考え方

本区では、出産・子育て応援事業を通じて、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、ニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を充実するとともに、経済的支援を一体的に実施します。

事業の量の見込みと確保方策

【量の見込み】

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
妊娠届出数（件）A	2,092	2,100	2,158	2,201	2,200
1組当たり面談回数（回）B	3	3	3	3	3
面談実施合計回数（人日）A×B	5,230	5,250	5,395	5,503	5,500

【確保方策】

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
実施体制	<伴走型相談支援> 妊娠届出、妊娠8カ月、新生児訪問時の面談等により、一貫した相談支援を実施（保健所、保健センター、区役所、特別出張所窓口） <経済的支援> 原則として、次の要件を満たした方に申請により、それぞれ給付金を支給 ①妊娠届出書を提出し、保健所・保健センターで保健師や助産師による妊婦面談を受けた方（5万円） ②区が実施する新生児等訪問指導を受けた方（胎児1人につき5万円）				

(17) 産後ケア事業

事業の概要

本事業は、令和6（2024）年の子ども・子育て支援法等の一部改正により、新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた事業です。

産後ケアを必要とする出産後の母親及びその子を対象に、心身のケアや育児のサポート、助産師等からの育児指導等により、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を図る事業です。

確保方策の考え方

本区では、宿泊型、日帰り型での産後ケア事業を区内及び隣接区の医療機関に委託して実施し、母体ケア、乳児ケア、育児相談、授乳指導を行います。今後も必要に応じて施設数の拡大を目指します。

事業の量の見込みと確保方策

【量の見込み】

年間利用希望延べ人数（人日）	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
宿泊型	2,976	2,988	3,069	3,131	3,130
日帰り型	4,013	4,029	4,139	4,223	4,221

【確保方策】

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
実施体制	宿泊型	1 主な内容 ・母体ケア（母体の健康状態のチェック等） ・乳児ケア（乳児の健康状態、体重のチェック等） ・育児相談、授乳指導 2 利用期間 1回の出産で5泊6日まで (分割利用の場合は合計6日まで) 3 実施施設 5カ所（令和7（2025）年1月現在）				
	日帰り型	1 主な内容 ・母体ケア（母体の健康状態のチェック等） ・乳児ケア（乳児の健康状態、体重のチェック等） ・育児相談、授乳指導 2 利用回数 1回の出産で5回まで 3 実施施設 5カ所（令和7（2025）年1月現在）				

(18) こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

事業の概要

令和6（2024）年の子ども・子育て支援法等の一部改正により、新たに位置付けられた事業です。

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、保護者等の就労要件を問わず、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するために、月の一定の時間までの利用可能時間枠の中で、柔軟に保育施設等を利用できる制度です。

確保方策の考え方

各年4月1日時点の保育所等（保育認定）の量の見込みと確保方策の差分を確保方策として計上しています。

しかしながら、本区においては、誰でも通園制度の対象主体である0～2歳児クラスは、年度途中の入園も多い状態です。そのため、本制度導入にあたっては、保育の必要性のあるご家庭の入園をさまたげることのないよう、また、現場の負担感も十分考慮しながら、令和8年4月の本格実施に向けて、慎重に検討を進めていきます。

事業の量の見込みと確保方策

【量の見込み】

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
対象年齢の未就園児数（人） ※0歳6か月から満3歳未満	0歳（6ヶ月～）	—	767	788	803	803
	1歳	—	672	684	703	699
	2歳	—	524	559	570	576
	計（A）	—	1,963	2,031	2,076	2,078
必要定員数（人） （（A×10時間）÷月176時間※）		—	112	116	118	119
※定員一人1月当たりの受け入れ可能時間数						

【確保方策】

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
確保方策（人）	—	244	239	159	158

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

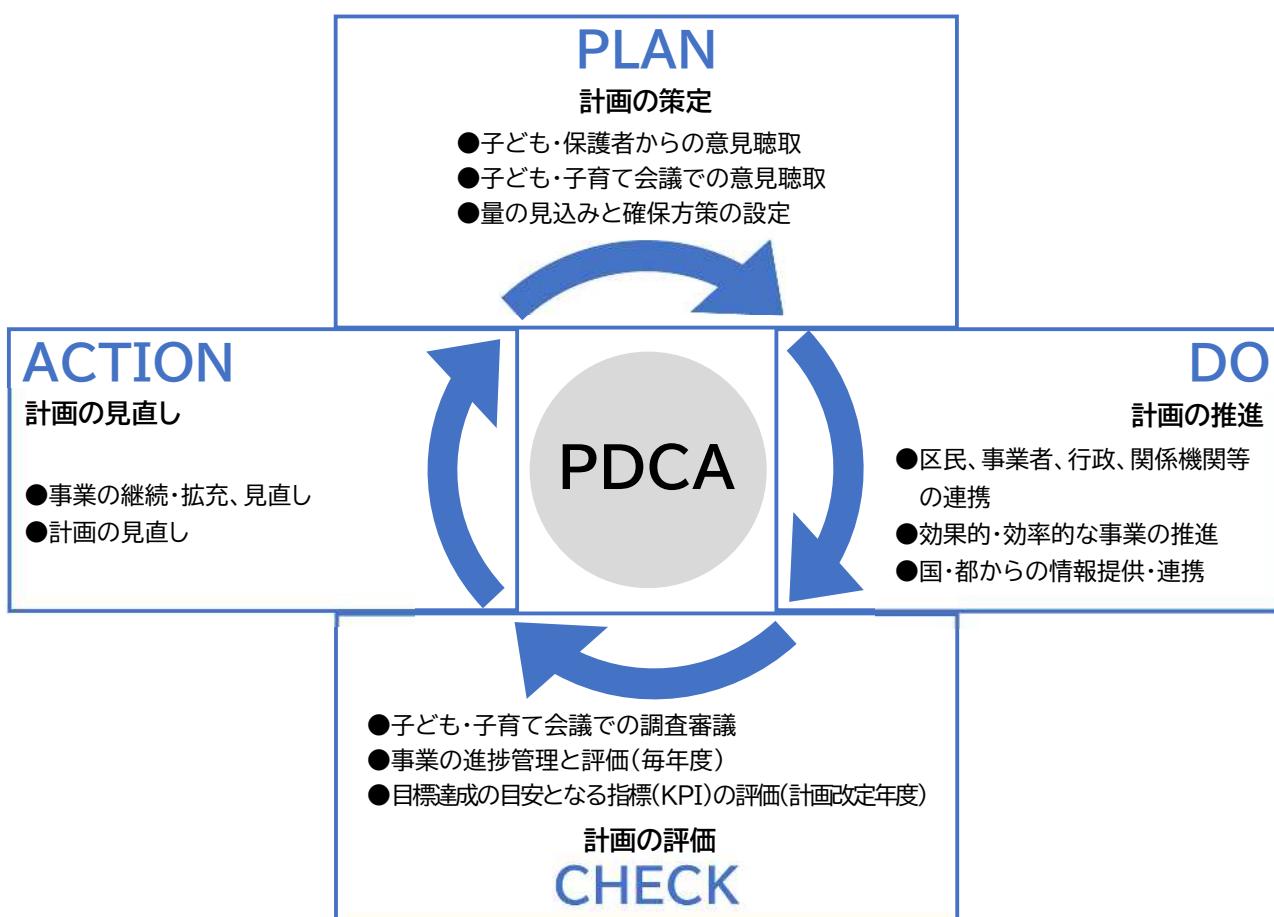
本計画に掲載したすべての施策を円滑に実施していくために、庁内関係部署、関係機関、関連団体等と相互に連携・協力しながら取組を推進します。また、今後の社会情勢の変化に伴う新たな課題や国、東京都等の動きにも柔軟に対応できるよう体制づくりに努めます。

2 計画の進捗状況の管理

本計画は、ニーズ調査等により、子ども、保護者の意見を把握するとともに、中央区子ども・子育て会議で審議をし、策定しました。

計画開始後の点検、評価にあたっては、各年度において、中央区子ども・子育て会議を定期的に開催し、本計画に基づく施策の実施状況等について報告し、見直し等も含めて審議するとともに、その審議結果を公表します。

また、計画の実効性を高めるため、子どもの意見、住民ニーズ等の社会的要請を的確に捉えていくとともに、PDCAサイクルのもと、計画の進捗状況を年度ごとに整理し、こうした状況を踏まえつつ、必要に応じて計画期間の中間年を目安として計画の見直しを行います。



【目標達成の目安となる指標（KPI）一覧】

方向性	指標	現状値	目標値
1 子どもの成長と活動を応援します	自分のことが好きだと思う子どもの割合（※1） 【子どもへのアンケート】	小学生：63.9% 中学生：58.2% 高校生世代：62.9% (令和6（2024）年度)	小学生：70.0%以上 中学生：70.0%以上 高校生世代：70.0%以上 (令和10（2028）年度)
	子どもの権利を知らない子どもの割合 【子どもへのアンケート】	小学生：15.1% 中学生：35.1% 高校生世代：26.5% (令和6（2024）年度)	小学生：12.0%以下 中学生：12.0%以下 高校生世代：12.0%以下 (令和10（2028）年度)
	困っていることや悩んでいることがあるときに話を聞いてくれる人がいる子どもの割合（※2） 【子どもへのアンケート】	小学生：78.9% 中学生：76.9% 高校生世代：75.5% (令和6（2024）年度)	小学生：87.0%以上 中学生：85.0%以上 高校生世代：83.0%以上 (令和10（2028）年度)
	地域のお祭りやイベントなどに行くのが好きな子どもの割合 【子どもへのアンケート】	小学生：58.5% 中学生：59.0% 高校生世代：59.7% (令和6（2024）年度)	小学生：64.0%以上 中学生：65.0%以上 高校生世代：66.0%以上 (令和10（2028）年度)
2 子どもが元気に明るく育つ環境をつくります	子育てが楽しいと答える保護者の割合 【子育て支援に関するニーズ調査】	就学前保護者：94.3% 小学校保護者：92.8% (令和5（2023）年度)	就学前保護者：97.0%以上 小学校保護者：96.0%以上 (令和10（2028）年度)
	中央区が子育てしやすいまちだと思う保護者の割合 【子育て支援に関するニーズ調査】	就学前保護者：79.5% 小学校保護者：83.1% (令和5（2023）年度)	就学前保護者：87.0%以上 小学校保護者：87.0%以上 (令和10（2028）年度)
	「子育てガイドブック」を知っている保護者の割合 【子育て支援に関するニーズ調査】	就学前保護者：59.3% 小学校保護者：50.6% (令和5（2023）年度)	就学前保護者：71.0%以上 小学校保護者：61.0%以上 (令和10（2028）年度)
	保育所待機児童	0人 (令和6（2024）年4月1日)	0人 (令和11（2029）年4月1日)
	学童クラブ待機者数	229人 (令和6（2024）年4月1日)	0人 (令和11（2029）年4月1日)
3 特に配慮を必要とする子どもと家庭を支援します	困っていることや悩んでいることがあるときに話を聞いてくれる人がいる子どもの割合【再掲】（※2） 【子どもへのアンケート】	小学生：78.9% 中学生：76.9% 高校生世代：75.5% (令和6（2024）年度)	小学生：87.0%以上 中学生：85.0%以上 高校生世代：83.0%以上 (令和10（2028）年度)
	経済的な理由による困窮経験があったひとり親家庭の割合 【ひとり親家庭実態調査】	ひとり親家庭：44.6% (令和5（2023）年度)	ひとり親家庭：40.0%以下 (令和10（2028）年度)
	養育費について何らかの取り決めをしたひとり親家庭の割合 【ひとり親家庭実態調査】	ひとり親家庭：58.7% (令和5（2023）年度)	ひとり親家庭：65.0%以上 (令和10（2028）年度)
	中央区に「ずっと住み続けたい」と思うひとり親家庭の割合 【ひとり親家庭実態調査】	ひとり親家庭：62.2% (令和5（2023）年度)	ひとり親家庭：68.0%以上 (令和10（2028）年度)
	ヤングケアラーを知らない子どもの割合 【子どもへのアンケート】	小学生：38.5% 中学生：26.1% 高校生世代：16.6% (令和6（2024）年度)	小学生：31.0%以下 中学生：20.9%以下 高校生世代：13.0%以下 (令和10（2028）年度)

方向性	指標	現状値	目標値
4 若者が成長・活躍できる環境をつくります	孤独やさみしさを感じることがある高校生世代の割合 【子どもへのアンケート】	高校生世代：32.5% (令和6（2024）年度)	高校生世代：29.0%以下 (令和10（2028）年度)
	困っていることや悩んでいることがあるときに話を聞いてくれる人がいる子どもの割合【再掲】（※2） 【子どもへのアンケート】	高校生世代：75.5% (令和6（2024）年度)	高校生世代：83.0%以上 (令和10（2028）年度)
	20年後の自分のイメージで「生きがい・やりがいを見つけている」と回答する高校生世代の割合（※3） 【子どもへのアンケート】	高校生世代：70.9% (令和6（2024）年度)	高校生世代：80.0%以上 (令和10（2028）年度)
5 地域・社会全体で子ども・若者を育む力を高めます	中央区が好きな子どもの割合 【子どもへのアンケート】	小学生：84.5% 中学生：91.8% 高校生世代：89.4% (令和6（2024）年度)	小学生：89.0%以上 中学生：95.0%以上 高校生世代：94.0%以上 (令和10（2028）年度)
	近所づきあいで「ほとんどつきあいはない」と答える保護者の割合 【子育て支援に関するニーズ調査】	就学前保護者：18.1% 小学校保護者：9.6% (令和5（2023）年度)	就学前保護者：9.0%以下 小学校保護者：3.0%以下 (令和10（2028）年度)
	地域住民による子ども・子育て活動に将来的に携わってもよいと思う保護者の割合 【子育て支援に関するニーズ調査】	就学前保護者：70.4% 小学校保護者：58.5% (令和5（2023）年度)	就学前保護者：77.0%以上 小学校保護者：64.0%以上 (令和10（2028）年度)
	中央区が子育てしやすいまちだと思う保護者の割合【再掲】 【子育て支援に関するニーズ調査】	就学前保護者：79.5% 小学校保護者：83.1% (令和5（2023）年度)	就学前保護者：87.0%以上 小学校保護者：87.0%以上 (令和10（2028）年度)
	中央区に「ずっと住み続けたい」と思う保護者の割合 【子育て支援に関するニーズ調査】	就学前保護者：50.3% 小学校保護者：55.7% (令和5（2023）年度)	就学前保護者：55.0%以上 小学校保護者：61.0%以上 (令和10（2028）年度)

※1 こども大綱上の数値目標：「「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）」
 <目標値:70%>

※2 こども大綱上の数値目標：「「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合」
 <目標値:97.1%>

※3 こども大綱上の数値目標：「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合
 <目標値:80%>

資料編

1 中央区子ども・子育て会議条例

平成二十五年七月四日
条例第三十五号
改正 平成二九年六月二二日条例第一八号
令和五年三月十七日条例第十六号

(設置)

第一条 中央区（以下「区」という。）における子ども・子育て支援（子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第七条第一項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）の推進を図るため、法第七十二条第一項の規定に基づき、区長の附属機関として、中央区子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（一部改正〔令和五年三月十七日条例第十六号〕）

(所掌事務)

第二条 子ども・子育て会議は、法第七十二条第一項各号に掲げる事務を処理するほか、区長の諮問に応じ、子ども・子育て支援に関する事項について調査審議するとともに、当該事項について区長に意見を述べることができる。

（一部改正〔令和五年三月十七日条例第十六号〕）

(組織)

第三条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する二十人以内の委員をもって組織する。

- 一 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する子どもの保護者又は子ども・子育て支援に関する施策に関する者
- 二 区内において行われる子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- 三 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- 四 区内の医療関係団体の構成員
- 五 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

(委員の任期)

第四条 委員の任期は三年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（一部改正〔平成二九年条例一八号〕）

(会長及びその職務)

第五条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(招集)

第六条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

(定足数及び表決)

第七条 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者等の出席等)

第八条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、専門的事項について学識経験を有する者その他関係者の出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者に資料の提出を求めることができる。

(委員の報酬)

第九条 委員には、別表に定める額の報酬を支給する。

2 報酬は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数により計算した総額を、翌月十日までに支給する。

(委員の費用弁償)

第十条 委員が職務のため旅行したときは、順路により、その費用を弁償する。

2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の七種とし、その額は、別表に定めるところによる。

3 前二項の規定にかかわらず、委員が職務のため特別区の存する区域内を旅行したときは、費用弁償として一日につき二千五百円を支給する。

第十一條 委員が招集に応じて会議に出席したときは、費用弁償として一日につき二千五百円を支給する。ただし、当該日について前条の規定による費用弁償を受けるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある場合の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料の五種とし、その額は、別表に定めるところによる。

(関係者等の費用弁償)

第十二条 第八条の規定により子ども・子育て会議に出席した者に対しては、その費用を弁償する。

ただし、区の常勤の職員である者がその職務に関連して子ども・子育て会議に出席したときは、この限りでない。

2 費用弁償の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料の七種とし、その額は、中央区職員の旅費に関する条例（昭和二十七年二月中央区条例第三号）に規定する額とする。

(支給方法)

第十三条 費用弁償の支給方法は、区職員の例による。

(委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、区規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年六月二二日条例第一八号）

1 この条例は、平成二十九年九月一日から施行する。

2 この条例による改正後の中央区子ども・子育て会議条例第四条の規定は、この条例の施行の日以後に委嘱し、又は任命する委員の任期から適用する。

附 則（令和五年三月十七日条例第十六号）

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

別表（第九条—第十二条関係）

区分	報酬の額	費用弁償の額
会長	日額 二三、〇〇〇円	中央区長等の給料等に関する条例（昭和四十八年十二月中央区条例第二十七号）に規定する副区長相当額
学識経験を有する委員	日額 一九、〇〇〇円	
医療関係団体委員	日額 一七、〇〇〇円	
その他の委員	日額 一三、〇〇〇円	

2 用語解説

【あ行】

◆ICT

「情報通信技術」の略であり、IT (Information Technology) とほぼ同義の意味を持つが、コンピューター関連の技術を IT、コンピューター技術の活用に着目する場合を ICT と、区別して用いる場合もあります。国際的に ICT が定着していること等から、日本でも近年 ICT が IT に代わる言葉として広まりつつあります。

◆生きる力

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」といった知・徳・体のバランスのとれた力をさします。平成8(1996)年に文部省（現在の文部科学省）の中央教育審議会において「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」という諮問に対する第一次答申の中で示されました。平成29(2017)年3月31日に告示された幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領でも、これを継承し、教育基本法改定等で明確になった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成することとしています。

◆育児休業制度

労働者が育児のために退職することなく、一定期間休業することができるよう、「育児・介護休業法」により定められた休業制度です。1歳6ヶ月以後も、保育園等に入れない等の場合には、会社に申し出ることにより、育児休業期間を最長2歳まで延長できます。

令和4（2022）年10月の法改正から、夫婦ともに分割して2回育児休業の取得が可能となっています。

◆医療的ケア児（コーディネーター）

医療的ケアとは、医師の指導のもとに、家族や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養注入やたんの吸引等の医療行為のことです。医療的ケアを必要とする18歳未満の障害児を医療的ケア児といいます。

医療的ケア児コーディネーターは、医療的ケア児への支援を総合調整する者です。医療的ケア児に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）を図り、とりわけ本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる支援システム構築のためのキーパーソンとしての役割が求められています。”

◆ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的な面で幸せな状態のことです。

◆SNS

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略です。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのことです。

【か行】

◆家庭相談員

家庭生活における人間関係等の諸問題について相談に応じる専門職のことです。

◆GIGAスクール構想

GIGAはGlobal and Innovation Gateway for Allの略です。令和元（2019）年12月に文部科学省より発表された構想で、児童・生徒に1人1台のPCと、全国の学校に高速大容量の通信ネットワークを整備することにより、多様な子どもたちに最適化された創造性を育む教育を実現します。

◆期間限定型保育事業

認可保育所の入園が待機となった1・2歳児クラスの子どもを対象に、空いている保育スペースを活用し、期間を限定してお預かりする事業です。

◆企業主導型保育事業

企業が設置している認可外保育施設です。設置した企業で働く従業員の子どもだけでなく、地域の子どもを受け入れている施設もあります。企業で働く方のニーズに応じ、曜日や時間、預ける日数等について柔軟な保育を提供しています。

◆教育・保育施設

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）・学校教育法・児童福祉法に規定された認定こども園・幼稚園・保育所のことです。

認定こども園	幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、教育・保育を一体的に行う施設のこととで、認定こども園には4つのタイプがあります。	
	幼保連携型	認可幼稚園と認可保育所とが連携して一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たす施設。なお、新制度では認定こども園法の改正により「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」となります。
	幼稚園型	認可幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保する等、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす施設です。
	保育所型	認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもも受け入れる等、幼稚園的な機能を備えることで、認定こども園としての機能を果たす施設です。
	地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園としての機能を果たす施設です。
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設です。	
保育所	就労などのため家庭で保育できない子どもを、保護者に代わって保育する施設です。	

◆居宅訪問型保育事業

障害児向け：障害等で個別の対応が必要な子どもを対象に、子どもの自宅で1対1を基本として保育を行う認可の事業です。

待機児童向け：認可保育所の入園が待機となった0歳児から2歳児クラスの子どもを対象に、利用者の自宅に保育者を派遣し、1対1の保育を実施する事業です。

◆ゲートキーパー

自殺のリスクにつながるような悩みに気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなげ、見守ることです。

◆合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

◆こども家庭センター

母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、すべての妊娠婦、子育て世帯、子どもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目ない支援を行うとともに、新たに、支援を要する子ども・妊娠婦等へのサポートプランの作成、民間団体と連携しながら支援体制を強化するための地域資源の開拓等を担うこととされている機関です。

令和4（2022）年に改正された児童福祉法等により、令和6（2024）年4月から市町村は「こども家庭センター」の設置に努めなければならないこととされており、「こども未来戦略」等において全国展開を図ることとされています。

◆子ども子育て応援ネットワーク

保健所・保健センターと子ども家庭支援センター、放課後対策課において、支援が必要な妊娠婦・乳幼児について情報を共有し、支援方針を協議するネットワークです。妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を強化し、産後うつや育児不安の解消、児童虐待予防等、母子保健分野と子育て支援分野の両面から子育て家庭を支えています。

【さ行】

◆事業所内保育施設

会社の従業員用の保育施設で、区が設置した基準を満たした認可施設です。従業員の子どものほか、定員の一部を地域枠として地域の子どもと一緒に保育しています。

◆児童館

児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設の一つで、地域において児童に健全な遊び場を提供して、遊びを通じてその健康の増進や、情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設です。

◆児童虐待

保護者(親または親に代わる養育者)によってその子どもに加えられた行為で、ネグレクト(食事を与えない、家に置き去りにする等の養育の放棄または怠慢)、身体的虐待、心理的虐待(著しい暴言、無視等)、性的虐待に分類されますが、重複して起こる場合もあります。

◆児童相談所

児童福祉法に基づき設置される行政機関です。原則18歳未満の子供に関する相談や通告について、子供本人・家族・学校の先生・地域の方々など、どなたからも受け付けています。

児童相談所は、すべての子供が心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に發揮できるように家族等を援助し、ともに考え、問題を解決していく専門の相談機関です

◆児童相談センター

児童相談所であると同時に、児童福祉法施行規則に基づく中央児童相談所として位置づけられている機関です。地域児童相談所としての機能に加え、都内の児童相談所間の調整、全児童福祉施設等の費用徴収事務のほか、総合的な診断・治療・指導の機能、研修・研究の機能、児童問題に関する情報の管理機能などを持っています。

◆児童発達支援

未就学の障害児が児童発達支援センター等の施設に通所し、日常生活での基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行うサービスです。

◆小規模保育事業

少人数(定員6人～19人)を対象にした認可保育施設です。

◆食育

生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、さまざまな経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を楽しく身に付ける教育の取組のことです。

◆育ちのサポートシステム

子ども発達支援センター ゆりのきが中心となって、子どもの発達や育ちに関する総合的な相談を受け、適切な療育につなげるとともに、育ちに支援を必要とする子どもの支援情報を蓄積した「育ちのサポートカルテ」を活用しながら、保健・福祉・教育等の関係機関と連携して、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を行う体制のことです。

【た行】

◆待機児童

認可保育所への入所申込みをしており、入所要件に該当しているにもかかわらず、定員超過等の理由で入所できない児童(認証保育所・家庭福祉員等で保育を受けている児童等を除く)のことです。

◆地域福祉コーディネーター

地域の中で支援を必要とする人を把握し、その人の直面する課題に対して地域住民や関係機関・団体等との協働により相談援助や専門機関につなぐ等して、その課題の解決を目指して支援する福祉の専門職のことです。

◆特定教育・保育施設

区長が施設型給付費の支給に係る施設として確認した「教育・保育施設」のことです。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園や、東京都認証保育所は含まれません。

◆特定地域型保育事業

区長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認した事業者が行う「地域型保育事業」のことです。

◆特別支援教育

L D（学習障害）、A D／H D（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症等発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うことです。

【な行】

◆認可保育所

保護者が仕事や病気等により家庭において子どもの保育ができないときに、保護者に代わって保育をするところです。

◆認可外保育施設

乳幼児を預かることを目的とした施設で、ベビーホテル、事業所が開設している保育施設、企業主導型保育施設等のことです。

◆認証保育所（東京都認証保育所）

認可保育所だけでは応えきれない大都市の多様な保育ニーズに応えるために創設された東京都独自基準（認証基準）による保育所です。民間企業等多様な事業者が運営し、次のような特色があります。

- ・全施設で0歳児から預かり
- ・全施設において13時間の開所を基本とする
- ・利用者と保育所の直接利用契約
- ・東京都独自基準により、適切な保育水準を確保

【は行】

◆Park-PFI制度

平成29年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のことです。

◆伴走型相談支援

出産・育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠8カ月前後、③出生後から乳児家庭全戸訪問までの間）やその後の継続的な情報発信等を実施し、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ必要な支援につなぐ相談支援のことです。

◆ピアサポート

同じような立場や境遇、経験等をともにする人同士の支え合いのことです。

◆保育所等訪問支援

保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校等に通う障害児が、集団生活の適応のための支援を必要とする場合に、訪問支援員がその施設を訪問し、専門的な支援等を行うサービスです。

◆放課後等デイサービス

在学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行うサービスです。

◆母子・父子自立支援員

ひとり親（母子・父子）家庭の方々の自立に必要な相談や助言・指導を行う専門職のことです。

◆母子保健コーディネーター

妊娠期から子育て期にわたる継続支援が必要な妊産婦の相談支援を行うため、保健所・保健センターに母子保健コーディネーターを配置しています。

【ま行】

◆マイスクールスポーツ

本区の各小・中学校がそれぞれ、縄跳び、一輪車、持久走等の種目を重点的に取り組むスポーツとして掲げて、児童・生徒の体力向上・増進を目指した取組のことです。

◆メンタティーチャー

授業や保育に優れた小学校教員、幼稚園教員をメンタティーチャーと認定し、主に教員になって2～3年の若手教員を対象に、模範授業の実施、若手教員の授業の講評・指導にあたっています。

【や行】

◆ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子どものことを言います。責任や負担の重さにより、学業や友人関係等に影響が出てしまうことがあります。

◆ユニバーサルデザイン

年齢・国籍・性別・身体状況等を問わず、可能な限りすべての人が社会に参画し暮らせるよう、生活・移動・都市環境のハード・ソフト両面から利用しやすい設計をめざす考え方です。

◆要保護児童対策地域協議会

要保護児童の適切な保護、支援等を行うため、子どもに関係する機関等により構成される機関であり、児童福祉法により、地方公共団体はその設置に努めることとされています。

【ら行】

◆ライフデザイン

結婚、妊娠・出産、子育て、仕事等、人生（ライフ）の構想のことです。国の「こども大綱」では、結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであって、多様な価値観・考え方を尊重することを大前提としています。

【わ行】

◆若者

思春期（中学生年代からおおむね18歳まで）、青年期（おおむね18歳からおおむね30歳未満まで）の者をいいます。施策によっては、ポスト青年期の者（青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者）も対象とします。思春期の者は、子どもから若者への移行期として、施策により、子ども、若者それぞれに該当する場合があります。

3 中央区子ども・子育て会議

(1) 中央区子ども・子育て会議委員名簿

区分	氏名	所属団体
学識経験者	大竹 智	立正大学教授
	新藤 こずえ	上智大学教授
医療関係者	大戸 秀恭	中央区医師会
	田中 翼	日本橋医師会
子育て支援事業者	大江 恵子	社会福祉法人清香会 理事長
保育・教育関係者	守田 亜希子	中央区私立保育園長会（さくらさくみらい勝どき園長）
	佐藤 みどり	中央区立保育園長会（中央区立つくだ保育園園長）
	山口 晃司	中央区立幼稚園長会（中央区立豊海幼稚園園長）
	平山 尚彦	中央区立小学校長会（中央区立城東小学校校長） ※令和6年3月31日まで
	児玉 大祐	中央区立小学校長会（中央区立日本橋小学校校長） ※令和6年4月1日から
子育て当事者 (保護者)	上笙 遼	公募区民
	織茂 ちあき	公募区民
	高原 友美	公募区民
団体関係者	藤丸 麻紀	主任児童委員（京橋地域）
	太田 明実	主任児童委員（日本橋地域）
	萩原 裕子	主任児童委員（月島地域）
	箱守 由記	ファミリー・サポート・センター提供会員代表
	茂木 龍哉	中央区青少年委員会 ※令和6年7月1日から
区職員	大久保 稔	福祉保健部長
	渡瀬 博俊	中央区保健所長
	生島 憲	教育委員会事務局次長 ※令和6年3月31日まで
	北澤 千恵子	教育委員会事務局次長 ※令和6年4月1日から

(敬称略：順不同)

(2) 中央区子ども・子育て会議 審議経過

【令和5（2023）年度】

開催日	主な議題
第1回 7月19日	■ 中央区の子育て支援事業の状況について ■ 令和5年度中央区子育て支援に関するニーズ調査及びひとり親家庭実態調査の実施について
第2回 9月6日 (書面開催)	■ 令和5年度中央区子育て支援に関するニーズ調査及びひとり親家庭実態調査の実施について
第3回 1月31日	■ 令和5年度中央区子育て支援に関するニーズ調査及びひとり親家庭実態調査の集計結果について（速報版）
第4回 3月26日	■ 令和5年度中央区子育て支援に関するニーズ調査及びひとり親家庭実態調査の実施結果について ■ こども基本法への対応及び令和6年度中央区子ども・子育て会議スケジュールについて

【令和6（2024）年度】

開催日	主な議題
第1回 7月16日	■ 中央区の子育て支援事業の状況について ■ (仮称) 中央区こども計画（第三期中央区子ども・子育て支援事業計画）策定に向けた子どもへのアンケート結果について ■ (仮称) 中央区こども計画（第三期中央区子ども・子育て支援事業計画）の策定について ・計画骨子（案）第1章から第3章
第2回 8月28日	■ (仮称) 中央区こども計画（第三期中央区子ども・子育て支援事業計画）の策定について ・計画骨子（修正案） 第1章から第3章 ・第4章「方向性ごとの取組内容」（案）
第3回 9月26日	■ (仮称) 中央区こども計画（第三期中央区子ども・子育て支援事業計画）の策定について ・第4章「方向性ごとの取組内容」（修正案） ・第5章「子ども・子育て支援事業計画」 ・基本理念について
第4回 11月7日	■ (仮称) 中央区こども計画（第三期中央区子ども・子育て支援事業計画）の策定について ・中間のまとめ（案）について
第5回 2月10日	■ (仮称) 中央区こども計画（第三期中央区子ども・子育て支援事業計画）の策定について ・中間のまとめ（案）に対するパブリックコメント実施結果について ・最終報告（案）について

4 国・東京都関連

(1) こども基本法

令和四年法律第七十七号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるべき子どもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われるべき支援
- 三 家庭における養育環境その他の子どもの養育環境の整備

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的扱いを受けることがないようにすること。

二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 子どもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対して子どもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施することも施策に協力するよう努めるものとする。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況
- 二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定することの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

第二章 基本的施策

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項
- 3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
 - 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
 - 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
 - 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項
 - 4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
 - 5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
 - 6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。
 - 7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等)

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係者相互の有機的な連携の確保等)

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

- 3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

- 4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知)

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

(こども施策の充実及び財政上の措置等)

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 こども政策推進会議

(設置及び所掌事務等)

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

-
- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 こども大綱の案を作成すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。
 - 三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務
 - 3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(組織等)

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第十二条の三に規定する事務を掌理するもの
 - 二 会長及び前号に掲げる者以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとって実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのついたこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(2) 「こども大綱」の概要 出典：こども大綱（説明資料）（こども家庭庁 HP）

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り開くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。

① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。

② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

(*こども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとってのわかりやすさの観点から、児童の権利に関する条約を「こどもの権利条約」と記載。)

こども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱を基本的な方針とする。

① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- ・こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとつての最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- ・成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聞き、対話しながら、ともに進めていく

- ・こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。
- ・意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- ・こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- ・「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

④ 良好的な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- ・乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障とともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
- ・困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的な配慮を行う。

⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚・子育てに関する希望の形成と実現を阻む陰路（あいろ）の打破に取り組む

- ・若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようになる。
- ・多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

子ども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するための重要な事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

1 ライフステージを通した重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
(こども基本法の周知、こどもの教育・養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進 等)
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり(遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり 等)
- こどもや若者への切れ目ない保健・医療の提供(成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援)
- こどもの貧困対策(教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援(地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育等)
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援(児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
(こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策 等)

2 ライフステージ別の重要事項

- 子どもの誕生前から幼児期まで
こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るために最も重要な時期。
 - ・妊娠前から妊娠期・出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
 - ・子どもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
- 学童期・思春期
学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。
 - ・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等
 - ・居場所づくり
 - ・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
 - ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
 - ・いじめ防止
 - ・不登校のこどもへの支援
 - ・校則の見直し
 - ・体罰や不適切な指導の防止
 - ・高校中退の予防、高校中退後の支援
- 青年期
大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。
 - ・高等教育の修学支援、高等教育の充実
 - ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定
 - ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
 - ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

- 子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向かえるようにする。
- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
 - 地域子育て支援、家庭教育支援
 - 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
 - ひとり親家庭への支援

子ども施策を推進するために必要な事項

1 こども・若者の社会参画・意見反映

- こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。こどもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。
- こどもや若者の意見を聞いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、2つの意義がある。
- ①こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
 - ②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。
- こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要。
- 国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進（『こども若者★いんぶらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員へのこども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知）
 - 地方公共団体等における取組促進（上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供 等）
 - 社会参画や意見表明の機会の充実
 - 多様な声を施策に反映させる工夫
 - 社会参画・意見反映を支える人材の育成
 - 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備
 - こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

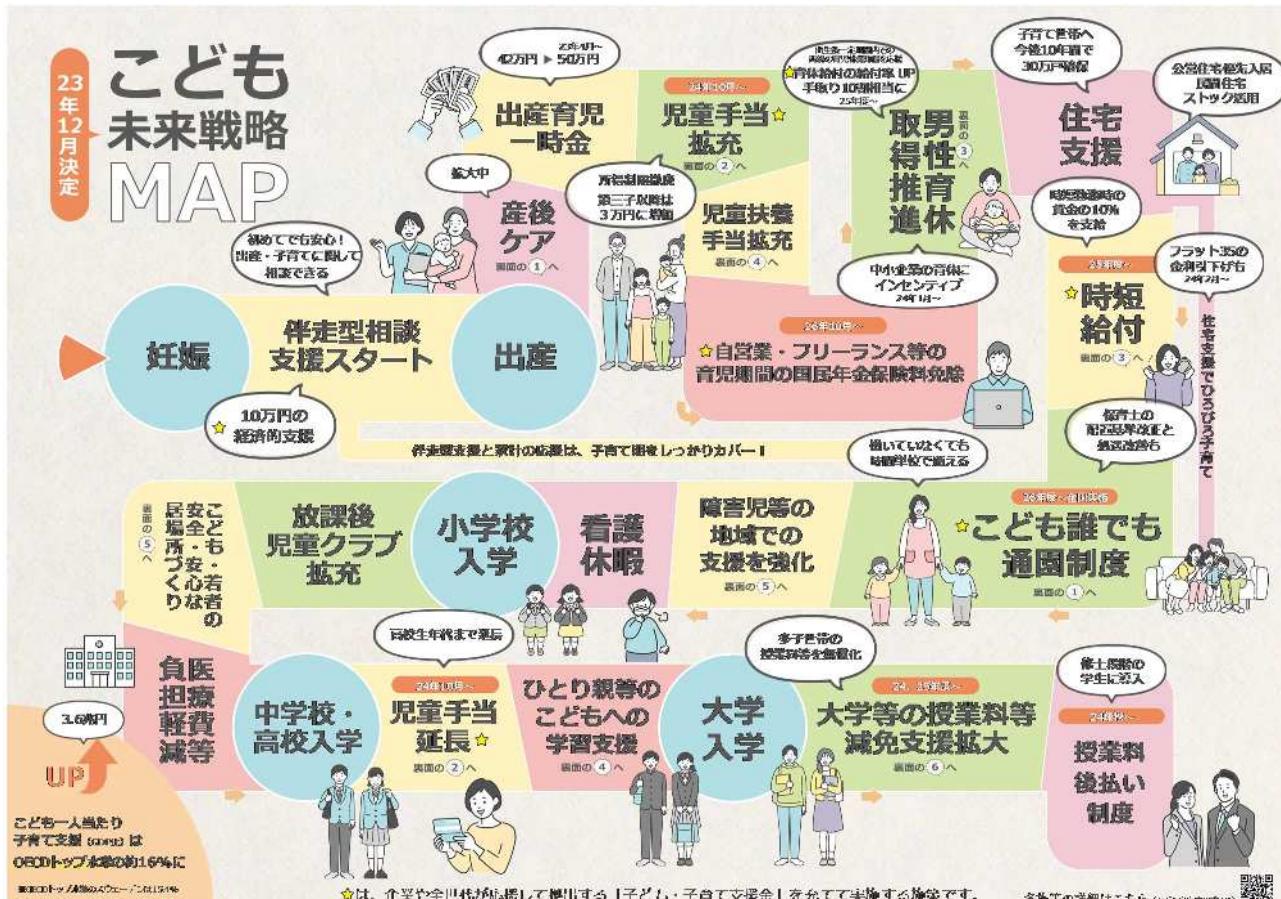
2 こども施策の共通の基盤となる取組

- 「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）
- こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- 地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開 等）
- 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
- こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3 施策の推進体制等

- 国における推進体制（総理を長とするこども政策推進会議、こどもまんなか実行計画の策定、担当大臣やこども家庭審議会の権限行使 等）
- 数値目標と指標の設定
- 自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携
- 国際的な連携・協力
- 安定的な財源の確保
- こども基本法附則第2条に基づく検討

(3) 「こども未来戦略」の概要 出典：こども未来戦略 MAP（こども家庭庁 HP）



(4) 東京都こども基本条例

令和三年三月三十一日
条例第五一号

こどもは、大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在である。

社会の宝であるこどもは、また社会の一員でもあり、あらゆる場面において権利の主体として尊重される必要がある。

こどもの権利条約（児童の権利に関する条約をいう。以下同じ。）では、こどもに対するあらゆる差別の禁止、こどもの最善の利益の確保、生命・生存・発達への権利及びこどもの意見の尊重を一般原則としている。

全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って、伸び伸びと健やかに育っていく環境を整備していかなければならない。

「こどもを大切にする」視点から、こどもの権利条約の精神にのっとり、こどもの目線に立った政策を推進していくことは、様々な人が共に暮らす、多様性に富んだ国際都市東京の使命である。

また、新型コロナウイルス感染症は人々の生活に大きな変化をもたらし、とりわけこどもへの影響は顕著である。いかなる状況下においても、こどもの幸福を追求していくことが何より重要であり、東京都がなすべき責務を明らかにしなければならない。

こうした認識の下、こどもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び東京都が取り組むべき施策の基本となる事項を定め、こどもの健やかな成長に寄与することを目指し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、こどもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び東京都（以下「都」という。）が取り組むべき施策の基本となる事項を定めることにより、こどもの健やかな成長に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「こども」とは、十八歳に満たない者をいう。なお、こどもに関する施策の実施に当たっては、次条の基本理念の実現を図る観点から、必要に応じて施策の対象とする範囲を定めるものとする。

(基本理念)

第三条 こどもは大いなる可能性を秘めたかけがえのない存在であるとの認識の下、こどもの権利条約の精神にのっとり、こどもを権利の主体として尊重し、こどもの最善の利益を最優先とすることで、全てのこどもが、今と将来への希望を持って伸び伸びと健やかに育つていけるよう、社会全体でこどもを育む環境を整備していかなければならない。

(こどもの権利)

第四条 都は、こどもの権利条約を踏まえ、こどもの生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利をはじめとした、こどもの権利を尊重し、擁護するための施策を推進するものとする。

(こどもにやさしい東京の実現)

第五条 都は、社会全体でこどもを育み、こどもにやさしい東京を実現するため、こどもの目線に立った施策を率先して推進するものとする。

(こどもの安全安心の確保)

第六条 都は、こどもを犯罪、事故その他の危害から守るため、こどもの安全と安心の確保に必要な施策を推進するものとする。

(子どもの遊び場、居場所づくり)

第七条 都は、子どもが伸び伸びと健やかに育つことができるよう、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）と連携して、子どもが過ごしやすい遊び場や居場所づくりなど、環境の整備を図るものとする。

(子どもの学び、成長への支援)

第八条 都は、子どもの学ぶ意欲や学ぶ権利を尊重し、子どもの可能性を最大限に伸ばすことができるよう、一人一人の個性に着目し、自立性や主体性を育むために必要な環境の整備を図るとともに、子どもに寄り添ったきめ細かな支援に取り組むものとする。

(子育て家庭、子どもに寄り添った多面的支援)

第九条 都は、様々な不安や悩みに直面する子育て家庭を支援するため、特別な支援や配慮を要する子ども及び社会的養育を必要とする子どもへの施策をはじめ、多様な子育てと働き方のための環境の整備、専門的な相談、情報提供その他の状況に応じた適切な取組等、多面的な支援に努めるものとする。

(子どもの意見表明と施策への反映)

第十条 都は、子どもを権利の主体として尊重し、子どもが社会の一員として意見を表明することができ、かつ、その意見が施策に適切に反映されるよう、環境の整備を図るものとする。

(子どもの参加の促進)

第十二条 都は、子どもが社会の一員として尊重され、年齢及び一人一人の発達段階に応じ、学校や地域社会等に参加することができるよう、必要な環境の整備を図るものとする。

(子どもの権利の広報・啓発)

第十三条 都は、子どもの不安や悩みを解消できるよう、子どもからの相談に対応する体制の充実並びに家庭、学校、地域社会及び関係機関等との連携強化に努めるものとする。

(子どもの権利擁護)

第十四条 都は、子どもの健やかな成長を支援するため、権利侵害その他の不利益を受けた場合等において、専門的知見に基づいて適切かつ迅速に子どもの救済を図ることができるよう、国、区市町村その他の関係機関と連携し、社会状況の変化に応じ、子どもの権利及び利益を擁護するための体制の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(子どもに関する計画の策定)

第十五条 都は、子どもに関する計画を策定するに当たっては、第三条の基本理念にのっとるものとする。

(子ども施策を総合的に推進する体制の整備)

第十六条 都は、子どもに関する施策を総合的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。
(財政上の措置)

第十七条 都は、子どもに関する施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(検討)

2 この条例の施行後三年を経過した場合において、この条例の施行の状況及び子どもを取り巻く状況等について検討し、時代の要請に適合するものとするために必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の検討を行うに当たっては、子どもの意見を反映させるため、子どもの意見を聴く機会を設けるものとする

中央区こども計画
(第三期中央区子ども・子育て支援事業計画)

令和7（2025）年3月発行
発 行：中央区 福祉保健部 子育て支援課
〒104-8404
東京都中央区築地一丁目1番1号
電話 03-3546-5444

刊行物登録番号
〇〇-〇〇